資料２－３

調査結果報告書

日会会局
議部
２０審税税
等関関
替殊関
為特
国会省
外科
・分務
８年
１１月
和税税
令関関

目次

１　総論 ..... - 1 -
１－１　調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴 ..... - 1 -
１－１－１　品名 ..... - 1 -
１－１－２　銘柄及び型式 ..... - 1 -
１－１－３　特徴 ..... - 1 -
１－２　調査対象貨物の供給者及び供給国 ..... - 1 -
１－３　調査の対象とした期間（以下「調査対象期間」という。） ..... - 2 -
１－３－１　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項 ..... - 2 -
１－３－２　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項 ..... - 2 -
１－４　調査の対象とした事項の概要 ..... - 2 -
１－４－１　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項 ..... - 2 -
１－４－２　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項 ..... - 2 -
１－５　不当廉売関税に係る調査を開始するに至る経緯 ..... - 2 -
１－５－１　不当廉売関税を課することの求め ..... - 2 -
１－５－２　不当廉売関税に係る調査の開始の決定 ..... - 3 -
１－６　不当廉売関税に係る調査の開始後の経緯 ..... - 4 -
１－６－１　利害関係者等への質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等 ..... - 4 -
１－６－２　標本抽出（サンプリング）（以下「サンプリング」という。） ..... - 19 -
１－６－３　利害関係者等への不備指摘の送付及びこれに対する不備改め版回答の状況等 ..... - 22 -
１－６－４　代替国選定 ..... - 24 -
１－６－５　代替国候補の供給者への不備指摘の送付及びこれに対する不備改め版回答の状況等 ..... - 38 -
１－６－６　調査対象貨物の品種等の分類の変更 ..... - 38 -
１－６－７　利害関係者への追加質問状の送付及びこれに対する回答の状況等 ..... - 46 -
１－６－８　代替国候補の供給者への追加質問状の送付及びこれに対する回答の状況等 ..... - 46 -
１－６－９　代替国候補の供給者への不備指摘の送付及びこれに対する不備改め版回答の状況等 ..... - 47 -
１－６－１０　新たに判明した直接の利害関係人 ..... - 47 -
１－６－１１　証拠の提出及び証言、対質の申出、意見の表明等 ..... - 47 -
１－６－１２　現地調査 ..... - 48 -
１－７　秘密の情報 ..... - 51 -
１－８　証拠等の閲覧 ..... - 51 -
１－９　開示範囲又は秘密情報の要約の適切性に係る指摘 ..... - 51 -
１－１０　知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）の適用 ..... - 53 -
２　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項 ..... - 55 -
２－１　総論 ..... - 55 -
２－１－１　調査対象貨物 ..... - 55 -
２－１－２　調査対象貨物と比較する同種の貨物 ..... - 55 -
２－１－３　不当廉売差額の基本的考え方 ..... - 55 -
２－１－４　不当廉売差額の算出に係る調査対象者の選定 ..... - 56 -
２－１－５　正常価格の算出の基本的考え方 ..... - 57 -
２－１－６　中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的考え方 ..... - 57 -
２－１－７　市場経済の条件が浸透している事実に関する基本的考え方 ..... - 58 -
２－１－８　市場経済の条件が浸透している事実に関する検討 ..... - 58 -

２－１－９ 市場経済の条件が浸透している事実に関する結論 - 58 -
２－１－１０ 輸出価格の算出の基本的考え方 - 59 -
２－１－１１ 端数処理の基本的考え方 - 59 -
２－２ 代替国選定等 - 59 -
２－２－１ 代替国選定 - 59 -
２－２－２ 代替国の正常価格 - 60 -
２－３ 韓国の供給者 - 61 -
２－３－１ POSCO - 61 -
２－３－２ KG Dongbu Steel - 66 -
２－３－３ 本調査に協力を表明したがサンプリング調査対象者に選定されなかった韓国の供給者（サンプリング調査非対象韓国生産者） - 68 -
２－３－４ 知り得た供給者のうち調査に協力しなかった韓国の供給者及びその他の韓国の供給者 - 69 -
２－３－５ 韓国の供給者の不当廉売差額率 - 69 -
２－４ 中国の供給者 - 69 -
２－４－１ 鞍鋼 - 70 -
２－４－２ 湖南華菱漣源鋼鉄 - 71 -
２－４－３ 本調査に協力を表明したがサンプリング調査対象者に選定されなかった供給者（サンプリング調査非対象中国生産者） - 72 -
２－４－４ 知り得た供給者のうち調査に協力しなかった中国の供給者及びその他の中国の供給者 - 73 -
２－４－５ 中国の供給者の不当廉売差額率 - 73 -
２－５ 不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項についての結論 - 74 -
３ 不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項 - 75 -
３－１ 本邦の産業 - 75 -
３－１－１ 本邦の産業に係る意見等の検討 - 77 -
３－２ 同種の貨物の検討 - 78 -
３－２－１ 物理的及び化学的特性 - 78 -
３－２－２ 製造工程 - 79 -
３－２－３ 流通経路 - 79 -
３－２－４ 用途 - 79 -
３－２－５ 価格の決定方法 - 80 -
３－２－６ 代替性 - 80 -
３－２－７ 貿易統計上の分類 - 81 -
３－３ 累積的な評価 - 81 -
３－３－１ 当該輸入貨物の供給国 - 81 -
３－３－２ 当該輸入貨物の不当廉売差額 - 81 -
３－３－３ 当該輸入貨物の輸入量 - 81 -
３－３－４ 原産国の異なる溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の間の競争状態 - 82 -
３－４ 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響 - 83 -
３－４－１ 当該輸入貨物の輸入量 - 83 -
３－４－２ 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響 - 84 -
３－４－３ 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響についての結論 - 86 -
３－５ 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響 - 86 -
３－５－１ 生産高 - 86 -
３－５－２ 生産能力・稼働率（操業度） - 87 -

３－５－３ 販売及び市場占拠率 ..... - 88 -
３－５－４ 在庫 ..... - 89 -
３－５－５ 国内価格に影響を及ぼす要因 ..... - 89 -
３－５－６ 利潤 ..... - 90 -
３－５－７ 投資及び投資収益 ..... - 91 -
３－５－８ 資金流出入（キャッシュフロー） ..... - 92 -
３－５－９ 資金調達能力 ..... - 92 -
３－５－１０ 雇用 ..... - 92 -
３－５－１１ 賃金 ..... - 93 -
３－５－１２ 生産性 ..... - 93 -
３－５－１３ 成長 ..... - 94 -
３－５－１４ 不当廉売価格差の大きさ ..... - 94 -
３－５－１５ 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に係る意見等の検討 ..... - 95 -
３－５－１６ 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論 ..... - 96 -
３－６ 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項についての結論 ..... - 96 -
４ 因果関係 ..... - 97 -
４－１ 当該輸入貨物の輸入による影響 ..... - 97 -
４－２ 当該輸入貨物以外による影響 ..... - 97 -
４－２－１ 第三国からの輸入の量及び価格 ..... - 97 -
４－２－２ 需要又は消費態様の変化 ..... - 101 -
４－２－３ 外国の生産者及び本邦の生産者の制限的商慣行並びに外国の生産者と本邦の生産者との間の競争 ..... - 105 -
４－２－４ 技術の進歩 ..... - 106 -
４－２－５ 本邦の産業の輸出実績 ..... - 106 -
４－２－６ 本邦の産業の生産性 ..... - 106 -
４－２－７ その他因果関係に関する証拠及び意見等の検討 ..... - 107 -
４－２－８ その他の意見等の検討 ..... - 111 -
４－３ 因果関係に関する結論 ..... - 112 -
５ 仮の決定に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解 ..... - 113 -
５－１ 調査の経緯に関する事項 ..... - 113 -
５－１－１ 仮の決定と仮の決定の基礎となる事実の開示 ..... - 113 -
５－１－２ 仮の決定に関する反論等・再反論等 ..... - 113 -
５－１－３ 秘密の情報 ..... - 114 -
５－１－４ 証拠等の閲覧 ..... - 114 -
５－１－５ 暫定措置 ..... - 114 -
５－１－６ 調査期間の延長 ..... - 115 -
５－２ 「２ 不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解 ..... - 115 -
５－２－１ 「１－１－２ 銘柄及び型式」、「２－１－１ 調査対象貨物」及び「３－２－７ 貿易統計上の分類」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解 ..... - 115 -
５－２－２ 「２－１－５ 正常価格の算出の基本的考え方」乃至「２－１－９ 市場経済の条件が浸透している事実に関する結論」、「２－２－１ 代替国選定」及び「２－２－２ 代替国の正常価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解 ..... - 118 -
５－２－３ 「２－３－４－１ 不当廉売差額率」及びFA経緯書（Hyundai Steel Company）に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解 ..... - 120 -
５－２－４ 「２－１－６ 中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的考え方」乃至「２－１－９ 市場経済の条件が浸透している事実に関する結論」及び「２

－４－２－２　正常価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解 - 123 -
５－２－５　「２－２－１　代替国選定」、「２－２－２　代替国の正常価格」及び「２－４－２－２　正常価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解 - 125 -
５－２－６　「２－４－２－１　本邦向け輸出価格」及び FA 経緯書兼 DM 計算書（湖南華菱漣源鋼鉄）「Ⅰ.ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解 - 126 -
５－２－７　FA 経緯書兼 DM 計算書（湖南華菱漣源鋼鉄）「Ⅱ．不当廉売差額率の算定について」「２．質問状回答等の内容について検討を要した事項」「(1) 梱包費用（B-3-8-1)」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解 - 129 -
５－２－８　FA 経緯書兼 DM 計算書（湖南華菱漣源鋼鉄）「Ⅱ．不当廉売差額率の算定について」「２．質問状回答等の内容について検討を要した事項」「(2) 与信費用（B-3-30-6)」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解 - 131 -
５－２－９　FA 経緯書兼 DM 計算書（湖南華菱漣源鋼鉄）「Ⅱ．不当廉売差額率の算定について」「２．質問状回答等の内容について検討を要した事項」「(3) 在庫金利費用（B-3-29-7)」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解 - 132 -
５－２－１０　「２－４－２－４　不当廉売差額率（湖南華菱漣源鋼鉄)」並びに FA 経緯書兼 DM 計算書（湖南華菱漣源鋼鉄)「Ⅱ．不当廉売差額率の算定について」「１．不当廉売差額率」、「３．輸出価格」及び「４．正常価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解 - 134 -
５－２－１１　「２－４－１－１　本邦向け輸出価格」並びに FA 経緯書兼 DM 計算書（鞍鋼)「Ⅱ．不当廉売差額率の算定について」「２．質問状回答等の内容について検討を要した事項」及び「３．輸出価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解 - 134 -
５－２－１２　「２－１－９　市場経済の条件が浸透している事実に関する結論」、「２－２－１　代替国選定」及び「２－２－２　代替国の正常価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解 - 139 -
５－２－１３「２－３－２－２－２　構成価格」及び FA 経緯書兼 DM 計算書（KG Dongbu Steel)「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「２．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「A)　様式 E」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解 - 141 -
５－２－１４「２－３－２－２－２　構成価格」及び FA 経緯書兼 DM 計算書（KG Dongbu Steel)「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「４．ファクツ・アヴェイラブルを適用した手法」「A)　調査対象貨物の単位当たりの生産費用（COP)」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解 - 145 -
５－２－１５「２－３－２－２－２　構成価格」及び FA 経緯書兼 DM 計算書（KG Dongbu Steel)「Ⅱ．不当廉売差額率の算定について」「４．正常価格」「B)　輸出価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解 - 148 -
５－２－１６「２－３－２－２－２　構成価格」及び FA 経緯書兼 DM 計算書（KG Dongbu Steel)「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「２．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「B)　様式 B における販売手数料（B-3-25-1)」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解 - 150 -
５－２－１７　FA 経緯書兼 DM 計算書（POSCO）　「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「２．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「A. 様式 G における【企業名】及び【企業名】の控除費用及び利潤」及び「４．ファクツ・アヴェイラブルを適用した手法」「A. 様式 G における【企業

名】及び【企業名】の控除費用及び利潤」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解 ..... - 153 -
５－２－１８ FA 経緯書兼 DM 計算書（POSCO）「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「２.ファクツ･アヴェイラブルの適用に至った理由」「B. 様式 G②に回答された【企業名】における販売数量と購入数量の差異」及び「４．ファクツ・アヴェイラブルを適用した手法」「B. 様式 G②における販売数量」並びに「２－３－１－１　本邦向け輸出価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解 ..... - 157 -
５－２－１９ FA 経緯書兼 DM 計算書（POSCO）「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「２.ファクツ･アヴェイラブルの適用に至った理由」「C.【企業名】において発生した調査対象貨物の販売に係るコスト」及び「４．ファクツ・アヴェイラブルを適用した手法」「C.【企業名】において発生した調査対象貨物の販売に係るコスト」並びに「２－３－１－１　本邦向け輸出価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解..... - 160 -
５－２－２０ FA 経緯書兼 DM 計算書（POSCO）「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「２.ファクツ･アヴェイラブルの適用に至った理由」「D. 様式 G における関連企業【企業名】及び【企業名】を通じて輸入・販売した取引に係る事実」及び「４．ファクツ・アヴェイラブルを適用した方法」「D. 関連企業【企業名】及び【企業名】を通じて輸入・販売した取引に係る事実」並びに「２－３－１－１　本邦向け輸出価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解..... - 162 -
５－２－２１ FA 経緯書兼 DM 計算書（POSCO）「２．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「E. 関連企業からの原材料調達価格」及び「３．ファクツ・アヴェイラブルを適用した手法」「E. 様式 E における直接材料費」並びに「２－３－１－２－２　構成価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解 ..... - 167 -
５－２－２２ FA 経緯書兼 DM 計算書（POSCO）「４．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「D. 様式 G における関連企業【企業名】及び【企業名】を通じて輸入・販売した取引に係る事実」及び「２－３－１－２－２　構成価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解..... - 169 -
５－３ 「３　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解 - 175 -
５－３－１ 「３－１－１　本邦の産業に係る意見等の検討」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解 ..... - 175 -
５－３－２ 「３－２－４　用途」、「３－２－６　代替性」及び「３－２－７　貿易統計上の分類」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解 ... - 176 -
５－３－３ 「３－４－２　当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」及び「３－５－１４　不当廉売価格差の大きさ」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解 ..... - 179 -
５－３－４ 「３－５－１５　当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に係る意見等の検討」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解 ... - 180 -
５－３－５ 「３－５－１５　当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に係る意見等の検討」、「３－５－１６　当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論」、「４－２－７　その他因果関係に関する証拠及び意見等の検討」及び「４－２－８　その他の意見等の検討」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解..... - 181 -
５－３－６ 「３－６　当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項についての結論」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解 ..... - 182 -
５－４ 「４　因果関係」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解 - 183 -

５－４－１　「４－２－８　その他の意見等の検討」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解 - 183 -
５－４－２　「４－２－７　その他因果関係に関する証拠及び意見等の検討」及び「４－２－８　その他の意見等の検討」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解 - 184 -
５－４－３　「４－２－７　その他因果関係に関する証拠及び意見等の検討」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解 - 184 -
５－４－４　「４－２－７　その他因果関係に関する証拠及び意見等の検討」及び「４－２－８　その他の意見等の検討」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解 - 188 -
５－４－５　「４－２－７　その他因果関係に関する証拠及び意見等の検討」及び「４－２－８　その他の意見等の検討」に関する反論等 - 188 -
５－５　その他の反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解 - 189 -
５－６　仮の決定に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解についての結論 - 190 -
６　重要事実に関する反論・再反論及びこれらに係る調査当局の見解 - 191 -
６－１　調査の経緯に関する事項 - 191 -
６－１－１　重要事実の開示 - 191 -
６－１－２　重要事実に関する反論・再反論 - 191 -
６－１－３　秘密の情報 - 192 -
６－１－４　証拠等の閲覧 - 192 -
６－１－５　約束の申出等 - 192 -
６－２　「２　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」及び「５－２「２　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論・再反論及びこれらに係る調査当局の見解 - 192 -
６－２－１　「２－３－４－１　不当廉売差額率」、「５－２－３「２－３－４－１　不当廉売差額率」及び FA 経緯書（Hyundai Steel Company）に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」及び FA 経緯書（Hyundai Steel Company）に関する反論・再反論及びこれらに係る調査当局の見解 - 193 -
６－２－２　「５－２－１３「２－３－２－２－２　構成価格」及び FA 経緯書兼 DM 計算書（KG Dongbu Steel）「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「２．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「A)　様式 E」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論・再反論及びこれらに係る調査当局の見解 - 195 -
６－２－３　「５－２－１４「２－３－２－２－２　構成価格」及び FA 経緯書兼 DM 計算書（KG Dongbu Steel）「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「４．ファクツ・アヴェイラブルを適用した手法」「A)　調査対象貨物の単位当たりの生産費用（COP）」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論・再反論及びこれらに係る調査当局の見解 - 196 -
６－２－４　「５－２－１４「２－３－２－２－２　構成価格」及び FA 経緯書兼 DM 計算書（KG Dongbu Steel）「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「４．ファクツ・アヴェイラブルを適用した手法」「A)　調査対象貨物の単位当たりの生産費用（COP）」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論・再反論及びこれらに係る調査当局の見解 - 197 -
６－２－５　「５－２－１５「２－３－２－２－２　構成価格」及び FA 経緯書兼 DM 計算書（KG Dongbu Steel）「Ⅱ．不当廉売差額率の算定について」「４．正常価格」「B)　輸出価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」

に関する反論・再反論及びこれらに係る調査当局の見解 ..... - 199 -
６－２－６ 「５－２－１６「２－３－２－２－２　構成価格」及び FA 経緯書兼 DM 計算書（KG Dongbu Steel）「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「２．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「B) 様式 B における販売手数料（B-3-25-1)」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論・再反論及びこれらに係る調査当局の見解 ..... - 200 -
６－２－７ 「５－２－１７ FA 経緯書兼 DM 計算書（POSCO） 「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「２．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「A. 様式 G における【企業名】及び【企業名】の控除費用及び利潤」及び「４．ファクツ・アヴェイラブルを適用した手法」「A. 様式 G における【企業名】及び【企業名】の控除費用及び利潤」に関する反論等及びこれらに係る調査当局の見解」、「５－２－１８ FA 経緯書兼 DM 計算書（POSCO）「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「２．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「B. 様式 G②に回答された【企業名】における販売数量と購入数量の差異」及び「４．ファクツ・アヴェイラブルを適用した手法」「B. 様式 G②における販売数量」並びに「２－３－１－１ 本邦向け輸出価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」及び「５－２－２０ FA 経緯書兼 DM 計算書（POSCO）「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「２．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「D. 様式 G における関連企業【企業名】及び【企業名】を通じて輸入・販売した取引に係る事実」及び「４．ファクツ・アヴェイラブルを適用した方法」「D. 関連企業【企業名】及び【企業名】を通じて輸入・販売した取引に係る事実」並びに「２－３－１－１ 本邦向け輸出価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論・再反論及びこれらに係る調査当局の見解 ..... - 201 -
６－２－８ 「５－２－２２ FA 経緯書兼 DM 計算書（POSCO）「４．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「D. 様式 G における関連企業【企業名】及び【企業名】を通じて輸入・販売した取引に係る事実」及び「２－３－１－２－２　構成価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論・再反論及びこれらに係る調査当局の見解 ..... - 206 -
６－３ 重要事実に関する反論・再反論及びこれらに係る調査当局の見解についての結論 ..... - 208 -
7 結論 ..... - 208 -

（別添）主要証拠等目録

（注１）【　】で囲んだ部分は、秘密情報に係る要約である。
（注２）本報告書では、以下の略称を用いる。
- 1994 年の関税及び貿易に関する一般協定第 6 条の実施に関する協定（平成 6 年条約第 15 号）を、単に「協定」という。
- 関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）を、単に「法」という。
- 不当廉売関税等に関する政令（平成 6 年政令第 416 号。令和 8 年政令第 85 号による改正前の題名は不当廉売関税に関する政令。以下、同改正の前後を通じて「不当廉売関税等に関する政令」という。）を、単に「政令」という。
- 不当廉売関税等に関する手続等についてのガイドライン（令和 8 年政令第 85 号による改正に伴う改訂前の題名は不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン。以下、同改訂の前後を通じて「不当廉売関税等に関する手続等についてのガイドライン」という。）を、単に「ガイドライン」という。

１　総論

１－１　調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴

１－１－１　品名

(1)　溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板

１－１－２　銘柄及び型式

(2)　次のイ又はロに掲げる物品

イ　鉄又は非合金鋼のフラットロール製品に溶融亜鉛めっきしたものであって、商品の名称及び分類についての統一システム（HS）の品目表（以下「HS 品目表」という。）第 7210.49 号又は第 7212.30 号に分類されるもの。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

（イ）波形にしたもの

（ロ）合金化溶融めっきのもの（めっき層の鉄の含有量がめっき層の全重量の 7.0 パーセント以上の均質な合金のものに限る。）

（ハ）めっき層において、マグネシウムの含有量がめっき層の全重量の 2.0 パーセント以上のものであって、アルミニウムの含有量がめっき層の全重量の 5.0 パーセント以上のもの

（ニ）めっき層において、アルミニウムの含有量がめっき層の全重量の 4.0 パーセント以上のものであって、マグネシウム及びニッケルを含むもの

ロ　ステンレス鋼以外の合金鋼のフラットロール製品（溶融亜鉛めっきする前のものに限る。以下「母材」という。）に溶融亜鉛めっきしたものであって、母材におけるマンガン、ほう素又はチタンのいずれかの含有量が母材の全重量に対して HS 品目表第 72 類の注 1(f)に掲げる割合以上のものであり、マンガン、ほう素及びチタン以外の元素の含有量が母材の全重量に対して同表第 72 類の注 1(f)に掲げる割合未満のもの。HS 品目表第 7225.92 号又は第 7226.99 号に分類される。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

（イ）波形にしたもの

（ロ）バイメタル（張合せ加工を行ったもので、ニッケルの含有量が全重量の 10 パーセントを超えるものに限る。）

（ハ）合金工具鋼のもの

（ニ）高速度鋼のもの

（ホ）合金化溶融めっきのもの（めっき層の鉄の含有量がめっき層の全重量の 7.0 パーセント以上の均質な合金のものに限る。）

（ヘ）めっき層において、マグネシウムの含有量がめっき層の全重量の 2.0 パーセント以上のものであって、アルミニウムの含有量がめっき層の全重量の 5.0 パーセント以上のもの

（ト）めっき層において、アルミニウムの含有量がめっき層の全重量の 4.0 パーセント以上のものであって、マグネシウム及びニッケルを含むもの

１－１－３　特徴

(3)　表面に溶融亜鉛めっきを施すことで優れた防錆機能が付加された鋼帯及び鋼板であり、主にガードレールや住宅、フェンス等の建材や冷蔵庫等の電気機器の部品を製造するための原料として使用される。

１－２　調査対象貨物の供給者及び供給国

(4)　大韓民国（以下「韓国」という。）及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）の生産者及び輸出者。

１－３　調査の対象とした期間（以下「調査対象期間」という。）

１－３－１　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

(5)　令和６年１月１日から令和６年 12 月 31 日まで。
　ただし、政令第２条第３項に規定する特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実（調査対象貨物と同種の貨物を生産している中国の産業において当該同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実）に関する事項については、生産者の会社設立の時から令和６年 12 月 31 日まで。
　なお、「調査対象貨物と同種の貨物」（以下「同種の貨物」という。）とは、調査対象貨物と全ての点で同じである貨物、又はそのような貨物がない場合には、全ての点で同じではないが調査対象貨物と極めて類似した性質を有する他の貨物をいう[1]。

１－３－２　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

(6)　令和４年４月１日から令和７年３月 31 日まで。

１－４　調査の対象とした事項の概要

１－４－１　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

(7)　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項に関して、
(ア)　同種の貨物の正常価格（法第８条第１項に規定する正常価格をいう。以下同じ。）
(イ)　調査対象貨物の本邦向け輸出価格
(ウ)　これらの正常価格と本邦向け輸出価格との差額（以下「不当廉売差額」という。）
(エ)　その他不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実の認定に関し参考となるべき事項
について調査した。

１－４－２　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

(8)　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関して、
(ア)　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入量
(イ)　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の同種の貨物の価格に及ぼす影響
(ウ)　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が同種の貨物を生産している本邦の産業に及ぼす影響
(エ)　その他不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の有無の認定に関し参考となるべき事項
について調査した。

１－５　不当廉売関税に係る調査を開始するに至る経緯

１－５－１　不当廉売関税を課することの求め

(9)　令和７年４月 28 日、法第８条第４項の規定による不当廉売関税を課することの求めとして、「中華人民共和国産及び大韓民国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税を課することを求める書面」（以下「申請書」という。）が、**「表１　申請者名及び申請者の住所」**

[1] 協定 2.6

に記載の日本製鉄株式会社（以下「日本製鉄」という。）、日鉄鋼板株式会社（以下「日鉄鋼板」という。）、株式会社神戸製鋼所（以下「神戸製鋼所」という。）及び株式会社淀川製鋼所（以下「ヨドコウ」という。）[2]の 4 者の連名で提出された。

表 1　申請者名及び申請者の住所

申請者名	申請者の住所
日本製鉄	東京都千代田区丸の内二丁目六番一号
日鉄鋼板	東京都中央区日本橋本町二丁目二番五号日本橋本町二丁目ビル
神戸製鋼所	兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通二丁目二番四号
ヨドコウ	大阪府大阪市中央区南本町四丁目一番一号

(10)　申請者は、下記**「３－１　本邦の産業」**のとおり、本邦において同種の貨物を生産及び販売している者であり、令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までにおける同種の貨物の本邦における総生産高に占める申請者の生産高の割合は申請適格（本邦における総生産高の四分の一以上）[3]を満たしていた。

(11)　令和 7 年 8 月 6 日、調査当局は、韓国政府及び中国政府に対し、かかる申請があり申請書を受領した旨を通知[4]した。

１－５－２　不当廉売関税に係る調査の開始の決定

(12)　申請書を検討した結果、不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実及び不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実について、申請者として収集した十分な証拠が提出されており、また、申請に対する支持の状況は本邦産同種の貨物の本邦における総生産高の 50%を超えていたこと[5]から、不当廉売関税に係る調査を開始する必要があると認められたため、令和 7 年 8 月 13 日、申請に基づく不当廉売関税に係る調査の開始を決定[6]し、その旨を直接の利害関係人（調査対象貨物の供給者及び輸入者並びに申請者並びに財務大臣が本調査に特に利害関係を有すると認める者をいう。）と認められた者に対し、書面により通知[7]（申請書（開示版）の写しを添付）するとともに、官報で告示[8]した（令和 7 年 8 月 13 日財務省告示第 222 号）（以下「調査開始告示」という。）。

(13)　調査開始告示において、「令第十条第一項前段及び第十条の二第一項前段の規定による証拠の提出及び証言、令第十一条第一項の規定による証拠等の閲覧、令第十二条第一項の規定による対質の申出、令第十二条の二第一項の規定による意見の表明並びに令第十三条第一項の規定による情報の提供についてのそれぞれの期限」を次のとおりとした。

(ア)　証拠の提出及び証言についての期限　令和 7 年 11 月 13 日
(イ)　証拠等の閲覧についての期限　政令第 16 条第 1 項に規定する不当廉売関税を課することの決定、同条第 2 項に規定する不当廉売関税を課さないことの決定又は同条第 3 項に規定する調査を取りやめることの決定に係る告示の日
(ウ)　対質の申出についての期限　令和 7 年 12 月 15 日
(エ)　意見の表明についての期限　令和 7 年 12 月 15 日
(オ)　情報の提供についての期限　令和 7 年 12 月 15 日

---

[2] 令和 7 年 10 月 1 日、株式会社淀川製鋼所は「株式会社ヨドコウ」に商号を変更した。
[3] 政令第 5 条第 1 項第 1 号
[4] 協定 5.5
[5] 協定 5.4、政令第 7 条第 1 項第 7 号、ガイドライン 6.⑵三①
[6] 法第 8 条第 5 項
[7] 政令第 8 条第 1 項
[8] 政令第 8 条第 1 項

(14) また、調査開始告示において、「本調査は日本語で実施することから、証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供は日本語の書面により行うものとする。ただし、これらの原文が日本語以外の言語によるものである場合は、当該原文に加え日本語の翻訳文を添付するものとする。」、「本調査の開始にあたり、令第十条第二項前段[9]及び第十条の二第二項前段の規定による証拠の提出を求めるため、前記三（一）の供給者及びその他の調査開始の日において把握している利害関係者に対し、質問状を送付し、期限を定めて回答を求めるほか、その他の利害関係者からも回答が得られるよう当該質問状を財務省及び経済産業省のホームページに掲載する。」及び「当該質問状の送付を受けた利害関係者は所定の期限までに回答を行うものとし、利害関係者であるにもかかわらず、本告示の日から七日以内に当該質問状の送付を受けなかった者は、本告示の日から十四日以内に前記（二）の宛先に利害関係者に該当することを証する資料を添えて書面で申し出た上で、財務省若しくは経済産業省のホームページから当該質問状を入手し、又は当該質問状の送付を受け、所定の期限までに回答を行うものとする。」と告示した。

(15) 令和 7 年 8 月 13 日、調査当局は、韓国政府及び中国政府に対し、調査開始を決定した旨を書面により通知[10]（申請書（開示版）の写しを添付[11]）した。

また、同日、財務大臣は、関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会委員に対し、調査開始を決定した旨を通知し、その後、同年 10 月 3 日に開催された関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会において調査開始について説明[12]した。

なお、本調査の開始決定に際し、同年 8 月 7 日、財務大臣及び経済産業大臣は、本調査を開始する必要があると認め、相互にその旨を通知[13]した。

１－６　不当廉売関税に係る調査の開始後の経緯

１－６－１　利害関係者等への質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等

(16) 令和 7 年 8 月 13 日、調査対象貨物の供給者、輸入者及び本邦産同種の貨物の生産者（以下、これらの者を総称して「利害関係者」という。）並びに産業上の使用者（以下、利害関係者及び産業上の使用者を総称して「利害関係者等」という。）に対し、「不当廉売関税の課税に関する調査への協力のお願い（利害関係者等共通）」（以下「お願い紙」という。）、「確認票」及び「質問状」（以下、お願い紙、確認票及び質問状を併せて「質問状等」という。）を送付し、期限を定めて回答を求めるとともに、「特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項[14]並びにガイドライン 10.に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」ことを明示した。

また、質問状等を財務省[15]及び経済産業省[16]のホームページに掲載して公表し、調査開始告示の日から 7 日以内に財務大臣から質問状等の送付を受けていない利害関係者等のうち、本調査に参加する意思を表明しようとする者は、調査開始告示の日から 14 日以内に指定された連絡先に利害関係者に該当することを証する資料を添えて書面で申し出るとともに、上記の質問状等に回答の上、質問状等の所定の期限までに回答を提出するよう明示した。

---

[9] 令和 8 年政令第 85 号による改正後の政令第 10 条第 3 項前段
[10] 協定 12.1
[11] 協定 6.1.3
[12] ガイドライン 6.(3)
[13] 政令第 18 条第 1 項
[14] 令和 8 年政令第 85 号による改正後の政令第 10 条第 5 項
[15] https://www.customs.go.jp/tokusyu/youyuuaen.html（以下、質問状等を掲載した財務省のホームページアドレスは同様。）
[16] https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/investigation/GI/index.html（以下、質問状等を掲載した経済産業省のホームページアドレスは同様。）

さらに、質問状等に対し、「特段の理由なく回答期限内に回答しない場合、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項[17]並びにガイドライン 10.に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」ことを明示した。

(17)　調査当局は、調査対象貨物の供給者に対する質問状等の送付と同時に、大韓民国駐日本国大使館及び中華人民共和国駐日本国大使館に対し当該質問状等を送付し、調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た 33 者に対して当該質問状等を送付したことを伝えるとともに、当該供給者以外の者で調査対象貨物の生産又は輸出を行っている者がある場合、証拠の提出の機会を設けるため諸手続についての案内等を追送する用意があることを伝え、そのような生産者及び輸出者に係る情報の提供を依頼した。

また、調査当局が知り得た供給者及び輸入者に対して、それぞれに係る確認票において、韓国及び中国の生産者及び輸出者の情報の提供を求めるとともに、財務省及び経済産業省のホームページにおいて本調査に係る確認票及び質問状が入手可能であることを当該者に伝達して欲しい旨を依頼した。

(18)　利害関係者等への質問状等の送付及びこれに対する回答 [18]の状況等について、その詳細（利害関係者等の区分、送付数、確認票及び質問状）は、**「表 2　利害関係者等への質問状等の送付及びこれに対する回答等の状況等」**のとおりであった。

具体的には、以下**「１－６－１－１　供給者への供給者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**、**「１－６－１－２　中国の供給者への市場経済当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**、**「１－６－１－３　輸入者への輸入者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**、**「１－６－１－４　本邦生産者への本邦生産者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**及び**「１－６－１－５　産業上の使用者への産業上の使用者当初質問状等の送付及び回答の状況等」**において述べる。

なお、確認票及び質問状の回答において、期限を超過して回答を提出した者については、調査に支障のない範囲で、自発的な証拠の提出又は情報の提供としてこれを受領した。

表 2　利害関係者等への質問状等の送付及びこれに対する回答等の状況等

利害関係者等の区分	送付数	確認票						質問状	
		回答数		うち実績あり				回答数	
	A 件	B 件	B/A %	C 件		C/B %		D 件	D/A %
				生産	輸出	生産	輸出		
供給者	70	24	34.3	15	20	62.5	83.3	22	31.4
（市場経済の条件が浸透している事実に関するもの）	54	2	4	2		100		0	0
輸入者	25	20	80	17		85		11	44
本邦生産者	39	23	59	9		39.1		7	17.9
産業上の使用者	25	19	76	12		63.2		6	24

（注 1）　上表中の「実績」とは、「供給者」は調査対象貨物の「生産」又は「輸出」、「（市場経済の条件が浸透している事実に関するもの）」は「中国における同種の貨物の生産」、「輸入者」は調査対象貨物の「輸入」、「本邦生産者」は本邦産同種の貨物の「生産」、及び「産業上の使用者」は調査対象貨物又は本邦産同種の貨物の「購入」に係る実績があっ

[17] 令和 8 年政令第 85 号による改正後の政令第 10 条第 5 項

[18] 本報告書中「回答」には、特に断りのない限り、質問状に添付された様式及び質問状の回答に併せて提出された添付資料を含む。

た場合をいう。
（注 2）　上表中の割合（%）の表示項目については、小数点第 2 位を四捨五入している。
（注 3）　上表中の送付数及び回答数には、調査中に利害関係者には当たらないことが明らかになった者を含む。

１－６－１－１　供給者への供給者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等

(19)　**「表 3　供給者への供給者当初質問状等の送付及びこれに対する回答等の状況等」**のとおり、令和 7 年 8 月 13 日、調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た供給者 33 者に対し、お願い紙、調査対象期間中に調査対象貨物を生産したか否か及び本邦に輸出したか否か並びに本調査へ協力するか否か等を確認するための「確認票」及び「調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状」（以下「供給者当初質問状」といい、お願い紙、確認票及び供給者当初質問状を併せて「供給者当初質問状等」という。）を送付し[19]、これに対する回答を求めるとともに、供給者当初質問状等を、財務省及び経済産業省のホームページに掲載して公表した。

また、調査開始後に調査当局が知り得た供給者について、同年 9 月 10 日、供給者 37 者に対して、調査開始決定の通知を送付（申請書（開示版）の写しを添付）するとともに、供給者当初質問状等を送付し、これに対する回答を求めた。

お願い紙においては、「「確認票」又は「質問状」に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、AD 協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項[20]並びにガイドライン 10.に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」こと、及び「政府は、調査対象貨物の生産者、輸出者及び本邦産同種の貨物の生産者並びに産業上の使用者の数が、合理的に調査できる範囲を超えるときには、その検討の対象を合理的に調査できる範囲に制限する」場合があることを明示した。

(20)　供給者への供給者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等について、その詳細（供給者名、供給者当初質問状等送付日、確認票回答日、生産・輸出実績及び協力可否、供給者当初質問状回答日（調査項目 A）、供給者当初質問状回答延長要望（調査項目 B～G）及び供給者当初質問状回答日（調査項目 B～G））は、**「表 3　供給者への供給者当初質問状等の送付及びこれに対する回答等の状況等」**のとおりであった。

1 者[21]からは、調査対象期間中の調査対象貨物の生産又は輸出の実績がない旨の回答があった。また、供給者当初質問状（調査項目 B～G）に係る回答書の提出期限の延長について**「表 3　供給者への供給者当初質問状等の送付及びこれに対する回答等の状況等」**のとおり提出期限の延長の申出があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。加えて、確認票の回答期限後に 1 者から当該回答が提出されたため、これを自発的な証拠の提出として受領した。

表 3　供給者への供給者当初質問状等の送付及びこれに対する回答等の状況等

供給者名	供給者当初質問状等送付日	確認票回答日	生産・輸出実績及び協力可否	供給者当初質問状回答日（調査項目 A）	供給者当初質問状回答延長申出（調査項目 B～G）	供給者当初質問状回答日（調査項目 B～G）
（ア）令和 7 年 8 月 13 日に供給者当初質問状等を送付した供給者 確認票回答期限：令和 7 年 8 月 27 日 供給者当初質問状回答期限：令和 7 年 9 月 19 日						

[19] 政令第 10 条第 3 項
[20] 令和 8 年政令第 85 号による改正後の政令第 10 条第 5 項
[21] POSCO Steeleon Co.,Ltd.

供給者当初質問状回答期限の延長の申出期限：令和 7 年 9 月 12 日 供給者当初質問状回答期限延長後の回答期限：令和 7 年 10 月 3 日						
＜韓国の供給者＞						
(a) POSCO Co., LTD.（以下「POSCO」という。）	8/13	8/27	生産　有 輸出　有 協力する	9/19	9/12	10/3
(b) Hyundai Steel Company	8/13	8/27	生産　有 輸出　有 協力する	回答無し	－	回答無し
(c) DONGKUK STEEL MILL CO., LTD.	8/13	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(d) KG Dongbu Steel Co., Ltd.（以下「KG Dongbu Steel」という。）	8/13	8/27	生産　有 輸出　有 協力する	9/19	9/12	10/3
(e) GS GLOBAL Corp.	8/13	8/27	生産　無 輸出　有 協力する	9/19	9/12	10/3
(f) HYOSUNG TNC CORPORATION	8/13	8/27	生産　無 輸出　有 協力する	9/19	9/12	10/3
(g) SW CO., LTD.	8/13	8/27	生産　無 輸出　有 協力する	回答無し	－	回答無し
(h) SeAH Coated Metal Corporation	8/13	8/27	生産　有 輸出　有 協力する	9/19	9/12	10/3
(i) Samsung C&T Corporation	8/13	8/27	生産　無 輸出　有 協力する	9/19	9/11	10/2
(j) Dongkuk Coated Metal Co., Ltd.	8/13	8/27	生産　有 輸出　有 協力する	9/19	9/10	10/3
＜中国の供給者＞						
(k) 中国宝武鋼鉄集団有限公司	8/13	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(l) 河鋼集団有限公司	8/13	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(m) 鞍鋼集団有限公司	8/13	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(n) 包頭鋼鉄（集団）有限責任公司	8/13	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(o) 湖南鋼鉄集団有限公司	8/13	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(p) 天津市徳材冷軋板業有限公司	8/13	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(q) 馬鞍山鋼鐵股份有限公司	8/13	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(r) 鞍鋼股份有限公司（以下「鞍鋼」という。）	8/13	8/27	生産　有 輸出　無 協力する	9/19	9/12	10/3
(s) 江陰宗承鋼鉄有限公司	8/13	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(t) 武漢鋼鉄有限公司	8/13	8/27	生産　有 輸出　有 協力する	9/19	9/12	10/3
(u) 山東科瑞鋼板有限	8/13	回答無し	－	回答無し	－	回答無し

公司						
(v) 内蒙古包鋼鋼連股份有限公司	8/13	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(w)湖南華菱漣源鋼鉄有限公司（以下「湖南華菱漣源鋼鉄」という。）	8/13	9/12 （期限外）	生産　有 輸出　有 協力する	9/19	9/11	10/3
(x) 山東匯発彩鋼有限公司	8/13	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(y) 福建凱景新型科技材料有限公司	8/13	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(z) 宝山鋼鉄股份有限公司	8/13	8/27	生産　有 輸出　有 協力する	9/19	9/12	10/3
(aa) 宝鋼湛江鋼鉄有限公司	8/13	8/27	生産　有 輸出　有 協力する	9/19	9/12	10/3
(ab) 燁輝（中国）科技材料有限公司	8/13	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(ac) 日照鋼鉄控股集団有限公司	8/13	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(ad) 江蘇剛正薄板科技有限公司	8/13	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(ae) 邯鄲鋼鉄集団有限責任公司邯鄲分公司	8/13	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(af) 金遠国際金属有限公司	8/13	8/27	生産　無 輸出　有 協力する	9/19	9/12	10/3
(ag) 臨清市恒泰金属材料有限公司	8/13	8/27	生産　有 輸出　有 協力する	回答無し	9/12	回答無し
(イ) 令和 7 年 9 月 10 日に供給者当初質問状等を送付した供給者 確認票回答期限：令和 7 年 9 月 24 日 供給者当初質問状回答期限：令和 7 年 10 月 17 日 供給者当初質問状回答期限の延長の申出期限：令和 7 年 10 月 10 日 供給者当初質問状回答期限延長後の回答期限：令和 7 年 10 月 31 日						
＜韓国の供給者＞						
(ah) POSCO Steeleon Co.,Ltd.	9/10	8/27	生産　無 輸出　無 協力する	回答無し	－	回答無し
(ai) POSCO International Corporation（以下「PIC」という。）	9/10	8/27	生産　無 輸出　有 協力する	10/17	－	10/17
(aj) HANWA (KOREA) CO.,LTD.	9/10	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(ak) Hyundai Group Co., Ltd.	9/10	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(al) STINKO Co., Ltd.	9/10	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(am) 韓国 JFE 商事会社	9/10	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
＜中国の供給者＞						
(an) 本鋼浦項冷軋薄板有限責任公司	9/10	8/27	生産　有 輸出　無 協力する	10/17	－	10/31
(ao) 天津市徳材冷間	9/10	回答無し	－	10/17	－	10/17

圧延鋼板工業有限会社						
(ap) 本鋼板材股份有限公司	9/10	8/27	生産　有 輸出　無 協力する	10/17	－	10/31
(aq) 包鋼集団国際経済貿易有限公司	9/10	8/27	生産　無 輸出　有 協力する	10/17	10/10	10/31
(ar) 冠県創晟新材料有限公司	9/10	8/27	生産　有 輸出　有 協力する	10/17	10/10	10/31
(as) 内蒙古包鋼稀土鋼板材有限責任公司	9/10	9/16	生産　有 輸出　有 協力する	10/17	10/10	10/31
(at) 包港展博国際商貿有限公司	9/10	8/27	生産　無 輸出　有 協力する	10/17	10/10	10/31
(au) 鞍鋼集團香港有限公司（以下「鞍鋼集團香港」という。）	9/10	回答無し	－	9/19	－	回答無し
(av) 鞍山鋼鉄集団有限公司	9/10	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(aw) 天津市新天鋼冷延薄板有限公司	9/10	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(ax) 鞍鋼集団国際経済貿易有限公司	9/10	回答無し	－	9/19	－	回答無し
(ay) BENXI IRON AND STEEL (GROUP) INTERNATIONAL ECONOMIC AND TRADING CO.,LTD.	9/10	回答無し	－	10/17	－	回答無し
(az) 本鋼集團香港有限公司	9/10	回答無し	－	10/17	－	回答無し
(ba) 首鋼京唐鋼鉄連合有限責任公司	9/10	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(bb) 山東鋼鉄集団有限公司	9/10	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(bc) 敬業集団	9/10	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(bd) 鴻基集団	9/10	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(be) 山東冠洲股份有限公司	9/10	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(bf) 阪和（上海）管理有限公司	9/10	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(bg) 浙江協和集団有限公司	9/10	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(bh) ZHEJIANG LIANXIN STEEL PLATE TECHNOLOGY CO.,LTD.	9/10	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(bi) 杭州杭鋼対外経済貿易有限公司	9/10	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(bj) 道富（香港）有限公司	9/10	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(bk) 東阿県鑫華環保科技有限公司	9/10	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(bl) Bengang Steel Group Company., L	9/10	回答無し	－	回答無し	－	回答無し

td.						
(bm) 天津軋一冷軋薄板有限公司	9/10	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(bn) GUANXIAN CHUANGYU NEW MATERIALS CO.,LTD.	9/10	回答無し	－	10/17	－	10/31
(bo) 首鋼集団有限公司	9/10	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(bp) 三井物産（香港）有限公司	9/10	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(bq) BAO HUA STEEL INTERNATIONAL PTE. Limited	9/10	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(br) 本渓鋼鉄	9/10	回答無し	－	回答無し	－	回答無し

１－６－１－２　中国の供給者への市場経済当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等

(21)　以下**「表 4　中国の供給者への市場経済当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおり、令和 7 年 8 月 13 日、調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た供給者のうち、中国の供給者 23 者に対し、「不当廉売関税の課税に関する調査への協力のお願い（中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下同じ。）における調査対象貨物と同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の有無に関するもの)」（以下「お願い紙（市場経済)」という。)、市場経済の条件が浸透している事実を示すことを希望するか否かを確認するための「確認票（市場経済条件が浸透している事実の有無に関するもの)」（以下「市場経済確認票」という。）及び「中華人民共和国における国内向け同種の貨物及び第三国向け同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の有無に関する調査の質問状」（以下「市場経済当初質問状」といい、お願い紙（市場経済)、市場経済確認票及び市場経済当初質問状を併せて「市場経済当初質問状等」という。）を送付し[22]、回答を求めるとともに、市場経済当初質問状等を、財務省及び経済産業省のホームページに掲載して公表した。

　また、上記(19)の調査開始後に調査当局が知り得た中国の供給者について、同年 9 月 10 日、中国の供給者 31 者に対して、市場経済当初質問状等を送付し、これに対する回答を求めた。

(22)　お願い紙（市場経済）においては、中国の供給者に対して、「「市場経済確認票」又は「市場経済当初質問状」に対し、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合には、政府は、同種の貨物の生産及び販売には市場経済の条件が浸透している事実があることが確認できなかったものと判断する」ことを明示した。また、市場経済確認票においては、中国の供給者に対して、「市場経済の条件が浸透している事実を調査当局に示すことを希望しない場合には、政府は、政令第 2 条第 3 項に規定する市場経済の条件が浸透している事実があることが確認できなかったものとして、同条第 1 項第 4 号の価格[23]を正常価格として用いることがある」ことを明示した。

(23)　中国の供給者への市場経済当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等について、

---

[22] 政令第 10 条の 3 第 2 項

[23] ① 中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国（以下「代替国」という。）における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引における価格
② 当該代替国から輸出される同種の貨物の輸出のための販売価格
③ 当該代替国における同種の貨物の生産費に同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格

その詳細（中国の供給者名、市場経済当初質問状等送付日、市場経済確認票回答日、生産実績及び協力可否、市場経済の事実を調査当局に示すことの希望の有無、市場経済当初質問状回答日（調査項目 A）、市場経済当初質問状回答延長申出（調査項目 B～E）及び市場経済当初質問状回答日（調査項目 B～E））は、**「表 4　中国の供給者への市場経済当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおりであった。

表 4　中国の供給者への市場経済当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等

中国の供給者名	市場経済当初質問状等送付日	市場経済確認票回答日	生産実績及び協力可否	市場経済の事実を調査当局に示すことの希望の有無	市場経済当初質問状回答日（調査項目 A）	市場経済当初質問状回答延長申出（調査項目 B～E）	市場経済当初質問状回答日（調査項目 B～E）
(ア) 令和 7 年 8 月 13 日に市場経済当初質問状等を送付した供給者 市場経済確認票回答期限：令和 7 年 8 月 27 日 市場経済当初質問状回答期限：令和 7 年 9 月 19 日 市場経済当初質問状回答期限の延長の申出期限：令和 7 年 9 月 12 日 市場経済当初質問状回答期限延長後の回答期限：令和 7 年 10 月 3 日							
(a) 中国宝武鋼鉄集団有限公司	8/13	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(b) 河鋼集団有限公司	8/13	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(c) 鞍鋼集団有限公司	8/13	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(d) 包頭鋼鉄（集団）有限責任公司	8/13	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(e) 湖南鋼鉄集団有限公司	8/13	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(f) 天津市德材冷軋板業有限公司	8/13	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(g) 馬鞍山鋼鐵股份有限公司	8/13	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(h) 鞍鋼	8/13	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(i) 江陰宗承鋼鉄有限公司	8/13	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(j) 武漢鋼鉄有限公司	8/13	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(k) 山東科瑞鋼板有限公司	8/13	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(l) 内蒙古包鋼鋼連股份有限公司	8/13	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(m) 湖南華菱漣源鋼鉄	8/13	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(n) 山東匯発彩鋼有限公司	8/13	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(o) 福建凱景新型科技材料有限公司	8/13	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(p) 宝山鋼鉄股份有限公司	8/13	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(q) 宝鋼湛江鋼鉄有限公司	8/13	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(r) 燁輝（中国）科技材料有限公司	8/13	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(s) 日照鋼鉄控股集団有限公司	8/13	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(t) 江蘇剛正薄板科技有限公司	8/13	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(u) 邯鄲鋼鉄集団有限責任公司邯鄲分公司	8/13	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(v) 金遠国際金属有限	8/13	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し

公司							
(w) 臨清市恒泰金属材料有限公司	8/13	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(イ) 令和 7 年 9 月 10 日に市場経済当初質問状等を送付した供給者 市場経済確認票回答期限：令和 7 年 9 月 24 日 市場経済当初質問状回答期限：令和 7 年 10 月 17 日 市場経済当初質問状回答期限の延長の申出期限：令和 7 年 10 月 10 日 市場経済当初質問状回答期限延長後の回答期限：令和 7 年 10 月 31 日							
(x) 本鋼浦項冷軋薄板有限責任公司	9/10	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(y) 天津市徳材冷間圧延鋼板工業有限会社	9/10	8/27	有 協力する	希望しない	回答無し	－	回答無し
(z) 本鋼板材股份有限公司	9/10	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(aa) 包鋼集団国際経済貿易有限公司	9/10	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(ab) 冠県創晟新材料有限公司	9/10	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(ac) 内蒙古包鋼稀土鋼板材有限責任公司	9/10	8/27	有 協力する	希望しない	回答無し	－	回答無し
(ad) 包港展博国際商貿有限公司	9/10	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(ae) 鞍鋼集團香港	9/10	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(af) 鞍山鋼鉄集団有限公司	9/10	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(ag) 天津市新天鋼冷延薄板有限公司	9/10	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(ah) 鞍鋼集団国際経済貿易有限公司	9/10	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(ai) BENXI IRON AND STEEL (GROUP) INTERNATIONAL ECONOMIC AND TRADING CO.,LTD.	9/10	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(aj) 本鋼集團香港有限公司	9/10	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(ak) 首鋼京唐鋼鉄連合有限責任公司	9/10	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(al) 山東鋼鉄集団有限公司	9/10	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(am) 敬業集団	9/10	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(an) 鴻基集団	9/10	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(ao) 山東冠洲股份有限公司	9/10	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(ap) 阪和（上海）管理有限公司	9/10	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(aq) 浙江協和集団有限公司	9/10	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(ar) ZHEJIANG LIANXIN STEEL PLATE TECHNOLOGY CO.,LTD.	9/10	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(as) 杭州杭鋼対外経済貿易有限公司	9/10	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(at) 道富（香港）有限公司	9/10	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(au) 東阿県鑫華環保科	9/10	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し

技有限公司							
(av) Bengang Steel Group Company., Ltd.	9/10	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(aw) 天津軋一冷軋薄板有限公司	9/10	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(ax) GUANXIAN CHUANGYU NEW MATERIALS CO., LTD.	9/10	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(ay) 首鋼集団有限公司	9/10	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(az) 三井物産（香港）有限公司	9/10	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(ba) BAO HUA STEEL INTERNATIONAL PTE. Limited	9/10	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し
(bb) 本渓鋼鉄	9/10	回答無し	－	－	回答無し	－	回答無し

１－６－１－３　輸入者への輸入者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等

(24)　以下**「表５　輸入者への輸入者当初質問状等の送付及びこれに対する回答等の状況」**のとおり、令和７年８月 13 日、調査対象貨物の輸入者として調査当局が知り得た 19 者に対し、お願い紙、調査対象期間中に調査対象貨物を輸入したか否か及び本調査へ協力するか否か等を確認するための「確認票」並びに「調査対象貨物の輸入者に対する質問状」（以下「輸入者当初質問状」といい、お願い紙、確認票及び輸入者当初質問状を併せて「輸入者当初質問状等」という。）を送付[24]するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載して公表した。

また、調査開始後に調査当局が知り得た輸入者について、同年９月 10 日、６者に対して、調査開始決定の通知を送付（申請書（開示版）の写しを添付）するとともに、お願い紙、確認票及び輸入者当初質問状を送付し、回答を求めた。

お願い紙においては、「「確認票」又は「質問状」に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、AD 協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第４項[25]並びにガイドライン 10.に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」こと、及び「政府は、調査対象貨物の生産者、輸出者及び本邦産同種の貨物の生産者並びに産業上の使用者の数が、合理的に調査できる範囲を超えるときには、その検討の対象を合理的に調査できる範囲に制限する」場合があることを明示した。

(25)　輸入者への輸入者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等について、その詳細（輸入者名、輸入者当初質問状等送付日、確認票回答日、輸入実績及び協力可否、輸入者当初質問状回答日（調査項目 A）、輸入者当初質問状回答延長要望（調査項目 B～E）及び輸入者当初質問状回答日（調査項目 B～E））は、**「表５　輸入者への輸入者当初質問状等の送付及びこれに対する回答等の状況」**のとおりであった。

なお、輸入者当初質問状（調査項目 B～E）に係る回答書の提出期限の延長について、**「表５　輸入者への輸入者当初質問状等の送付及びこれに対する回答等の状況」**のとおり提出期限の延長の申出があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

表５　輸入者への輸入者当初質問状等の送付及びこれに対する回答等の状況

輸入者名	輸入者当初質問状等送付日	確認票回答日	輸入実績及び協力可否	輸入者当初質問状回答日	輸入者当初質問状回答延長申	輸入者当初質問状回答日

[24] 政令第 10 条第３項

[25] 令和８年政令第 85 号による改正後の政令第 10 条第５項

				（調査項目A）	出（調査項目B～E）	（調査項目B～E）
（ア）令和7年8月13日に輸入者当初質問状等を送付した輸入者 確認票回答期限：令和7年8月27日 輸入者当初質問状回答期限：令和7年9月19日 輸入者当初質問状回答期限の延長の要望期限：令和7年9月12日 輸入者当初質問状回答期限延長後の回答期限：令和7年10月3日						
(a) 光宗通商株式会社[26]	8/13	8/25	無 協力しない	※ 産業上の使用者として取扱い。		
(b) GS ジャパン株式会社	8/13	8/27	有 協力する	9/19	9/12	10/3
(c) 日世通商株式会社	8/13	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(d) 株式会社羅寶ジャパン	8/13	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(e) KG スチールジャパン株式会社	8/13	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(f) 株式会社世亜ジャパン	8/13	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(g) 株式会社暁星ジャパン	8/13	8/27	有 協力する	9/19	9/12	10/3
(h) ヤングスチール株式会社	8/13	8/27	有 協力する	回答無し	－	回答無し
(i) 阪和興業株式会社	8/13	8/27	有 協力する	9/11	9/11	10/3
(j) 小野建株式会社	8/13	8/27	有 協力する	9/18	－	9/18
(k) 大東鉄板株式会社	8/13	8/27	有 協力する	9/19	－	9/19
(l) 豊栄通商株式会社	8/13	8/27	無 回答無し	回答無し	－	回答無し
(m) JFE 商事株式会社	8/13	8/27	有 協力する	9/19	9/11	10/3
(n) 【輸入者A】	8/13	8/27	有 協力する	9/19	9/12	10/3
(o) POSCO INTERNATIONALジャパン株式会社（以下「PIJ」という。）	8/13	8/27	有 協力する	9/19	9/12	10/3
(p) 現代ジャパン株式会社	8/13	9/19 （期限外）	有 協力する	回答無し[27]	9/12	回答無し[28]
(q) パナソニックオペレーショナルエクセレンス株式会社	8/13	8/27	有 協力する	9/19	9/12	10/3
(r) 日鉄建材株式会社[29]	8/13	8/27	無	※ 産業上の使用者として取扱い。		

[26] 同者から提出された確認票回答により、調査対象期間中において、調査対象貨物の本邦への輸入の実績はなかったが、本邦産同種の貨物を使用目的で購入した実績があることを確認したため、産業上の使用者に該当する者として取り扱うこととした。

[27] 輸入者当初質問状に対する回答はあったが、調査当局からの不備指摘に対する回答がなかったため、「回答なし」とした。

[28] 同上

[29] 同者から提出された確認票回答により、調査対象期間中において、調査対象貨物の本邦への輸入の実績はな

			協力する			
(s) 株式会社トピア	8/13	8/22	有 協力しない	回答無し	－	回答無し
（イ）令和 7 年 9 月 10 日に輸入者当初質問状等を送付した輸入者 確認票回答期限：令和 7 年 9 月 24 日 輸入者当初質問状回答期限：令和 7 年 10 月 17 日 輸入者当初質問状回答期限の延長の要望期限：令和 7 年 10 月 10 日 輸入者当初質問状回答期限延長後の回答期限：令和 7 年 10 月 31 日						
(t) 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	9/10	8/27	有 協力しない	回答無し	－	回答無し
(u) 株式会社東国	9/10	9/24	有 協力する	10/17	－	10/17
(v) 新東亜交易株式会社	9/10	9/24	有 協力する	10/16	－	10/16
(w) フジデン株式会社	9/10	9/24	有 協力しない	回答無し	－	回答無し
(x) 小野建スチール株式会社	9/10	回答無し	－	回答無し [30]	－	回答無し [31]
(y) 鐵商株式会社	9/10	9/24	有 協力する	9/24	－	回答無し

１－６－１－４　本邦生産者への本邦生産者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等

(26)　以下**「表 6　本邦生産者への本邦生産者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおり、令和 7 年 8 月 13 日、本邦産同種の貨物の生産者として調査当局が知り得た以下の 39 者に対し、お願い紙、調査対象期間中に本邦産同種の貨物を生産したか否か及び本調査へ協力するか否か等を確認するための「確認票」並びに「本邦の生産者に対する質問状」（以下「本邦生産者当初質問状」といい、お願い紙、確認票及び本邦生産者当初質問状を併せて「本邦生産者当初質問状等」という。）を送付 [32]し、回答を求めるとともに、本邦生産者当初質問状等を、財務省及び経済産業省のホームページに掲載して公表した。

お願い紙においては、「「確認票」又は「質問状」に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、AD 協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項 [33]並びにガイドライン 10.に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」こと、及び「政府は、調査対象貨物の生産者、輸出者及び本邦産同種の貨物の生産者並びに産業上の使用者の数が、合理的に調査できる範囲を超えるときには、その検討の対象を合理的に調査できる範囲に制限する」場合があることを明示した。

(27)　本邦生産者への本邦生産者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等について、その詳細（本邦生産者名、本邦生産者当初質問状等送付日、確認票回答日、生産実績及び協力可否、本邦生産者当初質問状回答日（調査項目 A）、本邦生産者当初質問状回答延長要望（調査項目 B～G）及び本邦生産者当初質問状回答日（調査項目 B～G））は、**「表 6　本邦生産者への本邦生産者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおりであった。

なお、本邦生産者当初質問状（調査項目 B～G）に係る回答書の提出期限の延長について、

かったが、本邦産同種の貨物を使用目的で購入した実績があることを確認したため、産業上の使用者に該当する者として取り扱うこととした。

[30] 輸入者当初質問状に対する回答はあったが、調査当局からの不備指摘に対する回答がなかったため、「回答なし」とした。

[31] 同上

[32] 政令第 10 条第 3 項

[33] 令和 8 年政令第 85 号による改正後の政令第 10 条第 5 項

調査に支障のない範囲でこれを認めた。

表 6　本邦生産者への本邦生産者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等

本邦生産者名	本邦生産者当初質問状等送付日	確認票回答日	生産実績及び協力可否	本邦生産者当初質問状回答日（調査項目 A）	本邦生産者当初質問状回答延長申出（調査項目 B～G）	本邦生産者当初質問状回答日（調査項目 B～G）
確認票回答期限：令和 7 年 8 月 27 日 本邦生産者当初質問状回答期限：令和 7 年 9 月 19 日 本邦生産者当初質問状回答期限の延長の要望 期限：令和 7 年 9 月 12 日 本邦生産者当初質問状回答期限延長後の回答期限：令和 7 年 10 月 3 日						
(a) 日本製鉄	8/13	8/27	有 協力する	9/19	9/12	10/3
(b) 日鉄鋼板	8/13	8/27	有 協力する	9/19	9/12	10/3
(c) 神戸製鋼所	8/13	8/27	有 協力する	9/19	9/12	10/3
(d) ヨドコウ	8/13	8/27	有 協力する	9/19	9/12	10/3
(e) 東京製鐵株式会社	8/13	8/26	有 協力しない	回答無し	－	回答無し
(f) 株式会社中山製鋼所	8/13	8/27	有 協力する	回答無し	－	回答無し
(g) JFE スチール株式会社	8/13	8/27	有 協力する	9/22	－	9/22
(h) JFE 鋼板株式会社	8/13	8/22	有 協力する	9/16	－	9/16
(i) 丸一鋼管株式会社	8/13	8/27	有 協力しない	9/19	－	9/19
(j) POSCO JAPAN PC 株式会社[34]（以下「JPPC」という。）	8/13	8/27	無 協力する	※　産業上の使用者として取扱い。		
(k) 福栄鋼材株式会社	8/13	8/21	無 回答無し	回答無し	－	回答無し
(l) 明治鋼業株式会社	8/13	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(m) 堺鋼板工業株式会社[35]	8/13	8/27	無 協力する	※　産業上の使用者として取扱い。		
(n) 株式会社スズヤス	8/13	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(o) 根津鋼材株式会社	8/13	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(p) 関包スチール株式会社[36]	8/13	8/27	無 協力する	※　産業上の使用者として取扱い。		
(q) 日鉄物産コイルセンター株式会社	8/13	8/27	無 回答無し	回答無し	－	回答無し
(r) 株式会社桐井製作所[37]	8/13	8/27	無 協力する	※　産業上の使用者として取扱い。		
(s) 五十鈴株式会社	8/13	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(t) 株式会社小河商店	8/13	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(u) 藤田金屬株式会社	8/13	8/28	無	回答無し	－	回答無し

34 同者から提出された確認票回答により、調査対象期間中において、本邦産同種の貨物を生産した実績はなかったが、本邦産同種の貨物を使用目的で購入した実績があることを確認したため、産業上の使用者に該当する者として取り扱うこととした。

35 同上

36 同上

37 同上

			回答無し			
(v) 株式会社小山コイルセンター	8/13	8/19	無 回答無し	回答無し	－	回答無し
(w) 野原商行株式会社	8/13	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(x) 株式会社空見スチールサービス	8/13	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(y) 田邊工業株式会社	8/13	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(z) 株式会社大日商会	8/13	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(aa) サミットスチール株式会社	8/13	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(ab) 摂津鋼材株式会社	8/13	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(ac) 紅忠コイルセンター関西株式会社[38]	8/13	9/12	無 協力する	※　産業上の使用者として取扱い。		
(ad) 株式会社スチールセンター	8/13	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(ae) 株式会社メタルワン・スチールサービス	8/13	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(af) SC 鋼板加工株式会社	8/13	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(ag) 高田鋼材工業株式会社	8/13	8/27	無 回答無し	回答無し	－	回答無し
(ah) 阪和スチールサービス株式会社	8/13	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(ai) 興和コイルセンター株式会社	8/13	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(aj) 信和鋼板株式会社[39]	8/13	8/22	無 協力する	※　産業上の使用者として取扱い。		
(ak) 大裕鋼業株式会社[40]	8/13	8/26	無 協力しない	※　産業上の使用者として取扱い。		
(al) 東洋コイル鋼業株式会社	8/13	8/22	無 協力しない	回答無し	－	回答無し
(am) 紅忠コイルセンター関東株式会社	8/13	8/28	無 回答無し	回答無し	－	回答無し

１－６－１－５　産業上の使用者への産業上の使用者当初質問状等の送付及び回答の状況等

(28)　以下**「表 7　産業上の使用者への産業上の使用者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおり、令和 7 年 8 月 13 日、調査対象貨物の産業上の使用者として調査当局が知り得た 25 者に対し、お願い紙、調査対象期間中に調査対象貨物又は本邦産同種の貨物を購入したか否か及び本調査へ協力するか否か等を確認するための「確認票」並びに「産業上の使用者に対する質問状」(以下「産業上の使用者当初質問状」といい、お願い紙、確認票及び産業上の使用者当初質問状を併せて「産業上の使用者当初質問状等」という。)を送付し[41]、回答を求めるとともに、産業上の使用者当初質問状等を、財務省及び経済産業省のホームページに掲載して公表した。

この際、お願い紙において「政府は、調査対象貨物の生産者、輸出者及び本邦産同種の貨物の生産者並びに産業上の使用者の数が、合理的に調査できる範囲を超えるときには、その検討の対象を合理的に調査できる範囲に制限する」場合があることを明示した。

産業上の使用者への産業上の使用者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等

[38] 同上
[39] 同上
[40] 同上
[41] 政令第 13 条第 2 項

について、その詳細（産業上の使用者名、産業上の使用者当初質問状等送付日、確認票回答日、購入実績及び協力可否、産業上の使用者当初質問状回答日（調査項目 A）、産業上の使用者当初質問状回答延長要望（調査項目 B～E）及び産業上の使用者当初質問状回答日（調査項目 B～E）は、**「表 7　産業上の使用者への産業上の使用者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおりであった。

なお、産業上の使用者当初質問状の調査項目 B から E に係る回答書の提出期限の延長について、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

表 7　産業上の使用者への産業上の使用者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等

産業上の使用者名	産業上の使用者当初質問状等送付日	確認票回答日	購入実績及び協力可否	産業上の使用者当初質問状回答日（調査項目 A）	産業上の使用者当初質問状回答延長申出（調査項目 B～E）	産業上の使用者当初質問状回答日（調査項目 B～E）
確認票回答期限：令和 7 年 8 月 27 日 産業上の使用者当初質問状回答期限：令和 7 年 9 月 19 日 産業上の使用者当初質問状回答期限の延長の申出期限：令和 7 年 9 月 12 日 産業上の使用者当初質問状回答期限延長後の回答期限：令和 7 年 10 月 3 日						
(a) 株式会社アイ･テック	8/13	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(b) 日立ジョンソンコントロールズ空調株式会社	8/13	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(c) 株式会社日立ビルシステム	8/13	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(d) 日鉄神鋼建材株式会社	8/13	8/27	有 協力する	9/19	－	9/19
(e) 株式会社 LIXIL	8/13	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(f) 日鉄建材株式会社	8/13	8/27	有 協力する	9/19	－	9/19
(g) 三菱電機株式会社	8/13	8/27	有 協力する	9/18	－	9/18
(h) リンナイ株式会社	8/13	8/22	有 協力しない	回答無し	－	回答無し
(i) 日鉄めっき鋼管株式会社	8/13	8/27	有 協力する	9/19	－	回答無し
(j) 日鉄物産株式会社[42]	8/13	8/27	無 協力する	※　輸入者として取扱い。		
(k) 三和実業株式会社[43]	8/13	8/26	無 協力する	※　本邦生産者として取扱い。		
(l) 阪和興業株式会社[44]	8/13	8/27	無 協力する	※　輸入者として取扱い。		
(m) 月星商事株式会社	8/13	8/28	無 回答無し	回答無し	－	回答無し
(n) JFE 建材株式会	8/13	8/27	有	9/19	－	9/19

[42] 同者から提出された確認票回答により、調査対象期間中において、本邦産同種の貨物を使用目的で購入した実績はなかったが、調査対象貨物の本邦への輸入の実績があることを確認したため、輸入者に該当する者として取り扱うこととした。

[43] 同者から提出された確認票回答により、調査対象期間中において、本邦産同種の貨物を使用目的で購入した実績はなかったが、本邦産同種の貨物を生産した実績があることを確認したため、本邦生産者に該当する者として取り扱うこととした。

[44] 同者から提出された確認票回答により、調査対象期間中において、本邦産同種の貨物を使用目的で購入した実績はなかったが、調査対象貨物の本邦への輸入の実績があることを確認したため、輸入者に該当する者として取り扱うこととした。

社			協力する			
(o) 七福鋼業株式会社	8/13	8/20	無 回答無し	回答無し	－	回答無し
(p) 富士電機株式会社	8/13	8/27	有 協力する	回答無し	－	回答無し
(q) 八潮建材工業株式会社	8/13	8/27	有 協力しない	回答無し	－	回答無し
(r) タカラスタンダード株式会社	8/13	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(s) トーケン工業株式会社	8/13	8/27	有 協力する	9/19	－	9/19
(t) 株式会社中西製作所	8/13	8/20	無 回答無し	回答無し	－	回答無し
(u) オーエム機器株式会社	8/13	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(v) 城東テクノ株式会社	8/13	8/27	無 協力しない	回答無し	－	回答無し
(w) 千代田鋼鉄工業株式会社	8/13	8/22	有 協力する	9/16	－	9/16
(x)【産業上の使用者A】	8/13	8/27	有 協力しない	回答無し	－	回答無し
(y) 八千代建工株式会社	8/13	8/26	有 協力しない	回答無し	－	回答無し

１－６－２　標本抽出（サンプリング）（以下「サンプリング」という。）

(29)　調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た韓国及び中国の生産者及び輸出者から提出された確認票の回答を調査当局で確認したところ、調査対象貨物の供給者の数が調査対象貨物の不当廉売に係る個別の決定を行うことが実行可能でないほど多いことから、サンプリング[45]を行うこととした。

１－６－２－１　サンプリング通知

(30)　**「表 8　サンプリング通知の送付、サンプリング選定通知の送付及び同選定通知に対する意見の提出状況」**のとおり、令和 7 年 9 月 11 日、調査当局が知り得た調査対象貨物の供給者 70 者に対し、「「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」のための標本抽出（サンプリング）について」（以下「サンプリング通知」という。）を送付し、サンプリング通知において、「調査当局は提出された確認票及びサンプリング通知への回答内容に基づき、本調査へ協力することを表明した供給者の中から、調査対象貨物の不当廉売差額を個別に検討する対象を合理的な数に制限する」旨を通知した。

１－６－２－２　サンプリング選定通知

(31)　**「表 8　サンプリング通知の送付、サンプリング選定通知の送付及び同選定通知に対する意見の提出状況」**のとおり、令和 7 年 10 月 3 日、確認票の回答において、本調査へ協力することを表明した供給者（確認票の回答において本調査へ協力することを表明したものの、当局が定めた供給者当初質問状の回答期限までに供給者当初質問状の回答の提出がなかった 2 者[46]を除く。）22 者に対して、合理的に調査できる範囲として調査対象者を選定した旨を電子メールにより事前通知し、後日、書面により正式に通知する旨連絡した。

---

[45] 協定 6.10

[46] Hyundai Steel Company、臨清市恒泰金属材料有限公司

同月 9 日、当該供給者 22 者に対して、「「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」のための標本抽出（サンプリング）に係る対象者の選定について」（以下「サンプリング選定通知」という。）を送付し、サンプリング選定通知において、「調査当局は、これまでに提出された確認票に対する回答において得られた調査への協力の有無及び本邦への輸出量に基づき、合理的に調査できる範囲として調査対象者（以下「サンプリング調査対象者」という。）を選定し、当該サンプリング調査対象者から提出された証拠等により事実認定を行うこととする」旨及び「調査当局は、サンプリング調査対象者として選定された供給者が供給者質問状への回答を期限までに提出しない場合、又は期限までに提出された供給者質問状への回答の内容に著しい不備がある場合等は、当該供給者をサンプリング調査対象者から除外し、新たなサンプリング調査対象者を選定する場合がある」旨を通知した。

(32) 調査当局は、サンプリング調査対象者として、調査へ協力することを表明した供給者のうち、調査対象貨物の本邦への輸出量が多い生産者から順番に、その輸出量が合理的に調査できる範囲で最大の量となるように抽出した結果、韓国の供給者については、POSCO 及び KG Dongbu Steel の 2 者を選定し、中国の供給者については、鞍鋼及び湖南華菱漣源鋼鉄の 2 者を選定した。

また、サンプリング選定通知において、「調査において、サンプリング調査対象者に選定された供給者の関連企業を含めて調査する必要があると認められる場合には、それら関連企業から提出された証拠等を含めて事実認定を行うこととする」旨を通知した。

(33) サンプリング通知の送付、サンプリング選定通知の送付及び同選定通知に対する意見の提出状況について、その詳細（供給者名、サンプリング通知送付日、サンプリング選定通知送付日及び同選定通知に対する意見の提出）は、**「表 8　サンプリング通知の送付、サンプリング選定通知の送付及び同選定通知に対する意見の提出状況」**のとおりであった。

表 8　サンプリング通知の送付、サンプリング選定通知の送付及び同選定通知に対する意見の提出状況

供給者名	サンプリング通知送付日	サンプリング選定通知送付日	サンプリング選定通知に対する意見の提出
＜韓国の供給者＞			
(a) POSCO	9/11	10/9	－
(b) Hyundai Steel Company	9/11	－	－
(c) DONGKUK STEEL MILL CO., LTD.	9/11	－	－
(d) KG Dongbu Steel	9/11	10/9	－
(e) GS GLOBAL Corp.	9/11	10/9	－
(f) HYOSUNG TNC CORPORATION	9/11	10/9	－
(g) SW CO., LTD.	9/11	10/9	－
(h) SeAH Coated Metal Corporation	9/11	10/9	－
(i) Samsung C&T Corporation	9/11	10/9	－
(j) Dongkuk Coated Metal Co., Ltd.	9/11	10/9	－
(k) POSCO Steeleon Co.,Ltd.	9/11	10/9	－
(l) PIC	9/11	10/9	－
(m) HANWA (KOREA) CO.,LTD.	9/11	－	－
(n) Hyundai Group Co., Ltd.	9/11	－	－
(o) STINKO Co., Ltd.	9/11	－	－
(p) 韓国 JFE 商事会社	9/11	－	－
＜中国の供給者＞			
(q) 中国宝武鋼鉄集団有限公司	9/11	－	－
(r) 河鋼集団有限公司	9/11	－	－
(s) 鞍鋼集団有限公司	9/11	10/9	－
(t) 包頭鋼鉄（集団）有限責任公司	9/11	－	－

(u) 湖南鋼鉄集団有限公司	9/11	10/9	－
(v) 天津市徳材冷軋板業有限公司	9/11	－	－
(w) 馬鞍山鋼鐵股份有限公司	9/11	－	－
(x) 鞍鋼	9/11	－	－
(y) 江陰宗承鋼鉄有限公司	9/11	－	－
(z) 武漢鋼鉄有限公司	9/11	10/9	－
(aa) 山東科瑞鋼板有限公司	9/11	－	－
(ab) 内蒙古包鋼鋼連股份有限公司	9/11	－	－
(ac) 湖南華菱漣源鋼鉄	9/11	－	－
(ad) 山東匯発彩鋼有限公司	9/11	－	－
(ae) 福建凱景新型科技材料有限公司	9/11	－	－
(af) 宝山鋼鉄股份有限公司	9/11	10/9	－
(ag) 宝鋼湛江鋼鉄有限公司	9/11	10/9	－
(ah) 燁輝（中国）科技材料有限公司	9/11	－	－
(ai) 日照鋼鉄控股集団有限公司	9/11	－	－
(aj) 江蘇剛正薄板科技有限公司	9/11	－	－
(ak) 邯鄲鋼鉄集団有限責任公司邯鄲分公司	9/11	－	－
(al) 金遠国際金属有限公司	9/11	10/9	－
(am) 臨清市恒泰金属材料有限公司	9/11	－	－
(an) 本鋼浦項冷軋薄板有限責任公司	9/11	10/9	－
(ao) 天津市徳材冷間圧延鋼板工業有限会社	9/11	－	－
(ap) 本鋼板材股份有限公司	9/11	10/9	－
(aq) 包鋼集団国際経済貿易有限公司	9/11	10/9	－
(ar) 冠県創晟新材料有限公司	9/11	10/9	－
(as) 内蒙古包鋼稀土鋼板材有限責任公司	9/11	10/9	－
(at) 包港展博国際商貿有限公司	9/11	10/9	－
(au) 鞍鋼集團香港	9/11	－	－
(av) 鞍山鋼鉄集団有限公司	9/11	－	－
(aw) 天津市新天鋼冷延薄板有限公司	9/11	－	－
(ax) 鞍鋼集団国際経済貿易有限公司	9/11	－	－
(ay) BENXI IRON AND STEEL (GROUP) INTERNATIONAL ECONOMIC AND TRADING	9/11	－	－
(az) 本鋼集團香港有限公司	9/11	－	－
(ba) 首鋼京唐鋼鉄連合有限責任公司	9/11	－	－
(bb) 山東鋼鉄集団有限公司	9/11	－	－
(bc) 敬業集団	9/11	－	－
(bd) 鴻基集団	9/11	－	－
(be) 山東冠洲股份有限公司	9/11	－	－
(bf) 阪和（上海）管理有限公司	9/11	－	－
(bg) 浙江協和集団有限公司	9/11	－	－
(bh) ZHEJIANG LIANXIN STEEL PLATE TECHNOLOGY	9/11	－	－
(bi) 杭州杭鋼対外経済貿易有限公司	9/11	－	－
(bj) 道富（香港）有限公司	9/11	－	－
(bk)東阿県鑫華環保科技有限公司	9/11	－	－
(bl) Bengang Steel Group Company., Ltd.	9/11	－	－
(bm) 天津軋一冷軋薄板有限公司	9/11	－	－
(bn) GUANXIAN CHUANGYU NEW MATERIALS CO.,LTD.	9/11	－	－
(bo) 首鋼集団有限公司	9/11	－	－
(bp) 三井物産（香港）有限公司	9/11	－	－
(bq) BAO HUA STEEL INTERNATIONAL PTE. Limited	9/11	－	－
(br) 本渓鋼鉄	9/11	－	－

１－６－３　利害関係者等への不備指摘の送付及びこれに対する不備改め版回答の状況等

(34)　調査当局は、利害関係者等からの供給者当初質問状、輸入者当初質問状、本邦生産者当初質問状及び産業上の使用者当初質問状への各回答を受領後、当該各回答について、必要な資料が添付されていない項目や回答内容に不備がある項目があったこと等から、当該箇所を明示し、不足している添付資料を提出する意思及び回答内容の不備に係る指摘事項を踏まえて改めた回答（以下「不備改め版回答」という。）を提出する意思がある場合は、指定された期限までに、これらの添付資料及び不備改め版回答の提出を求める旨を通知する書面（以下「不備指摘」という。）を送付し、これに対する不備改め版回答を求めた。

不備指摘においては、「特段の理由なく回答期限内に不備改め版回答書の提出がない場合は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項[47]並びにガイドライン 10.に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」ことを明示した。

また、調査当局は、不備指摘に併せて、利害関係者に対し、以下**「１－９　開示範囲又は秘密情報の要約の適切性に係る指摘」**のとおり、利害関係者等の閲覧に供するための供給者当初質問状、輸入者当初質問状、本邦生産者当初質問状及び産業上の使用者当初質問状への各回答（様式及び添付資料等を含む。）の開示版（以下「開示版質問状回答書等」という。）における秘密情報の要約の適切性及び秘密情報とした理由に係る指摘事項について、通知した。

(35)　利害関係者等への不備指摘及びこれに対する不備改め版回答の状況等について、その詳細（利害関係者等名、不備指摘送付日及び不備改め版回答日）は、**「表 9　利害関係者等への不備指摘及びこれに対する不備改め版回答の状況等」**のとおりであった。

なお、一部の指摘事項について提出期限の延長の申出があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

表 9　利害関係者等への不備指摘及びこれに対する不備改め版回答の状況等

利害関係者等名	不備指摘送付日	不備改め版回答日
＜供給者＞		
POSCO	11/14（1 回目） 12/25（2 回目）	11/28 及び 12/8（延長後）（1 回目） 1/15 及び 1/20（延長後）（2 回目）
KG Dongbu Steel	11/14（1 回目） 12/25（2 回目）	11/28 及び 12/5（延長後）（1 回目） 1/15 及び 1/26（延長後）（2 回目）
鞍鋼	11/14（1 回目） 12/25（2 回目）	11/28、12/5（延長後）及び 12/12（延長後）（1 回目） 1/15（2 回目）
湖南華菱漣源鋼鉄	11/14（1 回目） 12/25（2 回目）	11/28（1 回目） 1/22（延長後）（2 回目）
GS GLOBAL Corp.	1/23	2/6
HYOSUNG TNC CORPORATION	1/23	2/6
SW CO., LTD.	1/23	回答無し
SeAH Coated Metal Corporation	1/23	2/6
Samsung C&T Corporation	1/23	2/6
Dongkuk Coated Metal Co., Ltd.	1/23	2/6
PIC	1/23	2/6

[47] 令和 8 年政令第 85 号による改正後の政令第 10 条第 5 項

武漢鋼鉄有限公司	1/23	2/4
宝山鋼鉄股份有限公司	1/23	2/4
宝鋼湛江鋼鉄有限公司	1/23	2/4
金遠国際金属有限公司	1/23	2/16（延長後）
本鋼浦項冷軋薄板有限責任公司	1/23	2/6
天津市徳材冷間圧延鋼板工業有限会社	1/23	2/5
本鋼板材股份有限公司	1/23	2/6
包鋼集団国際経済貿易有限公司	1/23	2/18（期限外）
冠県創晟新材料有限公司	1/23	2/16（延長後）
内蒙古包鋼稀土鋼板材有限責任公司	1/23	2/18（期限外）
包港展博国際商貿有限公司	1/23	2/18（期限外）
鞍鋼集團香港	1/23	2/6
鞍鋼集団国際経済貿易有限公司	1/23	2/6
BENXI IRON AND STEEL (GROUP) INTERNATIONAL ECONOMIC AND TRADING	1/23	2/6
本鋼集團香港有限公司	1/23	2/6
GUANXIAN CHUANGYU NEW MATERIALS	1/23	2/16（延長後）
＜輸入者＞		
GS ジャパン株式会社	11/28（1 回目） 1/23（2 回目）	12/12（1 回目） 2/6（2 回目）
株式会社暁星ジャパン	11/28（1 回目） 1/23（2 回目）	12/12（1 回目） 2/6（2 回目）
阪和興業株式会社	11/28（1 回目） 1/23（2 回目）	12/11（1 回目） 2/5（2 回目）
小野建株式会社	11/28（1 回目） 1/23（2 回目）	12/12（1 回目） 2/5（2 回目）
大東鉄板株式会社	11/28（1 回目） 1/23（2 回目）	12/10（1 回目） 2/4（2 回目）
JFE 商事株式会社	11/28（1 回目） 1/23（2 回目）	12/12（1 回目） 2/6（2 回目）
【輸入者 A】	11/28（1 回目） 1/23（2 回目）	12/12（1 回目） 2/6（2 回目）
PIJ	11/28（1 回目） 1/23（2 回目）	12/12（1 回目） 2/6（2 回目）
現代ジャパン株式会社	11/28（1 回目） 1/23（2 回目）	回答無し
パナソニックオペレーショナルエクセレンス株式会社	11/28（1 回目） 1/23（2 回目）	12/12（1 回目） 2/6（2 回目）
株式会社東国	11/28（1 回目） 1/23（2 回目）	12/12（1 回目） 2/6（2 回目）
新東亜交易株式会社	11/28（1 回目） 1/23（2 回目）	回答無し（1 回目） 2/6（2 回目）
小野建スチール株式会社	11/28（1 回目） 1/23（2 回目）	12/12（1 回目） 回答無し（2 回目）
鐵商株式会社	11/28（1 回目） 1/23（2 回目）	12/12（1 回目） 2/6（2 回目）

＜本邦生産者＞		
日本製鉄	11/21（1 回目） 1/16（2 回目）	12/5（1 回目） 1/30（2 回目）
日鉄鋼板	11/21（1 回目） 1/16（2 回目）	12/5（1 回目） 1/30（2 回目）
神戸製鋼所	11/21（1 回目） 1/16（2 回目）	12/5（1 回目） 1/30（2 回目）
ヨドコウ	11/21（1 回目） 1/16（2 回目）	12/5（1 回目） 1/30（2 回目）
JFE スチール株式会社	11/21（1 回目） 1/16（2 回目）	12/5（1 回目） 1/30（2 回目）
JFE 鋼板株式会社	11/21（1 回目） 1/16（2 回目）	12/2（1 回目） 1/23（2 回目）
丸一鋼管株式会社	11/21（1 回目） 1/16（2 回目） 2/24（3 回目）	回答無し（1 回目） 回答無し（2 回目） 3/2（3 回目）
＜産業上の使用者＞		
日鉄神鋼建材株式会社	11/21	12/4
日鉄建材株式会社	11/21	11/27
三菱電機株式会社	11/21	12/4
日鉄めっき鋼管株式会社	11/21（1 回目） 1/16（2 回目）	12/5（1 回目） 1/29（2 回目）
JFE 建材株式会社	11/21	12/5
トーケン工業株式会社	11/21	12/5
千代田鋼鉄工業株式会社	11/21（1 回目） 1/16（2 回目）	11/25（1 回目） 1/21（2 回目）
JPPC	11/21	12/5
堺鋼板工業株式会社	11/21	12/3
関包スチール株式会社	11/21	12/5

１－６－４　代替国[48]選定

(36)　同種の貨物を生産している中国の産業において当該同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示すことができない場合は、正常価格を算出する際に、中国の国内販売価格等ではなく、代替国で生産された同種の貨物の国内販売価格等（以下「代替国価格」という。）を用いることができるとされている[49]。

１－６－４－１　代替国選定通知（1 回目）

(37)　令和 7 年 8 月 13 日、同日時点で調査当局が知り得た全ての中国の供給者 23 者、輸入者 17 者及び本邦生産者 26 者並びに中国政府に対し、また、同年 9 月 10 日、調査開始後に調査当局が知り得た中国の供給者 31 者及び輸入者 6 者に対し、「「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」における「調査対象貨物に係る正常価格算定のための代替国候補の選定」に係る意見の求めについて」（以下「代替国選定通知（1 回目）」という。）を送付した。

---

[48] 台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域も政令第 2 条第 1 項第 4 号における「国」と取り扱う。

[49] 政令第 2 条第 3 項及び世界貿易機関への中華人民共和国の加入に関する議定書（以下「中国 WTO 加盟議定書」という。）

代替国選定通知（1 回目）においては、中国を原産地とする調査対象貨物の生産者が、当該調査対象貨物と同種の貨物を生産している中国の産業において当該同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示すことができない場合における代替国を選定するため、調査対象貨物と比較可能な貨物の生産及び販売が行われていると推定される代替国候補及びその選定理由について、**「表 10　代替国候補及びその選定理由」**のとおり示すとともに、これに対する意見を求めた。

表 10　代替国候補及びその選定理由

代替国候補	代替国候補の選定理由
オーストラリア連邦、ブラジル連邦共和国、インドネシア共和国、メキシコ合衆国、ロシア連邦、南アフリカ共和国、大韓民国、台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域（以下「台湾」という。）、タイ王国、トルコ共和国、アラブ首長国連邦、ベトナム社会主義共和国、日本国	調査当局が調査したところ、左記 13 か国及び地域において溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の生産及び販売が行われていると認められることから、代替国候補として選定した。

(38)　代替国選定通知（1 回目）に対し、意見の提出期限である令和 7 年 8 月 27 日 [50]及び同年 9 月 24 日 [51]までに、供給者 1 者 [52]、輸入者 1 者 [53]及び申請者を含めた本邦生産者 8 者 [54]から、**「表 10　代替国候補及びその選定理由」**に対する意見の提出があり、その詳細は**「表 11　調査当局が示した代替国候補を不適切と考える理由」**及び**「表 12　提案した代替国候補を適切と考える理由」**のとおりであった。

表 11　調査当局が示した代替国候補を不適切と考える理由

不適切と考える代替国候補	理由
ロシア連邦	・ロシア連邦はウクライナとの戦争などで経済的制裁中なので、代替国として不適切と判断される。 ・ロシアについては、各国が、ウクライナ侵攻を理由に、ロシアに広範な輸出入規制や制裁措置を課しており、同国市場は歪曲している（実際、EU も、近時調査において、同国の代替国性を否定している。）。また、同国の上記政情に鑑みると、現地調査やそれを通じた情報（データ等）の取得は期待できる状況になく、情報の正確性の検証もできない。
インドネシア共和国	・インドネシアで生産される溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板（以下「GI 材」という。）は、中国から輸入される熱延鋼板若しくは冷延鋼板、又は中国品の価格影響を受けて価格が引き下げられたインドネシア産の熱延鋼板若しくは冷延鋼板を原板として使用しており、GI 材の国内販売価格、輸出価格及び構成価格は、原材料の価格歪曲の影響を強く受けていることから、代替国の価格として使用することが不適切であると考えられる。 ・近年、中国から、熱延鋼板及び冷延鋼板の輸入が急増し、回答者が入手可能かインドネシア産の GI 材原板の市況価格も引き下げられ、GI 材原板の費用が公正な市場価格を反映していない疑いがある。実際、下記表 1 が示すとおり、2024 年には 2022 年比で、熱延鋼板は 255%、冷延鋼板は 151%、輸入数量が増加しており、輸入単価も大きく下がっている。また、下記表 2 が示すとおり、回答者が入手可能なインドネシア国内の熱延鋼板の価格は、中国産熱延鋼板の価格に連動する形で引き下げられている。 表 1：インドネシアにおける中国産熱延・冷延鋼板輸入実績(2022～2024CY)

[50] 令和 7 年 8 月 13 日に通知した者に対する意見の提出期限
[51] 令和 7 年 9 月 10 日に通知した者に対する意見の提出期限
[52] 湖南華菱漣源鋼鉄
[53] 現代ジャパン株式会社
[54] 日本製鉄、日鉄物産、神戸製鋼所、ヨドコウ、日鉄物産コイルセンター株式会社、株式会社小山コイルセンター、株式会社空見スチールサービス、サミットスチール株式会社

<table>
<tr><th>不適切と考える代替国候補</th><th>理由</th></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><th></th><th colspan="2">(千 t/年)</th><th colspan="2">(千$/年)</th><th colspan="2">($/t)</th></tr>
<tr><th></th><th>熱延</th><th>冷延</th><th>熱延</th><th>冷延</th><th>熱延</th><th>冷延</th></tr>
<tr><td>2022CY</td><td>149</td><td>217</td><td>128,673</td><td>219,272</td><td>865</td><td>1,008</td></tr>
<tr><td>2023CY</td><td>415</td><td>208</td><td>280,278</td><td>160,702</td><td>676</td><td>771</td></tr>
<tr><td>2024CY</td><td>529</td><td>220</td><td>323,299</td><td>156,038</td><td>612</td><td>711</td></tr>
<tr><td>対 2022CY 増減率</td><td>+255%</td><td>+1%</td><td>+151%</td><td>▼29%</td><td>▼29%</td><td>▼29%</td></tr>
</table>
表 2：熱延鋼板のインドネシア市況価格と中国品価格の相関関係
【インドネシア市況価格と中国品の相関関係を示すグラフ】

・GI 材の製造コストに占める熱延鋼板及び冷延鋼板のコスト割合は、提出者の実績から、約【50－100】%程度であり、熱延鋼板及び冷延鋼板は、GI 材の主要な投入材に該当する。
・インドネシア GI 生産者が使用する原板のうち、約 5 割が、中国品により価格が引き下げられたインドネシア国内材であるとともに、中国から輸入される熱延鋼板及び冷延鋼板も、一定程度、GI 材原板として利用されている可能性があると、提出者は認識している。
・中国において製造される熱延鋼板及び冷延鋼板の価格は、歪曲されている。実際、例えば、2024 年に EU が作成した報告書“Commission Staff Working Document on Significant Distortions in the Economy of the People's Republic of China for the Purposes of Trade Defence Investigations”においては、中国の鉄鋼製品の生産及び販売について市場経済条件が浸透していないことを示す事実として、中央政府による鉄鋼製品の生産への関与の事実、中央政府による鉄鋼製品の生産への関与の事実、中国政府が主要な投入財(原材料等)価格形成に関与している事実、中国政府が鉄鋼企業の経営による関与している事実、労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されていない事実が指摘されている。

・インドネシアの土地所有権を取得するには、インドネシア国民又はインドネシア政府により指定された法人である必要があり、外国資本はインドネシアにおいて自由に土地所有権を取得して市場に参入することができない。
・インドネシアの主要 GI 材生産者である Krakatau Steel 社は、国営の鉄鋼メーカーである。
・インドネシアには、中国には存在しない、特殊な事情が存在しており、当該事情が GI 材の生産及び販売にも直接影響を与えているため、インドネシアは、中国と「比較可能な最も近い経済発展段階にある国」（政令第 2 条第 3 項・第 2 条第 1 項第 4 号）に該当しないと考えられる。</td></tr>
<tr><td>ベトナム社会主義共和国</td><td>・当社の亜鉛めっき鋼製品については、ベトナム向け輸出は主に自動車部品用（自動車部品向け亜鉛めっき鋼）を、日本向け輸出は建築用（建築構造向け亜鉛めっき鋼）を扱っており、対象業種が異なっている。
・ベトナムについては、政令第 2 条第 3 項においても、同国の市場価格やコスト情報が市場条件を反映していない可能性があることから同国の価格に依拠せずに正常価格を算定することを認めていることに加え、本件対象産品及び溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板原板の生産及び販売について、市場経済の条件が浸透している事実を認めることができない。</td></tr>
</table>

表 12　提案した代替国候補を適切と考える理由

適切と考える代替国候補	理由
タイ王国	・中国原産の熱延鋼板や冷延鋼板は、中国の過剰生産能力の影響で、ダンピング輸出されており、一般論として、東南アジア市場全体が悪影響を受けているが、その中でもタイは、2011 年以降、中国から輸入される熱延鋼板及び冷延鋼板やその迂回品に不当廉売関税が課されており、GI 材のコストや構成正常価格

適切と考える代替国候補	理由
	を計算する上で重要な、GI 材原板の市場価格の信頼性は、完全とはいえないまでも、他国に比して相対的にはあると考えられる。 ・タイ王国は、中国産の GI 材についても不当廉売関税を課しており[55]、GI 材の市場価格の信頼性も、完全とはいえないまでも、他国に比して相対的にはあると考えられる。 ・中国から日本に輸入されている GI 材については、中国の輸出企業と同じような建材・家電・自動車向けの出荷のいずれも含む製品構成となっていると思われる代替国企業の国内販売価格又は構成正常価格を正常価格とし、これを中国企業の対日輸出価格と比較する方法でダンピング・マージンを計算すべきであるが、回答者が把握する限り、タイは、この要件を満たすとともに、回答者のうち一社はタイに出資先の合弁会社を有しており、同社は、代替国調査に協力する意向を示している。
日本国	・本邦の生産者の大部分は、中国原産の熱延鋼板や冷延鋼板を GI 材の原板に利用しておらず、GI 材の国内販売価格やコストを計算する上で重要な、GI 材の原板の市場価格の信頼性があると考えられる。 ・中国から日本に輸入されている GI 材については、中国の輸出企業と同じような建材・家電・自動車向けの出荷のいずれも含む製品構成となっていると思われる代替国企業の国内販売価格又は構成正常価格を正常価格とし、これを中国企業の対日輸出価格と比較する方法でダンピング・マージンを計算すべきであるが、本邦生産者は、この要件を満たす。
インド共和国	インドは鉄鋼製造国として多くの鉄鋼メーカーを保有し、ヨーロッパなど他国への輸出が多い。

１－６－４－２　代替国選定通知（2 回目）

(39)　代替国選定通知（1 回目）に係る上記(38)の意見を踏まえ、令和 7 年 10 月 24 日、同日時点で調査当局が知り得た全ての中国の供給者 54 者、輸入者 23 者及び本邦生産者 27 者並びに中国政府に対して、「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査における「調査対象貨物に係る正常価格算定のための代替国の選定」について」（以下「代替国選定通知（2 回目）」という。）を送付した。

代替国選定通知（2 回目）においては、調査当局は、上記(38)の意見について以下(ア)から(ク)までの検討結果を示した。

(ア)　ロシア連邦に関する「ロシア連邦はウクライナとの戦争などで経済的制裁中なので、代替国として不適切と判断される」旨の意見については、ロシア連邦がウクライナとの戦争などで経済的制裁中であることによる調査対象貨物への影響が客観的かつ合理的に示されていないため、当該意見のみをもって、ロシア連邦を代替国候補から除外しない。

(イ)　ロシア連邦を代替国として選定することは不適切である旨のその他の意見については、ロシア連邦の市場が歪曲している可能性があることを示す証拠が示されていたが、その他の意見を含め、ロシア連邦が代替国として適切であるか否かは、今後の本調査の過程において収集される証拠や反論等をも踏まえ、調査当局によって検討していく必要があるところ、現時点においては、ロシア連邦を代替国候補から除外しない。

(ウ)　インドネシア共和国を代替国として選定することは不適切である旨の意見については、インドネシア共和国で生産される GI 材は中国品の価格影響を受けて価格が引き下げられたインドネシア産の熱延鋼板若しくは冷延鋼板を原板として使用しており、GI 材の国内販売価格、輸出価格及び構成価格は、原材料の価格歪曲の影響を強く受けている可能性がある十分な証拠が示されていた。 もっとも、その他の意見も含め、インドネシア共和国が代替国として適切であるか否かは、今後の本調査の過程において収集される証拠等に

[55] 証拠の提出（申請者、令和 7 年 8 月 27 日）別添 12

基づき、調査当局によって検討していく必要があるところ、現時点においては、インドネシア共和国を代替国候補から除外しない。

(エ) ベトナム社会主義共和国に関する「回答者の亜鉛めっき鋼製品につきましては、ベトナム向け輸出は主に自動車部品用（自動車部品向け亜鉛めっき鋼）を、日本向け輸出は建築用（建築構造向け亜鉛めっき鋼）を扱っており、対象業種が異なっている。」旨の意見について、同意見の産品と比較可能な産品を生産する工場がベトナム社会主義共和国に存在するか否かについて事実関係を確認できないため、当該意見のみをもって、ベトナム社会主義共和国を代替国候補から除外しない。

(オ) ベトナム社会主義共和国を代替国として選定することは不適切である旨のその他の意見について、同意見で述べられているベトナムの市場経済性については、今後の本調査の過程において収集される証拠等に基づき、調査当局によって検討していく必要があるところ、現時点において、当該意見のみをもって、ベトナム社会主義共和国を代替国候補から除外しない。

(カ) タイ王国を代替国として選定することは適切である旨の意見については、タイ王国は、中国から輸入される熱延鋼板及び冷延鋼板やその迂回品等に不当廉売関税を課しており、他国に比して相対的に市場経済性があると考えられることが示されたが、提案された代替国候補の提案理由はいずれも、政令 2 条第 1 項第 4 号に規定する「当該輸入貨物の供給国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国」を選定するに当たり、「一人当たりの GNI」を基準とするよりも適切であるとは必ずしも認められない。

(キ) 日本国を代替国として選定することは適切である旨の意見については、根拠が示されておらず、事実関係が確認できないことから、政令第 2 条第 1 項第 4 号に規定する「当該輸入貨物の供給国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国」を選定するに当たり、「一人当たりの GNI」を基準とするよりも適切であるとは必ずしも認められない。

(ク) インド共和国を代替国として選定することは適切である旨の意見については、インド共和国が多くの鉄鋼メーカーを保有すること及び他国への輸出が多いことを裏付ける客観的事実が示されておらず、また同意見は、政令第 2 条第 1 項第 4 号に規定する「当該輸入貨物の供給国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国」を選定するに当たり、「経済発展段階」を示す指標として当局が用いることとしている「一人当たりの GNI」を基準とするよりも適切であるとは必ずしも認められない。

(40) 代替国選定通知（2 回目）においては、調査当局は、調査当局が知り得た全ての代替国候補の生産者（以下「代替国供給者」という。）97 者を、各代替国候補における一人当たりの GNI（2023 年又は 2024 年）[56]が中国に近い順に優先順位[57]を付けて記載した**「表 13　代替国候補の優先順位リスト」**を示すとともに、「韓国の生産者を除く全ての代替国候補の生産者に対して、質問状を送付し、調査に必要な情報を収集する」、「これらの代替国候補について、①調査対象貨物と比較可能な貨物の生産及び販売が行われていない場合又は②生産者に関する情報が入手・使用できないと調査当局が判断した場合には、代替国候補から除外する」旨を明示し、これに対する意見を求めた。

代替国選定通知（2 回目）においては、代替国候補について、調査当局は、複数の生産者から回答があり、提供された情報を使用できる場合には、**「表 13　代替国候補の優先順位リスト」**のとおり、優先順位が高い国に所在する生産者の情報を使用することとし、同一国内

[56] 調査当局が収集及び分析した関係証拠「一人当たりの GNI（2023 年又は 2024 年）」

[57] 日本国に関しては、本調査の過程で、日本国以外の国の生産者に関する情報が使用できない場合も考えられることから、代替国候補としたが、本調査を実施する当事国であることを考慮して、優先順位を最後とした。

の複数の生産者から回答があり、提供された情報を使用できる場合には、調査当局が適当と判断した生産者の情報を使用することとする旨を明示した。

表 13　代替国候補の優先順位リスト

優先順位	代替国候補	代替国供給者の名称
1	トルコ共和国	Erdemir
		Tosyali Holding
		Borçelik Çelik Sanayii Ticaret A.Ş.
		Tatmetal Çelik Sanayi ve Ticaret A.Ş.
		Tezcan Galvanizli Yapı Elemanları San. Tic.
		MMK METALURJİ SANAYİ TİCARET VE LİMAN İŞLETME CİLİĞİ A.Ş.
		Yıldız Demir Çelik
		ATAKAŞ TİCARET VE NAKLİYAT A.Ş.
2	メキシコ合衆国	TENIGAL S.de R.L. de C.V.
		NUCOR-JFE STEEL MEXICO
		Ternium Mexico S.A. de C.V.
		Talleres Y Aceros SA de CV
		Posco Mexico, S.A. de C.V.
3	ロシア連邦	Magnitogorsk Iron & Steel Works
		Novolipetsk Steel
		Severstal
4	ブラジル連邦共和国	Companhia Siderúrgica Nacional
		ArcelorMittal Tubarão
		UNIGAL Ltda.
5	タイ王国	POSCO Coated Steel(Thailand) Co.,Ltd.
		JFE Steel Galvanizing (Thailand) Ltd.
		NS-Siam United Steel Co., Ltd.（以下「NS-Siam United Steel」という。）
		Ratchasima Steel Products Company Limited.
		Bangkok Steel Industry Public Co., Ltd.
6	南アフリカ共和国	Duferco Steel Processing (Pty) Ltd
		Safal Steel
		BSi Steel Pty Ltd
7	インドネシア共和国	PT. AM/NS Indonesia
		PT. Citra Galvanizing Indonesia
		PT. Krakatau Nippon Steel Synergy
		PT. Fumira
		PT. Harapan Sukses Jaya
		PT　Java Pacific
		PT. JFE STEEL GALVANIZING INDONESIA
		PT. Kerismas Witikco Makmur
		PT. Saranacentral Bajatama, Tbk.
		PT. ZINKPOWER Austrindo
8	ベトナム社会主義共和国	China Steel And Nippon Steel Vietnam Joint Stock Company
		Southern Steel Sheet Co. Ltd.
		Maruichi Sun Steel Joint Stock Company

優先順位	代替国候補	代替国供給者の名称
		NS BlueScope Vietnam Co., Ltd
		Chinh Dai Industrial Co., Ltd
		Nam Kim Steel Joint Stock Company
		Dai Thien Loc Corporation
		TVP Steel Joint Stock Company
		Hoa Phat Group
9	台湾	China Steel Corporation
		Sheng Yu Steel Co., Ltd.
		Yieh Phui Enterprise Co., Ltd.
10	大韓民国	POSCO
		Hyundai Steel Company
		DONGKUK STEEL MILL CO., LTD.
		KG Dongbu Steel
		GS GLOBAL Corp.
		HYOSUNG TNC CORPORATION
		SW CO., LTD.
		SeAH Coated Metal Corporation
		Samsung C&T Corporation
		Dongkuk Coated Metal Co., Ltd.
		POSCO Steeleon Co.,Ltd.
		PIC
		HANWA (KOREA) CO.,LTD.
		Hyundai Group Co., Ltd.
		STINKO Co., Ltd.
		韓国 JFE 商事会社
11	アラブ首長国連邦	Khambati Metal Industries LLC
		Al Ghurair Iron & Steel L.L.C
		Asian Ispat FZ LLC
		United iron & Steel Company LLC
12	オーストラリア連邦	BlueScope Steel Limited
13	日本国	日本製鉄
		日鉄鋼板
		神戸製鋼所
		ヨドコウ
		東京製鐵株式会社
		株式会社中山製鋼所
		JFE スチール株式会社
		JFE 鋼板株式会社
		丸一鋼管株式会社
		明治鋼業株式会社
		株式会社スズヤス
		根津鋼材株式会社
		株式会社桐井製作所 [58]

[58] 産業上の使用者であるが、代替国選定 2 回目通知を送付した時点においては本邦生産者として扱っていたことから、代替国候補に含まれている。

優先順位	代替国候補	代替国供給者の名称
		五十鈴株式会社
		株式会社小河商店
		野原商行株式会社
		株式会社空見スチールサービス
		田邊工業株式会社
		株式会社大日商会
		サミットスチール株式会社
		摂津鋼材株式会社
		株式会社スチールセンター
		株式会社メタルワン・スチールサービス
		SC 鋼板加工株式会社
		阪和スチールサービス株式会社
		興和コイルセンター株式会社
		三和実業株式会社

(41) 代替国選定通知（2 回目）に対して、意見の提出期限である令和 7 年 11 月 7 日までに、申請者を含む本邦生産者 6 者[59]から、意見の提出があり、その詳細は、**「表 14　代替国候補等に関する意見」**のとおりであった。

表 14　代替国候補等に関する意見

意見	理由
調査当局が選定した代替国候補等に異議なし。	特になし。
弊社は代替国候補になり得ない。	溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の生産をしておらず、切断加工しか行っていないため。
ロシア及びベトナムは調査対象貨物に係る正常価格算定のための代替国として明らかに不適切と考える。	1. ロシアが代替国として不適切と考える理由 ・ウクライナ侵攻に伴うロシアの政情に照らし、ロシアは代替国として明らかに不適切と考える。以下、関連事情を追加・補足する。 ○各国の輸出規制や制裁措置が市場条件を歪めていること ✔ロシアの鉄鋼生産者は、ウクライナ侵攻で外国市場から締め出され、その余剰分を国内供給にシフトしている[60]。その反面、鉄鋼の国内需要は低迷している[61]。従って、需給バランスが崩れることにより、同国の GI 材の価格は不当に押し下げられていると考えられる。 ✔なお、仮に制裁に対する迂回の試みがあったとしても、国際的な制裁対象国たるロシアが買い手を維持するためには、大幅な値引きを要する[62]と考えられ、上記の結論を左右するものではない。 ○戦時経済が市場条件を歪めていること ✔ロシアは、ウクライナ侵攻の影響を受け、各国の広範な輸出規制や制裁措置、エネルギーを含めた物価の急上昇、労働不足による平均賃金の急上昇、戦争関連の生産優先といった戦時経済の状況にある[63]。かかる特殊状況に照らすと、同国生産者の市場価格やコスト情報は通常の市場条件を反映していないと考えられる。 ✔特にロシアの石炭産業は戦時経済を受けて危機的状況にあり[64]、その影響は、石炭を主原料とする GI 材にも及んでいると考えられる。

[59] 日本製鉄、日鉄鋼板、神戸製鋼所、ヨドコウ、株式会社空見スチールサービス、五十鈴株式会社
[60] 証拠の提出（申請者、令和 7 年 11 月 7 日）別添 1,2
[61] 証拠の提出（申請者、令和 7 年 11 月 7 日）別添 1,3
[62] 証拠の提出（申請者、令和 7 年 11 月 7 日）別添 2,4
[63] 証拠の提出（申請者、令和 7 年 11 月 7 日）別添 1,2
[64] 証拠の提出（申請者、令和 7 年 11 月 7 日）別添 4

	○戦時下において、情報の正確性が検証できないこと ✔同国の政情に鑑みると、現地調査やそれを通じた情報(データ等)の取得は期待できる状況になく、情報の正確性の検証もできない。 2. ベトナムが代替国として不適切と考える理由 ・ベトナムについて、同国が市場価格やコスト情報が市場条件を反映していない可能性のある非市場経済国であることは、国際法上も認められている(ベトナム WTO 加盟作業部会報告書（2006 年）255 頁(a)）。 ・近時も、米商務省は、大規模なパブリックヒアリングコメントを評価した上で、ベトナム経済に対する政府の広範な関与は、ベトナムの価格やコストを歪めており、同国の市場価格をダンピング調査に用いることはできないと結論づけた[65]。 ・日本の不当廉売関税政令も、上記の国際的な認識を前提としている。 ・実際、ベトナム政府による産業戦略の策定・実施は、ベトナムの非市場経済性を裏付ける[66]。また、調査対象期間において電力料金が市場原理に基づくことなく決定されていたことも、同国の非市場経済性の証左である[67]。 ・特に鉄鋼分野は、同国の重要戦略分野として、政府の広範な支援の対象となっており[68]、原材料や製品価格の歪曲があると考えられる。 ・このように、ベトナムにおいて市場経済の条件が浸透している事実を認めることができず、むしろ鉄鋼関連市場は歪曲していると考えられることから、同国を代替国として選定することは明らかに不適切である。
タイ及び日本が適切な代替国であると考える。	トルコ共和国、メキシコ合衆国、ロシア、ブラジル連邦共和国、南アフリカ共和国、インドネシア共和国、ベトナムを代替国として選定することは不適切である。一方で、タイ及び日本は、代替国意見書（1 回目）に記載のとおり、適切な代替国であると考える。

(42) 調査当局は、上記(41)の意見について、以下(ア)から(ウ)までのとおり検討した。

(ア) ロシアが代替国として不適切という意見について、当該国における市場経済の条件が歪められている事実があるかどうかは、今後の本調査の過程において収集される証拠等に基づき、調査当局によって確認した上で判断することであり、現時点においては、当該意見のみをもって、当該国を代替国候補から除外しない。

(イ) ベトナムが代替国として不適切という意見について、当該国における市場経済の条件が歪められている事実があるかどうかは、今後の本調査の過程において収集される証拠等に基づき、調査当局によって確認した上で判断することであり、現時点においては、当該意見のみをもって、当該国を代替国候補から除外しない。

(ウ) タイ及び日本国が代替国として適切という意見について、政令第 2 条第 1 項第 4 号に規定する「当該輸入貨物の供給国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国」を選定するに当たり、「経済発展段階」を示す指標として調査当局が用いることとしている「一人当たりの GNI」を基準とするよりも適切であるとは必ずしも認められないため、**「表 13　代替国候補の優先順位リスト」**の優先順位は変更しない。

(43) 利害関係者への代替国選定通知（1 回目）及び同選定通知（2 回目）の送付並びにこれらに対する意見の提出状況等について、その詳細（利害関係者名、代替国選定通知（1 回目）（送付日及び意見の提出日）並びに同選定通知（2 回目）（送付日及び意見の提出日））は、**「表 15　利害関係者への代替国選定通知（1 回目）及び同選定通知（2 回目）の送付並びにこれらに対する意見の提出状況等」**のとおりであった。

[65] 証拠の提出（申請者、令和 7 年 11 月 7 日）別添 6
[66] 証拠の提出（申請者、令和 7 年 11 月 7 日）別添 7
[67] 証拠の提出（申請者、令和 7 年 11 月 7 日）別添 8
[68] 証拠の提出（申請者、令和 7 年 11 月 7 日）別添 7,9,10,11

表 15　利害関係者への代替国選定通知（1 回目）及び同選定通知（2 回目）の送付並びにこれらに対する意見の提出状況等

利害関係者名	代替国選定通知（1 回目）		代替国選定通知（2 回目）	
	送付日	意見の提出日	送付日	意見の提出日
＜供給者＞				
中国宝武鋼鉄集団有限公司	8/13	－	10/24	－
河鋼集団有限公司	8/13	－	10/24	－
鞍鋼集団有限公司	8/13	－	10/24	－
包頭鋼鉄（集団）有限責任公司	8/13	－	10/24	－
湖南鋼鉄集団有限公司	8/13	－	10/24	－
天津市徳材冷軋板業有限公司	8/13	－	10/24	－
馬鞍山鋼鐵股份有限公司	8/13	－	10/24	－
鞍鋼	8/13	－	10/24	－
江陰宗承鋼鉄有限公司	8/13	－	10/24	－
武漢鋼鉄有限公司	8/13	－	10/24	－
山東科瑞鋼板有限公司	8/13	－	10/24	－
内蒙古包鋼鋼連股份有限公司	8/13	－	10/24	－
湖南華菱漣源鋼鉄	8/13	8/27	10/24	－
山東匯発彩鋼有限公司	8/13	－	10/24	－
福建凱景新型科技材料有限公司	8/13	－	10/24	－
宝山鋼鉄股份有限公司	8/13	－	10/24	－
宝鋼湛江鋼鉄有限公司	8/13	－	10/24	－
燁輝（中国）科技材料有限公司	8/13	－	10/24	－
日照鋼鉄控股集団有限公司	8/13	－	10/24	－
江蘇剛正薄板科技有限公司	8/13	－	10/24	－
邯鄲鋼鉄集団有限責任公司邯鄲分公司	8/13	－	10/24	－
金遠国際金属有限公司	8/13	－	10/24	－
臨清市恒泰金属材料有限公司	8/13	－	10/24	－
本鋼浦項冷軋薄板有限責任公司	9/10	－	10/24	－
天津市徳材冷間圧延鋼板工業有限会社	9/10	－	10/24	－
本鋼板材股份有限公司	9/10	－	10/24	－
包鋼集団国際経済貿易有限公司	9/10	－	10/24	－
冠県創晟新材料有限公司	9/10	－	10/24	－
内蒙古包鋼稀土鋼板材有限責任公司	9/10	－	10/24	－
包港展博国際商貿有限公司	9/10	－	10/24	－
鞍鋼集團香港	9/10	－	10/24	－
鞍山鋼鉄集団有限公司	9/10	－	10/24	－
天津市新天鋼冷延薄板有限公司	9/10	－	10/24	－
鞍鋼集団国際経済貿易有限公司	9/10	－	10/24	－
BENXI IRON AND STEEL (GROUP) INTERNATIONAL ECONOMIC AND TRADING	9/10	－	10/24	－
本鋼集團香港有限公司	9/10	－	10/24	－

首鋼京唐鋼鉄連合有限責任公司	9/10	－	10/24	－
山東鋼鉄集団有限公司	9/10	－	10/24	－
敬業集団	9/10	－	10/24	－
鴻基集団	9/10	－	10/24	－
山東冠洲股份有限公司	9/10	－	10/24	－
阪和（上海）管理有限公司	9/10	－	10/24	－
浙江協和集団有限公司	9/10	－	10/24	－
ZHEJIANG LIANXIN STEEL PLATE TECHNOLOGY	9/10	－	10/24	－
杭州杭鋼対外経済貿易有限公司	9/10	－	10/24	－
道富（香港）有限公司	9/10	－	10/24	－
東阿県鑫華環保科技有限公司	9/10	－	10/24	－
Bengang Steel Group Company., Ltd.	9/10	－	10/24	－
天津軋一冷軋薄板有限公司	9/10	－	10/24	－
GUANXIAN CHUANGYU NEW MATERIALS CO.,LTD.	9/10	－	10/24	－
首鋼集団有限公司	9/10	－	10/24	－
三井物産（香港）有限公司	9/10	－	10/24	－
BAO HUA STEEL INTERNATIONAL PTE. Limited	9/10	－	10/24	－
本渓鋼鉄	9/10	－	10/24	－
＜輸入者＞				
GS ジャパン株式会社	8/13	－	10/24	－
日世通商株式会社	8/13	－	10/24	－
株式会社羅寶ジャパン	8/13	－	10/24	－
KG スチールジャパン株式会社	8/13	－	10/24	－
株式会社世亜ジャパン	8/13	－	10/24	－
株式会社暁星ジャパン	8/13	－	10/24	－
ヤングスチール株式会社	8/13	－	10/24	－
阪和興業株式会社	8/13	－	10/24	－
小野建株式会社	8/13	－	10/24	－
大東鉄板株式会社	8/13	－	10/24	－
JFE 商事株式会社	8/13	－	10/24	－
【輸入者 A】	8/13	－	10/24	－
PIJ	8/13	－	10/24	－
現代ジャパン株式会社	8/13	8/27	10/24	－
パナソニックオペレーショナルエクセレンス株式会社	8/13	－	10/24	－
株式会社トピア	8/13	－	10/24	－
日鉄物産株式会社	8/13	－	10/24	－
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	9/10	－	10/24	－
株式会社東国	9/10	－	10/24	－
新東亜交易株式会社	9/10	－	10/24	－
フジデン株式会社	9/10	－	10/24	－

小野建スチール株式会社	9/10	－	10/24	－
鐵商株式会社	9/10	－	10/24	－
＜本邦生産者＞				
日本製鉄	8/13	8/27	10/24	11/7
日鉄鋼板	8/13	8/27	10/24	11/7
神戸製鋼所	8/13	8/27	10/24	11/7
ヨドコウ	8/13	8/27	10/24	11/7
東京製鐵株式会社	8/13	－	10/24	－
株式会社中山製鋼所	8/13	－	10/24	－
JFE スチール株式会社	8/13	－	10/24	－
JFE 鋼板株式会社	8/13	－	10/24	－
丸一鋼管株式会社	8/13	－	10/24	－
JPPC	8/13	－	※　産業上の使用者であることが判明したため送付せず。	
福栄鋼材株式会社	8/13	－	※　産業上の使用者であることが判明したため送付せず。	
明治鋼業株式会社	8/13	－	10/24	－
堺鋼板工業株式会社	8/13	－	※　産業上の使用者であることが判明したため送付せず。	
株式会社スズヤス	8/13	－	10/24	－
根津鋼材株式会社	8/13	－	10/24	－
関包スチール株式会社	8/13	－	※　産業上の使用者であることが判明したため送付せず。	
日鉄物産コイルセンター株式会社	8/13	－	※　産業上の使用者であることが判明したため送付せず。	
株式会社桐井製作所	8/13	－	10/24	－
五十鈴株式会社	8/13	－	10/24	11/7
株式会社小河商店	8/13	－	10/24	－
藤田金屬株式会社	8/13	－	※　利害関係者に該当しないことが判明したため送付せず。	
株式会社小山コイルセンター	8/13	－	※　利害関係者に該当しないことが判明したため送付せず。	
野原商行株式会社	8/13	－	10/24	－
株式会社空見スチールサービス	8/13	8/27	10/24	10/30
田邊工業株式会社	8/13	－	10/24	－
株式会社大日商会	8/13	－	10/24	－
サミットスチール株式会社	8/13	8/27	10/24	－
摂津鋼材株式会社	8/13	－	10/24	－
紅忠コイルセンター関西株式会社	8/13	－	※　産業上の使用者であることが判明したため送付せず。	
株式会社スチールセンター	8/13	－	10/24	－
株式会社メタルワン・スチールサービス	8/13	－	10/24	－
SC 鋼板加工株式会社	8/13	－	10/24	－
高田鋼材工業株式会社	8/13	－	※　利害関係者に該当しないことが判明したため送付せず。	
阪和スチールサービス株式会社	8/13	－	10/24	－
興和コイルセンター株式会社	8/13	－	10/24	－

信和鋼板株式会社	8/13	－	※　産業上の使用者であることが判明したため送付せず。	
大裕鋼業株式会社	8/13	－	※　産業上の使用者であることが判明したため送付せず。	
東洋コイル鋼業株式会社	8/13	－	※　利害関係者に該当しないことが判明したため送付せず。	
紅忠コイルセンター関東株式会社	8/13	－	※　利害関係者に該当しないことが判明したため送付せず。	
三和実業株式会社	－	－	10/24[69]	－

１－６－４－３　代替国候補の供給者への代替国当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等

(44)　令和 7 年 10 月 7 日及び同月 29 日、**「表 13　代替国候補の優先順位リスト」**に示した調査当局が知り得た代替国供給者 97 者 [70]に対し、「溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査における非市場経済国の代替国としての生産者及び輸出者に対する調査への協力のお願い」（以下「お願い紙（代替国）」という。）、調査対象期間中に溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板を生産したか否か及び輸出したか否か並びに本調査へ協力し質問状へ回答するか否か等を確認するための「溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査における非市場経済国の代替国としての生産者及び輸出者に対する確認票」（以下「代替国確認票」という。）並びに「代替国の生産者及び輸出者に対する質問状」（以下「代替国当初質問状」といい、お願い紙（代替国）、代替国確認票及び代替国当初質問状を併せて「代替国当初質問状等」という。）を送付 [71]し、協力を求めた。

(45)　代替国候補の供給者への代替国当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等について、その詳細（優先順位、代替国候補、代替国供給者名、代替国確認票回答日、代替国確認票回答内容、代替国当初質問状回答日（調査項目 A）、代替国当初質問状回答延長要望（調査項目 B～D）、代替国当初質問状回答日（調査項目 B～D））は、**「表 16　代替国候補の供給者への代替国当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおりであった。代替国当初質問状の調査項目 B～D に係る回答書の提出期限の延長の申出について、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

表 16　代替国候補の供給者への代替国当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等

[69] 調査開始時においては産業上の使用者として扱っていたが、確認票回答において本邦生産者である旨の回答があったことから、代替国選定通知（2 回目）を送付した。

[70] 上記(40)のとおり、韓国の生産者（16 者）を除く。

[71] **「表 13　代替国候補の優先順位リスト」**に示した調査当局が知り得た全ての代替国供給者 97 者のうち、ロシア連邦に所在の Magnitogorsk Iron & Steel Works、Novolipetsk Steel 及び Severstal について、令和 7 年 10 月 7 日時点において、国際郵便事情等により、差出不可であったことから、調査当局は、同社のホームページで把握したメールアドレスに電子データを送付するとともに、在日本国ロシア連邦大使館に対しても代替国質問状等を同社に送付するための送付先を求めたが、同大使館から回答はなかった。

優先順位	代替国候補	代替国供給者名	代替国確認票回答日	代替国確認票回答内容				代替国当初質問状回答日（調査項目 A)	代替国当初質問状回答延長申出（調査項目 B～D）	代替国当初質問状回答日（調査項目 B～D）
				輸出実績	生産実績	質問状回答	現地調査受入			
1	トルコ共和国	Tosyali TOYO Celik.A.S	11/5	有	有	しない	―	―	―	―
5	タイ王国	NS-Siam United Steel	10/20	有	有	する	受入可	11/13	11/6	11/27
5	タイ王国	JFE Steel Galvanizing (Thailand) Ltd.	10/16	無	無	―	―	―	―	―
7	インドネシア共和国	PT. JFE Steel Galvanizing Indonesia	10/15	無	無	―	―	―	―	―
8	ベトナム社会主義共和国	China Steel And Nippon Steel Vietnam Joint Stock Company	10/17	有	有	しない	受入不可	―	―	―
8	ベトナム社会主義共和国	NS BlueScope Vietnam Co., Ltd	11/6	無	無	―	―	―	―	―
8	ベトナム社会主義共和国	MARUICHI SUN STEEL JOINT STOCK COMPANY	10/20	有	有	しない	受入不可	―	―	―
9	台湾	CHINA STEEL CORPORATION	10/20	有	有	しない	―	―	―	―
13	日本国	日本製鉄	10/20	有	有	する	受入可	11/13	11/6	11/27
13	日本国	JFE 鋼板株式会社	10/15	有	有	する	受入可	11/10	―	11/10
13	日本国	株式会社中山製鋼所	10/21	有	有	する	受入可	11/14（期限後）	10/21	11/28（期限後）
13	日本国	JFE スチール株式会社	10/21	有	有	する	受入可	11/13	11/4	11/28（期限後）

優先順位	代替国候補	代替国供給者名	代替国確認票回答日	代替国確認票回答内容				代替国当初質問状回答日（調査項目 A)	代替国当初質問状回答延長申出（調査項目 B～D）	代替国当初質問状回答日（調査項目 B～D）
				輸出実績	生産実績	質問状回答	現地調査受入			
13	日本国	明治鋼業株式会社	11/5	無	無	－	－	－	－	－

１－６－５　代替国候補の供給者への不備指摘の送付及びこれに対する不備改め版回答の状況等

(46)　調査当局は、代替国候補の供給者からの代替国当初質問状への回答を受領後、当該回答について、必要な資料が添付されていない項目や回答内容に不備がある項目があったこと等から、代替国供給者 1 者 [72]に対し、令和 8 年 1 月 29 日、当該箇所を明示し、不備指摘を送付し、これに対する不備改め版回答を求めた。当該不備指摘に対し、当該代替国供給者から、提出期限である同年 2 月 12 日までに、不備改め版回答の提出があった。

１－６－６　調査対象貨物の品種等の分類の変更

１－６－６－１　調査対象貨物の品種等の分類に関する意見の表明

(47)　令和 7 年 10 月 29 日、POSCO から、お願い紙で明示した調査対象貨物の品種等の分類に関して、以下のとおり意見の表明があった。

(ア)　品種コード⑥（原板の化学成分 i）（以下「品種コード⑥」という。）では、炭素、マンガン、リン及び硫黄の化学元素を組み合わせて単一のコードで回答することが求められている。当社は、生産・販売した全製品の各コイルについて、実際に測定された含有量に基づいてこの特性を報告したが、これらの 4 つの化学元素を単一コードに統合してしまうと、異なる特性を有する製品が同一コードで報告される事例が発生してしまうため、同一品目間の公正な価格比較を阻害するリスクが高くなってしまう。

(イ)　4 つの化学成分を単一のコードに統合するのではなく、各成分に個別のコードを割り当てて製品特性を区別すべきであると考える。これにより、同一化学組成の製品間での適切な比較が可能となる。コード 1 つで回答する代わりに、4 つの成分それぞれを固有のコードで回答することで、同一化学組成の製品間の価格比較が容易になる。

１－６－６－２　利害関係者への追加質問状（12 月 8 日付け）の送付及びこれに対する回答の状況等

(48)　調査当局は、上記(47)を踏まえ、お願い紙で明示した調査対象貨物の品種等の分類の変更を検討することとし、令和 7 年 12 月 8 日、お願い紙で明示した調査対象貨物の品種等の分類を変更することの要否に関する確認を主な目的とする追加調査のため、サンプリング調査対象者 4 者 [73]に対して「海外供給者に対する追加質問状」、輸入者当初質問状回答書を提

[72] NS Siam United Steel
[73] POSCO、KG Dongbu Steel、鞍鋼、湖南華菱漣源鋼鉄

出した輸入者 14 者 [74]に対して「輸入者に対する追加質問状」、本邦生産者当初質問状回答書を提出した本邦生産者 7 者 [75]に対して「本邦生産者に対する追加質問状」（以下、総称して「追加質問状（12 月 8 日付け）」という。）をそれぞれ送付し、期限を定めて回答及び意見を求めるとともに、「特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項 [76]並びにガイドライン 10.に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」ことを明示した。

(49) 利害関係者への追加質問状（12 月 8 日付け）の送付及びこれに対する回答の状況等について、その詳細（利害関係者名、追加質問状（12 月 8 日付け）送付日及び追加質問状（12 月 8 日付け）回答日）は、**「表 17　利害関係者への追加質問状（12 月 8 日付け）の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおりであった。

表 17　利害関係者への追加質問状（12 月 8 日付け）の送付及びこれに対する回答の状況等

利害関係者名	追加質問状（12 月 8 日付け）送付日	追加質問状（12 月 8 日付け）回答日
＜供給者＞		
POSCO	12/8	12/17
KG Dongbu Steel	12/8	12/17
鞍鋼	12/8	回答無し
湖南華菱漣源鋼鉄	12/8	12/11
＜輸入者＞		
GS ジャパン株式会社	12/8	12/17
株式会社暁星ジャパン	12/8	12/17
阪和興業株式会社	12/8	12/17
小野建株式会社	12/8	回答無し
大東鉄板株式会社	12/8	12/11
JFE 商事株式会社	12/8	回答無し
【輸入者 A】	12/8	12/17
PIJ	12/8	12/17
現代ジャパン株式会社	12/8	回答無し
パナソニックオペレーショナルエクセレンス株式会社	12/8	12/17
株式会社東国	12/8	12/17
新東亜交易株式会社	12/8	回答無し
小野建スチール株式会社	12/8	回答無し
鐵商株式会社	12/8	12/16
＜本邦生産者＞		
日本製鉄	12/8	12/17
日鉄鋼板	12/8	12/17
神戸製鋼所	12/8	12/17
ヨドコウ	12/8	12/17
JFE スチール株式会社	12/8	12/17
JFE 鋼板株式会社	12/8	12/15
丸一鋼管株式会社	12/8	回答無し

[74] GS ジャパン株式会社、株式会社暁星ジャパン、阪和興業株式会社、小野建株式会社、大東鉄板株式会社、JFE 商事株式会社、【輸入者 A】、PIJ、現代ジャパン株式会社、パナソニックオペレーショナルエクセレンス株式会社、株式会社東国、新東亜交易株式会社、小野建スチール株式会社、鐵商株式会社

[75] 日本製鉄、日鉄鋼板、神戸製鋼所、ヨドコウ、JFE スチール株式会社、JFE 鋼板株式会社、丸一鋼管株式会社

[76] 令和 8 年政令第 85 号による改正後の政令第 10 条第 5 項

(50) 追加質問状（12 月 8 日付け）の回答期限である令和 7 年 12 月 17 日までに提出された回答において、サンプリング調査対象者 3 者[77]、輸入者 8 者[78]及び申請者を含む本邦生産者 6 者[79]から調査対象貨物の品種等の分類の変更についての意見の提出があり、主な意見の要旨は、「品種コード⑥（原板の化学成分ｉ）」の分類の方法についての意見については**「表 18 調査対象貨物の品種等の分類の変更についての意見」**のとおりであり、また、品種コード⑥の修正及び新たな品種コードの追加に関するその他の意見・提案については**「表 19　品種コード⑥の修正及び新たな品種コードの追加に関するその他の意見・提案」**のとおりであった。

表 18　調査対象貨物の品種等の分類の変更についての意見

意見の提出者の属性及びその意見	意見の具体的理由
＜海外供給者＞	
妥当	・当社は、対象製品の原料である HR を自社では生産しておらず、全量を購入して対象製品を製造している。このため、原板の化学成分は、対象製品の製造原価及び販売単価を決定する主要な要素ではなく、現行の化学成分による分類基準により、既に対象製品の特性が十分に反映されているものと判断している。したがって、現在「お願い紙」に記載されている「品種コード⑥」の修正は不要であると認識している。 ・当該分類方法は関連製品の物理特性などをよく反映できている。
修正が必要	様々な規格は化学成分の含有量に差異がある。最初の照会書で要求された品種コード⑥は、これらの規格ごとの差異を一般的に良く反映している。しかし、一部の場合には、異なる炭素含有量やマンガン含有量を持ちながら、与えられた表に基づいて同じ品種として報告される事例が発生している。つまり、異なる用途や異なる規格の製品が同じ品種として報告されるエラーが発生しているため、四つの成分を一つのコードで束ねて報告するのではなく、四つの成分それぞれに個別に品種コードを付与すれば、より正確な区分が可能になると期待している。
＜輸入者＞	
妥当	・顧客のニーズや売買商談において化学成分の分類を細分化する必要を感じないため「修正は不要」と考える。 ・対象品種の輸入に際し、化学成分を限定する必要性が無い。
修正が必要	・輸入者側としては、化学成分による購買はしておらず、鋼種（例：JIS SGCC）によって値決め、購買しているため、化学成分ではなく、鋼種で区別した方が良いと思う。 ・現在、当社が輸入者として購入している中国材は加工が比較的容易な数部品に限定して使用されているため、化学成分を細かく指定して購入するようなことは発生していない。しかしながら、当社が購入者として日本代理店から購入している韓国材は採用部品が多岐にわたり、加工が複雑な部品にも使用されているため、一部の明細は化学成分値を指定して購入することがある（例えば超低炭材など）。また化学成分ではなく機械的特性値を指定するケースもある。これらの指定材は他メーカーでの代替生産が難しく、変更承認にも時間とコストを要する。このため、主に建材用途で使用される汎用鋼材とは明確な区分分けが必要と考える。 ・質問書に区分されている品種コード⑥は、別途の誤りがあるわけではない。また、4 つのコンポーネントの組み合わせは、成分ごとに範囲が一般的によく区別されている。ただし、4 つの構成要素を組み合わせて束縛するのではなく、それぞれ別々の品種コード構成要素に区分すれば、もう少し製品の実際の特性をよく反映した品種コード構成になり、ダンピング率計算時に品種コード別に計算される販売価格とともに生産コスト情報ももう少し精巧に分類されて計算できると期待している。
＜本邦生産者＞	
妥当	・当社活用の JIS 規格や自主規格と齟齬がないため。 ・主要な 4 元素により、製品特性の区分は可能と考える。

[77] POSCO、KG Dongbu Steel、湖南華菱漣源鋼鉄

[78] GS ジャパン株式会社、株式会社暁星ジャパン、阪和興業株式会社、大東鉄板株式会社、PIJ、パナソニックオペレーショナルエクセレンス株式会社、株式会社東国、鐵商株式会社

[79] 日本製鉄、日鉄鋼板、神戸製鋼所、ヨドコウ、JFE スチール株式会社、JFE 鋼板株式会社

修正が必要	POSCO の意見書のとおり、化学成分（炭素、マンガン、リン、硫黄）の組み合わせによって分類を行っている品種コード⑥については、個々の化学成分ごとの性質や特性を反映することができるものになっていないため、適切な製品の分類となっておらず、修正が必要。

表 19　品種コード⑥の修正及び新たな品種コードの追加に関するその他の意見・提案

意見の提出者の属性	意見の内容
＜海外供給者＞	品種コード⑥を除いては他の条件はすべて同じであるにもかかわらず、規格の違いおよび成分の違いにより、製造原価と販売価格が異なることを説明する。したがって、同じ品種コードの中に異なる規格が共存していることを説明し、このようなエラーを解決していただきたい。
＜本邦生産者＞	以下のとおり規格をベースとした品種コードを追加することが、調査対象貨物の製品分類の実態に沿ったものであり適当。 調査対象貨物について、自社の製品の分類は、添付資料として提出したカタログやウェブサイトの通り、規格、幅、厚さ等によって行われている。このうち規格以外の項目は既存の品種コードに関してカバーできているが、規格は既存の品種コードによってカバーされていない。 また、品種コード⑥は、JIS 規格における化学成分の分類を反映させたものと理解できるところ、本来 JIS 規格と対応する形で作成されている。規格による分類によって、化学成分による特性・品質・性能の違いについても含めて、調査対象貨物の特性・品質・性能を踏まえて品種を分類・特定することができる。また、化学成分のみによって特性・品質・性能が決定するわけではないため、かかる観点からも化学成分に限らず適用や品質なども踏まえた規格による品種の分類が適当（引用：JISG3302 規格など）。したがって、規格における種類の記号によって品種コードを作成することが妥当。 また、代表的な中国企業、韓国企業においても、JIS 規格をはじめとする規格を製品の分類の要素としており、加えて、化学成分について製品の分類の具体的基準となっていないことがわかる。例えば、添付資料として提出した POSCO や韓国現代製鉄のカタログには、JIS 規格をはじめとする主要国・地域の規格が比較掲載されており、中国宝武鋼鉄集団のカタログには、「ISO、EN、JIS、ASTM 等の国際・国外の標準規格で生産可能」との記載がある。 個々の規格の細かな要件について一部に違いがある場合もあるため、完全な対応関係にないものもあるが、市場においては、用途・適用（一般用、絞り加工用、高強度用など）などの要素によって、同種のものあるいは同等品として分類されている。したがって、規格が異なることをもって別の製品として完全に扱うことは適当ではなく、異なる規格であっても用途・適用などの要素によって同種のものとして分類される場合には、同じ品種として扱うことが適当。この点については、添付資料として提出した POSCO の自動車鋼板カタログにおいて各規格の対応表の記載があり、用途・適用でまとめられていることを踏まえても明らかである。 したがって、規格における種類の記号に基づく品種コードや、他の規格との互換性を踏まえて規格における用途・適用に基づく品種コードとすることが妥当であると考える。

１－６－６－３　品種コード変更通知

(51)　調査当局は、利害関係者の追加質問状（12 月 8 日付け）に対する上記(49)の回答及び上記(50)の意見を踏まえ、調査対象貨物の品種等の分類変更の要否について下記(52)のとおり検討した結果、調査対象貨物の品種等の分類を変更し、品種コード⑥を削除するとともに、新たに品種コード⑬（規格）を追加することとした。令和 7 年 12 月 25 日、調査当局が知り得た全ての利害関係者及び代替国供給者に対して、「「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」における調査対象貨物の品種等の分類の変更について」（以下「品種コード変更通知」という。）を送付し、調査対象貨物の品種等の分類を変更することを通知した。

(52)　調査当局は、品種コード変更通知において、以下(ア)及び(イ)の検討結果を示した。

(ア) 「炭素、マンガン、リン、硫黄の 4 つの化学成分の組み合わせに基づく化学組成に明らかな差異があるにもかかわらず、質問状におけるコード分類の指示により、単一コードでの分類をせざるを得ないこととなってしまい、特性が異なる製品が同一製品コードに分類されてしまっている」との意見については、炭素、マンガン、リン及び硫黄の 4 つの化学成分の組み合わせに基づく品種コード⑥は、JIS G 3302 における調査対象貨物に係る原板の化学成分について種類の記号ごとに定めた表をもとに作成されたものである。したがって、4 つの化学成分の組み合わせによって品種コードを分類しているが、これによって当該意見のとおり、4 つの化学成分のうち特定の化学成分の数値のみが高い場合に、その特に数値が高い化学成分の数値のみによって品種コードが決定されることとなり、これによって、特定の化学成分の含有量に明らかな差異があるにもかかわらず同一の品種コードに分類される場合が生じうるものとなっている。

4 つの化学成分については、質問状回答によれば 4 つの化学成分が調査対象貨物の生産コスト、販売価格及び製品特性に影響を及ぼすものであることが複数の利害関係者による追加質問状（12 月 8 日付け）に対する回答から確認することができる。そのため、品種コード⑥は、これによって特性が異なる製品を同一の製品として扱うこととなる可能性を有するものであり、価格の公正な比較を妨げる可能性が否定できない。したがって、品種コード⑥は変更する必要がある。

(イ) 「4 つの化学成分を単一のコードに統合するのではなく、各成分に個別のコードを割り当てて製品特性を区別すべきであるとの意見については、4 つの化学成分を単一のコードに統合するのではなく、各成分に個別のコードを割り当てて製品特性を区別すべきである」との意見について、調査対象貨物の品種等の分類は調査対象貨物の価格の公正な比較のために設定するものであるところ、同一の製品同士を比較することによって、価格の公正な比較を可能とするためである。したがって、製品がどのような基準によって分類・特定されているかを踏まえて、品種コードを決定することが相当であると考える。

海外供給者の追加質問状（12 月 8 日付け）回答書等を踏まえると、4 つの化学成分は調査対象貨物の生産コスト、販売価格及び製品特性に影響を及ぼすものであるところ、追加質問状（12 月 8 日付け）に回答のあった海外供給者の全てが化学成分の含有量に応じて製品を分類・特定しているとの回答であった。しかしながら、ミルシート上において検査項目として 4 つの化学成分が記載されていることは確認でき、海外供給者の調査対象貨物に係るカタログにおいても化学成分の含有量に関する記載が確認できた一方で、海外供給者のカタログや価格表における化学成分の含有量の記載は規格に対応する化学成分量を記載しているものにすぎず、個別の化学成分や化学成分の組み合わせによって製品を分類・特定していることをうかがわせる記載は確認できなかった。また、回答のあった海外供給者の一部においては、これらの化学成分について個別で製造原価を管理していないとの回答であった。

また、輸入者の追加質問状（12 月 8 日付け）回答書等においても、規格を製品を分類・特定する基準として回答する一方で、化学成分を製品を分類・特定する基準として回答しない企業が大部分を占め、調査対象貨物の輸入に際しては、規格によって製品の特定をし、化学成分の含有量については個別の含有量ではなく規格によって定められた範囲を満たしているかを確認している、規格による購入を行っており化学成分ごとの管理は行っていないとの回答も確認できた。さらに、追加質問状（12 月 8 日付け）に回答した輸入者 9 社のうち 6 社より、化学成分の含有量を個別の品種コードとした場合、回答が困難となる旨の回答がなされた。なお、一部の取引において、例外的に化学成分を指定する場合や指定される場合があるとの回答も確認できたが、化学成分の含有量が製品の分類・特定の基準として一般的に用いられていると認められるものではなかった。

一方で、海外供給者及び本邦生産者の追加質問状（12 月 8 日付け）回答書においては、製品の用途と特性を基本的に決定するのは規格であり、様々な規格ごとに化学成分の成分値や機械的性質が異なるのであり、主にこの 4 つの化学成分の含有量によって決

定される製品の規格が基本的に生産原価や販売価格、製品特性に影響を与えるとの回答があった。また、海外供給者のカタログにおいても、規格によって製品を分類・特定していることをうかがわせる記載を確認することができた。これによると、調査対象貨物について製品の分類・特定の基準とされているのは規格であり、化学成分は規格が満たすべき要件であると考えられる。輸入者の追加質問状（12 月 8 日付け）回答書等においても、製品の分類・特定の基準として規格を回答するものが大部分を占めた一方で、化学成分それ自体を製品の分類・特定の基準として回答したものはわずかであった。

したがって、4 つの化学成分ごとに個別に品種コードを割り当てるのは適当ではない。しかし、4 つの化学成分の含有量によって決定される製品の規格が生産原価や販売価格、製品特性に影響を与えるものであり、各生産者のカタログ等においても規格の記載が確認できたことを踏まえると、4 つの化学成分ではなく、それによって決定される規格によって品種コードを分類することが適当である。

(53) また、調査当局は、品種コード変更通知において、上記**「表 18　調査対象貨物の品種等の分類の変更についての意見」**の意見のうち「品種コード⑥（原板の化学成分ｉ）」の分類の方法について、以下(ア)から(サ)までの検討結果を示した。

(ア) 原板の化学成分は、対象製品の製造原価及び販売単価を決定する主要な要素ではなく、現行の化学成分による分類基準により既に対象製品の特性が十分に反映されている旨の意見については、利害関係者から提出された上記意見のみでは、品種コード⑥により特性が異なる製品を同一の製品として扱うこととなる可能性があるとの問題を解消するものではないため、当該意見をもって、品種コード⑥が妥当であり品種コード⑥を変更する必要はないと判断することはできない。

(イ) 品種コード⑥は関連製品の物理特性などをよく反映できている旨の意見については、利害関係者から提出された上記意見のみでは、品種コード⑥により特性が異なる製品を同一の製品として扱うこととなる可能性があるとの問題を解消するものではないため、当該意見をもって、品種コード⑥が妥当であり品種コード⑥を変更する必要はないと判断することはできない。

(ウ) 四つの成分を一つのコードで束ねて報告するのではなく、四つの成分それぞれに個別に品種コードを付与すれば、より正確な区分が可能になる旨の意見については、上記(52)(ア)及び(イ)に記載のとおり。

(エ) 顧客のニーズや売買商談において化学成分の分類を細分化する必要を感じない旨の意見については、利害関係者から提出された上記意見のみでは、品種コード⑥により特性が異なる製品を同一の製品として扱うこととなる可能性があるとの問題を解消するものではないため、当該意見をもって、品種コード⑥が妥当であり品種コード⑥を変更する必要はないと判断することはできない。

(オ) 対象品種の輸入に際し、化学成分を限定する必要性が無い旨の意見については、利害関係者から提出された上記意見のみでは、品種コード⑥により特性が異なる製品を同一の製品として扱うこととなる可能性があるとの問題を解消するものではないため、当該意見をもって、品種コード⑥が妥当であり品種コード⑥を変更する必要はないと判断することはできない。

(カ) 輸入者側としては、化学成分による購買はしておらず、鋼種（例：JIS SGCC）によって値決め、購買しているため、化学成分ではなく、鋼種で区別した方が良い旨の意見について、利害関係者から提出された上記意見は、品種コードを、化学成分ではなく、規格に基づく鋼種に基づくべきとの意見であるところ、上記(52)(イ)に記載のとおり、

規格によって品種コードを分類することが適当である。

(キ)　化学成分値を指定する指定材は主に建材用途で使用される汎用鋼材とは明確な区分分けが必要である旨の意見については、利害関係者から提出された上記意見は、化学成分を指定する指定材について汎用鋼材と区分できる品種コードにすべきとの意見であるところ、上記(52)(イ)に記載のとおり、規格によって品種コードを分類することが適当であるとともに、規格による品種コードによって汎用鋼材と特別な指定材とを分類することが可能である。

(ク)　それぞれ別々の品種コード構成要素に区分すれば、もう少し製品の実際の特性をよく反映した品種コード構成になる旨の意見については、上記(52)(ア)及び(イ)に記載のとおり。

(ケ)　当社活用の JIS 規格や自主規格と齟齬がない旨の意見については、利害関係者から提出された上記意見のみでは、品種コード⑥により特性が異なる製品を同一の製品として扱うこととなる可能性があるとの問題を解消するものではないため、当該意見をもって、品種コード⑥が妥当であり品種コード⑥を変更する必要はないと判断することはできない。

(コ)　主要な 4 元素により、製品特性の区分は可能と考える旨の意見については、利害関係者から提出された上記意見のみでは、品種コード⑥により特性が異なる製品を同一の製品として扱うこととなる可能性があるとの問題を解消するものではないため、当該意見をもって、品種コード⑥が妥当であり品種コード⑥を変更する必要はないと判断することはできない。

(サ)　修正が必要：化学成分は製品特性に影響を及ぼすが、製品の分類単位としては適当ではない旨の意見については、利害関係者から提出された上記意見は、品種コード⑥により特性が異なる製品を同一の製品として扱うこととなる可能性があるとの問題を受けて品種コードの変更を求めるものであり、上記(52)(ア)のとおり、品種コード⑥を変更する必要があるとともに、上記(52)(イ)のとおり、製品の用途と特性を基本的に決定するのは規格であり、様々な規格ごとに化学成分の含有量が異なるという関係性を踏まえると、化学成分の含有量それ自体は製品を分類・特定するための基準ではなく、品種コードとすることは適当ではない。

(54)　さらに、品種コード変更通知において、調査当局は、上記(50)の意見のうち、品種コード⑥の修正及び新たな品種コードの追加に関するその他の意見・提案については、以下(ア)及び(イ)の検討結果を示した。

(ア)　品種コード⑥を除いては他の条件はすべて同じであるにもかかわらず、規格の違い及び成分の違いにより、製造原価と販売価格が異なるとの意見については、上記(52)(ア)及び(イ)のとおり。

(イ)　規格における種類の記号に基づく品種コードや、他の規格との互換性を踏まえて規格における用途・適用に基づく品種コードとすることが妥当との意見については、上記(52)(ア)及び(イ)のとおり。

１－６－６－４　利害関係者への追加質問状（12 月 25 日付け）の送付及びこれに対する回答の状況等

(55)　調査当局は、令和 7 年 12 月 25 日、調査対象貨物の品種等の分類の変更に伴い、これま

でに提出された質問状回答について新しい品種コードに関する事項を確認することを主な目的とする追加調査のため、サンプリング調査対象者 4 者に対して「海外供給者追加質問状」、輸入者当初質問状に回答のあった輸入者 14 者に対して「輸入者追加質問状」及び代替国当初質問状回答書を提出した代替国供給者 5 者に対して「代替国追加質問状」（以下、総称して「追加質問状（12 月 25 日付け）」という。）をそれぞれ送付し、期限を定めて回答を求めるとともに、代替国供給者以外は、「特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項[80]並びにガイドライン 10.に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」ことを明示した。

(56) 利害関係者及び代替国供給者への追加質問状（12 月 25 日付け）の送付及びこれに対する回答の状況等について、その詳細（利害関係者及び代替国供給者名、追加質問状（12 月 25 日付け）送付日及び追加質問状（12 月 25 日付け）回答日）については、**「表 20　利害関係者及び代替国供給者への追加質問状（12 月 25 日付け）の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおりであった。なお、追加質問状（12 月 25 日付け）に係る回答の提出期限の延長の申出については、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

表 20　利害関係者及び代替国供給者への追加質問状（12 月 25 日付け）の送付及びこれに対する回答の状況等

利害関係者及び代替国供給者名	追加質問状 （12 月 25 日付け） 送付日	追加質問状 （12 月 25 日付け） 回答日
＜供給者＞		
POSCO	12/25	1/15
KG Dongbu Steel	12/25	1/15 及び 1/26（延長後）（調査項目 B～E の一部）
鞍鋼	12/25	1/15
湖南華菱漣源鋼鉄	12/25	1/15
＜輸入者＞		
GS ジャパン株式会社	12/25	1/15
株式会社暁星ジャパン	12/25	1/15
阪和興業株式会社	12/25	1/14
小野建株式会社	12/25	回答無し
大東鉄板株式会社	12/25	1/14
JFE 商事株式会社	12/25	1/15
【輸入者 A】	12/25	回答無し
PIJ	12/25	1/15
現代ジャパン株式会社	12/25	回答無し
パナソニックオペレーショナルエクセレンス株式会社	12/25	1/15
株式会社東国	12/25	回答無し
新東亜交易株式会社	12/25	回答無し
小野建スチール株式会社	12/25	回答無し
鐵商株式会社	12/25	1/19
＜本邦生産者＞及び＜代替国供給者＞		
日本製鉄	12/25	1/15
株式会社中山製鋼所	12/25	－
JFE スチール株式会社	12/25	1/15
JFE 鋼板株式会社	12/25	1/9
NS-Siam United Steel	12/25	1/15

[80] 令和 8 年政令第 85 号による改正後の政令第 10 条第 5 項

１－６－７　利害関係者への追加質問状の送付及びこれに対する回答の状況等

(57)　調査当局は、利害関係者からの各当初質問状（本邦生産者当初質問状及び供給者当初質問状）及び各不備改め版回答を受領後、各回答の確認を主な目的とする追加調査のため、本邦生産者 4 者[81]に対し、「本邦生産者に対する追加質問状」（以下「本邦生産者追加質問状」という。）を、供給者 4 者[82]に対し、「海外供給者に対する追加質問状」（以下「供給者追加質問状」という。）を、それぞれ送付し、期限を定めて回答を求めるとともに、「特段の理由なく回答期限内に回答しない場合、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項[83]並びにガイドライン 10.に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」ことを明示した。

(58)　利害関係者への追加質問状の送付及びこれに対する回答の状況等について、その詳細（利害関係者名、追加質問状送付日及び追加質問状回答日）は、**「表 21　利害関係者への追加質問状の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおりであった。なお、供給者追加質問状に係る回答の提出期限の延長の申出については、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

表 21　利害関係者への追加質問状の送付及びこれに対する回答の状況等

利害関係者名	追加質問状送付日	追加質問状回答日
＜本邦生産者追加質問状＞		
日本製鉄	1/29[84]	2/12
日鉄鋼板	1/29[85]	2/12
神戸製鋼所	1/29[86]	2/12
ヨドコウ	1/29[87]	2/12
＜供給者追加質問状＞		
POSCO	3/3[88]	3/17
KG Dongbu Steel	3/3[89]	3/17
鞍鋼	1/29[90]	2/12
湖南華菱漣源鋼鉄	2/6[91]	2/26

１－６－８　代替国候補の供給者への追加質問状の送付及びこれに対する回答の状況等

(59)　調査当局は、令和 8 年 2 月 20 日、代替国候補の供給者からの代替国当初質問状及び不備改め版回答を受領後、当該回答の確認を主な目的とする追加調査のため、代替国供給者 1 者[92]に対して「代替国の生産者及び輸出者に対する追加質問状」（以下「代替国追加質問状」という。）を送付し、期限を定めて回答を求めた。

---

81 日本製鉄、日鉄鋼板、神戸製鋼所、ヨドコウ
82 POSCO、KG Dongbu Steel、鞍鋼、湖南華菱漣源鋼鉄
83 令和 8 年政令第 85 号による改正後の政令第 10 条第 5 項
84 回答期限は令和 8 年 2 月 12 日
85 同上
86 同上
87 同上
88 回答期限は令和 8 年 3 月 17 日
89 同上
90 回答期限は令和 8 年 2 月 12 日
91 回答期限は令和 8 年 2 月 27 日
92 NS-Siam United Steel

(60)　代替国追加質問状に対して、当該代替国候補の供給者[93]から、提出期限である令和 8 年 3 月 9 日[94]までに、代替国追加質問状の回答の提出があった。

１－６－９　代替国候補の供給者への不備指摘の送付及びこれに対する不備改め版回答の状況等

(61)　調査当局は、代替国候補の供給者からの代替国追加質問状への回答を受領後、当該回答について、必要な資料が添付されていない項目や回答内容に不備がある項目があったこと等から、代替国供給者 1 者[95]に対して、令和 8 年 3 月 23 日、当該箇所を明示し、不備指摘を送付し、これに対する不備改め版回答を求めた。当該不備指摘に対して、当該代替国候補の供給者から、提出期限である同年 4 月 7 日までに、不備改め版回答の提出があった。

１－６－１０　新たに判明した直接の利害関係人

(62)　令和 7 年 11 月 13 日付けで、中国鉄鋼工業協会から証拠の提出及び意見の表明があり、その内容を確認したところ、本調査に係る直接の利害関係人であると判断できたことから、調査当局は、同団体を財務大臣が本調査に特に利害関係を有すると認める者とした。

１－６－１１　証拠の提出及び証言、対質の申出、意見の表明等

１－６－１１－１　証拠の提出及び証言

(63)　証拠の提出[96]について、その期限である令和 7 年 11 月 13 日までに提出があり、その詳細（提出者名及び提出日）は、**「表 22　証拠の提出」**のとおりであった。なお、上記**「１－６－１　利害関係者等への質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**に記載のとおり、供給者及び輸入者から、期限を超過して提出された確認票、質問状回答書及び不備改め版回答書については、調査当局は、調査に支障のない範囲で、自発的な証拠の提出としてこれを受理した。

表 22　証拠の提出

提出者名	提出日
＜本邦生産者＞	
日本製鉄、日鉄鋼板、神戸製鋼所、ヨドコウ（4 者連名）	8/27、9/19、11/7 及び 11/13
三和実業株式会社[97]	11/12
＜財務大臣が本調査に特に利害関係を有すると認める者＞	
中国鉄鋼工業協会	11/13

(64)　証言[98]について、その申出の期限である令和 7 年 11 月 13 日までに申出はなかった。

---

93 同上
94 令和 8 年 2 月 20 日に送付した代替国追加質問状の提出期限
95 NS-Siam United Steel
96 政令第 10 条第 1 項
97 確認票回答において本邦生産者である旨の回答の提出があったが、その後、当該回答は誤りであり、利害関係者に該当しないとして、同社が利害関係者に該当しない旨の内容の確認票回答の修正版が証拠として提出された。
98 政令第 10 条第 2 項

１－６－１１－２　対質の申出[99]

(65)　対質の申出について、その期限である令和 7 年 12 月 15 日までに申出はなかった。

１－６－１１－３　意見の表明[100]

(66)　意見の表明について、その期限である令和 7 年 12 月 15 日までに表明があり、その詳細（提出者名及び提出日）は、**「表 23　意見の表明」**のとおりであった。

表 23　意見の表明

提出者名	提出日
＜供給者＞	
POSCO	10/29
＜本邦生産者＞	
日本製鉄、日鉄鋼板、神戸製鋼所、ヨドコウ（4 者連名）	11/13
＜財務大臣が本調査に特に利害関係を有すると認める者＞	
中国鉄鋼工業協会	11/13

１－６－１１－４　情報の提供[101]

(67)　情報の提供について、その期限である令和 7 年 12 月 15 日までにその提供はなかった。

１－６－１２　現地調査

１－６－１２－１　供給者に対する現地調査の実施状況

(68)　調査当局は、令和 8 年 2 月 3 日、サンプリング調査対象者である中国の供給者 2 者[102]に対して、同月 13 日、サンプリング調査対象者である韓国の供給者 2 者[103]に対して、**「表 24-1　供給者に対する現地調査の実施状況」**のとおり、現地調査への同意の有無の確認とともに現地調査の日程を提示した「「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」に係る現地調査の受入れの可否について（回答依頼）」を送付し、現地調査の受入れの可否等の確認[104]を行った。

(69)　これに対して、上記(68)の中国の供給者 2 者から回答期限である令和 8 年 2 月 10 日[105]までに、上記(68)の韓国の供給者 2 者から回答期限である同月 20 日[106]までに、提示した日程での現地調査受入れの同意を得た。

(70)　調査当局は、中国の供給者 2 者から現地調査受入れの同意を得た後、外務省から中華人民共和国駐日本国大使館を通じて中国政府に対して、中国の供給者 2 者に対する現地調査への異議の有無について確認[107]を依頼した。

---

99 政令第 12 条第 1 項
100 政令第 12 条の 2 第 1 項
101 政令第 13 条第 1 項
102 鞍鋼、湖南華菱漣源鋼鉄
103 POSCO、KG Dongbu Steel
104 協定 6.7 及び同附属書 I 並びにガイドライン 9.(1)一①イ及びロ
105 鞍鋼、湖南華菱漣源鋼鉄に送付した通知の提出期限
106 POSCO、KG Dongbu Steel に送付した通知の提出期限
107 協定 6.7 及び同附属書 I 並びにガイドライン 9.(1)一①ハ

(71)　これに対して、調査当局は、中華人民共和国駐日本国大使館から外務省を通じて、中国の供給者 2 者に対する現地調査について、中国政府は異議がない旨の回答を得た。

(72)　また、調査当局は、韓国の供給者 2 者から現地調査受入れの同意を得た後、外務省から駐日本国大韓民国大使館を通じて韓国政府に対して、韓国の供給者 2 者に対する現地調査への異議の有無について確認[108]を依頼した。

(73)　これに対して、調査当局は、駐日本国大韓民国大使館から外務省を通じて、韓国の供給者 2 者に対する現地調査について、韓国政府は異議がない旨の回答を得た。

(74)　調査当局は、現地調査の受入れに同意した供給者 4 者に対し、現地調査に係る説明及び注意事項並びに調査項目等を記載した「「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」に係る現地調査の実施について」を送付[109]し、その後、**「表 24-1　供給者に対する現地調査の実施状況」**のとおり、現地調査受入れの同意があった日程のとおり、現地調査を実施した[110]。

表 24-1　供給者に対する現地調査の実施状況

対象者名	現地調査受入可否等確認通知日	現地調査受入可否等回答日	現地調査項目等の通知日	現地調査実施日
＜韓国の供給者＞				
POSCO	2/13	2/19	3/3（1 回目） 4/2（2 回目）	3/19（1 回目） 4/20~4/23（2 回目）
KG Dongbu Steel	2/13	2/19	4/2	4/27~4/30
＜中国の供給者＞				
鞍鋼	2/3	2/6	3/3	3/23~3/25
湖南華菱漣源鋼鉄	2/3	2/5	3/13	4/1~4/3

１－６－１２－２　本邦生産者に対する現地調査の実施状況

(75)　調査当局は、令和 8 年 2 月 3 日、上記**「表 6　本邦生産者への本邦生産者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**に記載の本邦生産者当初質問状回答書を提出した本邦生産者 7 者のうち 2 者[111]に対して、**「表 24-2　本邦生産者に対する現地調査の実施状況」**のとおり、現地調査への同意の有無の確認とともに現地調査の日程を提示した「「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」に係る現地調査の受入れの可否について（回答依頼）」を送付し、現地調査の受入れの可否等の確認[112]を行った。

(76)　これに対して、上記(75)の本邦生産者 2 者から回答期限である令和 8 年 2 月 10 日までに、提示した日程での現地調査受入れの同意を得た。

(77)　調査当局は、現地調査の受入れに同意した本邦生産者 2 者に対して、現地調査に係る説明及び注意事項並びに調査項目等を記載した「「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」に係る現地調査の実施に

108 同上
109 協定 6.7 及び附属書 I 並びにガイドライン 9.(1)一②
110 現地調査は、財務省（東京都千代田区霞が関 3-1-1）からオンラインにて実施した。
111 日本製鉄、ヨドコウ
112 ガイドライン 9. (1)一①イ、ロ及び(3)

ついて」を送付[113]し、その後、**「表 24-2　本邦生産者に対する現地調査の実施状況」**のとおり現地調査を実施した。

表 24-2　本邦生産者に対する現地調査の実施状況

対象者名	現地調査受入 可否等確認通知日	現地調査受入 可否等回答日	現地調査項目 等の通知日	現地調査実施日
日本製鉄	2/3	2/10	2/20	3/16~17
ヨドコウ	2/3	2/10	2/20	3/12~3/13

１－６－１２－３　代替国供給者に対する現地調査の実施状況

(78)　調査当局は、令和 8 年 4 月 7 日、上記(45)の代替国当初質問状回答書を提出した代替国供給者 5 者のうち 1 者[114]に対して、**「表 24-3　代替国供給者に対する現地調査の実施状況」**のとおり、現地調査への同意の有無の確認とともに現地調査の日程を提示した「「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査（非市場経済国の代替国としての生産者に係るもの)」に係る現地調査の受入れの可否について（回答依頼)」を送付[115]し、現地調査の受入れの可否等の確認を行った。

(79)　これに対して、上記(78)の代替国供給者 1 者から回答期限である令和 8 年 4 月 14 日までに、提示した日程での現地調査の受入れの同意を得た。

(80)　代替国供給者 1 者から現地調査受入れの同意を得た後、【代替国に係る記述】当該代替国供給者 1 者に対する現地調査の実施について通知[116]した。

(81)　調査当局は、現地調査の受入れに同意した代替国供給者 1 者に対して、現地調査に係る説明及び注意事項並びに調査項目等を記載した「「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査（非市場経済国の代替国としての生産者に係るもの）」に係る現地調査の実施について」を送付[117]し、その後、**「表 24-3　代替国供給者に対する現地調査の実施状況」**のとおり現地調査を実施した。

表 24-3　代替国供給者に対する現地調査の実施状況

対象者名	現地調査受入 可否等確認通知日	現地調査受入 可否等回答日	現地調査項目 等の通知日	現地調査実施日
【企業名】	4/7	4/14	4/22	5/19～5/20

１－６－１２－４　供給者、本邦生産者及び代替国供給者に対する現地調査後の手続の実施状況

(82)　調査当局は、現地調査終了後、各現地調査結果報告書を作成し、現地調査対象者である供給者 4 者、本邦生産者 2 者及び代替国供給者 1 者に対して、各現地調査結果報告書を送付の上、期限を定めて、各現地調査結果報告書の内容に関して明らかな事実誤認があり修正を要望する場合は、修正を要望する箇所等の必要事項を記載した書面を提出するよう求めた。この際、提出された修正要望に係る各現地調査結果報告書への反映については、調査当局が当該修正要望の内容が適当であると認める場合に限ることを明示した。

---

113 ガイドライン 9. (1)一②及び(3)
114 【企業名】
115 協定 6.7 及び同附属書 I 並びにガイドライン 9.(1)一①イ及びロを準用
116 協定 6.7 及び同附属書 I 並びにガイドライン 9.(1)一①ハを準用
117 協定 6.7 及び同附属書 I 並びにガイドライン 9.(1)一②を準用

(83)　現地調査結果報告書の送付及びこれに対する修正の要望の状況等は、**「表 24-4　現地調査結果報告書の送付及びこれに対する修正の要望の状況等」**のとおりである。

(84)　調査当局は、各修正の要望の内容を検討し、その内容が適当であると認めたものに限り、各現地調査結果報告書を修正した。

表 24-4　現地調査結果報告書の送付及びこれに対する修正の要望の状況等

対象者名	現地調査結果報告書送付日	明らかな事実誤認による修正の要望書提出日
＜供給者＞		
POSCO	6/2	6/16
KG Dongbu Steel	6/12	6/23
鞍鋼	4/17	5/1
湖南華菱漣源鋼鉄	4/17	5/1
＜本邦生産者＞		
日本製鉄	3/30	4/13
ヨドコウ	3/30	4/13
＜代替国供給者＞		
【企業名】	6/2	6/17

１－７　秘密の情報

(85)　利害関係者等が自発的に提出した書面（申請書、証拠及び意見の表明に係る書面等）、調査当局の求めに応じて提出された書面（質問状回答書等）及び調査当局が作成した書面（現地調査結果報告書等）について、調査当局は、お願い紙を含む利害関係者等に対する通知において、「回答のうち営業活動等が明らかになる情報は、協定及び政令の関係規定に基づき秘密として取り扱うことができること、営業活動等が明らかになる情報について秘密として取り扱うことを求める場合は、「秘密として取り扱うことを求める旨及びその理由等を記載した書面（本文中において「秘密扱いを求める書面」という。）を期限までに提出すること」、「提出書面等に不備がある場合に、政府が期限を設けて指摘・確認を求めたにもかかわらず当該期限までに適切かつ十分な回答が提出されない場合には、証拠の認定に際し、当該回答を不採用とすること」を明示した。

(86)　調査当局は、以上を前提に、利害関係者等に対し、秘密扱いを求める書面の提出を求め、これを受領[118]した。この際、他の利害関係者の閲覧に供するために、これらの書面に係る開示版の書面の提出を求め、これを受領した。

１－８　証拠等の閲覧

(87)　利害関係者等が自発的に提出した書面、調査当局の求めに応じて提出された書面及び調査当局が作成した書面（ただし、これらの書面における秘密情報については開示版要約に限る。）について、利害関係者に対し閲覧に供した[119]。

１－９　開示範囲又は秘密情報の要約の適切性に係る指摘

[118] 協定 6.5、政令第 7 条第 6 項及び第 7 項、第 10 条第 1 項及び第 3 項並びに第 10 条の 2 第 1 項及び第 3 項
[119] 政令第 11 条

(88) 利害関係者に対して、閲覧に供した開示版質問状回答書等に係る秘密情報の開示範囲又は秘密情報の要約の適切性について意見を求めたところ、本邦生産者 4 者[120]から供給者 3 者[121]及び産業上の使用者 1 者[122]から提出された確認票回答書に対する意見が提出された。当該意見を踏まえ、意見の対象となった供給者 3 者及び産業上の使用者 1 者に対して、確認票回答書（開示版）の開示範囲又は秘密情報の要約を修正し提出する意思がある場合は、修正版の確認票回答書（開示版）を提出するよう求めたところ、提出期限である令和 7 年 11 月 26 日までに、意見の対象となった供給者 3 者及び産業上の使用者 1 者から、修正版の確認票回答書（開示版）が提出された。その詳細（提出者名、提出日、意見の対象となった供給者名・産業上の使用者名、修正版提出に係る通知日及び修正版の提出日）は、**「表 25　開示範囲又は秘密情報の要約の適切性に係る指摘及びこれに対する回答の状況等」**のとおりであった。

表 25　開示範囲又は秘密情報の要約の適切性に係る指摘及びこれに対する回答の状況等

提出者名	提出日	意見の対象となった供給者名・産業上の使用者名	修正版提出に係る通知日	修正版の提出日
日本製鉄、日鉄鋼板、神戸製鋼所及びヨドコウ（4 者連名）	11/7	POSCO	11/19	11/26
	11/7	KG Dongbu Steel	11/19	11/26
	11/7	鞍鋼	11/19	11/26
	11/7	JPPC	11/19	11/25

(89) 利害関係者の閲覧に供するための開示版質問状回答書等における秘密情報の要約の適切性及び秘密情報とした理由に係る調査当局からの指摘事項について、利害関係者等に対して通知し、期限を付して、開示版要約を修正した回答書（以下「開示版修正回答書」という。）及び秘密情報とした理由を見直し修正した秘密扱いを求める書面を提出する意思がある場合には、これらの書面を提出するよう求めた。

(90) 上記(89)の通知に対して、次のとおり開示版修正回答書及び秘密情報とした理由を見直した秘密扱いを求める書面が提出され、これを閲覧に供した。

(91) 供給者及び輸入者への質問状に対する回答における開示範囲指摘通知の送付及びこれに対する回答等の提出状況等について、その詳細（供給者名及び輸入者名、開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘通知送付日、並びに開示版修正回答及び秘密扱いを求める書面等の提出日）は、**「表 26　供給者及び輸入者への質問状に対する回答における開示範囲指摘通知の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおりであった。

表 26　供給者及び輸入者への質問状に対する回答における開示範囲指摘通知の送付及びこれに対する回答の状況等

供給者及び輸入者	開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘の通知送付日	開示版修正回答書秘密の理由書等の提出日
＜供給者＞		
POSCO	11/14（1 回目） 12/25（2 回目）	11/28 及び 12/8（延長後）（1 回目） 1/15 及び 1/20（延長後）（2 回目）
KG Dongbu Steel	11/14（1 回目） 12/25（2 回目）	11/28 及び 12/5（延長後）（1 回目） 1/15 及び 1/26（延長後）（2

[120] 日本製鉄、日鉄鋼板、神戸製鋼所、ヨドコウ
[121] POSCO、KG Dongbu Steel、鞍鋼
[122] JPPC

		回目）
鞍鋼	11/14（1 回目） 12/25（2 回目）	11/28、12/5 及び 12/12（延長後）（1 回目） 1/15（2 回目）
湖南華菱漣源鋼鉄	11/14（1 回目） 12/25（2 回目）	11/28（1 回目） 1/22（延長後）（2 回目）
GS GLOBAL Corp.	1/23	2/6
HYOSUNG TNC CORPORATION	1/23	2/6
SeAH Coated Metal Corporation	1/23	2/6
Samsung C&T Corporation	1/23	2/6
Dongkuk Coated Metal Co., Ltd.	1/23	2/6
PIC	1/23	2/6
武漢鋼鉄有限公司	1/23	2/4
本鋼浦項冷軋薄板有限責任公司	1/23	2/6
天津市徳材冷間圧延鋼板工業有限会社	1/23	2/5
本鋼板材股份有限公司	1/23	2/6
包鋼集団国際経済貿易有限公司	1/23	2/18（期限外）
冠県創晟新材料有限公司	1/23	2/16（延長後）
内蒙古包鋼稀土鋼板材有限責任公司	1/23	2/18（期限外）
包港展博国際商貿有限公司	1/23	2/18（期限外）
鞍鋼集團香港	1/23	2/6
鞍鋼集団国際経済貿易有限公司	1/23	2/6
BENXI IRON AND STEEL (GROUP)INTERNATIONAL ECONOMIC AND TRADING	1/23	2/6
本鋼集團香港有限公司	1/23	2/6
GUANXIAN CHUANGSHENG NEW MATERIALS CO.,LTD	1/23	2/16（延長後）
＜輸入者＞		
阪和興業株式会社	11/28（1 回目） 1/23（2 回目）	12/11（1 回目） 2/5（2 回目）
小野建株式会社	11/28（1 回目） 1/23（2 回目）	12/12（1 回目） 2/5（2 回目）
PIJ	11/28（1 回目） 1/23（2 回目）	12/12（1 回目） 2/6（2 回目）
鐵商株式会社	11/28（1 回目） 1/23（2 回目）	12/12（1 回目） 2/6（2 回目）

１－１０　知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）の適用

(92)　調査当局は、上記(16)、(19)、(24)、(26)、(34)、(48)、(55)及び(57)のとおり、調査当局が知り得た供給者 70 者、輸入者 24 者及び本邦生産者 33 者に対し、質問状等を送付し、回答を求めるに当たって、指定された期限までに回答しない場合、調査当局は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 5 項並びにガイドライン 10.に基づき、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明

示した。

また、調査開始告示において、調査開始の日において把握している利害関係者に対し、質問状等を送付し、期限を定めて回答を求めるほか、その他の利害関係者からも回答が得られるよう当該質問状等を財務省及び経済産業省のそれぞれのホームページに掲載して公表した。調査開始告示の日から 7 日以内に財務大臣から質問状等の送付を受けていない利害関係者等のうち、本調査に参加する意思を表明しようとする者に対し、調査開始告示の日から 14 日以内に指定された連絡先に利害関係者に該当することを証する資料を添えて書面で申し出るとともに、当該質問状等に回答の上、質問状等の所定の期限までに回答を提出するよう求めたほか、質問状等に対し、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 5 項並びにガイドライン 10.に基づき、政府は知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことになる旨を明示した。

２　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

２－１　総論

２－１－１　調査対象貨物

(93)　調査対象貨物は、韓国及び中国で生産され本邦に輸出された溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板であり、当該貨物の詳細は、上記**「１－１　調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴」**及び**「１－２　調査対象貨物の供給者及び供給国」**に記載のとおりである。

２－１－２　調査対象貨物と比較する同種の貨物

(94)　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実の有無を調査するための調査対象貨物と比較する同種の貨物は、調査対象貨物と全ての点で同じである溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板、又はそのような溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板がない場合には、全ての点で同じではないが極めて類似した性質を有する溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板とした。

２－１－３　不当廉売差額の基本的考え方

(95)　不当廉売差額は、調査対象期間に本邦へ輸出するために販売された調査対象貨物の価格の加重平均（以下「輸出価格」という。）と、輸出国における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引における価格その他これに準ずる価格の加重平均（以下「正常価格」という。）との差額とする[123]こととした。

(96)　不当廉売差額の算出に当たっては、供給者から提出された証拠に基づき、個々の生産者について算出する[124]こととした。証拠の提出がなかった生産者については、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて[125]、不当廉売差額を算出することとした。なお、同一供給国の複数の供給者が関係している場合において、これら全ての供給者を特定することが実行可能でないときは、当該国を指定する[126]こととした。

(97)　輸出価格と正常価格との比較は、商取引の同一の段階で行うこととし、原則として、供給者の工場渡しの段階での価格比較ができるようそれぞれ必要な調整を行った上で加重平均する[127]こととした。調整は、実際の取引価格を基礎とすることとし、原則として、価格比較のための通貨単位に換算し、輸出取引及び国内販売取引におけるそれぞれの顧客への販売価格から、供給者が支払った、割戻し、割引、その他販売価格の修正、内国間接税、倉庫保管費、倉庫移動費、テスト・検査費、梱包費用、国内運賃、国内保険料、国内における荷役・通関諸費用、その他の国内輸送費用、供給国の輸出税、供給国から本邦の港までの国際運賃、国際保険料、日本国内における荷役・通関諸費用、本邦の輸入関税、日本国内運賃、その他の輸送費用、技術サービス費、製造物責任に係る費用、ワランティ、ロイヤルティ、販売手数料、第三者に対する支払い、広告宣伝費及び販売促進費、その他の直接販売費、在庫金利費用、与信費用、その他費用を控除すべきかどうか検討し、輸入関税の払戻しについては加算することとした。

(98)　価格比較のための通貨単位は、供給国における通貨単位とし、通貨の換算が必要な場合に

---

123 協定 2、法第 8 条第 1 項及び政令第 2 条並びにガイドライン 7.
124 協定 2.2.1.1 及び協定 6.10
125 協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 5 項並びにガイドライン 10.
126 協定 9.2
127 協定 2.4、協定 2.4.2 及び政令第 2 条第 4 項

は、原則として、供給者から提出された証拠に示された販売日における為替レートで換算する[128]こととした。

(99)　算出した不当廉売差額を輸出価格で除した数値が 2%未満である場合には、当該不当廉売差額は僅少である[129]とした。

２－１－４　不当廉売差額の算出に係る調査対象者の選定

(100)　上記**「１－６－１－１　供給者への供給者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおり、調査開始と同時に、調査当局が知り得た供給者 33 者に対して、確認票及び供給者当初質問状を送付した。また、令和 7 年 9 月 10 日、調査開始後に調査当局が知り得た供給者 37 者に対して、確認票及び供給者当初質問状を送付した。

これに対して、確認票については、韓国の供給者 10 者から回答の提出があり[130]、5 者から調査対象期間中に調査対象貨物の生産の実績がある旨及び 10 者から本邦への輸出実績がある旨、並びに 11 者から本調査へ協力する旨の回答があった。また、中国の供給者 13 者から回答の提出があり、10 者から調査対象期間中に調査対象貨物の生産の実績がある旨及び 10 者から本邦への輸出実績がある旨、並びに 13 者から本調査へ協力する旨の回答があった。

(101)　調査当局は、調査開始と同時に、大韓民国駐日本国大使館及び中華人民共和国駐日本国大使館に対し、調査対象貨物の供給者として調査開始までに調査当局が知り得た韓国及び中国の生産者及び輸出者 33 者以外の者で本邦に輸出される調査対象貨物の生産及び輸出を行っている者がある場合、証拠の提出の機会を設けるため質問状を追送する用意があるので、そのような生産者及び輸出者に係る情報の提供を依頼した。また、供給者及び輸入者に対し、**「１－６－１　利害関係者等への質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおり、それぞれに係る確認票において、韓国及び中国の生産者及び輸出者の情報の提供を求めるとともに、財務省及び経済産業省のホームページにおいて本調査に係る確認票及び質問状が入手可能であることを当該者に伝達することを依頼した。

その際、財務省及び経済産業省のホームページに掲載されたお願い紙のⅠ．注意事項(8)において、確認票又は質問状に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項[131]並びにガイドライン 10.に基づき、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことになる旨を明示した。

また、調査当局では、お願い紙のⅠ．注意事項(9)及び確認票Ⅰ．4.(3)調査協力・標本抽出（サンプリング）c)において、政府は、調査対象貨物の生産者及び輸出者の数が、合理的に調査できる範囲を超えるときには、その検討の対象を合理的に調査できる範囲に制限する場合がある旨を明示した。

(102)　確認票の回答を調査当局で確認したところ、調査対象貨物のダンピングに係る個別の検討において、調査対象貨物の供給者の数が個別に検討することが実行可能でないほど多いことから、上記**「１－６－２　標本抽出（サンプリング）（以下「サンプリング」という。）」**のとおり、調査当局が知り得た調査対象貨物の供給者 70 者[132]に対し、サンプリング通知を送付し、調査当局は提出された確認票の回答内容に基づき、本調査へ協力することを表明した供給者の中から、調査対象貨物の不当廉売差額を個別に検討する対象を合理的な数に制

---

128 協定 2.4.1

129 協定 5.8

130 供給者ではないとの回答があった 1 者（POSCO Steeleon Co.,Ltd.）を除く。

131 令和 8 年政令第 85 号による改正後の政令第 10 条第 5 項

132 供給者ではない 1 者（POSCO Steeleon Co.,Ltd.）を含む。同者は確認票の当初回答で調査対象貨物を生産している旨回答があったため、供給者として扱いサンプリング通知を送付したが、その後、修正版の提出により、調査対象貨物を生産しておらず供給者に該当しないことが判明した。

限する旨を書面により通知した。

(103) また、調査当局は、令和 7 年 10 月 3 日、サンプリング調査対象者として、確認票の回答において本調査へ協力することを表明した韓国の供給者のうち調査当局が定めた期限までに質問状への回答がなかった 1 者 [133]を除く 10 者及び中国の供給者のうち調査当局が定めた期限までに質問状への回答がなかった 1 者 [134]を除く 12 者に対して、調査へ協力することを表明した供給者のうち、それぞれ調査対象貨物の輸出量が上位であると推定される生産者を順番に抽出した上で、その輸出量が合理的に調査できる範囲で最大の量となるように韓国の供給者 2 者 [135]及び中国の供給者 2 者 [136]を選定し、これらの者から提出された証拠等により事実認定を行うこととする旨を電子メールにより通知し、同年 10 月 9 日、書面により通知した。

２－１－５　正常価格の算出の基本的考え方

(104) 正常価格は、調査対象貨物の原産国における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引における価格（以下「国内販売価格」という。）[137]とし、通常の商取引における国内販売価格がない場合又は国内市場が特殊な状況にあるため若しくは国内販売量が少ないため国内販売価格を用いることが適当でないと認められる場合 [138]には、調査対象貨物の原産国から本邦以外の国（以下「第三国」という。）に輸出される同種の貨物の輸出のための販売価格（以下「第三国向け輸出価格」という。）[139]、又は調査対象貨物の生産費に調査対象貨物の原産国で生産された同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格（以下「構成価格」という。）[140]とする [141]こととした。

(105) 単位当たりの生産費（固定費及び変動費）に管理費、販売経費及び一般的な経費を加えたものを下回る価格（以下「コスト割れ価格」という。）による同種の貨物の原産国の国内市場における販売又は第三国への販売については、その販売が長い期間にわたり相当な量（単位当たりの費用を下回る価格による販売の量が正常価格を決定するために検討の対象となる取引の 20%以上である場合）で、かつ、合理的な期間内に全ての費用を回収することができない価格で行われている場合には、価格を理由として当該販売を通常の商取引には当たらないものとみなし、正常価格の決定において含めないこととした。ただし、販売の際の単位当たりの費用を下回る価格であっても、当該価格が調査対象期間における単位当たりの費用の加重平均を上回る場合には、当該価格は、合理的な期間内に費用を回収することができるものであるとみなす [142]こととした。

２－１－６　中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的考え方

(106) 上記**「２－１－５　正常価格の算出の基本的考え方」**にかかわらず、中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格について、当該調査対象貨物と同種の貨物を生産している中国の産業において、当該同種の貨物の生産及び販売について、市場経済の条件が浸透している事実を明確に示すことができない場合には、政令第 2 条第 3 項に基づき、代替国価格とし

---

133 Hyundai Steel Company
134 臨清市恒泰金属材料有限公司
135 POSCO、KG Dongbu Steel
136 鞍鋼、湖南華菱漣源鋼鉄
137 政令第 2 条第 1 項第 1 号
138 政令第 2 条第 2 項
139 政令第 2 条第 1 項第 2 号
140 政令第 2 条第 1 項第 3 号
141 協定 2.2、法第 8 条第 1 項及び政令第 2 条第 2 項
142 協定 2.2.1

て以下のいずれか[143]を使用することとした。

(ア) 代替国における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引における価格

(イ) 代替国から輸出される同種の貨物の輸出のための販売価格

(ウ) 代替国における同種の貨物の生産費に同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格

２－１－７　市場経済の条件が浸透している事実に関する基本的考え方

(107) 上記(106)の市場経済の条件が浸透している事実には、以下の事実が含まれているもの[144]とした。

(ア) 価格、費用、生産、販売及び投資に関する生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府（中国を原産地とする調査対象貨物の原産国の中央政府、地方政府又は公的機関をいう。(エ)において同じ。）の重大な介入がない事実

(イ) 主要な投入財（原材料等）の費用が市場価格を反映している事実

(ウ) 労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されている事実

(エ) 生産手段の政府による所有又は管理が行われていない事実

(オ) 会計処理が、国際会計基準又はそれに準じた形で適切に行われており、財務状況が非市場経済的な要因により歪められていない事実

２－１－８　市場経済の条件が浸透している事実に関する検討

(108) 中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格について、上記**「２－１－７　市場経済の条件が浸透している事実に関する基本的考え方」**に記載のとおり、調査当局は市場経済の条件が浸透している事実について検討することとしたところ、上記**「１－６－１－２　中国の供給者への市場経済当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおり、中国の供給者２者[145]から市場経済確認票の回答があったものの、市場経済の事実を調査当局に示すことについては希望しないとの回答であり、市場経済当初質問状に対する回答もなかった。また、その他の中国の供給者からも市場経済確認票及び市場経済当初質問状に対する回答の提出はなかった。

２－１－９　市場経済の条件が浸透している事実に関する結論

(109) 上記(108)に記載のとおり、中国のいずれの供給者からも、市場経済確認票において市場経済の事実を調査当局に示すことについて希望するとの回答がなく、また、市場経済質問状の回答の提出はなかったため、上記**「２－１－７　市場経済の条件が浸透している事実に関する基本的考え方」**に掲げた事実があることを明確に示すことができているとは認められず、生産者が、中国の溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板産業において「市場経済の条件が浸透している事実」があることを明確に示すことができているとは認められなかった。

---

143 政令第２条第１項第４号

144 中国 WTO 加盟議定書第 15 条(a)柱書き及び同(i) 、政令第２条第３項、ガイドライン 7.(6)一及び調査開始告示九（一）

145 天津市徳材冷間圧延鋼板工業有限会社、内蒙古包鋼稀土鋼板材有限責任公司

(110)　以上より、調査当局は、正常価格の算定に当たり、代替国価格を用いることとした。

２－１－１０　輸出価格の算出の基本的考え方

(111)　輸出価格は、本邦へ輸入される貨物に係る供給国における輸出のための販売価格とし、輸出者から提出された証拠により本邦への輸入の事実について検討する[146]こととした。

(112)　輸出のための販売価格がない場合又は輸出者が輸入者と連合しているため、当該輸出のための販売価格を用いることが適当でないと認められる場合には、輸出のための販売価格は、輸出者及び輸入者と連合していない者に対して、本邦内において最初に販売される販売価格に基づき算出される価格とする[147]こととした。

２－１－１１　端数処理の基本的考え方

(113)　通貨の換算、不当廉売差額率の算出に際しては、証拠の数値をそのまま計算に用い、算出した数値について小数点第３位を四捨五入することとした。

２－２　代替国選定等

２－２－１　代替国選定

(114)　中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の算定に当たり、代替国価格を用いる可能性を考慮し、上記**「１－６－４－１　代替国選定通知（1 回目）」**のとおり、調査当局が知り得た全ての中国の供給者、輸入者及び本邦生産者並びに中国政府に対して、「代替国選定通知（1 回目）」を送付したところ、上記(38)のとおり、供給者１者[148]、輸入者１者[149]及び申請者を含む本邦生産者８者[150]から、**「表 11　調査当局が示した代替国候補を不適切と考える理由」**及び**「表 12　提案した代替国候補を適切と考える理由」**のとおり意見の提出があり、これを意見の表明として受領した。

(115)　上記(114)の意見を踏まえ、上記**「１－６－４－２　代替国選定通知（2 回目）」**のとおり、各代替国の候補における一人当たりの GNI（2023 年又は 2024 年）が中国に近い順に優先順位を付け、調査当局が知り得た全ての代替国候補の生産者を記載した**「表 13　代替国候補の優先順位リスト」**とともに「代替国選定通知（2 回目）」を送付し、代替国候補について意見を求めたところ、上記(41)のとおり申請者を含む本邦生産者６者[151]から意見の提出があった。

　当該意見について、上記**「１－６－４－２　代替国選定通知（2 回目）」**のとおり、調査当局は検討し、代替国候補の優先順位リストの優先順位は変更しないこととした。

(116)　上記**「１－６－４－３　代替国候補の供給者への代替国当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおり、調査当局が知り得た代替国供給者に対し代替国当初質問状を送付したところ、回答提出期限までに５者[152]から代替国当初質問状回答書が提出された。

(117)　代替国当初質問状又は供給者当初質問状に対して回答のあった者の所在する国のうち、

---

146 協定 2.1 及び法第８条第１項
147 協定 2.3、協定 2.4、法第８条第 36 項、政令第３条第１項及びガイドライン 7.(3)
148 湖南華菱漣源鋼鉄
149 現代ジャパン株式会社
150 日本製鉄、日鉄物産、神戸製鋼所、ヨドコウ、日鉄物産コイルセンター株式会社、株式会社小山コイルセンター、株式会社空見スチールサービス、サミットスチール株式会社
151 日本製鉄、日鉄物産、神戸製鋼所、ヨドコウ、株式会社空見スチールサービス、五十鈴株式会社
152 NS-Siam United Steel、日本製鉄、JFE 鋼板株式会社、株式会社中山製鋼所、JFE スチール株式会社

上記**「１－６－４－２　代替国選定通知（2 回目）」**の**「表 13　代替国候補の優先順位リスト」**に基づき検討した結果、優先順位の高い国を代替国とすることとした。

(118)　調査当局は、代替国として認定した国に所在する代替国当初質問状又は供給者当初質問状に回答した供給者が、調査対象貨物と比較可能な貨物の生産及び販売を行っていると判断した。

２－２－２　代替国の正常価格

(119)　代替国の正常価格については、代替国における調査対象貨物と比較可能な貨物の生産費に当該比較可能な貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格（以下「代替国構成価格」という。）[153]を採用することとした。代替国構成価格の算出には、調査対象期間における代替国供給者の回答を用いた。

(120)　代替国構成価格の算出にあたり、調査対象貨物の製造原価に影響を与えうる物理的な特性等の要素を考慮し、製品の形状、エッジの状態、原板の圧延方法、原板の厚み、原板の幅、原板の化学成分（チタン及びホウ素）、めっき付着量（両面の合計）、めっき層の成分、化成処理、塗油及び規格の組み合わせごとにグルーピングを行ったところ、中国の供給者から日本に向けて輸出された調査対象貨物は、代替国で生産された産品と同種ではあるが、品種は同一ではなかった。したがって、調査対象貨物と公正に比較可能な貨物の価格を算定するため、調査当局は以下の方法を検討した。

(121)　調査当局は、代替国で生産された産品について、各品種における調査対象貨物との物理的な特性等の相違点を調査対象貨物に合わせた際に発生する完成品 1kg 当たりの製造原価差異について、下記のとおり、代替国供給者から証拠を入手した。

(122)　製品の形状、原板の圧延方法及びめっき層の成分の違いについては、【製造原価差異の取り扱い】。

(123)　原板の化学成分（ホウ素）について、製造原価差異を確認したところ、代替国供給者から、【回答内容】との旨の回答を得た[154]ことから、【製造原価差異の取り扱い】こととした。

(124)　エッジの状態について、製造原価差異を確認したところ、代替国供給者から、【回答内容】との旨の回答を得た[155]ことから、【製造原価差異の取り扱い】、1kg あたり製造原価差異を算出することとした。

(125)　原板の化学成分（チタン）について、製造原価差異を確認したところ、代替国供給者から、【回答内容】との旨の回答を得た[156]ことから、【製造原価差異の取り扱い】、1kg あたり製造原価差異を算出することとした。

(126)　めっき付着量（両面の合計）について、製造原価差異を確認したところ、代替国供給者から、【回答内容】との旨の回答を得た[157]ことから、【製造原価差異の取り扱い】、1kg あたり製造原価差異を算出した。

---

153 政令第 2 条第 1 項第 4 号

154 代替国追加質問状不備改め版回答書（【企業名】）（追加質問事項【項目番号】）

155 代替国追加質問状不備改め版回答書（【企業名】）（追加質問事項【項目番号】）、現地調査結果報告書（【企業名】）（【項目番号】）

156 現地調査結果報告書（【企業名】）（【項目番号】）

157 代替国追加質問状不備改め版回答書（【企業名】）（追加質問事項【項目番号】）、現地調査結果報告書（【企業名】）（【項目番号】）

(127) 化成処理について、製造原価差異を確認したところ、代替国供給者から、【回答内容】の回答を得た[158]ことから、【製造原価差異の取り扱い】、1kg あたり製造原価差異を算出した。

(128) 塗油について、製造原価差異を確認したところ、代替国供給者から、【回答内容】との旨の回答を得た[159]ことから、【製造原価差異の取り扱い】、1kg あたり製造原価差異を算出した。

(129) 原板の厚み、原板の幅及び規格について、製造原価差異を確認したところ、代替国供給者から、【回答内容】との旨の回答を得た[160]ことから、代替国供給者に対して、代替国供給者の製造する製品の品種を元に原板の厚み、原板の幅及び規格について特定の値に変更した場合の製造原価差異を改めて確認したところ、【回答内容】について回答を得た[161]。これを踏まえて、代替国供給者の回答した計算方法の妥当性を確認することができたため、当該計算結果に基づいて、個々の 1kg あたり製造原価差異を判断することとした。

(130) 管理費、販売経費及び一般的な経費の額については、当該代替国供給者は【計算方法】とのことであった[162]。

(131) 利潤については、調査対象期間において、【代替国における数値の説明】であったことから、【利潤の算出基準】を正常価格算定のための利潤率として採用することとした[163]。

２－３　韓国の供給者

(132) 上記**「１－６－２　標本抽出（サンプリング）（以下「サンプリング」という。）」**に記載のとおり、POSCO 及び KG Dongbu Steel をサンプリング調査対象者として選定し、これらサンプリング調査対象者から提出された証拠に基づき不当廉売がされた溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の輸入の事実を検討することとした。

２－３－１　POSCO

２－３－１－１　本邦向け輸出価格

(133) 上記**「１－６－１－１　供給者への供給者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおり、POSCO に対して、調査開始決定の通知を送付し、確認票及び供給者当初質問状への回答を求めた。

供給者当初質問状の回答を受領後、当該回答について、複数箇所の回答内容に不備があったこと等から、調査当局は上記**「１－６－３　利害関係者等への不備指摘の送付及びこれに対する不備改め版回答の状況等」**のとおり POSCO に対し不備指摘を送付し、供給者当初質問状の回答の不備等に対する確認を行った。

さらに、調査当局は、POSCO に対し、上記**「１－６－７　利害関係者への追加質問状の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおり、供給者追加質問状を送付し、供給者当初質問状回答内容についての更なる説明を求めた。

(134) 調査当局は上記**「１－６－１２－１　供給者に対する現地調査の実施状況」**のとおり、

---

158 代替国追加質問状不備改め版回答書（【企業名】）（追加質問事項【項目番号】）、現地調査結果報告書（【企業名】）（【項目番号】）
159 代替国追加質問状不備改め版回答書（【企業名】）（追加質問事項【項目番号】）、現地調査結果報告書（【企業名】）（【項目番号】）
160 代替国追加質問状不備改め版回答書（【企業名】）（追加質問事項【項目番号】）
161 現地調査結果報告書（【企業名】）（【項目番号】）
162 現地調査結果報告書（【企業名】）（【項目番号】）
163 代替国追加質問状不備改め版回答書（【企業名】）（添付資料【資料番号】）

これまでに POSCO から提出された質問状等の回答内容の根拠となった関係書類等の確認・検証をするため、POSCO に対して現地調査を実施した。

なお、上記の質問状等の送付の際、調査当局は、妥当な期間内に必要な情報の入手を許さず若しくはこれを提供しない場合又は調査を著しく妨げる場合は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項[164]並びにガイドライン 10.に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて、本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。

(135) POSCO の回答[165]によると、調査対象期間中に同者は、製品の形状、エッジの状態、原板の圧延方法、原板の厚み、原板の幅、原板の化学成分（チタン及びホウ素）、めっき付着量（両面の合計）、めっき層の成分、化成処理、塗油、規格で区別される多種の溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板を本邦に対し輸出していた。

(136) 調査対象期間中に、POSCO は【企業名】が株式の【数値】%を保有する【企業名】に対して本邦向けに調査対象貨物を販売している。【企業名】は【企業名】の本邦向け輸出取引【数値】件[166]についてすべてを、【企業名】が株式の【数値】%を保有する関連企業である【企業名】に販売しており、また、【企業名】は自ら輸入した本邦向け輸出取引の一部について、【企業名】の従属企業である【企業名】が株式の【数値】%を間接的に保有する【企業名】に販売している。したがって、POSCO 及び調査対象貨物に関する商流に位置するこれらの各関連企業は連合しているため、当該輸出のための販売価格を用いることが適当でないと認められることから、上記**「２－１－１０　輸出価格の算出の基本的考え方」**に基づき計算した構成輸出価格を使用することとした。

(137) POSCO は、調査対象期間中における本邦向け輸出取引【数値】件のうち、非関連企業である輸出者向け取引が【数値】件であり、残り【数値】件が上記のとおり関連企業である輸出者【企業名】並びに輸入者【企業名】及び【企業名】を介した取引であった。また、取引条件は【取引条件】、【取引条件】又は【取引条件】であった。

(138) 非関連企業である輸出者向け取引については、公正な価格比較を行うため、控除項目を検討した結果、非関連企業向け取引のうち、【取引条件】の取引については【項目名】を、【取引条件】の取引については、さらに【項目名】を、【取引条件】の取引については、さらに加えて【項目名】を控除対象とした。なお、【項目名】については、下記**「２－３－１－２－２　構成価格」**において算出した生産及び販売にかかる費用を踏まえて調査当局において【項目名】を算出し、控除した。

(139) 一方で、関連企業を介した取引については、POSCO に対する現地調査の結果、【企業名】及び【企業名】を通じて輸入・販売した取引に係る事実の認定に当たって、【企業名】に係る取引において報告の基礎とされたコイル番号の回答に複数の誤りが確認された結果【企業名】が販売した貨物そのものの特定が困難となり、また、【企業名】固有の事情として、【加工及び販売に関する情報】の影響によって原材料番号の誤りが複数の取引に存在しうることが確認されたこと等を踏まえて、様式 G において回答された取引ごとの費用や数量の内訳が不明であることから、回答のあった個々の取引ごとに最初に非関連販売を行った販売価格から輸出価格を求めることが困難であったため、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づき、これを算定することとした。

具体的には、【企業名】から非関連企業に対して販売された取引と、【企業名】から非関連企業に対して販売されたシート材に係る取引については、品種を区別しないこととして、グロス販売数量やグロス販売価格等の各項目の合計を用いて輸出価格を算定することとし

---

164 令和 8 年政令第 85 号による改正後の政令第 10 条第 5 項

165 供給者質問状様式 B-1-2（質問項目 I-1 質問状回答用紙の修正）（POSCO）

166 供給者質問状様式 B（質問項目 I-1 質問状回答用紙の修正）（POSCO）

た。なお、【企業名】から非関連企業に対して販売されたシート材以外の調査対象貨物に係る取引については、個別の取引ごとの回答を輸出価格の算定に用いることとして、個別の品種ごとに輸出価格を算定した。

(140) また、様式Gに回答された控除費用の正確性に関して、調査当局は、追加質問状において、【企業名】及び【企業名】について様式Aと同様の資料の提出を求めたが、POSCOから様式Gの回答との対応関係を確認することができる様式Aは提出されなかった。また、追加質問状に対する回答や現地調査において、控除費用のうちの委託加工費の金額について大幅な修正や複数の回答の誤りが確認された。したがって、調査当局は、様式Gにおいて回答された控除費用の全体について、正確性を確認することができなかったと判断し、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づき、様式Gに回答されるべき【企業名】及び【企業名】における控除費用の総額及びこれに基づいて算出されるべき【企業名】及び【企業名】の利潤を算定することとした。

具体的には、【企業名】の控除費用及び利潤については、【企業名】の調査対象貨物に係る売上高営業利益率約【数値】%をもって算出される金額から、下記(142)に記載の調査対象貨物の販売に関して【企業名】において発生したコストを控除した金額を、【企業】における利潤とすることとした。また、【企業名】の控除費用については、【企業名】における販売価格から購入金額を引いた差額から当該利潤を控除した金額を、【企業名】の控除費用の総額とした。一方で、【企業名】の控除費用及び利潤については、POSCOの回答した【企業名】における利潤の金額を合計し、グロス販売価格に応じて按分することで個々の取引ごとの利潤の金額を計算し、さらに、グロス販売価格と購入価格の差から求めた利潤の金額を差し引くことで個々の取引ごとの控除費用を求めて計算に用いた。

(141) さらに、【企業名】における購入数量と販売数量が一致しない取引のうち「部分在庫及び生産歩留まり損失」をその理由として回答された取引については、当該差異が部分在庫によるものか生産歩留まり損失によるものかについて明確な説明がなされず、したがって、様式Gに記載の販売数量についてその正確性を確認することができなかったため、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づき、全て「生産歩留まり損失」として取り扱い、【企業名】における販売数量を購入数量に置き換えることとして取り扱った。

(142) 加えて、本邦内での当該輸出取引貨物の販売において、【企業名】が関与していたものの、【企業名】において発生した調査対象貨物の販売に係るコストが報告されていないことが判明したことから、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づき、【企業名】において発生した調査対象貨物の販売に係るコストとして【企業名】における調査対象貨物の販売に係る一般管理費を用いることとして、これを算出した上で控除対象とした。

(143) その上で、関連企業を介した取引については、上記(138)に記載の控除項目に加えて、正常価格との公正な価格比較のため【企業名】における売買差額を控除対象とするとともに、上記(140)に記載のとおり算出した【企業名】における控除費用を控除対象とし、さらに【企業名】による非関連企業向け取引の場合には、上記(140)に記載のとおり算出した【企業名】における控除費用を控除対象とした。なお、【理由】、【企業名】及び【企業名】で生じた利潤は控除の対象とはしないこととした。

(144) 非関連企業向け販売においては販売価格から、関連企業向け販売においては【企業名】又は【企業名】が本邦内において最初に非関連企業に販売する販売価格から、上記(138)及び(143)の控除対象を控除し、物理的特性を考慮し、製品の形状、エッジの状態、原板の圧延方法、原板の厚み、原板の幅、原板の化学成分（チタン及びホウ素）、めっき付着量（両面の合計）、めっき層の成分、化成処理、塗油、規格の組合せごとに品種を定め、【数値】種の品種についてそれぞれ輸出価格を算出した。

(145)　上記で算出した数値を販売数量で除すことで、1kg 当たりの輸出価格又は構成輸出価格を算定した。

２－３－１－２　正常価格

２－３－１－２－１　国内向け販売価格

(146)　POSCO の回答[167]によると、同者は、調査対象期間中に、製品の形状、エッジの状態、原板の圧延方法、原板の厚み、原板の幅、原板の化学成分（チタン及びホウ素）、めっき付着量（両面の合計）、めっき層の成分、化成処理、塗油、規格で区別される多種の溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板を韓国国内で販売及び製造していた。

(147)　調査対象期間中に行われた【数値】件[168]の韓国国内販売取引について、関連企業間取引が【数値】件、非関連企業間取引が【数値】件あることを確認した。関連企業間取引については、【数値】件[169]が関連企業間の取引を除く取引から算出される正常価格の 98%以上 102%以下の価格で行われていたため、これを正常価格の算出に含めることとした[170]。
　また、公正な価格比較を行うため、控除項目を検討した結果、庭先渡し条件による取引の場合は、【項目名】を控除し、【項目名】については加算することとした。工場渡し条件による取引の場合は、【項目名】を控除した。**「２－３－１－２－２　構成価格」**において算出した生産及び販売にかかる費用を踏まえて調査当局において【項目名】を算出し、控除した。

(148)　上記(147)で正常価格算定の基礎とした取引につき、物理的特性を考慮し、製品の形状、エッジの状態、原板の圧延方法、原板の厚み、原板の幅、原板の化学成分（チタン及びホウ素）、めっき付着量（両面の合計）、めっき層の成分、化成処理、塗油、規格の組合せごとに品種を定め、【数値】種の品種についてそれぞれ国内販売価格を算出した。うち【数値】種の品種については、下記**「２－３－１－２－２　構成価格」**において算出した生産費及び販売に係る費用と比較したところ、コスト割れ販売であることが判明したため、国内販売価格を正常価格とせず、構成価格を正常価格とすることとした。

(149)　コスト割れ販売ではなかった【数値】種の品種については、上記(148)で算出した数値を販売数量で除すことで、1kg 当たりの正常価格を算出した。

２－３－１－２－２　構成価格

(150)　POSCO の回答によると、同者は、溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の原材料の一部を複数の関連企業から調達していた[171]。調査当局は、関連企業からの原材料調達価格が独立企業間価格に相当するか否かについて供給者当初質問状において説明や根拠資料の提出を求めたが、POSCO から提出された資料及び説明は、市場価格を参考に価格交渉を行うとの一般的な方針を示すにとどまり[172]、関連企業間取引価格と非関連企業間取引価格との差異の有無及びその程度について具体的に説明するものではなく、その根拠資料も提出されなかった。

(151)　そのため、提出された情報に基づいて、関連企業からの原材料調達価格が独立企業間価格に相当するか否かを検証することができず、調査当局が求めた情報が十分に提出されたと

---

167 供給者質問状様式 C-1-2（質問項目 I-1 質問状回答用紙の修正）（POSCO）
168 供給者質問状様式 C（質問項目 I-1 質問状回答用紙の修正）（POSCO）
169 ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等及び不当廉売差額率の算定について（以下「FA 経緯書兼 DM 計算書」という。）（POSCO）
170 ガイドライン 7.(4)
171 供給者質問状様式 E-2-2-1-②(質問項目 I-1 質問状回答用紙の修正）（POSCO）
172 供給者当初質問状回答書（POSCO）（調査項目 E-2-2-2）

は認められなかった。調査当局は、POSCO の対応は、妥当な期間内に必要な情報の入手を許さず若しくはこれを提供しない場合又は調査を著しく妨げる場合に該当すると判断し、POSCO の構成価格については、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づき算出することとした。

(152) 具体的には、生産及び販売にかかる費用のうち直接材料費については、関連企業ごとかつ原材料ごとに購入数量による加重平均調達価格を算出し、非関連企業からの加重平均調達価格を下回る原材料については、それぞれ非関連企業の調達単価を適用することとして再計算をした上で、生産及び販売にかかる費用を再計算した。

なお、調査対象貨物の品種等の分類の変更に伴い行うべき再計算がされないまま回答されていたため、各品種について再計算し、これらを踏まえて生産及び販売にかかる費用を算出した。

(153) 利潤の額については、まず、すべての国内販売取引[173]からコスト割れ販売など通常の商取引とは認められなかった取引を除いた国内販売価格の合計について、当該合計から、当該コスト割れ販売を除いた数量に生産及び販売にかかる費用の単価を乗じた金額の合計を控除して利潤総額を算出した。当該利潤総額により対生産及び販売にかかる費用の利潤率を算出し、当該利潤率を品種ごとの生産及び販売にかかる費用に乗じて利潤の額を算出した。

(154) 上記【数値】種の品種について、生産及び販売にかかる費用に通常の利潤を加えた構成価格を、正常価格とした。なお、上記(139)に記載のとおりグロス販売数量やグロス販売価格等の各項目の合計を用いて輸出価格を算定することとした【企業名】から非関連企業に対して販売された取引と【企業名】から非関連企業に対して販売されたシート材に係る取引については、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づき、それぞれの取引に関して様式 G において報告されている品種から、様式 E における直接材料費の平均単価から上下【数値】割の範囲内に直接材料費の平均単価が収まっていない品種を除外して残った品種の中で、様式 E において回答があった生産及び販売にかかる費用が最も高いものを用いた。

２－３－１－３　通貨の換算

(155) 不当廉売差額の算出のための価格比較において、POSCO が韓国内取引及び輸出取引に使用している通貨が【通貨単位】又は【通貨単位】であるものについては、調査当局が認定した【為替レート】を用いて韓国ウォンに換算し、供給者から提出された証拠において示された供給者の現地通貨である韓国ウォン建ての価格で比較した。

２－３－１－４　不当廉売差額率（POSCO）

(156) 不当廉売差額は、上記**「２－３－１－２　正常価格」**において算出した正常価格と上記**「２－３－１－１　本邦向け輸出価格」**において算出した輸出価格との差額として、上記(144)に記載した【数値】品種それぞれについて算出した。また、各品種それぞれについて不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出し、各品種の数量で加重平均すると、**「表 27　不当廉売差額率（POSCO）」**のとおり 32.49%となり、僅少ではなかった。

表 27　不当廉売差額率（POSCO）

供給者名	不当廉売差額率 (%)
POSCO	32.49

[173] 供給者質問状様式 C（質問項目 I-1 質問状回答用紙の修正）（POSCO）

２－３－２　KG Dongbu Steel

２－３－２－１　本邦向け輸出価格

(157)　KG Dongbu Steel の回答によると、同者は、調査対象期間中に、製品の形状、エッジの状態、原板の圧延方法、原板の厚み、原板の幅、原板の化学成分（チタン及びホウ素）、めっき付着量（両面の合計）、めっき層の成分、化成処理、塗油、規格で区別される多種の溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板を本邦に対し輸出していた。

(158)　KG Dongbu Steel が様式 B に記載した本邦向け輸出取引【数値】件のうち【数値】件の輸出取引は、関連企業である【販売先名称】向け輸出取引であり、取引条件は【取引条件】であった。また、うち【数値】件の輸出取引が調査対象期間中の取引であり、当該【数値】件の輸出取引については、輸出のための販売価格を用いることが適当でないと認められたことから、【販売先名称】が調査対象貨物を日本国内において独立した買手に最初に販売した価格に基づいて算出される構成輸出価格を使用することとした。

(159)　KG Dongbu Steel が様式 B に記載した本邦向け輸出取引【数値】件のうち【数値】件の輸出取引は、非関連企業向け取引であり、取引条件は【取引条件】又は【取引条件】であった。

(160)　公正な価格比較を行うため、控除項目を検討した結果、非関連企業向け輸出取引のうち、【取引条件】の取引については【項目名】を、【取引条件】の取引については、さらに加えて【項目名】を控除対象としたほか、関連企業向け輸出取引については、さらに加えて【販売先名称】が本邦内において最初に非関連企業に販売するまでに負担した【項目名】を控除対象とした。なお、【項目名】については、様式 B における回答が当該費用を適切に反映したものではなく、その正確性を確認することができなかったことから、現地調査において得られた証拠を踏まえて調査当局において算出し、控除した。また、【項目名】についても、下記**「２－３－２－２－２　構成価格」**で算出した生産及び販売に係る費用を踏まえて調査当局において算出し、控除した。

(161)　KG Dongbu Steel は、【数値】件の関連企業向け輸出取引及び【数値】件の非関連企業向け輸出取引について、物理的特性を考慮し、製品の形状、エッジの状態、原板の圧延方法、原板の厚み、原板の幅、原板の化学成分（チタン及びホウ素）、めっき付着量（両面の合計）、めっき層の成分、化成処理、塗油、規格の組合せにより特定した【数値】品種につき、上記(159)及び(160)のとおり、輸出価格を算出した。

２－３－２－２　正常価格

２－３－２－２－１　国内向け販売価格

(162)　KG Dongbu Steel の回答[174]によると、同者は、調査対象期間中に、製品の形状、エッジの状態、原板の圧延方法、原板の厚み、原板の幅、原板の化学成分（チタン及びホウ素）、めっき付着量（両面の合計）、めっき層の成分、化成処理、塗油、規格で区別される多種の溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板を韓国国内で製造及び販売していた。

(163)　調査対象期間中に行われた【数値】件の韓国国内販売取引のうち、関連企業向け取引は【数値】件、非関連企業向け取引は【数値】件であった。当該関連企業向け取引のうち【数値】件の取引については、関連企業間の取引を除く取引から算出される正常価格の 98%以上

[174] 供給者当初質問状回答書（KG Dongbu Steel）（様式 C-1-2）

102%以下の価格で行われていたため、これを正常価格の算出に含めることとし、計【数値】件の取引を正常価格算定の基礎とした。

(164)　当該【数値】件の取引には、【取引条件】及び【取引条件】の取引が含まれるところ、【取引条件】の取引については【項目名】を、【取引条件】の取引については、さらに加えて【項目名】を控除対象とした。なお、【項目名】については、下記**「２－３－２－２－２　構成価格」**で算出した生産及び販売にかかる費用を踏まえて調査当局において【項目名】を算出し、控除した。

(165)　上記(163)のとおり、正常価格算定の基礎とした【数値】件の取引につき、物理的特性を考慮し、製品の形状、エッジの状態、原板の圧延方法、原板の厚み、原板の幅、原板の化学成分（チタン及びホウ素）、めっき付着量（両面の合計）、めっき層の成分、化成処理、塗油、規格の組合せごとに品種を定め、【数値】品種についてそれぞれ国内販売価格を算出した。

(166)　KG Dongbu Steel が本邦向けに輸出していた【数値】品種のうち、【数値】品種について同種の貨物の国内販売が確認できたが、下記**「２－３－２－２－２　構成価格」**で算出した生産及び販売に係る費用と比較したところ、国内販売が【コスト割れ販売の割合】コスト割れ販売であった。

このように、本邦向けに輸出されていた品種については、国内販売が存在したものは【コスト割れ販売の割合】コスト割れであり、また、その他の品種については国内販売がなかったため、KG Dongbu Steel が回答した様式 C には、正常価格算定の基礎となる取引は認められなかった。

したがって、国内向け販売取引については正常価格算定の基礎として使用せず、正常価格は、下記**「２－３－２－２－２　構成価格」**を採用した。

２－３－２－２－２　構成価格

(167)　調査当局は、上記**「１－６－１２－１　供給者に対する現地調査の実施状況」**のとおり、これまでに KG Dongbu Steel から提出された質問状回答その他の書面等の内容の根拠となった関係書類等の確認・検証をするため、KG Dongbu Steel に対して現地調査を実施した。

(168)　調査当局は、上記の各質問状等の送付の際、調査当局は指定された期限までに回答しない場合は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 5 項並びにガイドライン 10.に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて、本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。

(169)　KG Dongbu Steel の回答及び証拠において、調査当局は様式 E の品種毎の完成品数量ひいては様式 E それ自体について正確性を確認できず、現地調査においても正確性を検証できなかったことから、調査当局は、KG Dongbu Steel の対応は、妥当な期間内に必要な情報の入手を許さず若しくはこれを提供しない場合又は調査を著しく妨げる場合に該当すると判断し、KG Dongbu Steel の構成価格については、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づき算出することとした。

具体的には、調査当局において、様式 E で回答されている【数値】品種の個別の完成品数量について確定できず、品種ごとに 1kg 当たりの生産及び販売にかかる費用を算出することができないことになったところ、製造原価については、現地調査において提出された証拠から特定の 2 製品について原価要素を確認できたことから、当該証拠の原価要素及び完成品数量に基づいてこれら 2 製品の 1kg 当たりの製造原価（COM）を平均することによって調査対象貨物の 1kg あたりの製造原価（COM）を算定した。また、間接販売費及び一般管理費については、様式 E において回答のあった合計額を完成品数量で除することで調査対象貨物の 1kg あたりの費用を算出した。さらに、金融費用及びその他費用の計算におい

ては、それぞれの費用において計上されていた 4 つの勘定科目（【勘定科目名】）について調査対象貨物の生産及び販売に関係している費用とは評価できないと判断したため、当該費用項目を様式 E において回答のあった合計額から除外した上で、完成品数量で除することで調査対象貨物の 1kg あたりの費用を算出した。以上のとおり算出した製造原価及び各費用を合計することによって、1kg 当たりの生産及び販売にかかる費用を算出した。

(170)　利潤の額については、様式 A-3-2-2 における調査対象期間の調査対象貨物及び同種の貨物の営業利益率【数値】%を採用し、その比率を生産及び販売にかかる費用に乗じて算出した。

(171)　上記(169)及び(170)のとおり算出した生産及び販売にかかる費用に通常の利潤を加えた構成価格を正常価格とした。

２－３－２－３　通貨の換算

(172)　不当廉売差額の算出のための価格比較において、KG Dongbu Steel が韓国内取引で使用していた通貨は【通貨単位】建てであったのに対し、輸出取引で使用していた通貨は【通貨単位】建てであったことから、輸出取引で使用していた通貨については、調査当局が認定した【為替レート】を用いて【通貨単位】に換算した。

２－３－２－４　不当廉売差額率（KG Dongbu Steel）

(173)　不当廉売差額は、上記**「２－３－２－２　正常価格」**において算出した正常価格と上記**「２－３－２－１　本邦向け輸出価格」**において算出した輸出価格との差額として、上記(161)に記載した【数値】品種それぞれについて算出した。また、各品種それぞれについて不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出し、各品種の数量で加重平均すると、**「表 28　不当廉売差額率（KG Dongbu Steel）」**のとおり 42.69%となり、僅少ではなかった。

表 28　不当廉売差額率（KG Dongbu Steel）

供給者名	不当廉売差額率 (%)
KG Dongbu Steel	42.69

２－３－３　本調査に協力を表明したがサンプリング調査対象者に選定されなかった韓国の供給者（サンプリング調査非対象韓国生産者）

２－３－３－１　不当廉売差額率

(174)　本調査に協力を表明したものの、サンプリング調査対象者として選定されなかった韓国の供給者（本調査へ協力することを表明した韓国の供給者のうち調査当局が定めた期限までに質問状への回答がなかった供給者 1 者[175]を除く。）であって、上記(156)及び(173)において不当廉売差額率を算出した者を除く韓国の供給者のうち、生産者 2 者の不当廉売差額率の算出に当たっては、サンプリング調査対象者として選定された POSCO 及び KG Dongbu Steel の不当廉売差額率が、いずれも相当程度の正確性を確認することができた事実に基づいて算出されていること等を踏まえて、POSCO 及び KG Dongbu Steel の不当廉売差額率を加重平均することにより算出した。その結果、**「表 29　不当廉売差額率（サンプリング調査非対象韓国生産者）」**のとおり、34.22%となり、僅少ではなかった。

[175] Hyundai Steel Company

表 29　不当廉売差額率（サンプリング調査非対象韓国生産者）

供給者名	不当廉売差額率 (%)
SeAH Coated Metal Corporation Dongkuk Coated Metal Co., Ltd.	34.22

２－３－４　知り得た供給者のうち調査に協力しなかった韓国の供給者及びその他の韓国の供給者

２－３－４－１　不当廉売差額率

(175)　上記(156)、(173)及び(174)の供給者 4 者以外の調査当局が知り得た供給者 6 者及びその他の供給者については、上記(92)で述べたとおり、調査当局が海外供給者から入手することを要する情報の詳細を明示し、また、当該必要な情報を得ることができない場合、調査当局は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨も明示したが、必要な情報を提供しなかった。

(176)　したがって、調査当局は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づき[176]不当廉売差額率を算出[177]することとし、当該供給者 6 者及びその他の韓国の供給者が供給する溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板については、上記**「２－３－２－４　不当廉売差額率（KG Dongbu Steel）」**における KG Dongbu Steel の不当廉売差額率と同率を適用した。

２－３－５　韓国の供給者の不当廉売差額率

(177)　韓国の供給者の不当廉売差額率は、**「表 30　韓国の供給者の不当廉売差額率」**のとおりとなった。

表 30　韓国の供給者の不当廉売差額率

供給者名	不当廉売差額率 (%)
POSCO	32.49
KG Dongbu Steel	42.69
SeAH Coated Metal Corporation Dongkuk Coated Metal Co., Ltd.	34.22
Hyundai Steel Company DONGKUK STEEL MILL CO., LTD. HANWA (KOREA) CO.,LTD. Hyundai Group Co., Ltd. STINKO Co., Ltd. 韓国 JFE 商事会社	42.69
その他の韓国の供給者	42.69

２－４　中国の供給者

(178) 上記**「１－６－２　標本抽出（サンプリング）（以下「サンプリング」という。）」**に記載のとおり、鞍鋼及び湖南華菱漣源鋼鉄をサンプリング調査対象者として選定し、これらサンプリング調査対象者から提出された証拠に基づき不当廉売がされた溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の輸入の事実を検討することとした。

---

176 協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 5 項並びにガイドライン 10.

177 上記(96)のとおり、不当廉売差額は、個々の生産者について算出することとしている。

２－４－１　鞍鋼

２－４－１－１　本邦向け輸出価格

(179)　鞍鋼の回答[178]によると、同者は、調査対象期間中に、製品の形状、エッジの状態、原板の圧延方法、原板の厚み、原板の幅、原板の化学成分（チタン及びホウ素）、めっき付着量（両面の合計）、めっき層の成分、化成処理、塗油及び規格で区別される多種の溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板を本邦に対して輸出していた。
　また、調査対象期間中に鞍鋼が行った日本向け輸出取引の【割合】が、関連企業である鞍鋼集團香港を経由する輸出取引であった。

(180)　鞍鋼の回答[179]は、鞍鋼と鞍鋼集團香港との関係性に関して、【回答の内容】を前提としたものであった。
　しかし、現地調査において、鞍鋼と鞍鋼集團香港の関係性等について確認したところ、鞍鋼と鞍鋼集團香港を一体の事業体であるとして鞍鋼集團香港の非関連企業に対する販売価格を基準として輸出価格を算定すべき事情を確認できなかったため、鞍鋼の鞍鋼集團香港に対する販売価額を基礎として輸出価格を算定することとした。

(181)　調査対象期間中の、鞍鋼による鞍鋼集團香港を経由した本邦向け輸出取引は【数値】件であり、鞍鋼が鞍鋼集團香港に販売した際の取引条件は【取引条件】であった。

(182)　公正な価格比較を行うため、控除項目を検討した結果、【項目名】[180]を控除した。なお、【項目名】については、計算の前提となる【項目名】の回答や計算方法に誤りがあったため、現地調査において提出された証拠を踏まえて調査当局において算出し、控除した。

(183)　鞍鋼が鞍鋼集團香港を経由して本邦向けに輸出した【数値】件の取引の溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板につき、物理的特性等を考慮するため、製品の形状、エッジの状態、原板の圧延方法、原板の厚み、原板の幅、原板の化学成分（チタン及びホウ素）、めっき付着量（両面の合計）、めっき層の成分、化成処理、塗油、規格の組合せにより特定した【数値】品種につき、上記(181)及び(182)のとおり、輸出価格を算出した。

２－４－１－２　正常価格

(184)　上記**「２－２－２　代替国の正常価格」**のとおり、調査対象貨物に対して品種ごとに正常価格を算出した。

２－４－１－３　不当廉売差額率（鞍鋼）

(185)　不当廉売差額は、上記**「２－４－１－２　正常価格」**において算出した正常価格と上記**「２－４－１－１　本邦向け輸出価格」**において算出した輸出価格との差額として、上記(183)に記載した【数値】品種それぞれについて算出した。また、各品種それぞれについて不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出し、各品種の数量で加重平均すると、**「表 31　不当廉売差額率（鞍鋼）」**のとおり 63.95%となり、僅少ではなかった。

表 31　不当廉売差額率（鞍鋼）

供給者名	不当廉売差額率 (%)

[178] 供給者当初質問状回答書（鞍鋼）（様式 B-1-2 ANGANG 及び 様式 B-1-2 ANGANG HK）
[179] 供給者当初質問状回答書（鞍鋼）（様式 B）、供給者追加質問状（令和 8 年 1 月 29 日）回答書（鞍鋼）（様式 B）
[180] FA 経緯書兼 DM 計算書（鞍鋼）

鞍鋼	63.95

２－４－２　湖南華菱漣源鋼鉄

２－４－２－１　本邦向け輸出価格

(186)　上記**「１－６－１－１　供給者への供給者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおり、調査当局は湖南華菱漣源鋼鉄に対し、調査開始決定の通知を送付し、確認票及び供給者当初質問状への回答を求めた。

また、供給者当初質問状の回答書を受領後、当該回答書について、複数箇所の回答内容に不備があったこと等から、調査当局は上記**「１－６－３　利害関係者等への不備指摘の送付及びこれに対する不備改め版回答の状況等」**のとおり、湖南華菱漣源鋼鉄に対し不備指摘を送付し、供給者当初質問状の回答の不備等に対する確認を行った。

さらに、調査当局は湖南華菱漣源鋼鉄に対し、上記**「１－６－６－４　利害関係者への追加質問状（12 月 25 日付け）の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおり、供給者追加質問状を送付し、供給者質問状回答内容についての更なる説明を求めた。

その後、調査当局は、上記**「１－６－１２－１　供給者に対する現地調査の実施状況」**及び**「１－６－７　利害関係者への追加質問状の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおり、これまでに湖南華菱漣源鋼鉄から提出された質問状回答その他の書面等の内容の根拠となった関係書類等の確認・検証をするため、同者に対して現地調査を実施した。

なお、上記の各質問状等の送付の際、調査当局は、指定された期限までに回答しない場合は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項[181]並びにガイドライン 10.に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて、本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。

(187)　しかしながら、上記(186)のとおり、調査当局は、回答内容の不備について、複数回にわたってその正確性の確認を試みたものの、確認するたびに複数の誤りが発見され、これまでに湖南華菱漣源鋼鉄から提出された質問状回答その他の書面等の内容の根拠となった関係書類等の確認･検証を目的とした現地調査においてもなお､同様に誤りが発見される等した。これらのことから、結果として、湖南華菱漣源鋼鉄から提出された様式 B[182]の回答内容の正確性を確認することができなかった[183]。

(188)　湖南華菱漣源鋼鉄が様式 B で回答すべき取引に係る情報は、同者が当然に把握しているものであり、回答することが困難とはいえない内容である上、調査当局は同者に対し、複数回に渡って説明を求めるとともに、可能な範囲で回答期限の延長の求めを認めた上で、回答書を受領している。それにもかかわらず、湖南華菱漣源鋼鉄は回答をするに当たり最善を尽くしたとは認められなかった。

(189)　このように、湖南華菱漣源鋼鉄の対応は、最善を尽くしていたとは認められず、妥当な期間内に必要な情報の入手を許さず若しくはこれを提供しない場合又は調査を著しく妨げる場合に該当すると認められることから、調査当局は、湖南華菱漣源鋼鉄の不当廉売差額率について、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて算出を行った。

(190)　具体的には、調査当局は、湖南華菱漣源鋼鉄の輸出価格については、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）として、現地調査において正確性を検証することができた【数値】件の本邦向け輸出取引を証拠として採用し、これに基づいて調査対象貨物の輸出

[181] 令和 8 年政令第 85 号による改正後の政令第 10 条第 5 項
[182] 調査対象期間に行われた全ての日本向け輸出取引について記載する様式
[183] FA 経緯書兼 DM 計算書（湖南華菱漣源鋼鉄）

価格を算出した。

(191)　輸出価格の算出の基礎とした当該【数値】件の本邦向け輸出取引の取引条件は、【取引条件】であった。

(192)　公正な価格比較を行うため、控除項目を検討した結果、【項目名】を控除した[184]。

(193)　上記(190)で輸出価格算出の基礎とした【数値】件の本邦向け輸出取引につき、物理的特性等を考慮するため、製品の形状、エッジの状態、原板の圧延方法、原板の厚み、原板の幅、原板の化学成分（チタン及びホウ素）、めっき付着量（両面の合計）、めっき層の成分、化成処理、塗油及び規格の組合せにより特定した【数値】品種につき、上記(191)及び(192)のとおり、輸出価格を算出した。

２－４－２－２　正常価格

(194)　上記**「２－２－２　代替国の正常価格」**のとおり、調査対象貨物に対して品種ごとに正常価格を算出した。

２－４－２－３　通貨の換算

(195)　不当廉売差額の算出のための価格比較において、湖南華菱漣源鋼鉄が取引に使用している通貨は【通貨単位】であったことから、【為替レート】を用いて、【通貨単位】に換算した。

２－４－２－４　不当廉売差額率（湖南華菱漣源鋼鉄）

(196)　不当廉売差額は、上記**「２－４－２－２　正常価格」**において算出した正常価格と上記**「２－４－２－１　本邦向け輸出価格」**において算出した輸出価格との差額として、上記(193)に記載した【数値】品種それぞれについて算出した。また、各品種それぞれについて不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出し、各品種の数量で加重平均すると、**「表 32　不当廉売差額率（湖南華菱漣源鋼鉄）」**のとおり 68.67%となり、僅少ではなかった。

表 32　不当廉売差額率（湖南華菱漣源鋼鉄）

供給者名	不当廉売差額率 (%)
湖南華菱漣源鋼鉄	68.67

２－４－３　本調査に協力を表明したがサンプリング調査対象者に選定されなかった供給者（サンプリング調査非対象中国生産者）

２－４－３－１　不当廉売差額率

(197)　本調査に協力を表明したものの、サンプリング調査対象者として選定されなかった中国の供給者（本調査へ協力することを表明した中国の供給者のうち調査当局が定めた期限までに質問状への回答がなかった供給者１者[185]を除く。）であって、上記(185)及び(196)において不当廉売差額率を算出した者を除く中国の供給者のうち、生産者 8 者の不当廉売差額率の算出に当たっては、上記**「２－４－１－１　本邦向け輸出価格」**において算出し、その正確性を確認することができた鞍鋼の輸出価格と、上記**「２－２－２　代替国の正常価格」**

184 FA 経緯書兼 DM 計算書（湖南華菱漣源鋼鉄）
185 臨清市恒泰金属材料有限公司

において算出した正常価格との差額に基づき算出した。その結果、**「表 33　不当廉売差額率（サンプリング調査非対象中国生産者）」**のとおり 63.95%となり、僅少ではなかった。

表 33　不当廉売差額率（サンプリング調査非対象中国生産者）

供給者名	不当廉売差額率 (%)
武漢鋼鉄有限公司 宝山鋼鉄股份有限公司 宝鋼湛江鋼鉄有限公司 本鋼浦項冷軋薄板有限責任公司 天津市徳材冷間圧延鋼板工業有限会社 本鋼板材股份有限公司 冠県創晟新材料有限公司 内蒙古包鋼稀土鋼板材有限責任公司	63.95

２－４－４　知り得た供給者のうち調査に協力しなかった中国の供給者及びその他の中国の供給者

２－４－４－１　不当廉売差額率

(198)　上記(185)、(196)及び(197)の供給者 10 者以外の調査当局が知り得た供給者 34 者（本調査へ協力することを表明した中国の供給者のうち調査当局が定めた期限までに質問状への回答がなかった供給者 1 者[186]を含む。）及びその他の供給者については、上記(92)で述べたとおり、調査当局が海外供給者から入手することを要する情報の詳細を明示し、また、当該必要な情報を得ることができない場合、調査当局は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨も明示したが、必要な情報を提供しなかった。

(199)　したがって、調査当局は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づき[187]不当廉売差額率を算出することとし、当該供給者 34 者及びその他の中国の供給者が供給する溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板については、上記**「２－４－１－３　不当廉売差額率（湖南華菱漣源鋼鉄）」**における湖南華菱漣源鋼鉄の不当廉売差額率と同率を適用した。

２－４－５　中国の供給者の不当廉売差額率

(200)　中国の供給者の不当廉売差額率は、**「表 34　中国の供給者の不当廉売差額率」**のとおりとなった。

表 34　中国の供給者の不当廉売差額率

供給者名	不当廉売差額率 (%)
鞍鋼	63.95
湖南華菱漣源鋼鉄	68.67
武漢鋼鉄有限公司 宝山鋼鉄股份有限公司 宝鋼湛江鋼鉄有限公司 本鋼浦項冷軋薄板有限責任公司 天津市徳材冷間圧延鋼板工業有限会社 本鋼板材股份有限公司 冠県創晟新材料有限公司 内蒙古包鋼稀土鋼板材有限責任公司	63.95

[186] 臨清市恒泰金属材料有限公司

[187] 協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 5 項並びにガイドライン 10.

供給者名	不当廉売差額率 (%)
中国宝武鋼鉄集団有限公司 河鋼集団有限公司 鞍鋼集団有限公司 包頭鋼鉄（集団）有限責任公司 湖南鋼鉄集団有限公司 天津市德材冷軋板業有限公司 馬鞍山鋼鐵股份有限公司 江陰宗承鋼鉄有限公司 山東科瑞鋼板有限公司 内蒙古包鋼鋼連股份有限公司 山東匯発彩鋼有限公司 福建凱景新型科技材料有限公司 燁輝（中国）科技材料有限公司 日照鋼鉄控股集団有限公司 江蘇剛正薄板科技有限公司 邯鄲鋼鉄集団有限責任公司邯鄲分公司 臨清市恒泰金属材料有限公司 鞍鋼集團香港 鞍山鋼鉄集団有限公司 天津市新天鋼冷延薄板有限公司 鞍鋼集団国際経済貿易有限公司 BENXI IRON AND STEEL (GROUP) INTERNATIONAL ECONOMIC AND TRADING CO.,LTD. 本鋼集團香港有限公司 首鋼京唐鋼鉄連合有限責任公司 山東鋼鉄集団有限公司 敬業集団 鴻基集団 山東冠洲股份有限公司 阪和（上海）管理有限公司 浙江協和集団有限公司 ZHEJIANG LIANXIN STEEL PLATE TECHNOLOGY CO.,LTD 杭州杭鋼対外経済貿易有限公司 道富（香港）有限公司 東阿県鑫華環保科技有限公司 Bengang Steel Group Company., Ltd. 天津軋一冷軋薄板有限公司 GUANXIAN CHUANGYU NEW MATERIALS CO.,LTD. 首鋼集団有限公司 BAO HUA STEEL INTERNATIONAL PTE. Limited 本渓鋼鉄	68.67
その他の中国の供給者	68.67

２－５　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項についての結論

(201)　以上のとおり、韓国及び中国を原産地とする不当廉売がされた溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の本邦への輸入の事実が認められた。

３　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

３－１　本邦の産業

(202)　利害関係者から提出された書面[188]から、溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板を生産しているのは、日本製鉄、日鉄鋼板、神戸製鋼所、ヨドコウ、東京製鐵株式会社、株式会社中山製鋼所、JFE スチール株式会社、JFE 鋼板株式会社、丸一鋼管株式会社の 9 者であることを確認した。このうち東京製鐵株式会社については、確認票において調査へ協力しないとの回答があったため、東京製鐵株式会社を除いた 8 者について、本邦の産業を構成する本邦の生産者に該当するか以下のとおり検討する。

(203)　上記 8 者について、政令第 4 条第 2 項により、調査対象貨物を本件課税申請の日の 6 月前の日以後に輸入（その輸入量が少量なものを除く。）した生産者は本邦の生産者に含まないこととされているため、本件課税申請の日の 6 月前の日から同課税申請の日の前日まで（令和 6 年 10 月 28 日から令和 7 年 4 月 27 日まで）の調査対象貨物の輸入の有無について確認したところ、5 者について関連企業が調査対象貨物を輸入していたことを確認した[189]。

(204)　日本製鉄及び同社の 100%子会社である日鉄鋼板については、日本製鉄が調査対象貨物の輸入者である日鉄物産株式会社の株式の 80.0%を保有している[190]。したがって、調査当局は、日本製鉄について、調査対象貨物の輸入者である日鉄物産株式会社を直接支配しており、また、日鉄鋼板はその日本製鉄により直接に支配されていることから、日本製鉄は政令第 4 条第 2 項第 1 号に掲げる関係を有する生産者に該当し、日鉄鋼板は同項第 3 号に掲げる関係を有する生産者に該当するものと判断した。この場合、当該関係による影響が、そのような関係を有しない他の生産者と異なる行動をとらせるものでないことについての証拠を提出し、同項ただし書きに規定する場合に該当することが認められない限り、本邦の産業を構成する本邦の生産者に含まれない者とされる。この点について、日本製鉄及び日鉄鋼板のいずれも、調査対象期間中に輸入した調査対象貨物を日鉄物産株式会社から購入していないことを確認した[191]。また、日本製鉄及び日鉄鋼板は本調査の申請者である。したがって、調査当局は、日本製鉄及び日鉄鋼板について、日鉄物産株式会社との間の政令第 4 条第 2 項第 1 号又は第 3 号に掲げる関係による影響が、政令第 4 条第 2 項各号に掲げる関係のいずれをも有しない他の生産者の行動をとらせるものではないことが認められた。

　また、【鐵商株式会社の株主】は、調査対象貨物の輸入者である鐵商株式会社の株式の【株式保有割合】を保有している。しかし、日本製鉄及び日鉄鋼板について、鐵商株式会社との間で、ガイドライン 4.(3)三に記載のいずれの場合にも該当しないことを確認した[192]。したがって、日本製鉄及び日鉄鋼板は、鐵商株式会社との間に、政令第 4 条第 2 項各号に掲げる支配関係はないものと判断した。

　以上より、日本製鉄及び日鉄鋼板は、本邦の産業を構成する本邦の生産者に該当すると判断した。

(205)　ヨドコウは、調査対象貨物の輸入者であるフジデン株式会社の株式の 33.0%を保有し、また同社に対して監査役 1 名を派遣している。また、同社は、調査対象貨物の輸入者である大東鉄板株式会社の株式の 100%を保有する株式会社佐渡島の株式の 50.0%を保有している。しかし、ヨドコウについて、フジデン株式会社との間でガイドライン 4.(3)三に記載のいずれの場合にも該当しないこと及び大東鉄板株式会社との間でガイドライン 4.(3)二に記

188 申請書（4-2、別紙（非共有）1）、本邦生産者確認票
189 本邦生産者確認票（VII.2.）
190 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（日本製鉄）（調査項目 A-2-7）、輸入者確認票
191 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書、第 1 回不備指摘別記 1（日本製鉄、日鉄鋼板）
192 現地調査結果報告書（日本製鉄）（調査項目 1.(1)(イ)）

載の場合に該当しないことを確認した[193]。したがって、調査当局は、ヨドコウは、フジデン株式会社及び大東鉄板株式会社との間に政令第 4 条第 2 項各号に掲げる支配関係はないものと判断し、ヨドコウは本邦の産業を構成する本邦の生産者に含まれるものと判断した。

(206) JFE スチール株式会社及び同社の 100%子会社である JFE 鋼板株式会社については、いずれも JFE スチール株式会社は【関連企業名】の【関連の状況】であるところ、【関連企業名】は調査対象貨物の輸入者である【関連企業名】の【関連の状況】、また、【関連企業名】は調査対象貨物の輸出者である【関連企業名】の【関連の状況】。これらのことから、調査当局は、JFE スチール株式会社及び JFE 鋼板株式会社について、調査対象貨物の輸入者である【関連企業名】を直接支配し、調査対象貨物の供給者である【関連企業名】を間接支配している第三者である【関連企業名】により直接又は間接的に支配されており、政令第 4 条第 2 項第 3 号に掲げる関係を有する生産者に該当するものと判断した。この場合、当該関係による影響が、そのような関係を有しない他の生産者と異なる行動をとらせるものでないことについての証拠を提出し、同項ただし書きに規定する場合に該当することが認められない限り、本邦の産業を構成する本邦の生産者に含まれない者とされる。この点について、JFE スチール株式会社及び JFE 鋼板株式会社の確認票回答書によれば、JFE スチール株式会社及び JFE 鋼板株式会社はともに【関連企業名】又は【関連企業名】の支配下にはないとともに、【関連企業名】が輸出する調査対象貨物及び【関連企業名】が輸入する調査対象貨物について、【関連企業名】又は【関連企業名】と JFE スチール株式会社又は JFE 鋼板株式会社の間に取引関係は存在しないとのことであり、したがって、JFE スチール株式会社及び JFE 鋼板株式会社は、【関連企業名】及び【関連企業名】の影響を受けずに自ら行動を決定することができるとのことであった。また、JFE スチール株式会社及び JFE 鋼板株式会社はともに、本調査の申請を支持するとの意思を表明している。したがって、調査当局は、JFE スチール株式会社及び JFE 鋼板株式会社については、【関連企業名】及び【関連企業名】との間の政令第 4 条第 2 項第 3 号に掲げる関係による影響が、政令第 4 条第 2 項各号に掲げる関係のいずれをも有しない他の生産者の行動をとらせるものではないことが認められ、本邦の産業を構成する本邦の生産者に含まれるものと判断した。

(207) その他、神戸製鋼所、株式会社中山製鋼所、丸一鋼管株式会社の 3 者について、調査対象貨物の供給者又は輸入者との関係を確認したところ、特段の関係はないことを確認した。

(208) なお、調査当局は、本邦生産者当初質問状等の送付に際して、申請書[194]に記載のあったコイルセンター[195]30 者に対して、本邦生産者当初質問状等を送付して回答を求めたが、このうち 14 者からは調査対象貨物を生産していない旨の確認票の回答があり[196]、その他の 16 者[197]からは確認票の回答がなかったことから、調査当局は、これらの回答状況と申請書の記載[198]等を踏まえて、確認票回答がなかった 16 者を含むコイルセンターについて本邦の生産者に該当しないものと判断した。

---

193 現地調査結果報告書（ヨドコウ）（調査項目 1.(1)(イ)）

194 申請書（5-1-2-2、別紙（非共有：共通）2 別添 11・12・13、別紙（非共有：神戸製鋼所）5）

195 溶融亜鉛めっき鋼帯をレベラー・シャーラインやスリッターラインといった機械を通して最終需要家にとって最適なサイズに調整加工している者

196 うち 7 者（JPPC、堺鋼板工業株式会社、関包スチール株式会社、株式会社桐井製作所、紅忠コイルセンター関西株式会社、信和鋼板株式会社、大裕鋼業株式会社）からは産業上の使用者である旨の回答があり、残り 7 者（福栄鋼材株式会社、日鉄物産コイルセンター株式会社、藤田金属株式会社、株式会社小山コイルセンター、高田鋼材工業株式会社、東洋コイル鋼業株式会社、紅忠コイルセンター関東株式会社）からは利害関係者等に該当しない旨の回答があった。

197 明治鋼業株式会社、株式会社スズヤス、根津鋼材株式会社、五十鈴株式会社、株式会社小河商店、野原商行株式会社、株式会社空見スチールサービス、田邉工業株式会社、株式会社大日商会、サミットスチール株式会社、摂津鋼材株式会社、株式会社スチールセンター、株式会社メタルワン・スチールサービス、SC 鋼板加工株式会社、阪和スチールサービス株式会社、興和コイルセンター株式会社

198 申請書（別紙（非共有：共通）2）

(209) 以上より、日本製鉄、日鉄鋼板、神戸製鋼所、ヨドコウ、株式会社中山製鋼所、JFE スチール株式会社、JFE 鋼板株式会社、丸一鋼管株式会社の 8 者を本邦の産業を構成する本邦の生産者に該当すると判断した。また、**「表 35　本邦の産業の状況（令和 6 年度）」**のとおり、当該 8 者の令和 6 年度における生産高は【数値】MT であり、本邦における溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の総生産高[199]に占める割合は【80-100】%であった。

表 35　本邦の産業の状況（令和 6 年度）

生産者名	生産高及び本邦の総生産高に占める割合		調査対象貨物の輸入の有無	申請に対する支持の状況	調査への協力
	生産高(MT)	占拠率(%)			
日本製鉄	【数値】	【数値】	有り	支持する	協力する
日鉄鋼板	【数値】	【数値】	有り	支持する	協力する
神戸製鋼所	【数値】	【数値】	無し	支持する	協力する
ヨドコウ	【数値】	【数値】	有り	支持する	協力する
JFE鋼板株式会社	【数値】	【数値】	有り	支持する	協力する
JFEスチール株式会社	【数値】	【数値】	有り	支持する	協力する
丸一鋼管株式会社	【数値】	【数値】	無し	支持する	協力する
株式会社中山製鋼所	【数値】	【数値】	無し	支持する	協力する
合計	【数値】	【80-100】			

（出所）申請書、本邦生産者確認票（IV.V.VIII.2,3.及び X.3.）、本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）
（注）本調査に係る申請のあった日（令和 7 年 4 月 28 日）の直近 6 月の間（令和 6 年 10 月 28 日から令和 7 年 4 月 27 日まで）。関連会社が調査対象貨物を輸入する場合を含む。

３－１－１　本邦の産業に係る意見等の検討

(210) 利害関係者である中国鉄鋼工業協会から、申請者の資格及び本邦の産業の代表性に関して、以下の意見の表明[200]があった。

(ア) 本調査の申請者は、日本国内に所在する 4 社、すなわち日本製鉄、日鉄鋼板、神戸製鋼所及びヨドコウである。申請者は、その生産量の合計が日本における本調査の同種の貨物の総生産量の 50%を超えており、「日本国内産業の主要部分」を構成するとして本調査を申請する資格を有すると主張している。しかしながら、本協会は、申請者の代表性については依然として重大な疑問があると考えている。

(イ) 特に留意すべきことは、日本第 2 位の鉄鋼メーカーである JFE スチール株式会社が本調査の申請に対して支持の意思を表明していないことである。JFE スチール株式会社の同種の貨物における市場シェアは、申請に参加している企業の水準を下回っていない。申請書に列挙されているその他の日本国内の同種の貨物の生産者（例えば、東京製鐵株式会社、株式会社中山製鋼所、丸一鋼管株式会社等）も、本調査に対する明確的な支持を表明していない。

(ウ) 申請者は、申請書において、「同 4 社の 2023 年度下期+2024 年度上期における本邦

199 東京製鐵株式会社について生産高を確認することができなかったため申請書に記載の同社を含めた令和 6 年度の総生産高の推計値【数値】MT を用いた。当該数値は、生産高を確認することができた本邦生産者 8 者の生産高の合計【数値】MT と整合する数値であることが確認された。
200 意見の表明（中国鉄鋼工業協会、令和 7 年 11 月 13 日）

産 GI 材の生産量の合計は、国内総生産量の 50%を大きく超える」と主張している。本協会は、この点に関して重大な疑念を有しており、調査機関に対し、申請書に記載された日本産業の代表性に関するデータを慎重に審査し、申請者が真に日本国内産業を代表して本調査を申請する資格及び代表性を有しているか否かを確認するよう要請する。特に、JFE スチール株式会社を含む複数の重要な生産者が本調査の申請を支持していないことを考慮すると、当該申請が日本国内産業全体の利益を十分に代表しているかどうかは疑問である。

(211) 上記(210)の意見について調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 上記意見は、申請者について本邦の産業としての代表性に疑問がある旨の意見と考えられるところ、上述の**「３－１ 本邦の産業」**のとおり、本件課税申請の日の 6 月前の日から同課税申請の日の前日までの期間において、関連企業が調査対象貨物を輸入しているものの、政令第 4 条第 2 項各号に掲げる関係のいずれをも有しない他の生産者の行動をとらせるものではなく、本邦の産業を構成する本邦の生産者に含まれるものと判断した。

(イ) さらに、上記**「表 35 本邦の産業の状況（令和 6 年度）」**によると、申請者である日本製鉄、日鉄鋼板、神戸製鋼所及びヨドコウの 4 者の生産量は【数値】MT であり、当該 4 者が本邦で生産する溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の本邦における溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の総生産高に占める割合は、【数値】%であり、本調査の同種の貨物の総生産量の 50%を大きく超えている。

(212) したがって、上記(210)の中国鉄鋼工業協会による主張は受け入れられない。

３－２ 同種の貨物の検討

(213) 損害の決定は、実証的な証拠に基づき、
(ア) ダンピング[201]輸入の量及びダンピング輸入が国内市場における同種の産品の価格に及ぼす影響、並びに
(イ) ダンピング輸入が同種の産品の国内生産者に結果として及ぼす影響
の双方についての客観的な検討に基づいて行う[202]こととされている。
そこで、調査対象貨物と本邦産同種の貨物が協定 2.6 で規定する同種の産品であることを確認するため、まず、本邦産同種の貨物について、物理的及び化学的特性、製造工程、流通経路、用途、価格の決定方法、代替性及び貿易統計上の分類等の検討を行った。

３－２－１ 物理的及び化学的特性

(214) 調査対象貨物である溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板は、物理的特性としては、圧延した鉄、非合金鋼、又はステンレス鋼以外の合金鋼のフラットロール製品などの原板の表面に、溶融亜鉛めっき処理を行ったもの（冷延又は熱延の原板を成形加工後に後めっきをしたものを除く。）である。一般に光沢のある銀白色であるが、その他黒色系の製品も存在すると想定される。形状としては、コイル状（鋼帯）又はこれを切断したシート状（鋼板）の形状で販売されている。なお、外観は極めて美麗で、亜鉛特有の光沢を持ったスパングル（花模様）製品に加え、スパングルを消した（花模様の無いもの）製品も販売されている。板厚は 0.3～2.3mm、板幅は 700～1550mm が一般的である。
化学的特性としては、原板として、鉄、非合金鋼、又はステンレス鋼以外の合金鋼が用いられる。めっき層の成分は、非合金の亜鉛を主成分とするが、若干量、その他の成分が

[201] 協定 2.1
[202] 協定 3.1

加えられる場合がある。めっき層に亜鉛を用いるのは、適当な条件下で生成される亜鉛の酸化物は、亜鉛鉄板表面に密着性の良い連続した皮膜となって、外部の腐食環境から錆びを遮断する一種の防食皮膜となるからであり、長期に渡った原板（地鉄）の保護を可能としている。なお、実際に出荷される製品の中には、一層の防錆のため、めっき層に塗油を行ったり、その他の化成処理（クロメート処理、クロメートフリー処理、リン酸塩処理等）がなされたりする場合があり、用途や加工条件に応じて豊富な種類を有する、美観と耐食性が求められる用途向けの貨物である。

一方、本邦産同種の貨物も、物理的・化学的特性が同様であることを確認した[203]。

３－２－２　製造工程

(215)　溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の一般的な製造方法は、次のとおりである。材料である石炭、鉄鋼石、石灰石について、①溶解、②精錬、③スラブ（鋼片）の鋳造、④熱間圧延（まず黒皮鋼板､その後に黒皮鋼板を酸洗して錆を落とし､酸洗熱延鋼板にする。)､⑤冷間圧延、⑥表面処理（めっき処理）工程を経て製造される（熱延鋼板を母材とするものは、⑤の工程を経ない。)。また、めっき工程である⑥については、めっき素材である熱延鋼帯や冷延鋼帯を解いて平滑にした母材を、連続したライン（連続溶融亜鉛めっきライン（Continuous Galvanizing Line（以下｢CGL｣という。)))で、(a)脱脂、(b)水洗、(c)酸洗（上記④の酸洗とは異なる。)、(d)水洗、(e)フラックス処理、(f)乾燥、(g)めっき、(h)冷却する工程を経る。

CGL では、ペイオフリールからテンションリールまで、一気通貫で製品を製造しているが、これは、めっき斑（むら）などを無くし、均一の品質でめっきを母材に施していくための工夫である。このため、鋼帯を裁断してから鋼板にしてめっきをするような加工は通常考えられず、鋼板を製造する場合には、（先めっきされた）鋼帯をどこかの段階で切断することとなる。上記に加えて、溶融亜鉛めっきされた鋼板類は、化成処理設備内で表面保護のためクロメート処理・クロメートフリー処理等の後処理が行われている（オイル塗布に留める場合もある。)。

調査対象貨物及び本邦産同種の貨物は、どちらも上記に述べた方法で生産されており、調査対象貨物と本邦産同種の貨物の製造工程は共通していた[204]。

３－２－３　流通経路

(216)　調査対象貨物の本邦における流通経路については、調査対象貨物の供給者から本邦の商社に対して輸出された上で、当該商社から産業上の使用者に販売されている場合や、更に他の商社を経由して販売されている場合が確認できたほか、調査対象貨物の供給者から直接、本邦の産業上の使用者に輸出している場合もあることが確認できた[205]。本邦産同種の貨物についても､大部分は本邦の生産者から本邦の商社を介して産業上の使用者に販売されているが、本邦の生産者から産業上の使用者に直接販売されている場合もあることを確認した[206]。

以上のとおり、調査対象貨物と本邦産同種の貨物は、いずれも、直接販売と間接販売とが併用されており、流通経路は共通していた。

３－２－４　用途

(217)　調査対象貨物は、主として建材用途として用いられることが多い（道路、鉄道、電力、

---

203 申請書 2-3、本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 A-6）

204 申請書 4-1、供給者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（添付資料 E-1-1-1)、本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（添付資料 A-7）

205 輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 D-1-6)、産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 A-3）

206 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 A-10、様式 C-1、添付資料 C-2）

土木、建築、農業水産、レジャーはいずれも建材用途とされる。)。建材用途以外には、自動車用途や電気機器用途（冷蔵庫、洗濯機、エアコン等）で使われている。本邦産同種の貨物についても、同様であることを確認した[207]。

３－２－５　価格の決定方法

(218)　調査対象貨物の本邦における購入価格の決定方法については、商社を通じてまたは直接に取引先との個別の交渉によって行われており、本邦産同種の貨物についても、同様に、商社を通じまたは直接に、取引先との個別の交渉によって行われていることを確認した[208]。

以上のとおり、調査対象貨物と本邦産同種の貨物の本邦における価格の決定方法は共通していた。

３－２－６　代替性

(219)　当該輸入貨物と本邦産同種の貨物との代替性については、**「表 36　当該輸入貨物と本邦産同種の貨物との代替性」**のとおり、質問状への回答内容が確認できる 28 者[209] のうち「代替可能性あり」又は「一定の条件を満たせば代替可能」との回答が全体の 8 割以上を占める中、「代替不可能」との回答は 1 社[210]のみであった。「代替不可能」の内容として、顧客の要求品質を満足できないためとの回答[211]があった。また、輸入者及び産業の使用者について質問状への回答内容が確認できる 20 者中 17 者が原産国による違いは無いと回答していた[212]。原産国との違いが有りと回答した 3 者[213]は、契約内容に基づいた貨物であるため原産国が異なるという内容や納期トラブル、品質面や品質保証面の相違を挙げていた。もっとも、これらの意見は回答全体のうちのわずかであり、原産国の違いにより代替不可能ではないと考えられる。

表 36　当該輸入貨物と本邦産同種の貨物との代替性

原産国	回答の割合（国別の組み合わせ）		
	回答	韓国	中国
日本	代替可能性あり	42.9%	42.3%
	一定の条件を満たせば代替可能	50.0%	42.3%
	代替不可能	0.0%	3.8%
	わからない	7.1%	11.5%

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 E-1-1）、輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 E-1-1）、産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 D-1-1）
（注）小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも 100 とならない。

---

207 申請書 2-3(2)、本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（添付資料 A-6-2-①②）、産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）
208 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 C-2、添付資料 C-2-1 及び C-3-3）、産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 C-1）
209 本邦生産者 7 者、輸入者 11 者、産業上の使用者 10 者
210 鐵商株式会社
211 輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 E-1-3）
212 輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 E-1-4）、本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 E-1）、産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 D-1-4）
213 GS ジャパン株式会社、【輸入者 A】、千代田鋼鉄工業株式会社

(220) 以上のとおり、調査対象貨物と本邦産同種の貨物は代替可能と認識されていることが認められた。

３－２－７　貿易統計上の分類

(221) 調査対象貨物は、商品の名称及び分類についての統一システム（HS）の品目表第 7210.49 号又は第 7212.30 号に分類される鉄又は非合金鋼のフラットロール製品に溶融亜鉛めっきしたもの（（イ）波形にしたもの、（ロ）合金化溶融めっきのもの（めっき層の鉄の含有量がめっき層の全重量の七・〇%以上の均質な合金のものに限る。）、（ハ）めっき層において、マグネシウムの含有量がめっき層の全重量の二・〇%以上のものであって、アルミニウムの含有量がめっき層の全重量の五・〇%以上のもの）、及び（ニ）めっき層において、アルミニウムの含有量が全重量の四・〇%以上のものであって、マグネシウム及びニッケルを含むもの、のいずれかに該当するものを除く。）、及び、第 7225.92 号又は第 7226.99 号に分類されるステンレス鋼以外の合金鋼のフラットロール製品（溶融亜鉛めっきする前のものに限る。以下「母材」という。）に溶融亜鉛めっきしたものであって、母材におけるマンガン、ほう素又はチタンのいずれかの含有量が母材の全重量に対して HS 品目表第 72 類の注 1（f）に掲げる割合未満のもの（（イ）波形にしたもの、（ロ）バイメタル（張合せ加工を行ったもので、ニッケルの含有量が全重量の一〇%を超えるものに限る。）、（ハ）合金工具鋼のもの、（ニ）高速度鋼のもの、（ホ）合金化溶融めっきのもの（めっき層の鉄の含有量がめっき層の全重量の七・〇%以上の均質な合金のものに限る。）、（ヘ）めっき層において、マグネシウムの含有量がめっき層の全重量の二・〇%以上のものであって、アルミニウムの含有量がめっき層の全重量の五・〇%以上のもの）、及び（ト）めっき層において、アルミニウムの含有量が全重量の四・〇%以上のものであって、マグネシウム及びニッケルを含むもの、を除く。））[214]であり、本邦産同種の貨物も全ていずれかの HS 番号に分類されることを確認した。

３－３　累積的な評価

(222) 複数の供給国からの調査対象貨物が本邦の産業へ及ぼす影響を累積的に評価することの妥当性に関して、

（ア） 同時に複数の供給国が調査対象となっていること
（イ） 各国からの輸入に係る不当廉売差額が僅少ではないこと
（ウ） 各国からの輸入数量が無視できるものではないこと
（エ） 輸入産品の間の競争の状態及び輸入産品と国内の同種の産品との間の競争の状態に照らして輸入の及ぼす影響を累積的に評価することが適当であること

について検討した。

３－３－１　当該輸入貨物の供給国

(223) 調査対象貨物の供給国は韓国及び中国であり、複数の供給国が調査対象である。

３－３－２　当該輸入貨物の不当廉売差額

(224) 調査対象貨物の不当廉売による正常価格との価格差は、上記**「２－３－５　韓国の供給者の不当廉売差額率」**及び**「２－４－５　中国の供給者の不当廉売差額率」**のとおり、輸出取引価格に対する百分率によって表示した場合、いずれも 2%を超えており、僅少ではない。

３－３－３　当該輸入貨物の輸入量

[214] 調査開始告示

(225) 調査対象貨物の輸入量について、令和 6 年度では、**「表 37　当該輸入貨物の輸入量」**のとおり、総輸入量 718,145MT のうち、韓国からの輸入量が 343,631MT（対総輸入量比 47.8%）、中国からの輸入量が 295,275MT（対総輸入量比 41.1%）となっており、いずれも無視できる数量（全輸入量の 3%未満[215]）ではなかった。

表 37　当該輸入貨物の輸入量

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
		(2022年度)	(2023年度)	(2024年度)
当該輸入貨物の輸入量(合計)	輸入量(MT)	518,293	639,127	638,905
	対総輸入量	88.3%	89.1%	89.0%
韓国から当該輸入貨物の輸入量	輸入量(MT)	274,757	338,101	343,631
	対総輸入量	46.8%	47.1%	47.8%
中国から当該輸入貨物の輸入量	輸入量(MT)	243,536	301,025	295,275
	対総輸入量	41.5%	41.9%	41.1%
第三国からの輸入量	輸入量(MT)	68,692	78,476	79,239
	対総輸入量	11.7%	10.9%	11.0%
総輸入量(MT)		586,985	717,603	718,145

（出所）財務省貿易統計
（注）第三国からの輸入量（MT）＝総輸入量（MT）－当該輸入貨物の輸入量（MT）

３－３－４　原産国の異なる溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の間の競争状態

(226) 原産国が異なる溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の間の競争状態に関して、原産国間の代替性に関する輸入者当初質問状、本邦生産者当初質問状及び産業上の使用者当初質問状の回答を集計したところ、上記**「表 36　当該輸入貨物と本邦産同種の貨物との代替性」**のとおり、本邦産同種の貨物と韓国又は中国を供給国とする輸入貨物との間では、「代替可能性あり」又は「一定の条件を満たせば代替可能」との回答がそれぞれ 8 割以上を占めていたことから、本邦産同種の貨物は韓国又は中国を供給国とする輸入貨物それぞれと競争状態にあることが認められた。

また、韓国を供給国とする輸入貨物と中国を供給国とする輸入貨物との間の競争状態については、調査対象期間中にどちらも取り扱ったことがある輸入者 7 者[216]及び産業上の使

[215] 協定 3.3 及び 5.8
[216] 輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（株式会社暁星ジャパン、GS ジャパン株式会社、JFE 商事株式会社、PIJ、パナソニックオペレーショナルエクセレンス株式会社、大東鉄板株式会社、新東亜交易株式会社）（様式 C-1）

用者 4 者[217]の回答を確認したところ、これら 11 者のうち、10 者は、原産国の違いによる相違点は無いと回答していた[218]。残る 1 者[219]についても、中国産と比較して韓国産の方が対応可能な板厚、板幅のスペクトルが広く、アフターサービスの質において優れているとの回答[220]があったが、全てのスペックの競争状態を否定するものではなかった。したがって、これらの原産国の異なる輸入貨物の間に相違点はなく競争状態にあることが認められた。

このように、原産国の異なる溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の間には競争状態にあることから、調査対象貨物の輸入の及ぼす影響を累積的に評価[221]することが適当であると認められた。

３－４　当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響

３－４－１　当該輸入貨物の輸入量

(227)　調査対象貨物の輸入量（合計）は、上述の**「表 37　当該輸入貨物の輸入量」**のとおり、令和 5 年度に前年度の 518,293MT から 639,127MT に増加したが、その後令和 6 年度にかけて横ばいに推移し、638,905MT となった。

「表 39　当該輸入貨物の本邦における市場占拠率及び本邦の需要量の推移」のとおり、需要量は、令和 5 年度は、建設業界において、資材・人件費の高騰や人手不足による物件着工の延期・中止や、工事期間の長期化等により、減少したが、安価な調査対象貨物の流入が増加した。令和 6 年度も、この状態が継続し、需要も輸入量も概ね横ばいであった[222]。

一方で、本邦産同種の貨物の国内販売量は、産業上の使用者が安価な調査対象貨物にシフトしたことにより[223]、**「表 38　本邦産同種の貨物の販売量の変化」**のとおり、調査対象期間である令和 4 年度から令和 6 年度にかけて減少し続け、全体で 21 ポイントの減少となった。

表 38　本邦産同種の貨物の販売量の変化

	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和6年度 （2024年度）
本邦産同種の貨物の販売量(MT) （国内販売量）	【100】	【83】	【79】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）
（注）各欄の【　】は、令和 4 年度の数値を 100 とする指数である。

(228)　調査対象貨物及び本邦産同種の貨物の本邦における消費の相対的な変化を見ると、**「表 39　当該輸入貨物の本邦における市場占拠率及び本邦の需要量の推移」**のとおり、調査対象貨物の市場占拠率は令和 5 年度に対前年度比 30 ポイント上昇、その後令和 6 年度にかけてさらに 1 ポイント増加し、調査対象期間全体としては 31 ポイントの大幅な増加となった。

---

217 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（JFE 建材株式会社、日鉄めっき鋼管株式会社、日鉄建材株式会社、関包スチール株式会社）（様式 B-1）
218 輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 E-1-4）、産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 D-1-4）
219 GS ジャパン株式会社
220 輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（GS ジャパン株式会社）（調査項目 E-1-5）
221 協定 3.3
222 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 A-11）
223 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 A-11）、産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 B-2-1 及び B-2-2）

これに対して、本邦産同種の貨物の市場占拠率は、令和 4 年度から令和 6 年度にかけて減少を続けて、調査対象期間全体で 13 ポイント下落した。

表 39　当該輸入貨物の本邦における市場占拠率及び本邦の需要量の推移

	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）
当該輸入貨物の占拠率	【100】	【130】	【131】
本邦産同種の貨物の占拠率	【100】	【88】	【87】
第三国産同種の貨物の占拠率	【100】	【120】	【123】
需要量(MT)	【100】	【95】	【94】

（出所）財務省貿易統計、本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）
（注 1）需要量（MT）＝本邦産同種の貨物の国内販売量（MT）+本邦産同種の貨物の自家消費量（MT）＋総輸入量（MT）
（注 2）当該輸入貨物の市場占拠率（%）＝当該輸入貨物の輸入量（MT）／需要量（MT）×100
（注 3）本邦産同種の貨物の市場占拠率（%）＝（本邦産同種の貨物の国内販売量（MT）＋自家消費量（MT））／需要量（MT）×100
（注 4）第三国産同種の貨物の占拠率（%）＝（総輸入量（MT）－当該貨物の輸入量（MT））／需要量（MT）×100
（注 5）各欄の【　】は、令和 4 年度の数値を 100 とする指数である。

３－４－２　当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響

(229)　本邦における調査対象貨物の販売価格と、本邦産同種の貨物の販売価格について**「表 40 当該輸入貨物（韓国及び中国）と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（全品種、庭先渡し）」**のとおり、年度別加重平均価格を比較した[224]。

(230)　**「表 40　当該輸入貨物（韓国及び中国）と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（全品種、庭先渡し）」**のとおり、調査対象期間を通じて調査対象貨物の販売価格は本邦産同種の貨物の販売価格を【10-30】%下回っていた。本邦産同種の貨物の販売価格は、令和 4 年度から令和 5 年度にかけて横ばいに推移し、令和 6 年度はやや減少し、調査対象期間全体で、2 ポイント下落した。

「表 41　本邦産同種の貨物の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格の推移」によると、本邦の産業は、令和 5 年度は製造原価減少分を国内販売価格に転嫁できており、令和 6 年度は製造原価が減少した分だけ、国内販売価格が 2 ポイント下落した。令和 6 年度は、製造原価が【数値】円下落したのに対し、販売価格は【数値】円下落しており、販売価格の下落の方が大きかった。

調査期間を通じて、製造原価が 4 ポイント減少した一方、国内販売価格の下落は 2 ポイント下落した。特に令和 6 年度は、販売価格の下落幅の方が大きかった。これについては、安価な調査対象貨物を引き合いに取引先から値上げ幅の圧縮及び値下げを要求された結果であることを確認した[225]。その結果、調査対象貨物に販売の機会を奪われるなどの事実を確認した[226]。

[224] 非関連企業間取引のみを対象とした。
[225] 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 C-3-1 及び C-3-2、添付資料 C-3-3）
[226] 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 C-4-1 及び C-4-2、添付資料 C-4-3）

表 40　当該輸入貨物（韓国及び中国）と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（全品種、庭先渡し）

	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）
調査対象貨物(円／kg)	【100】	【91】	【93】
本邦産同種の貨物(円／kg)	【100】	【100】	【98】
価格比	【70-90】	【70-90】	【70-90】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 C-1）、輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 C-1）

（注）各欄の【　】は、価格比を除き令和 4 年度の数値を 100 とする指数である。

表 41　本邦産同種の貨物の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格の推移

		令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）
製造原価合計(円／kg)		【100】	【98】	【96】
	原材料費(円／kg)	【100】	【99】	【97】
	原材料費の製造原価に占める割合	【70-90】	【70-90】	【70-90】
	労務費(円／kg)	【100】	【112】	【126】
	労務費の製造原価に占める割合	【1-5】	【1-5】	【1-5】
	経費(円／kg)	【100】	【93】	【89】
	経費の製造原価に占める割合	【20-40】	【20-40】	【20-40】
国内販売価格(円／kg)		【100】	【100】	【98】
製造原価率(%)		【100】	【97】	【98】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 C-1、様式 F-2-2、様式 F-2-4）

（注）各欄の【　】は、製造原価に占める割合を除き令和 4 年度の数値を 100 とする指数である。

(231)　**「表 39　当該輸入貨物の本邦における市場占拠率及び本邦の需要量の推移」**及び**「表 40　当該輸入貨物（韓国及び中国）と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（全品種、庭先渡し）」**のとおり、調査対象貨物の販売価格が本邦産同種の貨物の販売価格を、調査対象期間を通じて下回っており、また、調査対象期間を通じて調査対象貨物の市場占拠率は上昇した。これは、溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の市場において、価格が調達先の選定において最も決定的な要素であり、それ故に本邦産同種の貨物より安価である調査対象貨物への置き換えが進んだことによるものであることがうかがわれる。

また、産業上の使用者の当初質問状回答書において確認できた 9 者[227]のうち、約 4.5 割が購入先の選定において価格が最も重要な要素であると回答しており、この割合は、約 9 割が重要な要素であると回答した品質、約 8 割が重要な要素であると回答した供給安定性及び規格、約 5.5 割が重要な要素であると回答した安全性及び技術支援に次いで、輸送網、配送期間をもっとも重要な要素であると回答した割合と並んで高かった。価格以外を最も重

[227] 千代田鋼鉄工業株式会社、JFE 建材株式会社、トーケン工業株式会社、三菱電機株式会社、堺鋼板工業株式会社、日鉄めっき鋼管株式会社、日鉄建材株式会社、日鉄神鋼建材株式会社、関包スチール株式会社

要な要素であると回答した者も、価格の重要性を、品質、規格や供給安定性に次いで高く評価しており、また、価格は顧客が購入先を決定する際に重視する項目として 5 段階評価による平均値が 4.2 であった[228]。これら産業上の使用者の回答は、顧客が購入先を決定する際に価格の重要性を相対的に高く評価していることを示している。このことから、溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の市場において、価格は調達先の選定において最も決定的な要素の 1 つであり、それ故に、本邦産同種の貨物よりも安価な調査対象貨物への置き換えが進んだことがうかがわれる。

このように、調査対象貨物の販売価格は、調査対象期間を通じて本邦産同種の貨物の販売価格を常に下回っていたこと（プライスアンダーカッティング）及び価格が著しく押し下げられていることが認められた。

３－４－３　当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響についての結論

(232)　以上のとおり、調査対象貨物の輸入量は、調査対象期間全体で見ると大幅に増加した一方で、本邦産同種の貨物の販売量は、調査対象期間全体で見ると減少した。

また、調査対象貨物の価格は、本邦産同種の貨物の価格を常に下回っており、プライスアンダーカッティングが認められた。本邦産同種の貨物の販売価格についても、調査対象期間全体を通じて下落し、価格が押し下げられていることが認められた。

上記**「３－２　同種の貨物の検討」**で検討したとおり、本邦産同種の貨物と調査対象貨物とは高い代替性があり、また、本邦生産者は製造原価の減少に伴い国内販売価格を値下げしたものの、取引先から安価な調査対象貨物を引き合いに値上げ幅の圧縮及び値下げ要求があり、価格を下げざるを得なかったこと、また、赤字を避けて事業継続に必要に継続的な利益率を確保するため、値下げを行わず、販売量を失い、調査対象貨物に販売の機会を奪われている[229]ことや、本邦産同種の貨物に比して調査対象貨物が安価になったため、調査対象貨物へ切り替えを進めたという購入に係る変動があったこと[230]が、本邦産同種の貨物、調査対象貨物の購入数量及び価格動向より認められた。

これらの事実から、調査対象期間における本邦産同種の貨物の販売量は、調査対象貨物の影響により減少していたことが認められた。

３－５　当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響

(233)　調査対象貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に関し、当該国内産業の状態に関係を有する経済的な要因及び指標（販売、利潤、生産高、市場占拠率、生産性、投資収益若しくは操業度における現実の及び潜在的な低下、資金流出入、在庫、雇用、賃金、成長、資本調達能力若しくは投資に及ぼす現実の及び潜在的な悪影響、国内価格に影響を及ぼす要因又は不当廉売価格差の大きさを含む。）について評価[231],[232],[233]した。

３－５－１　生産高

(234)　本邦の産業の生産高（生産量）は、**「表 42　本邦の産業の生産量の推移」**のとおり、令

---

228 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 D-3-1）

229 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 C-4-1 及び C-4-2、添付資料 C-4-3）

230 産業上の使用者当初質問状回答及び同不備改め版回答書（日鉄神鋼建材株式会社、日鉄建材株式会社）（調査項目 B-2-1 及び B-2-2）

231 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 C-4-1 及び C-4-2、添付資料 C-4-3）

232 協定 3.4

233 調査当局は、本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 F-2-2）について、本邦生産者に対し、本邦産同種の貨物の輸出による影響を除外して回答するよう求め、本邦産同種の貨物の輸出実績が除外された本邦生産者の回答書を基に評価を行った。

和 5 年度は対前年度比で 14 ポイント減少した後、令和 6 年度はさらに対前年度比 2 ポイント減少し、調査対象期間では 16 ポイント減少した。調査対象期間全体を通じて生産量が減少した背景は、住宅着工件数・非住宅着工床面積の減少及び製造業における機械関連等の内需減退による市場縮小の中で、安価な輸入材が流入したことによるものである[234]。

輸出量についても、令和 4 年度から令和 6 年度にかけて減少傾向にあり、調査対象期間中 13 ポイントの減少となったものの、その減少量は【数値】MT と、令和 6 年度の生産量に対する割合は、約【1-5】%にとどまっており、影響は限定的であった。

また、自家消費についても、調査対象期間中において生産量に対する自家消費量の割合は【数値】%未満で推移しており、その減少量が最も大きい令和 5 年度においても、対前年度比で【数値】MT 減と、令和 5 年度の生産量に対する割合は、約【1-5】%にとどまっており、影響は限定的であった。

表 42　本邦の産業の生産量の推移

	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和6年度 （2024年度）
生産量(MT)	【100】	【86】	【84】
期首在庫量(MT)	【100】	【85】	【77】
国内販売量(MT)	【100】	【83】	【79】
自家消費量(MT)	【100】	【83】	【90】
輸出量(MT)	【100】	【93】	【87】
期末在庫量(MT)	【100】	【91】	【80】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）
（注）各欄の【 】は、令和 4 年度の数値を 100 とする指数である。

３－５－２　生産能力・稼働率（操業度）

(235)　本邦産同種の貨物の生産量を本邦の産業の生産能力で除した稼働率（操業度）は、**「表 43 本邦の産業の稼働率の推移」**のとおりであった。生産量及び生産能力ともに調査対象期間を通じて減少傾向にあり、生産量は調査対象期間全体で 16 ポイント下落し、生産能力は 15 ポイント減少した。生産能力が調査対象期間を通じて低下した要因は、本邦生産者 1 者[235]が、本邦産同種の貨物の生産ラインの構造休止を行ったことや、本邦産同種の貨物の生産を休止して他製品（三元系高耐食めっき鋼板）専用ラインに改造【具体的な製造工程の変更内容】したことにあることを確認した[236]。令和 5 年度は、生産能力よりも生産量の方が減少の程度が大きく、生産量の削減にともなって稼働率が悪化したことが認められる。令和 6 年度は稼働率が改善したもの、これは生産能力の削減によるものであり、調査期間全体としては生産能力、稼働率とも悪化した。

表 43　本邦の産業の稼働率の推移

[234] 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（日本製鉄、日鉄鋼板、ヨドコウ）（様式 B-1）
[235] 日本製鉄
[236] 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（日本製鉄）（調査項目 B-2-1 及び B-2-2、添付資料 F-1）

	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和6年度 （2024年度）
生産量(MT)	【100】	【86】	【84】
生産能力(MT)	【100】	【91】	【85】
稼働率	【100】	【95】	【99】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）
（注 1）稼働率（%）＝生産量（MT）／生産能力（MT）×100
（注 2）各欄の【 】は、令和 4 年度の数値を 100 とする指数である。

３－５－３　販売及び市場占拠率

(236)　本邦産同種の貨物の国内販売量は、**「表 44　本邦産同種の貨物の国内販売量及び自家消費量並びに市場占拠率の推移」**のとおり、令和 5 年度に対前年度比 17 ポイント減少、令和 6 年度に対前年度比 4 ポイント減少し、調査対象期間全体で 21 ポイント減少した。上記**「３－４－２　当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」**で述べたとおり、調査対象貨物の販売価格が本邦産同種の貨物の価格を常に下回っている状況において、令和 5 年度、令和 6 年度とも、取引先から安価な調査対象貨物を引き合いとした交渉の結果、廉価な調査対象貨物との競合に晒され、販売数量確保のために、顧客の価格見直し（値引）要請に応じたものの廉価な調査対象貨物との価格差は埋めようがなく、販売数量は減少となった[237]。

なお、自家消費量は、令和 5 年度に国内販売量と同様に対前年度比 17 ポイント減少し、令和 6 年度は自家消費量が対前年度比 7 ポイント増加したにも関わらず、国内販売量は減少したため、国内販売量の減少は、自家消費以外の使用者への販売減少によるものである。

(237)　また、本邦産同種の貨物の市場占拠率は、上記**「３－４－１　当該輸入貨物の輸入量」**及び**「表 44　本邦産同種の貨物の国内販売量及び自家消費量並びに市場占拠率の推移」**のとおり、国内販売量の減少を反映して推移し、令和 5 年度に対前年度比 12 ポイント減少、令和 6 年度に対前年度比 1 ポイント減少し、調査対象期間全体で 13 ポイント減少した。

表 44　本邦産同種の貨物の国内販売量及び自家消費量並びに市場占拠率の推移

	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和6年度 （2024年度）
国内販売量(MT)	【100】	【83】	【79】
自家消費量(MT)	【100】	【83】	【90】
国内販売量に対する 自家消費量の割合	【100】	【100】	【114】
本邦産同種の貨物の 市場占拠率	【100】	【88】	【87】

（出所）財務省貿易統計、本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）

[237] 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 C-4-1 及び C-4-2、添付資料 C-4-3）

（注 1）本邦産同種の貨物の市場占拠率（%）＝（本邦産同種の貨物の国内販売量（MT）＋本邦産同種の貨物の自家消費量（MT））／（総輸入量（MT）＋本邦産同種の貨物の国内販売量合計（MT）＋本邦産同種の貨物の自家消費量合計（MT））×100
（注 2）各欄の【 】は、令和 4 年度の数値を 100 とする指数である。

３－５－４　在庫

(238)　本邦の産業の期末在庫について、**「表 45　本邦産同種の貨物の在庫の推移」**のとおり、在庫量は、令和 5 年度に対前年度比 9 ポイント、令和 6 年度に対前年度比 11 ポイントそれぞれ減少し、調査対象期間全体を通じて 20 ポイント減少した。本邦産同種の貨物は基本的に受注生産であるために、生産量・販売量の減少は必ずしも在庫量の増加に直結せず、むしろ生産量の減少に伴って在庫量も減少する関係にあるところ [238]、調査対象期間を通じて、生産量が 16 ポイント減少したことに伴って、在庫量も減少した。このように、調査対象期間全体として生産量及び在庫量はともに減少傾向にあったため、在庫率もほぼ横ばいに推移した。

表 45　本邦産同種の貨物の在庫の推移

	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和6年度 （2024年度）
在庫量（MT）	【100】	【91】	【80】
在庫率	【100】	【105】	【95】
生産量（MT）	【100】	【86】	【84】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）
（注 1）在庫率（%）＝本邦生産者の期末在庫量（MT）／本邦産同種の貨物の生産量（MT）×100
（注 2）各欄の【 】は、令和 4 年度の数値を 100 とする指数である。

３－５－５　国内価格に影響を及ぼす要因

(239)　本邦産同種の貨物の国内価格に影響を及ぼす要因として、原材料の購入費用を含む製造原価について検討した。

本邦産同種の貨物の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格は、**「表 41　本邦産同種の貨物の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格の推移（再掲）」**のとおりであった。

製造原価の【70-90】%を占める原材料費は、調査対象期間である令和 4 年度から令和 6 年度にかけて横ばいに推移し、調査対象期間全体で 3 ポイントの緩やかな減少となった。労務費の製造原価に占める割合は【1-5】%と大きくないため、調査対象期間全体で 26 ポイントの増加となったものの、実際の増加は【数値】円である。他方、製造原価の【20-40】%を占める経費は減少傾向を示し、調査対象期間全体で 11 ポイントの減少となった。

製造原価は、製造原価に占める割合が大きい原材料費の推移を反映して推移し、令和 4 年度から令和 5 年度にかけて 2 ポイント減少、令和 6 年度は対前年度比 2 ポイント減少し、調査対象期間全体では 4 ポイントの減少となった。

国内販売価格は、令和 5 年度は製造原価が減少したものの横ばいで推移し、令和 6 年度は製造原価が【数値】円減少した一方、国内販売価格は【数値】円下落しており、実際の下落額は国内販売価格の方が大きく下落した。これは、上記**「３－４－２　当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」**で述べたとおり、調査対象

[238] 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（日本製鉄、日鉄鋼板、ヨドコウ）（様式 B-1）

貨物の輸入量が増加し、その市場占拠率が上昇する状況において、安価な調査対象貨物を引き合いに取引先から値上げ幅の圧縮及び値下げを要求された結果であることを確認した[239]。

表 41　本邦産同種の貨物の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格の推移（再掲）

	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）
製造原価合計(円／kg)	【100】	【98】	【96】
原材料費(円／kg)	【100】	【99】	【97】
原材料費の製造原価に占める割合	【70-90】	【70-90】	【70-90】
労務費(円／kg)	【100】	【112】	【126】
労務費の製造原価に占める割合	【1-5】	【1-5】	【1-5】
経費(円／kg)	【100】	【93】	【89】
経費の製造原価に占める割合	【20-40】	【20-40】	【20-40】
国内販売価格(円／kg)	【100】	【100】	【98】
製造原価率(%)	【100】	【97】	【98】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 C-1、様式 F-2-2、様式 F-2-4）

（注）各欄の【 】は、製造原価に占める割合を除き、令和 4 年度の数値を 100 とする指数である。

３－５－６　利潤

(240)　本邦の産業の売上高は、**「表 46　本邦の産業の利潤の推移」**のとおり、令和 5 年度に対前年度比 18 ポイント減少、令和 6 年度に対前年度比 3 ポイント減少し、調査対象期間全体では 21 ポイントの減少となった。上記**「３－４－２　当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」**及び**「３－５－３　販売及び市場占拠率」**に述べたとおり、令和 5 年度及び令和 6 年度ともに、国内販売価格は横ばいから減少で推移し、国内販売量は減少したことにより、売上高がそれぞれ対前年度比で減少した。

営業利益は、令和 5 年度に対前年度比 11 ポイント増加したが、令和 6 年度に対前年度比 58 ポイント減少し、調査対象期間中では 47 ポイントの減少となった。**「３－４－２　当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」**で述べたとおり、この利潤の減少は、調査対象貨物の輸入量が増加し、その市場占拠率が上昇する状況において、安価な調査対象貨物を引き合いに取引先から値上げ幅の圧縮及び値下げを要求された結果であることが確認された。令和 5 年度の対前年度比の営業利益の増加は、価格を維持する代わりに販売数量が減少したものの、製造原価も減少したためである。令和 6 年度は、価格も維持できず下落し、販売数量もさらに調査対象貨物に取って代わられたことで減少したため、営業利益が大きく減少した。

売上高営業利益率についても営業利益と同様の傾向となった。調査対象期間全体では 34 ポイントの減少となり大きく減少した。令和 6 年度の売上高営業利益率は、【数値】%となり、営業利益と同様に大きく減少した。これは同期間における本邦の産業が属する鉄鋼業界の売上高営業利益率の平均 3.8%[240]と比較して低水準であり、本邦の産業の収益性が十分でないことが認められる。

---

239 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 C-3-1 及び C-3-2、添付資料 C-3-3）

240 調査当局が収集及び分析した関係証拠「財務省法人企業統計調査」。

表 46　本邦の産業の利潤の推移

	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和6年度 （2024年度）
売上高（百万円）	【100】	【82】	【79】
営業利益（百万円）	【100】	【111】	【53】
売上高営業利益率	【100】	【135】	【66】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 F-2-2）
（注 1）売上高営業利益率（%）＝営業利益（百万円）／売上高（百万円）×100
（注 2）各欄の【 】は、令和 4 年度の数値を 100 とする指数である。

３－５－７　投資及び投資収益

(241)　本邦の産業の投資は、**「表 47　本邦の産業の設備投資額の推移」**のとおり、令和 5 年度に対前年度比 69 ポイント減少し、令和 6 年度に対前年度比 10 ポイントの増加に転じたものの、調査対象期間を通じて 59 ポイントの減少となった。令和 6 年度に設備投資額が増加したのは、本邦生産者のうち 1 者[241]が老朽設備の更新を行ったことが理由であることを確認した[242]。

表 47　本邦の産業の設備投資額の推移

	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和6年度 （2024年度）
設備投資額（百万円）	【100】	【31】	【41】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 F-4）
（注）各欄の【 】は、令和 4 年度の数値を 100 とする指数である。

(242)　本邦の産業の投資利益は、営業利益を本邦の産業の設備投資評価額（帳簿価額又は取得原価）で除して算出した投資収益率により分析したところ、**「表 48　本邦の産業の投資収益率の推移」**のとおりとなった。設備投資評価額は、帳簿価額及び取得原価のいずれも、令和 5 年度に増加後、令和 6 年度に減少に転じ、取得原価については調査対象期間を通じて約 5 割程度減少した。

表 48　本邦の産業の投資収益率の推移

	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和6年度 （2024年度）
営業利益／設備投資評価額 （帳簿価額）	【100】	【137】	【81】
営業利益／設備投資評価額 （取得原価）	【100】	【115】	【54】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 F-2-2、様式 F-4-2）
（注）各欄の【 】は、令和 4 年度の数値を 100 とする指数である。

241 ヨドコウ
242 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（ヨドコウ）（様式 F-4-1）

３－５－８　資金流出入（キャッシュフロー）

(243)　本邦の産業のキャッシュフロー（営業活動によるキャッシュフロー）は、**「表 49　本邦の産業の営業活動及び投資活動によるキャッシュフローの推移」**のとおり、営業利益の推移を反映し、令和 5 年度に増加後、令和 6 年度に減少し、調査対象期間全体で 23 ポイント増加した。

調査対象期間を通じてキャッシュフローが増加したのは、営業利益の推移に加えて、需要減少に伴って売上債権及びたな卸資産が減少したことや、原板の購入に関する決裁条件の変更によって仕入れ債務が増加したことによるものであることを確認した[243]。

表 49　本邦の産業の営業活動及び投資活動によるキャッシュフローの推移

	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）
営業活動によるキャッシュフロー（百万円）	【100】	【306】	【123】
投資活動によるキャッシュフロー（百万円）	【100】	【60】	【72】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 F-3-2）
（注）各欄の【 】は、令和 4 年度の数値を 100 とする指数である。

３－５－９　資金調達能力

(244)　本邦の産業の資金調達能力については、上記**「３－５－７　投資及び投資収益」**で述べたとおり、令和 6 年度に設備投資額が増加したが、本邦生産者のうち 1 者[244]が老朽設備の更新を行ったことが理由であることを確認した[245]。一方、いずれの本邦生産者も他の事業を営んでおり、本邦産同種の貨物の売上高の変動による本邦の生産者の資金調達能力への顕著な影響は認められなかった。

３－５－１０　雇用

(245)　本邦の産業の平均雇用人数は、**「表 50　本邦の産業の平均雇用人数の推移」**のとおり、令和 5 年度に対前年度比 1 ポイント減少、令和 6 年度に対前年度比 2 ポイント減少となり、調査対象期間を通じて 3 ポイント減少し、ほぼ横ばいに推移した。定年退職や本邦産同種の貨物を生産していない工場への異動（本邦産同種の貨物生産ラインの休止による影響など）、自己都合退職、休職等の理由により、調査対象期間を通じて雇用人数が減少したことを確認した[246]。

表 50　本邦の産業の平均雇用人数の推移

	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）
平均雇用人数（人）	【100】	【99】	【97】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）
（注）各欄の【 】は、令和 4 年度の数値を 100 とする指数である。

243 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（ヨドコウ、日鉄鋼板）（様式 F-3-4）
244 ヨドコウ
245 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（ヨドコウ）（様式 F-4-1、）
246 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（日本製鉄、日鉄鋼板）（様式 B-1）

３－５－１１　賃金

(246)　本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金（月平均）は、**「表 51　本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金（月額換算）の推移」**のとおり、令和 5 年度は横ばいで推移し、令和 6 年度に対前年度比 13 ポイントの増加、したがって、調査対象期間全体としても 13 ポイントの増加となった。特に、令和 6 年度に賃金が増加した理由については、日本社会全体のインフレに対応して人員を確保することが必要であったこと、また他事業の業績が好調であったこと等が反映されたためであることを確認した[247]。

表 51　本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金（月額換算）の推移

	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和6年度 （2024年度）
一人当たり月平均賃金 （千円）	【100】	【100】	【113】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）
（注 1）一人当たりの月平均賃金（千円）＝賃金の合計（千円）／平均雇用人数（人）／12 ヶ月
（注 2）平均雇用人数は、**「表 50　本邦の産業の平均雇用人数の推移」**を使用した。
（注 3）各欄の【 】は、令和 4 年度の数値を 100 とする指数である。

３－５－１２　生産性

(247)　本邦の産業の生産性は、**「表 52　本邦の産業の生産性の推移」**のとおりであった。雇用者一人当たりの生産性を示す物的生産性については、令和 5 年度に対前年度比 13 ポイント低下、令和 6 年度横ばいであり、調査対象期間全体としては 13 ポイントの低下となった。

また、雇用者一人当たりの販売額を示す価値生産性については、令和 5 年度に対前年度比 17 ポイント低下、令和 6 年度に対前年度比 1 ポイント低下し、調査対象期間全体としては 18 ポイントの低下となった。

上記**「３－５－１０　雇用」**で述べたとおり、調査対象期間中、平均雇用人数は横ばいに推移したが、生産量及び売上高が減少したことを反映して、物的生産性及び価値生産性は低下した。

表 52　本邦の産業の生産性の推移

	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和6年度 （2024年度）
物的生産性（MT／人）	【100】	【87】	【87】
価値生産性（千円／人）	【100】	【83】	【82】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め回答書（様式 B-1）
（注 1）物的生産性（MT／人）＝本邦産同種の貨物の生産量（MT）／平均雇用人数（人）
（注 2）価値生産性（千円／人）＝（本邦産同種の貨物の国内販売額（千円）＋本邦産同種の貨物の自家消費額（千円））／平均雇用人数（人）
（注 3）平均雇用人数は、**「表 50　本邦の産業の平均雇用人数の推移」**を使用した。
（注 4）各欄の【 】は、令和 4 年度の数値を 100 とする指数である。

[247] 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（日本製鉄、ヨドコウ）（様式 B-1）

３－５－１３　成長

(248)　製造業においては、一般的に、研究開発が企業の成長のための重要な要素であることから、研究開発が成長に及ぼす影響について検討するために、**「表 53　本邦の産業の研究開発費の推移」**のとおり、本邦の産業の研究開発の動向を確認したところ、研究開発費は令和 4 年度に対前年度比 16 ポイント減少、令和 6 年度に対前年度比 13 ポイント増加し、調査対象期間全体として 3 ポイント減少した。研究開発を行ったのは本邦生産者のうち 1 者[248]のみであり、研究開発の内容は、【技術開発の内容】等の技術開発目的で行われていることを確認した[249]。

また、投資も企業の成長のための重要な要素であるが、これについては上記**「３－５－７　投資及び投資収益」**で分析したとおり、令和 6 年度に設備投資額が増加したのは、本邦生産者のうち 1 者[250]が老朽設備の更新を目的として行なったものであり、事業を継続するために　必要な投資であったことを確認した[251]。

以上のとおり、本邦の産業の成長については、実質的な改善は見られなかった。

表 53　本邦の産業の研究開発費の推移

	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和6年度 （2024年度）
研究開発費（百万円）	【100】	【84】	【97】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め回答書（様式 F-5）
（注）各欄の【 】は、令和 4 年度の数値を 100 とする指数である。

３－５－１４　不当廉売価格差の大きさ

(249)　調査対象貨物の不当廉売価格差、すなわち、不当廉売差額と、本邦産同種の貨物の国内販売価格と調査対象貨物の国内販売価格との差について、**「表 54　不当廉売差額率と国内販売価格差率」**のとおり比較した。令和 6 年度の不当廉売差額率は 53.2%であった一方、調査対象期間における国内販売価格差率は【10-40】%で推移し、不当廉売差額率が国内販売価格差率を上回ることが認められた。このことから、不当廉売価格差の大きさは、国内産業に相当影響を及ぼすものであったと判断した。

表 54　不当廉売差額率と国内販売価格差率

	令和6年度 （2024年度）
不当廉売差額率	53.2%
国内販売価格差率	【10-40】%

（出所）本邦生産者当初質問状回答書（様式 C-1）及び財務省貿易統計
（注 1）不当廉売差額率（%）は、**「表 55　不当廉売差額率」**により算出した加重平均後の数値を使用した。
（注 2）国内販売価格差率（%）＝（本邦産同種の貨物の国内販売価格（円／kg）－当該輸入貨物の輸入価格（円／kg））／当該輸入貨物の輸入価格（円／kg）×100

248 日本製鉄
249 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（日本製鉄）（様式 F-5）
250 ヨドコウ
251 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（ヨドコウ）（様式 F-4-1）

表 55　不当廉売差額率

	令和6年度 （2024年度）	
不当廉売差額率	韓国	中国
	32.49～42.69%	63.95～68.67%
輸入量(MT)	343,631	295,275
加重平均後不当廉売差額率	53.2%	

（出所）財務省貿易統計、供給者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1-2)、供給者確認票

（注）調査対象国別不当廉売差額率（%）のうち、韓国については**「表 30　韓国の供給者の不当廉売差額率」**の数値、中国については**「表 34　中国の供給者の不当廉売差額率」**の数値を使用した。

３－５－１５　当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に係る意見等の検討

(250)　利害関係者である中国鉄鋼工業協会から、調査対象貨物が本邦の産業に及ぼす影響について、以下の意見の表明[252]があった。

申請企業の一社である日本製鉄を例にとると、同社の損害調査期間中の経営状況は総じて良好であり、申請者が主張するような深刻な悪化の兆候は見られない。客観的データから、日本の亜鉛メッキ鋼板市場の主要な参加者の一つとして、日本製鉄は近年経営実績が良好で、販売量及び生産量が着実に増加しており、輸入競争による実質的な損害の兆候が見られないことは明らかである。したがって、申請者の「国内産業が大きな損害を受けている」という主張は、少なくとも日本製鉄の経営実績からは裏付けられない。日本製鉄は国内産業の主要な生産者の一つとして、調査対象貨物の輸入増加によって、いわゆる「実質的な損害」を受けていない。したがって、申請者の国内産業が深刻な損害を受けているという主張は、産業全体としての裏付けが欠け、少なくとも日本製鉄の経営実績からは検証されていない。調査機関は、当該損害に関する主張を慎重に調査し、申請に参加していない JFE スチール株式会社等の他の生産者の経営実績を含めて全面的に評価し、事実に即した客観的な判断を行うべきである。

(251)　上記(250)の意見について、調査当局が、本邦の産業に及ぼす影響についてこれまで検討したとおり、調査対象貨物の輸入量は、調査対象期間全体として増加傾向であった一方、**「表 44　本邦産同種の貨物の国内販売量及び自家消費量並びに市場占拠率の推移」**のとおり、本邦産同種の貨物の販売量は減少傾向となり、その結果、本邦産同種の貨物の市場占拠率は調査対象期間を通じて減少した。本邦の産業は、令和 6 年度は製造原価が【数値】円減少した一方、国内販売価格は【数値】円下落しており、実際の下落額は国内販売価格の方が大きく下落した。これは、調査対象貨物の輸入量が増加し、その市場占拠率が上昇する状況において、安価な調査対象貨物を引き合いに取引先から値上げ幅の圧縮及び値下げを要求されるなど適切な価格設定を行うことができなかったことから、**「表 46　本邦の産業の利潤の推移」**のとおり売上高及び営業利益は調査対象期間全体で減少している。

したがって、調査対象貨物ではない産品も含めた日本製鉄の経営状況に基づく、上記(250)の中国鉄鋼工業協会による主張は受け入れられない。

[252] 意見の表明（中国鉄鋼工業協会、令和 7 年 11 月 13 日）

３－５－１６　当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論

(252)　調査対象貨物の輸入量は、調査対象期間全体として増加傾向であった一方、本邦産同種の貨物の販売量は減少傾向となった。その結果、本邦産同種の貨物の市場占拠率は調査対象期間を通じて減少した。

本邦の産業は一部の産業上の使用者からは調査対象貨物との価格差を指摘され、最終的には、調査対象貨物と競合できる価格を提示できず、調査対象貨物に販売の機会を奪われるなどの事実を確認し、価格を重視する取引先への販売機会を失ったほか、一部の取引先においては調査対象貨物を引き合いとした価格に関する要求により、令和 6 年度は製造原価の減少以上に販売価格が下落したことから、売上高及び営業利益は大きく減少した。

(253)　本邦産同種の貨物の国内販売量の減少に伴い、本邦の産業の生産量及び稼働率はおおむね国内販売量と同様の推移となった。

在庫量は調査対象期間中、生産量及び販売量が減少した結果、減少した。在庫率もほぼ横ばいに推移した。本邦の産業の雇用は、ほぼ横這いに推移した。

物的生産性及び価値生産性は、生産量及び売上高の推移を反映し、低下していた。

キャッシュフローの悪化は、利潤の推移を反映しており、調査対象貨物による悪影響が認められた。また、調査対象期間中の投資は、主に生産維持のため必要最低限のものに限られており、本邦の産業の成長に改善は見られなかった。

(254)　調査対象貨物の不当廉売差額の大きさは、国内産業に相当影響を及ぼすものであったことが認められた。

以上のとおり、調査対象貨物が本邦の産業に悪影響を及ぼし、これにより本邦の産業に実質的損害が生じたことが認められた。

３－６　当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項についての結論

(255)　本邦における溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の需要が調査対象期間を通じて減少する中、調査対象貨物の輸入量は増加傾向にあった一方、本邦産同種の貨物の販売量は減少傾向となり、これを反映して本邦産同種の貨物の市場占拠率は低下した。

(256)　調査対象貨物と本邦産同種の貨物は上記**「３－２－６　代替性」**で分析したとおり高い代替性を有しており、産業上の使用者が購入先の選定の際に、価格の重要性を高く評価している中[253]、上記**「３－４－２　当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」**で分析したとおり、調査対象貨物は本邦産同種の貨物を常に下回る価格で販売されていた。

(257)　かかる状況を踏まえれば、本邦の産業において、安価な調査対象貨物の影響により取引先との販売機会を失うといった事例が生じているほか、本邦産同種の貨物の販売先を維持又は確保するべく、取引先からの調査対象貨物を引き合いとした価格に関する要求に応じることができず、製造原価の減少分以上の国内販売価格の引き下げを強いられ、販売量を減少させてきた結果、利潤の低下がもたらされ、その他の指標も悪化したと認められる。したがって、調査対象貨物の輸入が、本邦の産業に対し、実質的な損害を与えたと認められた。

[253] 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 D-3-1）

４　因果関係

４－１　当該輸入貨物の輸入による影響

(258)　上記**「２　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」**で述べたとおり、調査対象貨物について不当廉売された貨物の輸入の事実が認められ、また、上記**「３　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項」**で述べたとおり、調査対象貨物による本邦の産業への実質的損害が認められた。

４－２　当該輸入貨物以外による影響

(259)　次に、調査対象貨物以外による本邦の産業への影響を検討するために、不当廉売価格によることなく販売されている輸入の量及び価格、需要の減少又は消費態様の変化、外国の生産者及び本邦の生産者の制限的な商慣行並びに外国の生産者と本邦の生産者との間の競争、技術の進歩、本邦の産業の輸出実績及び生産性、並びにその他の要因について、利害関係者等から提出された証拠及び意見、並びに一般的に公開されている情報から関連する証拠等、調査当局が入手した全ての関連する証拠を基に分析[254]した。

４－２－１　第三国からの輸入の量及び価格

４－２－１－１　第三国からの輸入の量

(260)　調査対象貨物及び第三国産同種の貨物の輸入量の推移は、**「表 37　当該輸入貨物の輸入量（再掲）」**のとおりであった。

第三国からの輸入量は、令和 4 年度から令和 6 年度にかけて 68,692MT から 79,239MT へ増加した。また、第三国産同種の貨物の市場占拠率は、令和 4 年度から令和 6 年度にかけて、【数値】%から【数値】%へ増加した。総輸入量が増加傾向を示すなか、総輸入量に占める第三国からの輸入量は 1 割程度で横ばい、もしくは微減しているものの、この期間の本邦産同種の貨物の市場占拠率の減少には第三国からの輸入量による影響は一定程度あったと考えられる。

しかし、第三国産同種の貨物の輸入量による影響をしのぐ勢いで、調査対象貨物の輸入量は調査対象期間を通じて増加傾向にあり、**「表 39　当該輸入貨物の本邦における市場占拠率及び本邦の需要量の推移（再掲）」**のとおり、市場占拠率は、調査対象期間中で【数値】%から【数値】%へ 31 ポイント増加し、総輸入量に占める調査対象貨物の輸入量もおおよそ 9 割を占める高水準で推移している。

以上のことから、第三国産同種の貨物の輸入量による影響は、調査対象貨物に比して限定的であったとうかがえる。

表 37　当該輸入貨物の輸入量（再掲）

[254] 協定 3.5

			令和4年度	令和5年度	令和6年度
			(2022年度)	(2023年度)	(2024年度)
	当該輸入貨物の輸入量(合計)	輸入量(MT)	518,293	639,127	638,905
		対総輸入量	88.3%	89.1%	89.0%
	韓国から当該輸入貨物の輸入量	輸入量(MT)	274,757	338,101	343,631
		対総輸入量	46.8%	47.1%	47.8%
	中国から当該輸入貨物の輸入量	輸入量(MT)	243,536	301,025	295,275
		対総輸入量	41.5%	41.9%	41.1%
第三国からの輸入量		輸入量(MT)	68,692	78,476	79,239
		対総輸入量	11.7%	10.9%	11.0%
総輸入量(MT)			586,985	717,603	718,145

(出所) 財務省貿易統計
(注) 第三国からの輸入量 (MT) =総輸入量 (MT) -当該輸入貨物の輸入量 (MT)

表 39 当該輸入貨物の本邦における市場占拠率及び本邦の需要量の推移 (再掲)

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
当該輸入貨物の占拠率	【100】	【130】	【131】
本邦産同種の貨物の占拠率	【100】	【88】	【87】
第三国産同種の貨物の占拠率	【100】	【120】	【123】
需要量(MT)	【100】	【95】	【94】

(出所) 財務省貿易統計、本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書 (様式 B-1)
(注 1) 需要量 (MT) =本邦産同種の貨物の国内販売量 (MT) +本邦産同種の貨物の自家消費量 (MT) +総輸入量 (MT)
(注 2) 当該輸入貨物の市場占拠率 (%) =当該輸入貨物の輸入量 (MT) /需要量 (MT) ×100
(注 3) 本邦産同種の貨物の市場占拠率 (%) = (本邦産同種の貨物の国内販売量 (MT) +自家消費量 (MT)) /需要量 (MT) ×100
(注 4) 第三国産同種の貨物の占拠率 (%) = (総輸入量 (MT) -当該貨物の輸入量 (MT)) /需要量 (MT) ×100

（注 5）各欄の【　】は、令和 4 年度の数値を 100 とする指数である。

(261)　さらに、第三国からの輸入について、主要な第三国ごとの輸入量の推移を確認したところ、**「表 56　主要な第三国・地域からの各国別輸入量」**のとおりであった。調査対象期間中で輸入が確認できた第三国としては、台湾からの輸入が大半を占め、令和 6 年度では第三国からの総輸入量の 97.1%を占めていた。台湾産が大半を占める第三国産同種の貨物については、産業上の使用者 1 者[255]より、調査対象貨物と第三国産はデッキプレート用等の同社製品に使用されており、性能に差異がないため、価格交渉の際に引き合いに出されている旨の回答[256]があった。

他方で、市場における競合の内容[257]について確認したところ、回答の得られた輸入者 12 者のうち 7 者[258]、ならびに産業上の使用者 10 者のうち 8 者[259]から、本邦産同種の貨物との競合性が一般的に認められるのは調査対象貨物に限られる旨の回答を得た。また、本邦生産者から、台湾材の価格帯は調査対象貨物よりも明らかに高水準であり、その理由は台湾材の大部分が紐付き取引であること、紐付き市場で台湾材を購入する需要者はその事業継続計画（BCP）に照らし、調査対象貨物よりも多少価格帯が高水準であっても継続して台湾材を購入する傾向があり、その結果、紐付き市場では、基本的に、台湾材と本邦産同種の貨物を含む他国産の同種の貨物とで棲み分けがなされている旨の回答を得た[260]。以上のことから、第三国産同種の貨物は本邦産同種の貨物と市場において特に競合していなかったことが認められた。

表 56　主要な第三国・地域からの各国別輸入量

[255] JFE 建材株式会社
[256] 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（JFE 建材株式会社）（様式 D-2-2）
[257] 輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 E-3-2）、産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 D-2-2）
[258] 阪和興業株式会社、GS ジャパン株式会社、JFE 商事株式会社、PIJ、パナソニックオペレーショナルエクセレンス株式会社、株式会社東国、鐵商株式会社
[259] 千代田鋼鉄工業株式会社、トーケン工業株式会社、堺鋼板工業株式会社、日鉄めっき鋼管株式会社、日鉄建材株式会社、日鉄神鋼建材株式会社、JPPC、関包スチール株式会社
[260] 本邦生産者追加質問状回答書（日本製鉄、日鉄鋼板、神戸製鋼所、ヨドコウ）（調査項目 I-4）

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
国名等	輸入量(MT)		
	第三国産同種の貨物の輸入量に占める割合(%)		
台湾	66,330	76,164	76,937
	96.6%	97.1%	97.1%
アメリカ合衆国	1,141	584	647
	1.7%	0.7%	0.8%
タイ	6	44	621
	0.0%	0.1%	0.8%
スウェーデン	174	232	230
	0.3%	0.3%	0.3%
オーストリア	492	298	203
	0.7%	0.4%	0.3%
その他	550	1,154	601
	0.8%	1.5%	0.8%
合計	68,692	78,476	79,239
	100.0%	100.0%	100.0%

(出所) 財務省貿易統計
(注) 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とならない。

４－２－１－２　第三国からの輸入価格

(262)　次に、第三国からの輸入価格について、本邦産同種の貨物及び調査対象貨物の国内販売価格と比較を行ったところ、**「表57　本邦産同種の貨物及び当該輸入貨物の国内販売価格並びに第三国産同種の貨物の輸入価格（工場渡し）」**のとおりであった。第三国産同種の貨物の輸入価格は、令和5年度は対前年度比10ポイント減少し、さらに令和6年度は対前年比5ポイント減少し、調査対象期間全体で15ポイント減少した。調査対象貨物の販売価格は、令和5年度は対前年比6ポイント減少、令和6年度は対前年比1ポイント増加と、調査対象期間全体では5ポイントの減少傾向にあった。調査対象貨物の販売価格と比較すると、第三国産同種の貨物は、調査対象期間を通じて【10-30】%高かった。

表57　本邦産同種の貨物及び当該輸入貨物の国内販売価格並びに第三国産同種の貨物の輸入価格（工場渡し）

	品種	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
本邦産同種の貨物の 国内販売価格(円／kg)	全種	【100】	【105】	【106】
当該輸入貨物の 国内販売価格(円／kg)	全種	【100】	【94】	【95】
第三国産同種の貨物の輸入価格 (円／kg)	全種	【100】	【90】	【85】
本邦産同種の貨物と当該輸入貨物との価格比		【60-80】	【60-80】	【60-80】
第三国産同種の貨物と当該輸入貨物との価格比		【70-90】	【70-90】	【70-90】

（出所）財務省貿易統計、輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 C-1）
（注 1）各欄の【　】は、価格比を除き令和 4 年度の数値を 100 とする指数である。
（注 2）本邦産同種の貨物と当該輸入貨物との価格比（%）＝当該輸入貨物（円／kg）／本邦産同種の貨物（円／kg）×100
（注 3）第三国産同種の貨物と当該輸入貨物との価格比（%）＝当該輸入貨物（円／kg）／第三国産同種の貨物（円／kg）×100

４－２－１－３　第三国からの輸入の量及び価格についての検討

(263)　上記(260)のとおり、第三国産同種の貨物の輸入量及び市場占拠率は、調査対象期間中を通じて増加したが、調査対象期間中【数値】%にとどまっていた。また、上記(261)のとおり、第三国産同種の貨物の大半を構成する台湾産同種の貨物の一部については、本邦産同種の貨物と市場において特段の競合は認められず、輸入量も調査対象期間を通じて 1 割程度である。また、台湾材の価格帯は調査対象貨物よりも高水準であることに加え、台湾材の大部分が紐付き取引であることからも、その影響は限定的なものであったと考えられる[261]。

この間、本邦産同種の貨物は販売量も市場占拠率も減少傾向にあった。他方、調査対象期間中市場占拠率【数値】%を占める調査対象貨物は、輸入量も市場占拠率も増加させていた。これらの事実は、調査対象貨物の輸入量及び市場占拠率の増加が、本邦産同種の貨物から販売シェアを奪取したことによりもたらされたものであることをうかがわせるものである。

これらの点から、第三国産同種の貨物の輸入が、本邦産同種の貨物の販売量及び市場占拠率の減少に影響を与えたとは認められなかった。

(264)　第三国産同種の貨物の輸入価格は、調査対象期間を通じて、調査対象貨物の国内販売価格より【10-30】%高かった。さらに、上記(261)及び(263)のとおり、第三国産同種の貨物の大半を構成する台湾産の同種の貨物については、本邦産同種の貨物と市場において競合する特段の内容が認められなかった。これらの点を考慮すると、第三国産同種の貨物が本邦産同種の貨物の価格に対して影響を与えたとは認められなかった。

したがって、第三国からの輸入は、本邦の産業に損害を与えた要因に当たらないと判断した。

４－２－１－４　第三国からの輸入量及び価格についての結論

(265)　以上のとおり、調査当局は、第三国産同種の貨物について、本邦の産業に損害をもたらす要因ではなかったと判断した。

４－２－２　需要又は消費態様の変化

４－２－２－１　需要の変化

(266)　本邦における溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の需要量は、**「表 58　需要量の変化」**のとおり、令和 4 年度から令和 5 年度にかけて 5 ポイント低下し、令和 5 年度から令和 6 年度にかけて 1 ポイント低下し、調査対象期間を通じて 6 ポイント低下した。

調査対象貨物の輸入量は、令和 4 年度の 518,293MT から令和 6 年度の 638,905MT への増加に対して、本邦産同種の貨物の販売量は【数値】MT から【数値】MT へ推移し 21 ポイントの減少となり、調査対象期間において、調査対象貨物の輸入量が増加すれば本邦産同種の貨物の販売量は減少する関係（相関性）が認められた。また、調査対象貨物の市場占拠率が調査対象期間において 31 ポイントの大幅な上昇となった一方で、本邦産同種の貨物の市場占拠率は 13 ポイントの低下となった。

[261] 本邦生産者追加質問状回答書（日本製鉄、日鉄鋼板、神戸製鋼所、ヨドコウ）（調査項目 I-4）

本邦における溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の需要量は、令和 5 年度は対前年比 5 ポイント減少し、令和 6 年度は対前年比 1 ポイント減少した。これは、主要な需要分野の建設業界において、資材・人件費の高騰や、建造物の着工件数や着工床面積の減少、工事期間の長期化等により需要低迷が継続したことや、製造業における機械関連等の需要不振等が影響していると考えられる[262]。本邦産同種の貨物の販売量は、令和 5 年度は対前年度比 17 ポイント減少し、令和 6 年度は対前年度比 4 ポイントと続けて減少し、調査対象期間を通じて 21 ポイント減少し、需要量の落ち込みを上回る比率で減少した。一方、調査対象貨物の輸入量は調査対象期間を通じて増加傾向にあり、需要の落ち込みを加味しても、市場占拠率は 31 ポイント上昇した。

また、本邦産同種の貨物の販売量及び自家消費量は、調査対象期間中に【数値】MT 減少しているところ、調査対象期間中において国内販売量に対する自家消費量の割合は令和 4 年度の【数値】%から令和 6 年度の【数値】%と約 3 割程度で、横ばいもしくは微増傾向で推移していることからも、国内需要の減少による影響を排除した後も、本邦産同種の貨物の販売量の減少は調査対象貨物の不当廉売によって生じたものであるという判断は否定されない。

表 58　需要量の変化

	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和6年度 （2024年度）
需要量（MT）	【100】	【95】	【94】

（出所）財務省貿易統計、本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）
（注 1）需要量（MT）＝本邦産同種の貨物の国内販売量（MT）＋本邦産同種の貨物の自家消費量（MT）＋総輸入量（MT）
（注 2）各欄の【　】は、令和 4 年度の数値を 100 とする指数である。

表 37　当該輸入貨物の輸入量（再掲）

[262] 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め回答書（日本製鉄、日鉄鋼板、神戸製鋼所、ヨドコウ）（調査項目 A-11）

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
		(2022年度)	(2023年度)	(2024年度)
当該輸入貨物の輸入量(合計)	輸入量(MT)	518,293	639,127	638,905
	対総輸入量	88.3%	89.1%	89.0%
韓国から当該輸入貨物の輸入量	輸入量(MT)	274,757	338,101	343,631
	対総輸入量	46.8%	47.1%	47.8%
中国から当該輸入貨物の輸入量	輸入量(MT)	243,536	301,025	295,275
	対総輸入量	41.5%	41.9%	41.1%
第三国からの輸入量	輸入量(MT)	68,692	78,476	79,239
	対総輸入量	11.7%	10.9%	11.0%
総輸入量(MT)		586,985	717,603	718,145

(出所) 財務省貿易統計
(注) 第三国からの輸入量 (MT) =総輸入量 (MT) -当該輸入貨物の輸入量 (MT)

表 38 本邦産同種の貨物の販売量の変化 (再掲)

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
本邦産同種の貨物の販売量(MT) (国内販売量)	【100】	【83】	【79】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書 (様式 B-1)
(注) 各欄の【 】は、令和 4 年度の数値を 100 とする指数である。

表 39 当該輸入貨物の本邦における市場占拠率及び本邦の需要量の推移 (再掲)

	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和6年度 （2024年度）
当該輸入貨物の占拠率	【100】	【130】	【131】
本邦産同種の貨物の占拠率	【100】	【88】	【87】
第三国産同種の貨物の占拠率	【100】	【120】	【123】
需要量(MT)	【100】	【95】	【94】

（出所）財務省貿易統計、本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）
（注 1）需要量（MT）＝本邦産同種の貨物の国内販売量（MT）+本邦産同種の貨物の自家消費量（MT）＋総輸入量（MT）
（注 2）当該輸入貨物の市場占拠率（%）＝当該輸入貨物の輸入量（MT）／需要量（MT）×100
（注 3）本邦産同種の貨物の市場占拠率（%）＝（本邦産同種の貨物の国内販売量（MT）＋自家消費量（MT））／需要量（MT）×100
（注 4）第三国産同種の貨物の占拠率（%）＝（総輸入量（MT）－当該貨物の輸入量（MT））／需要量（MT）×100
（注 5）各欄の【　】は、令和 4 年度の数値を 100 とする指数である。

表 42　本邦の産業の生産量の推移（再掲）

	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和6年度 （2024年度）
生産量(MT)	【100】	【86】	【84】
期首在庫量(MT)	【100】	【85】	【77】
国内販売量(MT)	【100】	【83】	【79】
自家消費量(MT)	【100】	【83】	【90】
輸出量(MT)	【100】	【93】	【87】
期末在庫量(MT)	【100】	【91】	【80】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）
（注）各欄の【 】は、令和 4 年度の数値を 100 とする指数である。

４－２－２－２　消費態様の変化

(267)　調査対象期間における消費様態の変化については、産業上使用者 10 者[263]に係る産業上の使用者当初質問状回答書から、「購入に係る変動の有無」[264]、「購入パターンの変更の有無」[265]及び「需要動向に変化を与えた事項の有無」[266]に係る回答を確認した。

[263] 千代田鋼鉄工業株式会社、JFE 建材株式会社、トーケン工業株式会社、三菱電機株式会社、堺鋼板工業株式会社、日鉄めっき鋼管株式会社、日鉄建材株式会社、日鉄神鋼建材株式会社、JPPC、関包スチール株式会社
[264] 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め回答書（調査項目 B-2-1）
[265] 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め回答書（調査項目 B-2-3）
[266] 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め回答書（調査項目 B-4-1）

（ア） 「購入に係る変動の有無については、回答内容が確認できる産業上の使用者 10 者のうち 5 者が、調査対象貨物、第三国産同種の貨物及び本邦産同種の貨物の購入量又は購入金額にかかる大幅な変動の有無に関して「無」と回答した。残りの 5 者[267]については「有」と回答したものの、「購入に係る変動の理由」は、調査対象貨物と本邦産同種の貨物の価格差を理由に調査対象貨物の購入量が増加した[268]ことや、海外品との競合によってシェアを奪われるなど、自社の販売量の増減の影響を受けたこと[269]に関するものであり、上記**「４－２－２－１　需要の変化」**で検討した点とは別個に本邦の産業に損害を与える要因となるようなものとは認められなかった。

（イ） 「購入パターンの変更の有無」については、回答内容が確認できる産業上の使用者 10 者のうち 6 者が、調査対象貨物、第三国産同種の貨物及び本邦産同種の貨物に係る購入パターン（購入頻度等）の変更の有無に関して「無」と回答した。残りの 4 者[270]については「有」と回答したものの、「購入パターンの変更理由」は、本邦産同種の貨物との価格差が大きくなったため調査対象貨物の購入頻度が上昇したこと[271]や、本邦産同種の貨物の一部代替品やテスト用として調査対象貨物を購入することになった[272]というものであり、上記**「４－２－２－１　需要の変化」**で検討した点とは別個に本邦の産業に損害を与える要因となるようなものとは認められなかった。

（ウ） 「需要動向に変化を与えた事項の有無」については、回答内容が確認できる産業上の使用者 10 者全てが、自社の生産した製品の生産及び技術の動向が調査対象貨物、第三国産同種の貨物及び本邦産同種の貨物の需給動向に変化を与えた事項の有無に関して「無」と回答し、「有」と回答したものはいなかった。

（エ） 以上の回答のほかに、消費態様の変化を示す証拠は確認できなかった。

(268) 以上のとおり、本邦の産業に損害を与える要因となるような消費態様の変化は認められなかった。

４－２－２－３　需要又は消費態様の変化に関する結論

(269) 以上のとおり、需要の変化については、主要な建設業界や製造業における機械関連等の需要の落ち込みによる一定程度の減少が見られるものの、調査対象期間全体を通じてみると、当該需要減少による影響を考慮に入れても、なお調査対象貨物によって本邦の産業に損害が生じていることが確認できた。また、消費態様の変化については、需要の変化とは別個に検討が必要な変化は認められなかった。

したがって、調査当局は、需要又は消費態様の変化については、いずれも調査対象貨物によって本邦の産業に損害が生じたという判断に影響を与える要因ではないと判断した。

４－２－３　外国の生産者及び本邦の生産者の制限的商慣行並びに外国の生産者と本邦の生産

---

267 JFE 建材株式会社、堺鋼板工業株式会社、日鉄めっき鋼管株式会社、日鉄建材株式会社、日鉄神鋼建材株式会社

268 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め回答書（日鉄めっき鋼管株式会社、日鉄建材株式会社、日鉄神鋼建材株式会社）（調査項目 B-2-2）

269 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め回答書（JFE 建材株式会社、堺鋼板工業株式会社）（調査項目 B-2-2）

270 トーケン工業株式会社、日鉄めっき鋼管株式会社、日鉄建材株式会社、日鉄神鋼建材株式会社

271 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（日鉄建材株式会社、日鉄神鋼建材株式会社）（調査項目 B-2-4）

272 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（トーケン工業株式会社、日鉄めっき鋼管株式会社）（調査項目 B-2-4）

者との間の競争

(270) 調査対象期間における溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の取引において、外国の生産者及び本邦の生産者の制限的な商慣行により、外国の生産者と本邦の生産者との間の競争が阻害されている実態については、本邦生産者当初質問状回答書、輸入者当初質問状回答書及び産業上の使用者当初質問状回答書[273]から、回答内容が確認できる27者[274]のうち、25者が「無」と回答した。「有」と回答した2者のうち、本邦生産者1者[275]については、廉価な海外材が国内に流入するので、国内生産者の販売機会が失われているという内容であり、輸入者1者[276]については【国内商慣行について】旨から「有」と回答があったものの、**「３－４－２　当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」**で分析したとおり、調査対象貨物は本邦産同種の貨物を常に下回る価格で販売され、安価な調査対象貨物の影響により取引先との販売機会を失うといった事例が確認されており、【国内商慣行について】との事実は確認できなかった。

その他、調査対象期間における溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の取引において、外国の生産者及び本邦の生産者のいずれかの制限的な商慣行により、外国の生産者と本邦の生産者との間の競争が阻害されていることを示す証拠は認められなかった。

４－２－４　技術の進歩

(271) 本邦の生産者と調査対象貨物の供給者との間に、溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の生産技術に大きな差異を生じる、又は、既存の溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の需要の減少をもたらすような新製品の開発につながる技術の進歩に関する回答は存在せず[277]、その他、本邦の産業に対して損害を与える要因となるような技術の進歩を示す証拠は認められなかった。

４－２－５　本邦の産業の輸出実績

(272) 生産量に関わる指標以外について、本邦生産者の当初質問状回答書において、あらかじめ、同種の貨物の輸出に関する影響を排除して回答するよう求め、輸出実績を除外した回答内容に基づき**「３　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項」**の経済的要因に係る分析を行っているため、輸出実績は、本邦の産業に対して損害を与える要因ではないと判断した。生産量については、**「３－５－１　生産高」**で分析したとおり、輸出量についても、令和4年度から令和6年度にかけて減少傾向にあり、調査対象期間中13ポイントの減少となったもの減少量は、【数値】MTと、令和6年度の生産量に対する割合は、約【1-5】%にとどまっており、影響は限定的であった。

４－２－６　本邦の産業の生産性

(273) 本邦の産業の生産性は、上記**「３－５－１２　生産性」**のとおり、生産量及び平均雇用人数の減少等の理由により減少傾向にあったものの、それ以外に本邦の産業に対して損害を与える要因となるような事実は確認できなかった。

したがって、本邦の産業の生産性は、本邦の産業に対して損害を与える要因ではないことが認められた。

---

273 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 E-5-1）、輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 E-5-1）、産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 D-4-1）

274 本邦生産者7者、輸入者10者、産業上の使用者10者

275 JFE スチール株式会社

276 新東亜交易株式会社

277 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 B-4-1 及び B-4-2）、海外供給者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 A-9-6 及び A-9-7）

４－２－７　その他因果関係に関する証拠及び意見等の検討

(274)　利害関係者である中国鉄鋼工業協会から、日本国内産業のコスト面での圧力が顕著に上昇している点について、以下の意見の表明[278]があった。

（ア）　近年、日本の鉄鋼企業は人件費及び原材料コストの顕著な上昇に直面している。日本国内における労働力の高齢化、人口減少により、労働者の賃金及び福利厚生費の支出が増加しており、製造業の労働コストが上昇している。特に 2024 年には、報道によれば、日本製鉄を代表とする製造業企業が労働力の確保及び労働者待遇の改善のため、基本給を 3 万円引き上げた（賃上げ率約 10%）と報じられている 。さらに、申請書においても、ロシア・ウクライナ紛争によりエネルギー価格が高騰し、日本企業のエネルギーコストがそれに伴って上昇したことが認められる。これらのコスト上昇は、日本の鉄鋼企業の利益率を直接的に侵食し、企業の収益低下の重要な原因となっており、中国産輸入製品とは無関係である。

（イ）　近年、日本の鉄鋼企業は自発的に経営戦略の転換を推進し、高付加価値製品（例：自動車用高張力鋼板など）に重点を置くとともに、カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みを加速させ、プロセスアップグレードや設備改修に多額のリソースを投入している。この戦略調整により、短期的には企業の一般亜鉛メッキ鋼板等中低級製品市場への関心及び投資が大きな影響が生じ、一部の市場シェアを譲る結果となった。同時に、転換過程における大規模な資本支出により、営業コスト及び減価償却費が大幅に上昇し、企業の短期的な収益力に実質的な圧力を与えている。これらの内部経営戦略上の要因はいずれも、申請者企業のコスト上昇及び利益低下を引き起こしているが、企業自身の選択による結果であり、輸入に帰責すべきではない。

（ウ）　日本製鉄は統合報告書 2024 において、カーボンニュートラル目標の達成のため、水素基還元プロセスや電気炉更新等の複数のグリーン転換プロジェクトを開始しており、これに伴い関連する政策コスト及び投資額が継続的に上昇し、近年の経営圧力の重要な原因となっていることを明確に指摘している。企業戦略調整によって生じたこれらのコスト上昇及び利益変動は、企業の自主的な経営判断の結果と評価されるべきであり、中国産輸入製品による損害と誤認されるべきではない。

(275)　上記(274)の意見について、調査当局は、上述の**「３－５－５　国内価格に影響を及ぼす要因」**で検討したとおり、製造原価は、製造原価に占める割合が大きい原材料費の推移を反映して推移し、**「表 41　本邦産同種の貨物の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格の推移」**によると、令和 4 年度から令和 5 年度にかけて 2 ポイント減少、令和 6 年度は対前年度比 2 ポイント減少し、調査対象期間全体では 4 ポイントの減少となっており、コスト上昇は起こっていない。また、**「３－５－６　利潤」**で検討したとおり、利潤の減少は、調査対象貨物の販売価格が本邦産同種の貨物の販売価格を常に大幅に下回っていたことにより、価格を維持する代わりに販売量を大きく減らしたことによるものである。したがって、上記(274)の中国鉄鋼工業協会による主張は受け入れられない。

(276)　また、調査当局は申請者に確認したところ、以下の回答があり、主張の根拠が不正確であることを確認した[279]。

日本の鉄鋼業界は、GI を製造するメーカーでも、高炉を保有し各種川下製品を製造する一貫メーカーから、電炉メーカー、中間製品を調達して圧延やめっきを行ってい

[278] 意見の表明（中国鉄鋼工業協会、令和 7 年 11 月 13 日）
[279] 本邦生産者追加質問状回答書（日本製鉄）（調査項目 I-1）

る加工メーカーまで各様であり、そもそも自動車向けに高級鋼を製造していない企業もあり、これらの差異を踏まえていない。自動車産業向けに GI を供給している一部の国内生産者である申請者にあっても、GI 材について、このような経営戦略の転換を行っておらず、当該主張の事実は存在しない。このことを裏付けるように、こうした申請者が販売する GI 材については、店売りを中心とする汎用品（建材用途等）が主である一方で、自動車用途が占める割合は明らかに限定的である。自動車向けに出荷していない申請者の場合は、汎用品（建材用途等）に注力する会社も存在している。「カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みを加速させ、プロセスアップグレードや設備改修に多額のリソースを投入」しており、「大規模な資本支出により、営業コスト及び減価償却費が大幅に上昇し、企業の短期的な収益力に実質的な圧力を与えて」おり、当該事情が「申請者企業のコスト上昇及び利益低下を引き起こしている」と主張についても、当該事実は存在しない。「日本製鉄は統合報告書 2024 において、カーボンニュートラル目標の達成のため、水素基還元プロセスや電気炉更新等の複数のグリーン転換プロジェクトを開始しており、これに伴い関連する政策コスト及び投資額が継続的に上昇し、近年の経営圧力の重要な原因となっていることを明確に指摘している」とも主張するが、「日本製鉄統合報告書 2024」において、このような記載はない。

(277)　利害関係者である中国鉄鋼工業協会より、国内及び世界の需要縮小と貿易全体の低迷について、以下の意見の表明[280]があった。

損害の調査対象期間中、日本国内及び世界市場における鉄鋼製品の川下の需要は停滞しており、特に建設分野の需要は鈍化傾向にある。この見解は、日本製鉄の統合報告書 2024 においても内需の漸減と輸出の困難化が記述されていることで裏付けられている 。WTO が発表した 2022 年から 2024 年の統計データによれば、日本及び世界の鉄鋼輸出入貿易総額はいずれも 3 年連続で減少する傾向にあり、世界市場の需要が全体的に弱く、鉄鋼貿易活動が減速している系統的な背景を反映している。2022 年から 2024 年の 3 年間で、日本の鉄鋼輸出総額は約 20% 減少し、世界の鉄鋼輸入額は 18.63%を超えて減少しており、産業全体が景気後退期に直面している。したがって、たとえ損害分析期間中に日本の同種の産品の販売量、価格又は市場シェアに変動が生じたとしても、世界の鉄鋼市場が普遍的に低迷している外部環境を総合的に考慮すべきであり、単純に中国産輸入製品に帰責するべきではない。

(278)　上記(277)の意見について、上述の**「４－２－２－１　需要の変化」**で検討したとおり、調査対象期間において調査対象貨物の輸入量は、調査対象期間において令和 4 年度の 518,293MT から令和 6 年度の 638,905MT へ増加したのに対して、本邦産同種の貨物の販売量は【数値】MT から【数値】MT へ推移し、調査対象期間を通じて 21 ポイントの減少となり、調査対象期間において調査対象貨物の輸入量が増加すれば本邦産同種の貨物の販売量は減少する関係（相関性）が認められた。

また、調査対象貨物の市場占拠率が、調査対象期間において 31 ポイントの大幅な上昇となった一方で、本邦産同種の貨物の市場占拠率は 13 ポイントの低下となったことから、国内需要の減少による影響を排除した後も、本邦産同種の貨物の販売量の減少は調査対象貨物の不当廉売によって生じたものであるという判断は否定されない。また、**「４－２－５本邦の産業の輸出実績」**において、輸出実績を除外した回答内容に基づき経済的要因に係る分析を行っているため、輸出実績は、本邦の産業に対して損害を与える要因ではないと判断し、生産量については、**「３－５－１　生産高」**で分析したとおり、輸出量は、令和 4 年度から令和 6 年度にかけて減少傾向にあり、調査対象期間中 13 ポイントの減少となったもの減少量は、【数値】MT と、令和 6 年度の生産量に対する割合は、約【1-5】%にとどまって

[280] 意見の表明（中国鉄鋼工業協会、令和 7 年 11 月 13 日）

おり、影響は限定的であった。
したがって、上記(277)の中国鉄鋼工業協会による主張は受け入れられない。

(279) さらに、利害関係者である中国鉄鋼工業協会より、中国輸入製品と日本国内製品の相互補完性について、以下の意見の表明[281]があった。

(ア) 申請者が中国国内に同種製品の生産拠点を保有しており、当該中国関連会社から亜鉛めっき鋼板製品を輸入し、日本市場で販売している可能性がある。これらの内部関連取引における輸入価格は、多くの場合移転価格によって決定されており、通常の商取引に比べて低く設定されている。例えば、日本製鉄は中国の宝鋼集団と上海で合弁会社である宝鋼日新製鉄自動車板有限公司（BNA）を設立し、冷延鋼板及び熱間亜鉛めっき鋼板の生産を専門に行っており、日本製鉄は亜鉛メッキ鋼板の供給を受けている。仮に日本製鉄が当該中国合弁会社から低い内部決済価格で製品を輸入し、これを「中国からのダンピング」による低価輸入として扱う場合、日本における中国産亜鉛メッキ鋼板の輸入価格を著しく歪める結果となる。このような輸入は、日本メーカー自身のグローバル展開による経営戦略の一環であると同時に、輸入価格の低さが純粋な市場取引によるものではなく、申請者自身の内部商業判断の結果である可能性を示している。調査機関は因果関係を分析する際、当該関連輸入が価格に与える影響を十分に考慮し、これを中国の一般貿易における輸出業者に帰責すべきではない。

(イ) 中国から日本に輸出される熱間亜鉛めっき鋼板コイル製品と日本国内産業の主力製品は、用途構造、製品配置及び付加価値水準において著しい差異が存在し、両者は市場において補完関係を形成しており、直接的な競合関係にはない。損害及び因果関係の分析においては、各細分化市場の実際の需要と供給の特性を厳密に区分する必要があり、市場全体の構造的変化を誤って中国からの輸入に帰責することを回避すべきである。

(ウ) 日本国内の鉄鋼企業における熱間亜鉛めっき鋼板の生産能力は、主として自動車製造、電気機器及び産業機械等の高付加価値端末分野に集中しており、当該高付加価値市場において主導的地位を有している。日本鉄鋼連盟（JISF）が発表した「2023 年度普通鋼鋼材最終使途ベース受注量の推計」によれば、自動車用熱間亜鉛めっき鋼板の受注量は 3,398.千トンで、総用途量の 71.6%を占め、第 1 位の応用分野となっている。これに対し、建築用途（建築用、土木用及びその他建設用を含む。）の合計受注量はわずか 899.1 千トンで、総量の 18.9%にとどまっている。

(エ) さらに古い 2022 年度のデータによれば、熱間亜鉛めっき鋼板の製造業用途の割合は 66.5%に達しているが、建築用、その他建築用及び土木用の合計はわずか 21.8%であり、これにより日本国内市場が高付加価値製造業を主要な需要先としていることが改めて示されている。この傾向は、最新の 2024 年 4 月～2025 年 3 月のデータによってさらに裏付けられている。熱間亜鉛メッキ鋼板の国内総需要は 5,323,710 トンである。そのうち製造業用途は 3,889,624 トンに達し、割合は約 73.1%である。自動車用亜鉛めっき鋼板は単独で 3,303,129 トンに達し、製造業用途の 85%、並びに国内総需要量の 62%を占めている。これに対し、建築用亜鉛めっき鋼板（住宅、非住宅、土木及びその他建設用を含む）の合計はわずか 921,348 トンで、割合は 17.3%にとどまり、二次的な市場に該当している。

(オ) これらのデータから明らかなとおり、日本の熱間亜鉛めっき鋼板製品の主な需要は自動車、家電等の高付加価値製造業から生じており、これらの市場は長期にわたって

[281] 意見の表明（中国鉄鋼工業協会、令和 7 年 11 月 13 日）

日本国内の鉄鋼企業によって主導されており、技術的ハードルが高く、価格水準は一般的な建築用亜鉛めっき鋼板を大幅に上回っている。中国産製品は主として建築用及び汎用構造用の中低級亜鉛めっき鋼板に位置付けられており、日本の高付加価値製造業の調達体系に進出しておらず、主な市場において日本製品と直接的な競合を形成する現実的な基盤を有さない。

(カ) したがって、中国産輸出製品は、実質的に日本の中低級市場の需要を満たし、国内の低級製品の生産能力不足を補完することを通じて、需給の補完作用を発揮しており、国内産業に実質的な衝撃を与えているものではない。

(280) 上記(279)(ア)の意見について、調査当局は申請者に確認したところ、以下のとおりであった[282]。

宝鋼日新製鉄自動車板有限公司はGI材を生産しているが、日本製鉄が宝鋼日新製鉄自動車板有限公司からGI材を輸入したとの事実は存在しない。また、日本製鉄は、2024年8月29日をもって、当該合弁を既に解消している。したがって、中国鉄鋼工業協会の上記主張は、事実に反する。

(281) さらに上記(279)(イ)から(カ)の意見について、調査当局は申請者に確認したところ、以下のとおりであった[283]。

(ア) 第一に、中国鉄鋼工業協会は、日本鉄鋼連盟が発表した2022年度及び2023年度の「普通鋼地域別用途別受注統計表」を引用した上で、建築用途（建築用、土木用及びその他建設用を含む。）の受注量は僅かであると主張する。しかし、中国鉄鋼工業協会が主張の根拠とするこれらデータには、調査対象産品であるGI材以外の様々な溶融亜鉛めっき鋼板（特に、自動車向けの出荷が多いGA材）も含まれているところ、中国鉄鋼工業協会の意見書は、本件に調査対象産品の範囲についても、GIとその他（GA、三元系）の溶融亜鉛めっき製品の違いについても正確に理解せず、全てを混濁して意見を述べるものであり、適切ではない。したがって、これらデータを依拠する「日本の熱間亜鉛メッキ鋼板製品の主な需要は自動車、家電等の高付加価値製造業から生じて」いるとの主張も、不適切である。申請者が販売するGI材について、自動車用途が占める割合は限定的であり、店売りを中心とする汎用品（建材用途等）が大宗を占めている。

(イ) 第二に、中国鉄鋼工業協会は、日本鉄鋼連盟が発表した「普通鋼鋼材品種別・用途別受注（2024年4～3月）、“普通鋼 品種別・地域別受注統計2025年3月(Excel)”」も引用するが、「普通鋼地域別用途別受注統計表」と同様、これらデータには、調査対象産品以外の様々な溶融亜鉛めっき鋼板も含まれており、データの読み方自体に誤りがある。

(ウ) 第三に、中国鉄鋼工業協会は、「中国産製品は主として建築用及び汎用構造用の中低級亜鉛メッキ鋼板に位置付けられており、日本の高付加価値製造業の調達体系に進出しておらず、主な市場において日本製品と直接的な競合を形成する現実的な基盤を有さない」と主張するが、申請者が販売するGI材については、店売りを中心とする汎用品（建材用途等）が大宗を占めており、この分野において中国材との競合・失注事例が生じており、かかる主張は、事実と反するものである。

---

282 本邦生産者追加質問状回答書（日本製鉄）（調査項目I-2、添付資料I-2(4)）

283 本邦生産者追加質問状回答書（日本製鉄、日鉄鋼板、神戸製鋼所、ヨドコウ）（調査項目I-3）

(エ)　第四に、中国鉄鋼工業協会は「国産輸出製品は、実質的に日本の中低級市場の需要を満たし、国内の低級製品の生産能力不足を補完することを通じて、需給の補完作用を発揮して」いると主張するが、申請者の本邦生産者当初質問状に対する回答内の各社稼働率の状況が示すとおり、申請者における「生産能力不足」の事実は存在しない。

(282)　以上より、調査当局は、上記(279)(ア)の中国鉄鋼工業協会による主張については、事実と異なることを確認した。また、上記(279)(イ)から(カ)の中国鉄鋼工業協会による主張については、その主張の根拠となる「2023 年度普通鋼鋼材最終使途ベース受注量の推計」については、調査対象貨物以外の貨物が含まれていることが確認された。また、本邦産同種の貨物の主たる用途についても、中国鉄鋼工業協会による主張とは異なり、自動車用途が占める割合は限定的であり、店売りを中心とする汎用品（建材用途等）であった。調査対象貨物と本邦産同種の貨物の競合および影響については、**「３－２　同種の貨物の検討」**、**「３－３　累積的な評価」**、**「３－５　当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響」**、**「４－１　当該輸入貨物の輸入による影響」**で検討した通りである。

また、生産能力についても、**「表 43　本邦の産業の稼働率の推移」**及び**「表 58　需要量の変化」**より、調査対象期間を通して、本邦の産業の生産能力が需要量よりも【数値】トン程度、大きいことが分かり、申請者における「生産能力不足」の事実は存在しない。調査当局は、本邦生産者に対して、令和 6 年度における中国 GI の輸入量（約 300 千 t/年）のうち、GI 国内シェア見合いで供給するとしても、稼働率から現状の余力をもって十分に対応可能と想定する旨[284]を確認した。**「表 43　本邦の産業の稼働率の推移」**からも、令和 6 年度の稼働率は【50～70】%であって、本邦の産業は十分な余剰生産能力を有していることが認められる。

(283)　以上より、上記(279)の中国鉄鋼工業協会による主張は受け入れられない。

４－２－８　その他の意見等の検討

(284)　利害関係者である中国鉄鋼工業協会より、その他、以下の意見の表明[285]があった。

(ア)　本協会は、調査機関に対し、日本の川下産業及び全体の公共利益の要素を損害及び因果関係の分析に関連して併せて考慮するよう要請する。本件でアンチダンピング措置を不当に実施した場合、日本国内の関連産業、サプライチェーンの安定性、さらにはマクロ経済の運営に悪影響を及ぼすおそれがある。

(イ)　サプライチェーンの安定性：長年にわたり、中国産亜鉛めっき鋼板製品は日本市場においてサプライチェーンの重要な補完として位置づけられてきた。日本国内産業が高付加価値分野に注力する一方で、中国製品の適度な輸入により、一般級鉄鋼製品の安定的な供給と価格の安定が保証されている。この補完関係は、日本の関連する川下産業が安定した生産経営を維持するのに役立っている。中国からの輸入に制限措置が講じられる場合、短期的には日本国内に当該供給不足を補う十分な増産能力が存在せず、供給不足や価格の急激な変動のリスクが生じ、サプライチェーンの正常な運営を混乱させる可能性がある。

(ウ)　川下産業及び消費者への影響：本調査対象の亜鉛めっき鋼板は、建築資材等のインフラ分野に広く使用されており、国民経済における重要な原材料の一つである。もし

284 現地調査結果報告書（日本製鉄、ヨドコウ）（調査項目 1.(2)(イ)）
285 意見の表明（中国鉄鋼工業協会、令和 7 年 11 月 13 日）

中国産亜鉛めっき鋼板に高額なアンチダンピング税が課されると、日本国内市場の供給は減少傾向し、価格が上昇することが予想される。これにより、建設工事コストが直接押し上げられ、最終的に消費者に負担が転嫁され、消費者側のコスト増加につながる。現状において日本経済の回復力は依然として強化する必要があり、貿易救済措置による川下産業のコスト上昇や競争力低下を特に回避すべきである。

(エ)　さらに、本協会は調査機関に対し、日本国内の主要鉄鋼企業が本調査を共同で支持していない点に留意するよう要請する。これは、本調査が日本国内産業全体の普遍的なコンセンサスを反映したものではなく、少数の申請企業（日本製鉄を中心とする）が一方的に提議したものであり、亜鉛めっき鋼板産業全体の利益を代表することは困難である。この事実はまた、一部の申請企業が貿易救済措置を利用して競争を抑制し、市場構造を調整する、又は自身の経営圧力を転嫁しようとしている可能性を示唆しており、その行為はアンチダンピング立法の目的である公正な競争の保護及び公共利益の維持に反する。

(285)　上記(284)の意見に関して、当該意見は本調査にかかるアンチダンピング措置によって中国からの調査対象貨物の輸入が抑制された場合に本邦の産業がそれを補う生産を行わないことで、サプライチェーンの安定性を害するとともに川下産業及び消費者にコスト増加の影響を及ぼすため、公共の利益に反するとの意見と解釈することができる。この点について、調査当局は、本邦生産者に対して、令和 6 年度における中国 GI の輸入量（約 300 千 t/年）のうち、GI 国内シェア見合いで供給するとしても、稼働率から現状の余力をもって十分に対応可能と想定する旨 [286]を確認した。本邦産同種の貨物の生産量を本邦の産業の生産能力で除した稼働率（操業度）は、**「表 43　本邦の産業の稼働率の推移」**のとおりであり、令和 6 年度の稼働率は【50～70】%であって、本邦の産業は十分な余剰生産能力を有している。したがって、調査対象貨物について中国からの輸入に制限措置が講じられる場合に、短期的には日本国内に当該供給不足を補う十分な増産能力が存在しないとの点において、日本国内市場の供給が減少し、価格が上昇するとの意見は、事実に反する。

したがって、上記(284)の中国鉄鋼工業協会による主張は受け入れられない。

４－３　因果関係に関する結論

(286)　以上のとおり、調査対象貨物の輸入が本邦の産業に損害をもたらしたものと認められ、調査対象貨物と本邦の産業に対する実質的な損害との間に因果関係が認められると判断した。

[286] 現地調査結果報告書（日本製鉄、ヨドコウ）（調査項目 1.(2)(イ)）

５　仮の決定に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解

５－１　調査の経緯に関する事項

(287)　調査開始告示で告示した法第８条第５項の調査において、法第８条第９項に規定する不当廉売がされた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することについての決定（以下「仮の決定」という。）及びその後の調査の経緯等は、以下のとおりであった。

５－１－１　仮の決定と仮の決定の基礎となる事実の開示

(288)　令和８年７月24日、本調査に係る仮の決定を行い、その旨及び仮の決定の基礎となる事実（以下「中間報告書」という。）を直接の利害関係人に対し書面で通知するとともに、仮の決定を行った旨を官報で告示[287]した（令和８年７月24日財務省告示第210号）（以下「仮の決定告示」という。）。同日、中間報告書を財務省[288]及び経済産業省[289]のホームページに掲載[290]した。また、韓国政府及び中国政府に対して仮の決定告示の写し及び中間報告書を送付[291]した。

仮の決定告示において、調査により判明した事実に係る政令第10条第３項若しくは第10条の３第２項の規定による証拠の提出又は政令第12条の２第２項の規定による意見の表明（以下「仮の決定に関する反論等」という。）についての期限を同年８月７日とし、仮の決定に関する反論等に対する更なる反論及び反証（以下「仮の決定に関する再反論等」という。）（以下「仮の決定に関する反論等」及び「仮の決定に関する再反論等」を総称して「仮の決定に関する反論等・再反論等」という。）についての期限を同月28日とし、その旨を記載した書面を、同年７月24日、利害関係者並びに韓国政府及び中国政府に対して通知[292]した。

なお、当該書面において、上記期限までに提出された仮の決定に関する反論等については、同年８月21日から利害関係者の閲覧に供する旨を明示し、また、仮の決定に関する反論等・再反論等の機会は、「これまで調査当局が政令第10条第３項及び第10条の３第２項に基づき貴社に提出を求めていた証拠のうち、これまで調査当局に提出されていなかった証拠を提出する機会」ではないことを明示した。

(289)　令和８年７月24日、仮の決定に際し、供給者に対しては、仮の決定の基礎となった事実として、中間報告書に加え、必要に応じて、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）の適用に至った経緯及び理由、採用した証拠並びに適用した手法を示す書面及び不当廉売差額率の算定を示す書面を送付するとともに、利害関係者に対して、当該各書面の開示版を閲覧に供した。

５－１－２　仮の決定に関する反論等・再反論等

(290)　仮の決定に関する反論等は、調査により判明した事実に係る仮の決定に関する反論等の期限である令和８年８月７日までに利害関係者８者[293]から提出があった。その後、調査により判明した事実に係る仮の決定に関する再反論等は、その期限である同月28日までに、

---

287 政令第13条の２
288 https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/plan/futou/ka20260724-1.html
289 https://www.meti.go.jp/press/2026/07/20260724001.html
290 ガイドライン 12.(1)三
291 協定 12.2
292 協定 6.2
293 大東鉄板株式会社、湖南華菱漣源鋼鉄、Hyundai Steel Company、三井物産（香港）有限公司、中国鉄鋼工業協会、POSCO、KG Dongbu Steel、鞍鋼

利害関係者 4 者[294]から提出があった。

利害関係者から提出された仮の決定に関する反論等・再反論等を検討した上での調査当局の見解については、下記**「５－６　仮の決定に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解についての結論」**のとおりである。

(291)　なお、利害関係者 2 者[295]から、仮の決定に関する再反論等として、他の利害関係者の反論を支持する意見や自ら提出した反論を補強又は補足する意見の提出があったが、仮の決定に関する反論等・再反論等の通知書面において記載のとおり、再反論等は他の利害関係者からの反論等に対する再反論等の機会であり、これらの意見は他の利害関係者からの反論等に対する再反論等ではないため本調査において検討の対象としなかった。

５－１－３　秘密の情報

(292)　上記(290)のとおり利害関係者が提出した書面のうち、秘密情報について、調査当局は秘密扱いを求める書面の提出を求め、これを受領した。

この際、他の利害関係者の閲覧に供するために、これらの書面に係る開示版の書面の提出を求め、これを受領した。

５－１－４　証拠等の閲覧

(293)　調査当局の求めに応じて提出された書面及び調査当局が作成した書面（ただし、これらの書面における秘密情報については開示版要約に限る。）について、利害関係者に対し、閲覧に供した[296]。

５－１－５　暫定措置

(294)　不当廉売がされた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が推定され、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められたことから、令和 8 年 7 月 30 日、関税・外国為替等審議会への諮問及び同審議会からの答申を経て、同年 8 月 4 日、暫定的な不当廉売関税を課すること[297]が閣議決定され、同月 7 日に、溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（令和 8 年政令第 254 号）が公布され、暫定的な不当廉売関税を課税することが決定された旨を官報で告示[298]（令和 8 年 8 月 7 日財務省告示第 220 号）するとともに、その旨を直接の利害関係人並びに韓国政府及び中国政府に対し書面で通知し、同月 8 日から、暫定的な不当廉売関税が課税された。同政令においては、韓国を原産地とするものの税率については 38.0%（ただし、SEAH COATED METAL CORPORATION、DONGKUK COATED METAL CO.，LTD. により生産されたものの税率については 30.6%、POSCO CO.，LTD. により生産されたものの税率については 29.2%）とされ、中国を原産地とするものの税率については、55.3%（ただし、ANGANG STEEL CO.，LTD.、WUHAN IRON & STEEL CO.，LTD.、GUANXIAN CHUANGSHENG NEW MATERIALS CO.，LTD.、TIANJIN ROLLING－ONE STEEL CO.，LTD.、BAOSHAN IRON & STEEL CO.，LTD.、BAOSTEEL ZHANJIANG IRON & STEEL CO.，LTD.、BX STEEL POSCO COLD ROLLED SHEET CO.，LTD.、BENGANG STEEL PLATES CO.，LTD.、RARE EARTH STEEL PLATE CO.，LTD. により生産されたものの税率については 50.1%）とされた。

---

294 日本製鉄、日鉄鋼板、神戸製鋼所、ヨドコウ
295 POSCO、中国鉄鋼工業協会
296 政令第 11 条
297 法第 8 条第 9 項
298 政令第 16 条第 1 項

５－１－６　調査期間の延長

(295)　令和８年７月 24 日、調査の透明性を確保しつつ、利害関係者から提出された証拠等の更なる検討を行うためには一層の時日を要するため、調査期間を四箇月延長することについて告示[299]した（令和８年７月 24 日財務省告示第 211 号）。また、その旨を直接の利害関係人並びに韓国政府及び中国政府に対し書面で通知[300]した。

５－２　「２　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解

(296)　利害関係者から提出された仮の決定に関する反論等・再反論等のうち、上記**「２　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」**に関して、調査当局は以下のとおり検討した。

５－２－１　「１－１－２　銘柄及び型式」、「２－１－１　調査対象貨物」及び「３－２－７　貿易統計上の分類」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解

５－２－１－１　「１－１－２　銘柄及び型式」、「２－１－１　調査対象貨物」及び「３－２－７　貿易統計上の分類」に関する反論等

(297)　輸入者である大東鉄板株式会社から、上記**「１－１－２　銘柄及び型式」**、**「２－１－１　調査対象貨物」**及び**「３－２－７　貿易統計上の分類」**に関して、次の内容の仮の決定に関する反論等が提出された[301]。

HS7212.30 及び HS7226.99 の、2023 年１月から 2025 年 12 月の輸入実績はそれぞれ累計 4,110 トンと 552 トンであり、特に HS7226.99 は韓国からの輸入実績は事実上確認されていない。また、HS7225.92 についても、中国からの輸入数量は年間 1,000 トンにも達しておらず、国内市場全体に与える影響は極めて限定的であると考えられる。不当廉売関税制度は、本来、実際に存在するダンピング輸入と国内産業の損害との因果関係が立証された場合に適用されるべき制度であるので、このような品目まで対象貨物に含めるのであれば、当該品目による国内産業への具体的損害及び因果関係、その合理性や必要性について、客観的証拠に基づき十分な説明が求められるべきと考える。

５－２－１－２　「１－１－２　銘柄及び型式」、「２－１－１　調査対象貨物」及び「３－２－７　貿易統計上の分類」に関する反論等に対する再反論等

(298)　申請者である日本製鉄、日鉄鋼板、神戸製鋼所及びヨドコウから、上記(297)の大東鉄板株式会社の仮の決定に関する反論等に対して、次の内容の仮の決定に関する再反論等が提出された[302]。

本件の調査対象産品は「溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板」（GI 材）であり、HS コードにより画定されているものではないところ、HS7212.30、HS7225.92 及び HS7226.99 に含まれる調査対象貨物と、HS7210.49 に含まれる調査対象貨物との間には、物理的・化学的特性、用途、販売経路、製造工程の観点からは実質的な差異は存在しない。したがって、調査当局による調査対象貨物の画定範囲は適切であり、調査対象貨物の一部を切り出して、その本邦産業への影響を論ずる大東鉄板株式会社の主張は失当である。

---

299 政令第９条第１項
300 法第８条第６項ただし書、政令第９条第１項
301 仮の決定に関する反論等（大東鉄板株式会社、令和８年８月３日）
302 仮の決定に関する再反論等（日本製鉄、日鉄鋼板、神戸製鋼所及びヨドコウ、令和８年８月 28 日）

① HS7212.30に含まれる調査対象貨物と、HS7210.49に含まれる調査対象貨物は、いずれも鉄又は非合金鋼のフラットロール製品を原板とするGI材であり、両者の相違は、幅600mm以上であるか（HS7210.49）、幅600mm未満であるか（HS7212.30）という幅の相違にすぎず、両者の間に、物理的・化学的特性、用途、販売経路、製造工程等において実質的な差異は存在しない。

② HS7225.92及びHS7226.99に含まれる調査対象貨物は、いずれもステンレス鋼以外の合金鋼のフラットロール製品を原板とするGI材であり、これらは鉄又は非合金鋼のフラットロール製品を原板とするGI材（HS7212.30及びHS7210.49に含まれるGI材）との差異は、原板が、鉄又は非合金鋼のフラットロール製品か、ステンレス鋼以外の合金鋼のフラットロール製品の相違にすぎず、両者の間に、物理的・化学的特性、用途、販売経路、製造工程等において実質的な差異は存在しない。

５－２－１－３ 「１－１－２ 銘柄及び型式」、「２－１－１ 調査対象貨物」及び「３－２－７ 貿易統計上の分類」に関する反論等・再反論等に係る調査当局の見解

(299) 上記(297)の大東鉄板株式会社からの仮の決定に関する反論等及び上記(298)の申請者からの仮の決定に関する反論等に対する再反論等を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 大東鉄板株式会社は、HS7212.30、HS7225.92及びHS7226.99に分類される貨物の輸入量が少なく、又は一部の供給国からの輸入実績がないことから、これらの貨物を調査対象貨物に含めるのであれば、各品目について具体的な損害及び因果関係を示すべきである旨主張する。

(イ) 不当廉売における損害及び因果関係の評価は、画定された調査対象貨物の輸入が本邦産同種の貨物及び本邦の産業に及ぼす影響について行われるものであり、調査対象貨物に含まれる個別の製品について、当然にそれぞれ独立した検討が求められるものではない。そのような検討が求められる場合として、調査対象貨物に含まれる特定の製品とそれ以外の製品との差異が、用途、需要者、流通経路、価格等に照らし、市場において競争代替関係にないといえるほど大きい場合が挙げられる[303]。

しかし、調査対象貨物はいずれも、品名、母材、めっき方法及び除外貨物等の物理的・技術的要件により画された「鉄、非合金鋼又はステンレス鋼以外の合金鋼のフラットロール製品に溶融亜鉛めっき処理を行った製品」である点で同種であるところ、大東鉄板株式会社は、このような同種性を有する対象貨物群の中で、同社が指摘する調査対象貨物（HS7212.30、HS7225.92及びHS7226.99）が、その他の調査対象貨物（HS7210.49）との間に競争代替関係がないことにつき、具体的な根拠をもって主張していない。すなわち、ここでは、両対象貨物を別セグメントとして個別に評価すべき前提となる事実自体が示されていない。

(ウ) この点、申請者は、大東鉄板株式会社が指摘する対象貨物とそれ以外の対象貨物間においては、以下のとおり、その物理的・化学的特性、用途、販売経路及び製造工程に差異はない旨述べており、その主張を合理的に否定する根拠は見当たらないのであるから、両者の間には競争代替関係が認められるといえる。

(エ) まず、大東鉄板株式会社が指摘する調査対象貨物のうちHS7212.30の貨物とその他

[303] WTO上級委員会は、協定3.2に関し、輸入品と国産品の間で価格・用途・物理的特性等が大きく異なり、市場における代替性・競争関係が認められない場合には、輸入品が国産品価格に影響し得ることを示せないため、調査当局は、それらを一括して価格効果を認定し、損害・因果関係判断の意味のある基礎とすることはできない旨を述べている（WTO上級委員会報告書 *China – HP-SSST (Japan) / China – HP-SSST (EU)*, WT/DS454/AB/R・WT/DS460/AB/R, パラ5.180及びパラ5.262–5.263）。

の調査対象貨物(HS7210.49)の差異をみると、申請者によれば、両者の差異は、幅600mm以上であるか（HS7210.49)、幅600mm未満であるか（HS7212.30）という幅の相違にすぎず上記各点において実質的な差異は存在しないとのことである[304]。その詳細は、上記**「３－２－４　用途」「３－２－６　代替性」「３－２－７　貿易統計上の分類」**で述べたとおりであり、これを合理的に否定する事情は見受けられない。

すなわち、幅の広狭の相違が、調査対象貨物間に本質的な差異をもたらし、両者間に競争代替関係がないことを客観的に基礎づける事情は見受けられない。

(オ)　次に、大東鉄板株式会社が指摘する調査対象貨物のうちHS7225.92及びHS7226.99の貨物とその他の調査対象貨物（HS7210.49、HS7212.30）の差異について、申請者によれば、両者の差異は、原板が鉄又は非合金鋼のフラットロール製品か、ステンレス鋼以外の合金鋼のフラットロール製品かという原板の母材の相違にすぎず、上記各点において実質的な差異は存在しないとのことである[305]。

①　物理的・化学的特性につき、申請者は、調査対象貨物は、原板をコーティングする「溶融亜鉛めっき」に特性があるとしている[306]。めっき層に亜鉛を用いることで、亜鉛の酸化物が亜鉛鉄板表面に密着性の良い連続した皮膜を形成し、外部の腐食環境から原板の錆びを遮断する防食皮膜を形成することで、溶融亜鉛めっきを施された鋼帯及び鋼板が、長期に渡り原板の保護が可能となるとの特性を有することは、**上記「３－２－１　物理的及び化学的特性」**で認定したとおりである。このように、調査対象貨物の特性がめっきにあるとすれば、そのめっきが施された原板の母材の相違は調査対象貨物の物理的・化学的特性に本質的な差異をもたらすとは認定できない。

②　用途につき、申請者は、同一の用途のために合金鋼・非合金鋼のいずれの原板も選択され得るのであり、実際にも、申請者が同一の用途に原板が合金鋼であるものと非合金鋼であるものの双方の調査対象貨物が用いられる例があるとしており[307]、これを合理的に否定する事情は見受けられない。

③　流通経路につき、申請者によれば、原板が合金鋼・非合金鋼のいずれかとの事情によって流通経路が変動するとはいえず、申請者の仕向地別販売実績には、取引毎に製品の「合金又は非合金」、「販売先」及び「受渡し条件」の別の記載があるところ、前者の別は後2者を左右しないとのことである。申請者によれば、同一の需要家に対し、双方が同じ流通経路を通じて販売される例があるとのことであり、確かに、同仕向地別販売実績には、同一の需要者にかかる取引につき、「合金又は非合金」のいずれであっても同じ「販売先」に販売される例や、同じ「受渡し条件」とされる取引も見受けられる[308]。

④　製造工程につき、申請者によれば、原板の化学成分は製造過程で調整がなされることから、合金鋼・非合金鋼のいずれの原板であっても、上記**「３－２－２　製造工程」**に詳述した基本的な製造工程に違いはないとのことであり、これを合理的に否定する事情は見受けられない。

⑤　これらの事情からすれば、原板の母材の相違が、調査対象貨物間に本質的な差異をもたらし、両者間に競争代替関係がないことを客観的に基礎づける事情は見受けられない。

---

304 仮の決定関する再反論等（日本製鉄、日鉄鋼板、神戸製鋼所及びヨドコウ、令和8年8月28日）
305 同上
306 申請書4頁
307 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式C-1）
308 同上（添付資料C-1-1(4)）

(カ)　よって、大東鉄板株式会社が指摘する調査対象貨物（HS7212.30、HS7225.92 及び HS7226.99）が、その他の調査対象貨物（HS7210.49）との間に、物質的・化学的特性、用途、流通経路・製造工程等に照らし、市場における競争代替関係を否定するような実質的な差異があることは確認できない。このように、これらの各 HS 品目番号に該当する調査対象貨物間に、競争代替関係がないことが基礎づけられない以上、同種性を有する調査対象貨物のうち一部の製品を恣意的に切り出して、これによる本邦産同種貨物への影響や因果関係を個別に比較検討する理由はない。

(キ)　さらに、本邦産同種の貨物については、本邦生産者当初質問状回答書 [309]より、HS7212.30 及び HS7225.92 については､本邦の産業による販売実績が確認されており、当該産品同士の競合関係も確認されている。また、HS7226.99 については、供給者の質問状回答によれば、当該貨物に該当しうる、あるいは幅や化学成分が近似する貨物の日本、供給国または第三国での販売も確認されている [310]。

(ク)　そして、全体として競争代替関係を具備する調査対象貨物と本邦産同種貨物との数量や価格の比較を行ったところ、上記**「３－４　当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」**のとおり、調査対象貨物の輸入が本邦産同種の貨物の価格を著しく下回り、又はその価格を著しく押し下げていることが認められるのであるから、そのような同種性のあるごく一部の製品の輸入量が僅少又は不存在であったとしても、調査対象貨物の輸入による本邦産同種の貨物の影響は否定されない。

(ケ)　以上より、上記(297)の大東鉄板株式会社の反論は受け入れられない。

５－２－２　「２－１－５　正常価格の算出の基本的考え方」乃至「２－１－９　市場経済の条件が浸透している事実に関する結論」､「２－２－１　代替国選定」及び「２－２－２　代替国の正常価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解

５－２－２－１　「２－１－５　正常価格の算出の基本的考え方」乃至「２－１－９　市場経済の条件が浸透している事実に関する結論」､「２－２－１　代替国選定」及び「２－２－２　代替国の正常価格」に関する反論等

(300)　輸入者である大東鉄板株式会社から、上記**「２－１－５　正常価格の算出の基本的考え方」**乃至**「２－１－９　市場経済の条件が浸透している事実に関する結論」**､**「２－２－１　代替国選定」**及び**「２－２－２　代替国の正常価格」**に関して、次の内容の仮の決定に関する反論等が提出された [311]。

中国は WTO 加盟国であり、現実に国際市場において大量の鉄鋼取引が行われているにもかかわらず､中国国内の実際の価格ではなく代替国価格を用いて正常価格が算定され､その結果として高率の不当廉売差額率が算出されているのであれば、その算定結果が市場実態をどの程度反映しているのかについて、より十分な説明が必要である。特に、輸入実績が極めて限定的な HS7212.30 及び HS7226.99 並びに輸入数量の少ない HS7225.92 まで調査対象貨物に含めるのであれば、理論上算出された不当廉売差額率のみを根拠とするのではなく､当該品目が国内産業に与えた実際の損害及びその因果関係について､客観的証拠に基づき明確に示すべきである。

---

309 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（日本製鉄、日鉄鋼板、神戸製鋼所、ヨドコウ、JFE 鋼板株式会社、JFE スチール株式会社）（様式 C-1）

310 供給者当初質問状回答書（【企業名】）（様式 B)、供給者当初質問状回答書（【企業名】）（様式 C)、供給者当初質問状回答書（【企業名】）（様式 D）

311 仮の決定に関する反論等（大東鉄板株式会社、令和８年８月３日）

５－２－２－２　「２－１－５　正常価格の算出の基本的考え方」乃至「２－１－９　市場経済の条件が浸透している事実に関する結論」、「２－２－１　代替国選定」及び「２－２－２　代替国の正常価格」に関する反論等に係る調査当局の見解

(301)　上記(300)の大東鉄板株式会社からの仮の決定に関する反論等を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

(ア)　上記**「２－１－６　中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的考え方」**に記載のとおり、中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格については、当該調査対象貨物と同種の貨物を生産している中国の産業において、当該同種の貨物の生産及び販売について、市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示すことができていると認められない場合には、政令第２条第３項の規定に基づき、政令第２条第１項第４号に規定する代替国価格を使用することができる。

(イ)　調査当局が収集及び分析した関係証拠[312]によれば、中国の溶融亜鉛めっき鋼帯及び

---

312 調査当局が収集及び分析した関係証拠は、以下のとおりである。
「中華人民共和国憲法」序言、第６条、第 10 条、第 11 条及び第 15 条（中華人民共和国全国人民代表大会ホームページ：http://www.npc.gov.cn/c2/c30834/201905/t20190521_281393.html）
「中華人民共和国民法典」第１条、第 347 条（国家法律法規データベース：https://flk.npc.gov.cn/detail?title=%E4%B8%AD%E5%8D%8E%E4%BA%BA%E6%B0%91%E5%85%B1%E5%92%8C%E5%9B%BD%E6%B0%91%E6%B3%95%E5%85%B8&id=ff808081729d1efe01729d50b5c500bf）
「中華人民共和国会社法」第１条、第 18 条（国家法律法規データベース：https://flk.npc.gov.cn/detail?id=ff8081818c9108eb018cb6922f750c07&title=%E4%B8%AD%E5%8D%8E%E4%BA%BA%E6%B0%91%E5%85%B1%E5%92%8C%E5%9B%BD%E5%85%AC%E5%8F%B8%E6%B3%95）
「中国共産党党員権利保障条例」（共産党員網：https://www.12371.cn/2021/01/04/ARTI1609758349105433.shtml）
「中国鉄鋼工業協会ホームページの紹介文」（URL：https://www.chinaisa.org.cn/gxportal/xfgl/portal/content.html?articleId=2c3f3e469abee6ad24b7794cdce5c3476fcd963c7ec2946abe7ae71fda436c5a&columnId=78f1362d802c4baae68c16d0fb2a467573795c0149acd0ca3f0acec972bd7b1f）
「第 13 次五カ年計画」（URL：https://spap.jst.go.jp/china/policy/national_policy/downloads/r_plan135.pdf）
「第 14 次五カ年計画」（国立研究開発法人科学技術振興機構ホームページ：https://spap.jst.go.jp/china/policy/national_policy/downloads/r_gvm_2022.pdf）
「中国製造 2025」（国立研究開発法人科学技術振興機構ホームページ：https://www.jst.go.jp/crds/pdf/2015/FU/CN20150725.pdf）
「中国共産党中央委員会による国民経済と社会発展の第 14 次五カ年計画及び 2035 年までの長期目標に関する勧告」（URL：https://www.gov.cn/zhengce/2020-11/03/content_5556991.htm）
「産業構造調整指導目録（2024 年版）」（URL：https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202312/t20231229_1362999.html）
「外資導入奨励産業目録（2022 年版）」（URL：https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202210/t20221028_1339662.html?code=&state=123）
「中華人民共和国土地管理法」第９条（中華人民共和国全国人民代表大会ホームページ：http://www.npc.gov.cn/c2/c30834/201909/t20190905_300663.html）
「中華人民共和国都市不動産管理法」第 13 条（中華人民共和国全国人民代表大会ホームページ：http://www.npc.gov.cn/npc/c2/c30834/201909/t20190905_300665.html）
「中華人民共和国労働契約法」第４条及び「中華人民共和国労働契約法の改正に関する全国人民代表大会常務委員会決定」（中国政府ホームページ：http://www.gov.cn/flfg/2007-06/29/content_669394.htm 及び http://www.gov.cn/flfg/2012-12/28/content_2305571.htm）
「中華人民共和国工会法」第３条（中華人民共和国国家信訪局ホームページ：https://www.gjxfj.gov.cn/gjxfj/xxgk/fgwj/flfg/webinfo/2016/03/1460585589863156.htm）
「中華人民共和国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対する調査開始の件（令和７年財務省告示第 197 号）で告示した関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）第８条第５項の調査に係る仮の決定の基礎となる事実（中間報告書）」（抜粋）（経済産業省ホームページ：https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/investigation/stainless/data/20260619_chuukan.pdf）

鋼板産業並びに同産業に主要な原材料（熱延鋼帯等）を供給する鉄鋼産業において、法制度、中国共産党、計画制度、投資規制、土地制度及び労働制度といった多種多様な要因が「市場経済の条件が浸透している事実」に影響を与えていることがうかがわれる。また、中国の溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板産業における特定貨物の生産については、熱延鋼帯等の主要な原材料費が製品原価に占める割合が高いと認められる。そうすると、中国の主要な原材料（熱延鋼帯等）を供給する鉄鋼産業に与えられた影響が主要な原材料（熱延鋼帯等）を通じて中国の溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板産業に波及するとともに、中国の溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板産業に与えられた影響それ自体も加わることから、中国の溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板産業における多種多様な要因による影響は累積的なものであることがうかがわれる。

(ウ)　以上を踏まえると、生産者が、中国の溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板産業において「市場経済の条件が浸透している事実」があることを明確に示すことができているかについては、慎重に評価することを要するというべきである。

(エ)　そこで、慎重に評価すると、中国のいずれの供給者からも、市場経済確認票において市場経済の条件が浸透している事実を示すことを希望するとの回答がなく、また、市場経済質問状に対する回答もなかったため、上記**「２－１－７　市場経済の条件が浸透している事実に関する基本的考え方」**に掲げた事実があることを明確に示すことができているとは認められず、以上の事実を総合的に評価すると、生産者が、中国の溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板産業において「市場経済の条件が浸透している事実」があることを明確に示すことができているとは認められなかった。

(オ)　また、上記**「１－６－４　代替国選定」**に記載のとおり、調査当局は、調査当局が知り得たすべての代替国供給者 97 者に優先順位を付して記載した**「表 13　代替国候補の優先順位リスト」**に則り、代替国及び代替国供給者の選定を行った上、優先順位が高い代替国の代替国供給者から提供された正常価格に関する情報を使用しており、当該選定方法は客観的かつ合理的なものである。さらに、調査当局は、代替国供給者から提供された正常価格に関する情報についても、代替国当初質問状（韓国については供給者当初質問状）の送付、これに対する不備指摘及び代替国供給者に対する現地調査を通じて必要な情報を収集し、十分な検証を行っている。このような手続を経て、上記**「２－２－２　代替国の正常価格」**に記載のとおり算定された代替国の正常価格は、客観的かつ合理的なものである。

(カ)　したがって、代替国の正常価格の採用は合理的であり、算定した代替国の正常価格も客観的な情報に基づく合理的なものであるから、上記(300)の大東鉄板株式会社からの仮の決定に関する反論等は採用できない。

(キ)　なお、「HS7212.30、HS7225.92 及び HS7226.99 が国内産業に与えた実際の損害及びその因果関係について、客観的証拠に基づき明確に示すべき」との意見については、上記(299)のとおりである。

５－２－３　「２－３－４－１　不当廉売差額率」及び FA 経緯書（Hyundai Steel Company）に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解

５－２－３－１　「２－３－４－１　不当廉売差額率」及び FA 経緯書（Hyundai Steel Company）に関する反論等

(302)　韓国の供給者である Hyundai Steel Company から、上記**「２－３－４－１　不当廉売差額率」**及び FA 経緯書（Hyundai Steel Company）に関して、次の内容の仮の決定に関す

る反論等が提出された[313]。

(ア)　調査当局は、仮の決定において、Hyundai Steel Company が当初質問状の回答を提出しなかったことを理由に調査に協力しなかったとしてファクツ・アヴェイラブルを適用した。Hyundai Steel Company は、確認票を期限までに提出し、かつ、サンプリングの判断に必要と通知で記載されている「調査への協力の表明」及び「日本への輸出量」を報告しており、その後調査当局からこの点についていかなる追加質問も受領していない。また、調査当局は、調査の記録上、質問状がサンプリングの完了に必要であることの連絡を Hyundai Steel Company に行ったこともない。

(イ)　調査当局は、Hyundai Steel Company が質問状の提出の意向を確認したにもかかわらず提出しなかったことをもって「サンプリング手続に参加する意思がないもの」と理解したと述べているが、Hyundai Steel Company がサンプリング手続に参加しない旨意思を表明した事実は一切ない。質問状を提出しなかったのは、上記通知において要求された確認票、協力の意思及び日本への輸出量について、適切かつ適時に提出したからである。

(ウ)　また、上記通知及びガイドライン 11.(3).一において、原則として日本への輸出量が多い生産者を順番に抽出すると定められているところ、Hyundai Steel Company は他社の輸出量を把握しているわけではないものの、確認票の公開版の数字等によれば、Hyundai Steel Company の調査対象貨物の対日輸出量は本件で抽出された上位 2 社に及ばないと理解している。そうであれば、そもそも抽出対象に選ばれない状況にあった Hyundai Steel Company に対して、当該状況の判断にかかる情報を提出したにもかかわらず、質問状の提出をしなかったことをもってファクツ・アヴェイラブルを適用することは、協定 6.8 に記載する「必要な情報」の未提出や「調査の妨げ」がないにもかかわらずファクツ・アヴェイラブルを適用するものと言わざるを得ない。

(エ)　Hyundai Steel Company としては、上記通知によって要求された事項を記載した確認票を提出することは事前に知らされていたが、質問状の提出についてはサンプリングを前提としないその前の一般的な要求としてのみ通知を受けており、サンプリングの関係で質問状の回答が必要である旨の連絡及び通知を受けた事実は一切ない。また、サンプリングの実施に必要であると事前に適切に通知を受けていれば、サンプリングに必要な質問状所定の質問内容への回答を提出、追完する意向であった。

(オ)　以上のとおり、質問状の回答が本案件のサンプリングの実施において必要である旨の通知もされていない状況下において、調査当局の要求どおりに確認票を適時かつ適切に提出し、サンプリングの検討対象として抽出されなかった Hyundai Steel Company に対してファクツ・アヴェイラブルを適用することは、協定 6.8 及び付属書Ⅱに整合しないと考える。

５－２－３－２　「２－３－４－１　不当廉売差額率」及び FA 経緯書（Hyundai Steel Company）に関する反論等に係る調査当局の見解

(303)　上記(302)の Hyundai Steel Company からの仮の決定に関する反論等を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

(ア)　調査当局は、令和 7 年 8 月 13 日、Hyundai Steel Company を含む供給者に対して供給者当初質問状等を送付し、確認票回答期限を同年 8 月 27 日、供給者当初質問状回答期限を同年 9 月 19 日として、これらに回答するよう求めた。これに対し Hyundai

[313] 仮の決定に関する反論等（Hyundai Steel Company、令和 8 年 8 月 5 日）

Steel Company からは、同年 8 月 27 日、調査に「協力する」との回答を含む確認票回答の提出があった。

(イ)　その後、調査当局は、令和 7 年 9 月 11 日、Hyundai Steel Company を含む供給者に対して、上記**「１－６－２－１　サンプリング通知」**に記載のとおり、サンプリング通知を送付し、「調査当局は提出された確認票に基づき、本調査へ協力することを表明した供給者の中から、調査対象貨物の不当廉売差額を個別に検討する対象を合理的な数に制限する」旨を通知した。

(ウ)　それ以降、Hyundai Steel Company からは、質問状回答の延長申出期限である令和 7 年 9 月 12 日までに延長申出がなされることはなく、また、供給者当初質問状回答期限である同月 19 日を経過した後に供給者当初質問状への回答が提出されることもなかった。

(エ)　もっとも、Hyundai Steel Company が提出した確認票には、確認票に「協力する」と回答した場合は、関連する質問状に回答するよう求める旨の記載があった。
　また、Hyundai Steel Company に送付したサンプリング通知には、特段、供給者に対して、供給者当初質問状に対する回答を免除する旨は記載しておらず、むしろ、なお書きとして「なお、調査へ協力することを表明し、検討対象者として抽出された供給者が上記確認票とともに送付した「調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状」の回答を期限までに提出しない場合又は期限までに提出された質問状の回答内容に著しい不備がある等の場合には、当該供給者を検討対象者から除外し、新たな検討対象者を抽出することがありますので、あらかじめご了承ください。」と記載しており、検討対象者として抽出された供給者が供給者当初質問状を提出しない場合等には、当該供給者を検討対象から除外し、新たに検討対象者を抽出する場合があることを明記し、サンプリング調査対象者の選定手続において、供給者当初質問状の回答状況も一つの考慮要素となりうることをあらかじめ示していた。

(オ)　そこで、調査当局は、確認票に「協力する」と回答するのみで、以降の資料提出を何ら行わない Hyundai Steel Company に対して、本調査案件のサンプリング手続きにかかる検討対象者となる意思があるか確認するため、サンプリング調査対象者の決定に先立ち、本調査に協力する場合には遅くとも令和 7 年 10 月 3 日（金）17 : 00（日本時間）までに供給者当初質問状回答を提出すべきこと、また、供給者当初質問状回答の提出がない場合にはサンプリング手続に参加する意思がないものと理解して近日中にサンプリング調査対象者の選定手続きを進行することを考えている旨を電子メールで伝えた。

(カ)　しかし、Hyundai Steel Company からは、当該電子メールに対して何ら連絡も返答もなかった。そのため、調査当局は、妥当な期間内に必要な情報の入手を許さず若しくはこれを提供しない場合又は調査を著しく妨げる場合に該当すると判断したものである。

(キ)　この点に関して、Hyundai Steel Company は、同者がそもそもサンプリングの抽出対象に選ばれる状況にないため、供給者当初質問状の回答未提出が協定 6.8 に記載する「必要な情報」の未提出にも「調査の妨げ」にもあたらない旨主張する。

(ク)　しかし、供給者の確認票回答を利害関係者の閲覧に初めて供したのは令和 7 年 10 月 31 日であるため、供給者当初質問状の回答期限日時点において、Hyundai Steel Company が、自社以外の供給者の回答状況や輸出量を正確に把握することは困難であると考えられる。また、調査当局は、サンプリング通知の送付日時点において、サンプリング調査対象者を何者選定するかを決定しておらず、また、サンプリング通知の本文においても、原則として日本への輸出量が多い生産者を順番に抽出すると記載するのみ

で、何者抽出するかについては記載していない。したがって、Hyundai Steel Company は、自社がサンプリング調査対象者として選定される可能性があるにも関わらず、調査当局が求めた供給者当初質問状をその期限までに提出しなかったものであって、Hyundai Steel Company の主張は前提を欠くものである。

(ケ)　よって、上記(302)の Hyundai Steel Company からの仮決定に関する反論等は採用できない。

(コ)　なお、調査当局は、サンプリングを行う旨のサンプリング通知を令和 7 年 9 月 11 日に送付し、その後、サンプリング調査対象者を選定した旨のサンプリング選定通知を同年 10 月 3 日に送付している。サンプリング選定通知の送付は、供給者当初質問状の回答期限の後となっているが、本調査においては、同年 8 月 13 日に供給者に対して供給者当初質問状等を送付し、その後、確認票の回答を踏まえて、同年 9 月 10 日に新たに把握した供給者に対しても供給者当初質問状等を送付しており、2 度目の供給者当初質問状等の送付における確認票の回答期限は同年 9 月 27 日であるところ、サンプリング調査対象者の選定はこの確認票回答期限までに提出された確認票回答を踏まえて行う必要があったためである。

(サ)　サンプリング選定通知よりも前に供給者当初質問状の回答期限があることは、調査開始時点において、海外供給者の全体像や各供給者の生産量や輸出量、本調査に協力するか否か、供給者当初質問状の回答が適切に行われるか否かについて調査当局が把握できない中で、調査対象期間中に調査を完了させるために、供給者当初質問状等の送付や回答期限の設定を行ったものであって、不合理であるとは認められない。

５－２－４　「２－１－６　中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的考え方」乃至「２－１－９　市場経済の条件が浸透している事実に関する結論」及び「２－４－２－２　正常価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解

５－２－４－１　「２－１－６　中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的考え方」乃至「２－１－９　市場経済の条件が浸透している事実に関する結論」及び「２－４－２－２　正常価格」に関する反論等

(304)　中国の供給者である湖南華菱漣源鋼鉄から、上記**「２－１－６　中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的考え方」**乃至**「２－１－９　市場経済の条件が浸透している事実に関する結論」**及び**「２－４－２－２　正常価格」**に関して、次の内容の仮の決定に関する反論等が提出された[314]。

(ア)　調査当局が適正手続の原則に違反した以上、調査当局は湖南華菱漣源鋼鉄の国内販売価格を正常価格として使用すべきである。

　仮の決定では、湖南華菱漣源鋼鉄が調査において提出した中国国内販売価格は使用されず、代替国の価格を用いて正常価格が決定されたが、本件においては、湖南華菱漣源鋼鉄が提出した国内販売の取引別データを正常価格の算定に使用すべきであると考えており、調査当局に対し、当該資料を客観的に審査するよう要請する。

(イ)　調査当局は、湖南華菱漣源鋼鉄に市場経済質問状への回答を求めたことに正当性があるかを説明する必要がある。世界の大多数の国は中国を市場経済国として取り扱っており、反ダンピング調査において中国の輸出企業に市場経済質問状への回答を求めていない。このような状況において、調査当局がなお市場経済質問状への回答を求めることには正当性がなく、湖南華菱漣源鋼鉄が市場経済質問状への回答を拒んだことには適法

[314] 仮の決定に関する反論等（湖南華菱漣源鋼鉄、令和 8 年 8 月 4 日）

な理由がある。

(ウ)　調査当局は、過去、常に理由なく中国企業に市場経済地位を認めてこなかったにもかかわらず、なぜなお市場経済質問状に回答する義務を負うのかを説明する必要がある。湖南華菱漣源鋼鉄の知る限り、日本はこれまで、いかなる対中反ダンピング案件においても中国企業に市場経済地位を認めたことがない。このような状況において、国有企業である湖南華菱漣源鋼鉄が市場経済質問状に回答したとしても市場経済地位を認められることはないと考える。このため、市場経済質問状への回答は湖南華菱漣源鋼鉄の応訴負担を増加させるものであり、正当性を有しない。

(エ)　湖南華菱漣源鋼鉄は、ある手続が常に差別的に運用されている場合、当該手続は正当性の原則に反すると考える。したがって、このような状況において、湖南華菱漣源鋼鉄が市場経済質問状への回答を拒んだことには適法な理由がある。

(オ)　調査当局は、湖南華菱漣源鋼鉄が市場経済質問状を提出していないことを認識し、かつ湖南華菱漣源鋼鉄の国内販売データを採用する意図もなかったにもかかわらず、なぜ様式 C の国内取引データの提出を求め、また、なぜ当該資料に利用価値がないと判断したのかを説明する必要がある。

中国の輸出企業を市場経済企業として扱わず、代替国を採用する一部の法域では、中国企業に国内販売の取引別表の提出を求めていない。例えば、トルコの対中調査では、中国企業に国内販売質問状への回答は求められていない。

湖南華菱漣源鋼鉄は、調査当局のこのような取扱いは権限の濫用であり、適正手続の原則にも反すると考える。

(カ)　調査当局は、湖南華菱漣源鋼鉄が市場経済質問状を提出していないことを認識し、かつ湖南華菱漣源鋼鉄の国内販売データを採用する意図もなかったにもかかわらず、なぜ複数回にわたり追加質問状を発出し、様式 C の国内取引データの追加提出を求め、また、なぜ当該資料に利用価値がないと判断したのかを説明する必要がある。

注目すべきことに、調査当局は、湖南華菱漣源鋼鉄に様式 C の国内販売取引別表の提出を求めただけでなく、追加質問状において様式 C について複数回の追加質問を行った。このことは、当該資料が少なくとも本件の正常価格の認定に関係するものとして調査当局に扱われていたことを示している。

湖南華菱漣源鋼鉄は、調査当局のこのような取扱いは権限の濫用であり、適正手続の原則にも反すると考える。

(キ)　調査当局の取扱いは、適正手続（due process）の原則及び協定第 2 条に反する。

手続の適正性という観点から、日本の行政手続法は、行政運営における公正の確保、透明性の向上及び国民の権利利益の保護を重要な目的としている。湖南華菱漣源鋼鉄は、適正手続の原則が、日本国憲法第 31 条、日本の行政手続法の制度全体及び日本の最高裁判所の判例により形成された適正手続の原則に示されているものと理解している。

湖南華菱漣源鋼鉄は、反ダンピング調査が特別法上の手続であることを理解しているが、利害関係者に重大な影響を及ぼし得る決定を行う場合、調査当局は、公正、透明性、理由の説明及び実効的な意見陳述の機会の付与という基本原則に従うべきである。

また、調査当局の取扱いは、正常価格、原価記録及び企業の実際のデータの使用に関する協定 2.1、2.2 及び 2.2.1.1 にも明らかに反する。これらの条項が示す原則は、企業が保存する記録が輸出国の一般に認められた会計原則に適合し、かつ対象製品の生産及び販売に係る原価を合理的に反映している場合、調査当局は通常、被調査輸出者又は生産者自身の記録を算定の基礎とすべきであり、十分な説明をしないまま企業データを恣意的に排除すべきではないというものである。

５－２－４－２　「２－１－６　中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的考え方」乃至「２－１－９　市場経済の条件が浸透している事実に関する結論」及び「２－４－２－２　正常価格」に関する反論等に係る調査当局の見解

(305)　上記(304)の湖南華菱漣源鋼鉄からの仮の決定に関する反論等を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

(ア)　上記**「２－１－６　中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的考え方」**に記載のとおり、中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格については、当該調査対象貨物と同種の貨物を生産している中国の産業において、当該同種の貨物の生産及び販売について、市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示すことができていると認められない場合には、政令第 2 条第 3 項の規定に基づき、政令第 2 条第 1 項第 4 号に規定する代替国価格を使用することができる。

(イ)　そして、本調査においては、調査開始時に告示において考慮する事実を明らかにした上で、市場経済当初質問状を送付して協力を求めることで、供給者に対して市場経済の条件が浸透している事実を示す機会を与えた。また、調査当局は、お願い紙（市場経済）において、中国の供給者に対して、市場経済の条件が浸透している事実を調査当局に示すことを希望しない場合、又は市場経済確認票又は市場経済当初質問状に対し、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合には、政府は、同種の貨物の生産及び販売には市場経済の条件が浸透している事実があることが確認できなかったものと判断することを明示した。

(ウ)　しかしながら、上記(301)(イ)から(エ)に記載のとおり、生産者が、中国の溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板産業において「市場経済の条件が浸透している事実」があることを明確に示すことができているとは認められなかった。そのため、調査当局は、政令第 2 条第 3 項に基づき、湖南華菱漣源鋼鉄から提出された情報に基づき正常価格を算定することをせずに、代替国正常価格を用いることとしたものである。

(エ)　なお、湖南華菱漣源鋼鉄は、同者が市場経済当初質問状に対する回答を提出していないことを認識しながら、調査当局は同者の国内販売取引に係る情報の提出を求めたと主張する。しかしながら、本調査の過程において、海外供給者から調査項目 C 等に対する回答の提出があった以上、他の様式も含めた湖南華菱漣源鋼鉄による回答の全体としての整合性・正確性の確認・検討や回答の明確化を目的として、回答上不明確な点を指摘・質問したものであって、調査当局が上記(ウ)のとおり仮の決定において代替国正常価格を用いることとしたことと矛盾するものではなく、何ら不合理なものではない。

(オ)　したがって、上記(304)の湖南華菱漣源鋼鉄からの仮の決定に関する反論等は採用することができない。

５－２－５　「２－２－１　代替国選定」、「２－２－２　代替国の正常価格」及び「２－４－２－２　正常価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解

５－２－５－１　「２－２－１　代替国選定」、「２－２－２　代替国の正常価格」及び「２－４－２－２　正常価格」に関する反論等

(306)　中国の供給者である湖南華菱漣源鋼鉄から、上記**「２－２－１　代替国選定」**、**「２－２－２　代替国の正常価格」**及び**「２－４－２－２　正常価格」**に関して、次の内容の仮の決定に関する反論等が提出された[315]。

[315] 仮の決定に関する反論等（湖南華菱漣源鋼鉄、令和８年８月４日）

(ア)　調査当局が代替国企業に関する必要な情報を開示していない以上、当該代替企業の選定は無効であり、調査当局は湖南華菱漣源鋼鉄の国内販売価格を正常価格として使用すべきである。

(イ)　代替国を使用する他の一部の法域、例えば欧州連合では、調査当局が案件において代替国データを採用する場合であっても、輸出企業が算定の基礎を理解し、意見を述べるために十分な代替国企業に関する情報を開示する。本件においても、調査当局は、少なくとも、代替国企業の選定理由、選定企業の製品と調査対象製品との比較可能性、正常価格の基礎となった取引の代表性、主要な調整項目、包装費その他の販売費用を控除したか否か、当該調整と輸出価格の調整との整合性、並びに生産原価、販売費、一般管理費及び利益に関する情報を開示すべきである。

５－２－５－２　「２－２－１　代替国選定」、「２－２－２　代替国の正常価格」及び「２－４－２－２　正常価格」に関する反論等に係る調査当局の見解

(307)　上記(306)の湖南華菱漣源鋼鉄からの仮の決定に関する反論等を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

(ア)　上記**「１－６－４　代替国選定」**に記載のとおり、調査当局は、調査当局が知り得たすべての代替国供給者 97 者に優先順位を付して記載した**「表 13　代替国候補の優先順位リスト」**に則り、代替国及び代替国供給者の選定を行った上、優先順位が高い代替国及び代替国供給者から提供された正常価格に関する情報を使用しており、当該選定方法は客観的かつ合理的なものである。

(イ)　また、協定 6.5 において、いかなる情報も、その性質上（その開示が情報を提供した者に対して著しい悪影響を及ぼすこと等を理由として）秘密であるもの又は調査の当事者が秘密の情報として提供したものは、正当な理由が示される場合には、調査当局により秘密として取り扱われる上、当該情報は当該当事者の明示的な同意を得ないで開示してはならないこととされている。そのため、調査当局は、本調査において、その性質上秘密である情報及び情報の提供者から秘密の情報として提供を受け、当該情報を秘密とすることについて正当な理由が示された情報を秘密の情報として取り扱ったものである。

(ウ)　したがって、代替国企業の選定方法においても瑕疵なく、代替国企業に関する情報の秘密扱いについても問題ないのであるから、上記(306)の湖南華菱漣源鋼鉄からの仮決定に関する反論等は採用できない。

５－２－６　「２－４－２－１　本邦向け輸出価格」及び FA 経緯書兼 DM 計算書（湖南華菱漣源鋼鉄）「Ⅰ.ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解

５－２－６－１　「２－４－２－１　本邦向け輸出価格」及び FA 経緯書兼 DM 計算書（湖南華菱漣源鋼鉄）「Ⅰ.ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」に関する反論等

(308)　中国の供給者である湖南華菱漣源鋼鉄から、上記**「２－４－２－１　本邦向け輸出価格」**及び FA 経緯書兼 DM 計算書（湖南華菱漣源鋼鉄）**「Ⅰ.ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」**に関して、次の内容の仮の決定に関する反論等が提出された[316]。

(ア)　調査当局が湖南華菱漣源鋼鉄に不利なファクツ・アヴェイラブルを適用し、湖南華菱

[316] 仮の決定に関する反論等（湖南華菱漣源鋼鉄、令和８年８月４日）

漣源鋼鉄の輸出販売取引の全部を輸出価格算定の基礎として使用することを拒否したことは、協定 6.8 及び附属書Ⅱの要件に反する。

日本の調査質問状は非常に煩雑であり、特に様式上の要求及び秘密の要約に係る作業量が他の法域を大きく上回るにもかかわらず、湖南華菱漣源鋼鉄は、本件調査において、常に善意をもって最大限の努力を尽くして協力してきた。湖南華菱漣源鋼鉄は、全ての手続において、期限内に、かつ必要な品質を確保して、質問状回答、追加質問状回答及び関連証拠資料を提出し、企業の財務明細帳、商業インボイス、船荷証券、出庫記録及び輸出販売明細の間の照合関係について最大限の説明を行った。

(イ) 協定 6.8 によれば、利害関係者が必要な情報の提供を拒み、合理的な期間内に必要な情報を提供せず、又は調査を著しく妨げた場合に限り、調査当局はファクツ・アヴェイラブルに基づいて決定することができ、同条を適用する場合には附属書Ⅱを遵守しなければならない。附属書Ⅱは、調査当局に対し、必要な情報及び回答方法を早期に明示し、当事者の資料を使用しないと決定する前に説明及び補正の機会を付与することを求めている。ファクツ・アヴェイラブルの目的は、必要な情報の欠落を補うことにあり、調査に協力したものの、様式又は対応関係に客観的な複雑性が存在する企業を制裁することにはない。

(ウ) 湖南華菱漣源鋼鉄は、財務明細帳と輸出販売表との間の差異が、日本の輸入者の取引形態及び貨物の港湾保管の取決めに起因することを繰り返し説明した。湖南華菱漣源鋼鉄の財務帳簿では製品の出庫時に収益を認識する一方、日本向け輸出の数量及び期間は、商業インボイス、船荷証券及び実際の輸出の手配に基づいて確定される。このため、輸出販売表は商業インボイスごとに作成されているが、このことはデータが真実でないこと又は検証できないことを意味しない。

(エ) 調査当局が抽出した一部の取引サンプルは、湖南華菱漣源鋼鉄の輸出販売データ全体の検証可能性を十分に反映するものではない。湖南華菱漣源鋼鉄が説明したとおり、輸出販売表の全取引は商業インボイスに基づいて記載されているため、輸出販売表の全取引は商業インボイス、船荷証券等の資料と照合することができる。また、企業が商業インボイスではなく製品の出庫を基準として収益を認識しているため、様式 B の一部の輸出取引は製品販売収入明細帳と照合できないものの、財務明細帳と一件ごとに対応する多数の輸出取引が存在する。

(オ) さらに、調査当局は、現地調査において、なぜ他の【数値】件ではなく当該【数値】件を抽出したのか、また、その抽出方法が無作為かつ公正なものであったかを説明すべきである。湖南華菱漣源鋼鉄は、調査当局が当該【数値】件のみを抽出し、全ての輸出取引を採用せず、又は少なくとも財務明細帳と完全に照合できる【財務明細と照合可能な相当数の取引】件の輸出取引明細を採用しなかったことは、恣意的かつ差別的であると考える。

５－２－６－２ 「２－４－２－１ 本邦向け輸出価格」及び FA 経緯書兼 DM 計算書（湖南華菱漣源鋼鉄）「Ⅰ.ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」に関する反論等に係る調査当局の見解

(309) 上記(308)の湖南華菱漣源鋼鉄からの仮の決定に関する反論等を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) FA 経緯書兼 DM 計算書（湖南華菱漣源鋼鉄）に記載のとおり、様式 B に係る情報は、湖南華菱漣源鋼鉄として当然に把握しているものであり、回答することが困難とはいえない内容であるところ、調査当局は、湖南華菱漣源鋼鉄の回答内容の不備について、

複数回に渡って具体的かつ明示的に不備内容を指摘したうえで説明を求めるとともに、可能な範囲で回答期限の延長の求めを認め、回答書を受領した。

(イ)　具体的には、調査当局は、湖南華菱漣源鋼鉄の供給者当初質問状に対する回答において、様式Bの販売数量の合計と様式Aにおける販売数量の数値が一致しないことを確認したため、不備指摘（1回目）において指摘したところ、湖南華菱漣源鋼鉄からは【回答内容】旨の回答があったが、販売数量の差異について根拠を示すものではなく回答の正確性を裏付ける回答はなされなかった。これを受けて、調査当局は、不備指摘（2回目）において、調査対象期間中に輸出された全ての本邦向け輸出取引が様式Bに報告されていることを根拠資料とともに説明することを求めたものの、湖南華菱漣源鋼鉄からは、【回答内容】について回答があったのみで、調査対象期間中に輸出された全ての本邦向け輸出取引が様式Bに報告されていることは確認できなかった。そのため、調査当局は追加質問状においても、繰り返し様式Bの本邦向け輸出取引と監査済み財務諸表とのつながりの説明と根拠資料の提出を求めたが、湖南華菱漣源鋼鉄からは、【回答内容】ついての回答とともに調査当局が求めた資料の一部のみが提出されただけで、提出された資料をもってしても、様式Bの取引のうちの大部分については、提出のあった令和6年の財務販売明細との一致・関連性を確認できなかった。

(ウ)　以上を踏まえて、改めて調査当局が、現地調査において、様式Bの数値と監査済み財務諸表との整合性が確認できず、調査対象期間の調査対象貨物に関する取引が正確かつ網羅的に報告されていることが確認できていないこと等を明示して、説明と根拠資料の提出を求めたところ、湖南華菱漣源鋼鉄からは提出資料「2024年輸出販売明細と表Bとの照合表（更新版）」が提出され、当該資料をもって、様式Bと令和6年の財務販売明細との間で、全【数値】件の取引のうち【数値】件が整合している旨の説明がなされた。

(エ)　しかし、湖南華菱漣源鋼鉄の現地調査における回答にもあるとおり、様式Bに記載された全取引件数のうち、令和6年の財務販売明細との対応関係が確認できたのは【数値】件であって、全取引件数の約【60-70】%にとどまり、残りの約【30-40】%については対応関係が確認できなかった。したがって、様式Bと監査済財務諸表の間の整合性や、調査対象期間中の調査対象貨物に関する取引が正確かつ網羅的に報告されているかについて確認することができなかった。

(オ)　このような湖南華菱漣源鋼鉄の対応は最善を尽くしたとは認められず、妥当な期間内に必要な情報の入手を許さず若しくはこれを提供しない場合又は調査を著しく妨げる場合に該当すると判断せざるを得ず、よって、湖南華菱漣源鋼鉄が回答した様式Bについて、その全体の正確性の検証ができないものとして知ることができた事実を適用した。

(カ)　この点に関連して、湖南華菱漣源鋼鉄は、「財務明細帳と輸出販売表との間の差異が、日本の輸入者の取引形態及び貨物の港湾保管の取決めに起因する」こと等を主張する。

しかしながら、これらの湖南華菱漣源鋼鉄による説明は、様式Bと令和6年の財務販売明細が一致しない理由を述べたものに過ぎず、当該説明をもって、様式Bにおいて調査対象期間の調査対象貨物にかかる取引が網羅的に回答されていることを裏付けるものではない。

(キ)　また、湖南華菱漣源鋼鉄は、調査当局のファクツ・アヴェイラブルの適用手法が恣意的かつ差別的であるとも主張する。

しかしながら、上記状況において、正確性を検証できなかった様式B上の全取引を輸出価格の算定に用いることが適当でないのはもちろんのこと、令和6年の財務販売明細と整合しているとして湖南華菱漣源鋼鉄から回答があった【数値】件（約【60-70】%）

の取引をそのまま輸出価格の算定に用いることも適当ではない。なぜなら、様式 B 全体について正確性が検証できず、様式 B に報告されるべき取引が全て報告されているかを調査当局が確認できないなかで、当該【数値】件の取引が、調査対象期間の調査対象貨物にかかる日本向け輸出取引全体を適切に反映しているかどうか判断することはできないからである。

そのため、調査当局は、現地調査において、湖南華菱漣源鋼鉄の負担を考慮しつつ、可能な限り幅広い品種かつ多くの調査対象貨物を検証できるよう、【抽出の理由】を抽出して、一連の取引関係資料の提出と説明を求めたものであり、その結果としてこれらの取引についてのみ正確性を検証できたことから知ることができた事実として用いたものであって、当該抽出方法は合理的な基準に基づく公正な方法である。

(ク) したがって、上記(308)の湖南華菱漣源鋼鉄からの仮の決定に関する反論等は採用できない。

５－２－７　FA 経緯書兼 DM 計算書（湖南華菱漣源鋼鉄）「Ⅱ．不当廉売差額率の算定について」「２．質問状回答等の内容について検討を要した事項」「(1) 梱包費用（B-3-8-1)」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解

５－２－７－１　FA 経緯書兼 DM 計算書（湖南華菱漣源鋼鉄）「Ⅱ．不当廉売差額率の算定について」「２．質問状回答等の内容について検討を要した事項」「(1) 梱包費用（B-3-8-1)」に関する反論等

(310) 中国の供給者である湖南華菱漣源鋼鉄から、FA 経緯書兼 DM 計算書（湖南華菱漣源鋼鉄）**「Ⅱ．不当廉売差額率の算定について」「２．質問状回答等の内容について検討を要した事項」「(1) 梱包費用（B-3-8-1)」**に関して、次の内容の仮の決定に関する反論等が提出された[317]。

(ア) 調査当局は、輸出価格の算定において包装費を控除すべきではない。

(イ) 湖南華菱漣源鋼鉄の包装費は既に生産原価に含まれており、販売費用として別途発生するものではない。したがって、輸出価格から工場渡し価格を逆算する際に包装費を控除すべきではなく、これを控除すれば輸出価格が不合理に引き下げられることになる。

(ウ) 湖南華菱漣源鋼鉄が包装費を報告したのは、輸出販売表の様式上の要求に従い、調査当局の調査に協力するためにデータを開示したためである。ある項目を報告したことは、当該項目を法的に輸出価格から控除すべきことを当然に意味しない。調査当局は、当該費用の性質、会計処理方法及び当該費用が既に生産原価に含まれているかに基づいて判断すべきである。

(エ) 湖南華菱漣源鋼鉄が提出した単位当たり包装費は、湖南華菱漣源鋼鉄が提出した生産原価データに基づいて算定されたものである。調査当局は、調査全体を通じて、中国が非市場経済国であることを理由に、湖南華菱漣源鋼鉄の生産原価データを正常価格の算定に使用することを拒否した。しかし、その一方で、湖南華菱漣源鋼鉄の生産原価に含まれる包装費を輸出価格の調整に使用している。この取扱い及び判断基準は明らかに一貫しておらず、公平性を欠く。

(オ) 調査当局が輸出価格側で包装費を控除する必要があると判断する場合であっても、公平な比較の原則に基づき、正常価格側において同じ性質・水準の調整を行わなければならない。協定 2.4 は、正常価格と輸出価格との公平な比較を求め、価格の比較可能性

[317] 仮の決定に関する反論等（湖南華菱漣源鋼鉄、令和８年８月４日）

に影響を及ぼす差異について適切な調整を行うことを求めている。また、同条は、調査当局が、公平な比較を確保するために必要な情報を利害関係者に示し、不合理な立証負担を課さないことも求めている。したがって、調査当局が輸出価格側で包装費を控除するのであれば、当該控除が販売条件の差異を実際に反映するものであるかを説明し、非対称な調整を避けるため、正常価格側でも対応する取扱いを行わなければならない。しかし、代替国企業に関する資料が秘密として取り扱われているため、湖南華菱漣源鋼鉄は、調査当局が正常価格側において対応する控除を行ったかを確認できない。したがって、調査当局は、正常価格側で包装費を控除したか否か、控除額、控除の根拠及び輸出価格側の調整との整合性を最終開示において明確に説明すべきであると考える。

(カ)　以上より、湖南華菱漣源鋼鉄は調査当局に対し、輸出価格側における包装費控除の必要性を改めて審査するよう要請する。調査当局がなお控除する必要があると判断する場合、湖南華菱漣源鋼鉄は、正常価格側において対応する調整を行い、実効的な意見を提出するために十分な非秘密の算定説明を開示するよう要請する。

５－２－７－２　FA 経緯書兼 DM 計算書（湖南華菱漣源鋼鉄）「Ⅱ．不当廉売差額率の算定について」「２．質問状回答等の内容について検討を要した事項」「(1) 梱包費用（B-3-8-1)」に関する反論等に係る調査当局の見解

(311)　上記(310)の湖南華菱漣源鋼鉄からの仮の決定に関する反論等を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

(ア)　製造原価は製品の製造を完了するために必要なコストであるところ、梱包の目的は輸送中の保護や顧客への引き渡しであり、製品の物理的・化学的性質を形成するものではない。特に、輸出向け梱包は、輸送条件や顧客要求に応じて変化するものであり、国内販売向けの梱包ともその態様が異なり、そのために必要な梱包費用に差異がある場合がある。したがって、輸出価格と正常価格との公正な比較という観点から、輸送条件や顧客要求に応じて変化しうる梱包費用を輸出価格と正常価格のそれぞれから除外し比較することは協定 2.4 に整合的である。

(イ)　調査当局が海外供給者に対して回答を求める供給者当初質問状 E の調査項目 E-3-1-2 においては、様式 E に溶融亜鉛めっき鋼の原価・費用を回答するに際して梱包費用が含まれないことを明記するとともに、除いた梱包費用がある場合にはその明細の提出を求めている。また、代替国当初質問状 D の調査項目 D-3-1-2 においても、様式 D に溶融亜鉛めっき鋼の原価・費用を回答するに際して梱包費用が含まれないことを明記するとともに、除いた梱包費用がある場合にはその明細の提出を求めている。

(ウ)　すなわち、調査当局は、湖南華菱漣源鋼鉄の不当廉売差額率を算定するに際して、代替国正常価格を用いているところ、代替国正常価格は、上記(119)のとおり、代替国構成価格を用いているが、代替国構成価格の算出には、代替国当初質問状の様式 D 上の溶融亜鉛めっき鋼の原価・費用の回答を用いており、これに梱包費用は含まれていない。

(エ)　また、市場経済の条件が浸透している事実についての確認や判断は、正常価格の算定のためのものであり、輸出価格の算定において湖南華菱漣源鋼鉄の生産原価に含まれる包装費を考慮することを妨げるものではない。

(オ)　さらに、協定 6.5 において、いかなる情報も、その性質上（その開示が情報を提供した者に対して著しい悪影響を及ぼすこと等を理由として）秘密であるもの又は調査の当事者が秘密の情報として提供したものは、正当な理由が示される場合には、調査当局により秘密として取り扱われる上、当該情報は当該当事者の明示的な同意を得ないで開示

してはならないこととされている。そのため、調査当局としては、本調査において、その性質上秘密である情報及び情報の提供者から秘密の情報として提供を受け、当該情報を秘密とすることについて正当な理由が示された情報を秘密の情報として取り扱ったものであり、開示することが可能な範囲で資料を閲覧に付して情報を開示しているものであるから、調査当局の対応は不合理なものとは認められない。

(カ)　したがって、上記(310)の湖南華菱漣源鋼鉄からの仮の決定に関する反論等は採用できない。

５－２－８　FA 経緯書兼 DM 計算書（湖南華菱漣源鋼鉄）「Ⅱ．不当廉売差額率の算定について」「２．質問状回答等の内容について検討を要した事項」「(2) 与信費用（B-3-30-6）」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解

５－２－８－１　FA 経緯書兼 DM 計算書（湖南華菱漣源鋼鉄）「Ⅱ．不当廉売差額率の算定について」「２．質問状回答等の内容について検討を要した事項」「(2) 与信費用（B-3-30-6）」に関する反論等

(312)　中国の供給者である湖南華菱漣源鋼鉄から、FA 経緯書兼 DM 計算書（湖南華菱漣源鋼鉄）**「Ⅱ．不当廉売差額率の算定について」「２．質問状回答等の内容について検討を要した事項」「(2) 与信費用（B-3-30-6）」**に関して、次の内容の仮の決定に関する反論等が提出された[318]。

(ア)　調査当局は信用費用を誤って算定した。湖南華菱漣源鋼鉄は、信用費用の算定目的は、販売の実現又は収益の認識から代金回収までの資金占用コストを反映することにあると考える。湖南華菱漣源鋼鉄は調査当局が販売条件の差異について合理的な調整を行い得ることを理解しているが、信用費用は通常、商業インボイスの日付又は販売実現日を起算日とし、実際の代金回収日又は合理的に確定された回収日を終期として算定すべきである。

(イ)　通常の販売過程では、製品の出庫は販売の実現又は確定の後に行われる。すなわち、当事者間で販売する貨物の品種、価格及び数量を確定した後に出庫する。しかし、本件の日本向け輸出の流れは、通常の販売とは明らかに異なる。製品は工場から出庫された時点で財務上は収益が認識されるものの、実際の販売はまだ実現しておらず、港湾での保管に向けて輸送される。日本の顧客が保管中の貨物から商品を選定した時点で、初めて販売が実現する。製品の出庫日と商業インボイスの日付との間に差異が生じる主な理由は、日本の輸入者の取引上の手配及び港湾保管方式であって、湖南華菱漣源鋼鉄が顧客に追加の信用期間を提供したためではない。出庫日からインボイス日までの期間を信用費用に算入すれば、販売日が誤って前倒しされ、信用費用の控除額が拡大し、輸出価格の算定に影響する。湖南華菱漣源鋼鉄は調査当局に対し、製品の出庫日ではなく商業インボイスの日付を信用費用の起算日として使用することを検討し、その旨を最終決定において説明するよう要請する。

(ウ)　湖南華菱漣源鋼鉄は、信用費用が販売条件の差異に係る項目であり、価格の比較可能性に実際に影響を及ぼす範囲においてのみ調整できると考える。協定 2.4 に基づき、関連する調整は取引の事実に基づくべきであり、正常価格と輸出価格を可能な限り同一の取引段階及び近接した販売時期で比較すべきである。商業インボイスの日付ではなく製品の出庫日を信用期間の起算日とすることは、信用の性質を有しない在庫期間又は物流期間を控除範囲に含めるものであり、公平な比較の要請に適合しない。

---

[318] 仮の決定に関する反論等（湖南華菱漣源鋼鉄、令和８年８月４日）

５－２－８－２　FA 経緯書兼 DM 計算書（湖南華菱漣源鋼鉄）「Ⅱ．不当廉売差額率の算定について」「２．質問状回答等の内容について検討を要した事項」「(2) 与信費用（B-3-30-6）」に関する反論等に係る調査当局の見解

(313)　上記(312)の湖南華菱漣源鋼鉄からの仮の決定に関する反論等を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

(ア)　与信費用は、供給者当初質問状 B において回答を求めているとおり、調査対象貨物の出荷から販売代金の回収までの期間について生じる信用供与のコストであり、その起算点は出荷日である。

(イ)　さらに、湖南華菱漣源鋼鉄は、追加質問状調査項目 J-7-2 において【様式 B 表について追加的な説明】と回答しており、また、現地調査においては、「工場から出庫された後に、販売明細に記載された価格や数量、取引条件が変更されることはなく、工場出荷時に作成される販売明細と【販売先名称】の確認を経て作成される商業インボイスとの内容に相違が生じることはない」とも回答している。したがって、湖南華菱漣源鋼鉄において、工場出荷の時点で特定の販売先に対する出荷として認識するとともに、工場出荷日をもって財務上の収益を認識し、工場出荷日以降、代金回収まで売上債権に係る資金負担を負っている。

(ウ)　したがって、工場出荷日を与信期間の始期とすることは適当であり、上記(312)の湖南華菱漣源鋼鉄からの仮の決定に関する反論等は採用できない。

５－２－９　FA 経緯書兼 DM 計算書（湖南華菱漣源鋼鉄）「Ⅱ．不当廉売差額率の算定について」「２．質問状回答等の内容について検討を要した事項」「(3) 在庫金利費用（B-3-29-7）」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解

５－２－９－１　FA 経緯書兼 DM 計算書（湖南華菱漣源鋼鉄）「Ⅱ．不当廉売差額率の算定について」「２．質問状回答等の内容について検討を要した事項」「(3) 在庫金利費用（B-3-29-7）」に関する反論等

(314)　中国の供給者である湖南華菱漣源鋼鉄から、FA 経緯書兼 DM 計算書（湖南華菱漣源鋼鉄）**「Ⅱ．不当廉売差額率の算定について」「２．質問状回答等の内容について検討を要した事項」「(3) 在庫金利費用（B-3-29-7）」**に関して、次の内容の仮の決定に関する反論等が提出された[319]。

(ア)　調査当局は在庫金利費用を控除すべきではない。湖南華菱漣源鋼鉄は、調査当局が在庫金利費用を控除した主な論理は、貨物が生産完了後直ちに販売されず、倉庫、港湾又は中間段階に一定期間保管された場合、企業が当該期間の利息費用を実際に負担し、また、当該期間に占用された資金を他の用途に用いれば収益を生み得たため、在庫期間に潜在的な資金コストが形成されるというものである可能性があると考える。

(イ)　調査当局が在庫金利を控除項目としたことは、協定 2.4 の「公平な比較」に関する規定に反する。在庫金利は、貨物が工場の倉庫内にある期間の資金占用コストであり、「工場出荷前」の費用であって、「工場出荷後」の運賃、保険料又は信用費用等ではない。調査対象期間中、湖南華菱漣源鋼鉄の在庫は特定の輸出注文のために保有されておらず、当該費用の発生と特定の販売との間に直接の因果関係はなく、価格の公平な比較に影響を及ぼさない。したがって、在庫金利を輸出価格の控除項目とすべきではない。

[319] 仮の決定に関する反論等（湖南華菱漣源鋼鉄、令和８年８月４日）

(ウ)　在庫金利の控除は反ダンピング調査における標準的な実務ではなく、これを控除項目とすることには一般に認められた根拠がない。湖南華菱漣源鋼鉄の知る限り、他の法域の反ダンピング調査において、在庫金利費用を控除した例は見当たらない。

(エ)　調査当局は、代替国企業である【企業名】の正常価格の算定において、在庫金利を控除したか否か及びその具体的方法を開示していない。このため、湖南華菱漣源鋼鉄は、正常価格と輸出価格が同一の費用基準で比較されているかを確認できない。このような情報の非対称性により、湖南華菱漣源鋼鉄は両者の比較が公平であることを確認できない。したがって、正常価格と輸出価格が同一の費用基準で比較されることを確保できない状況において、調査当局は、価格比較の公平性及び透明性を確保するため、在庫金利費用の控除を避けるべきである。

５－２－９－２　FA 経緯書兼 DM 計算書（湖南華菱漣源鋼鉄）「Ⅱ．不当廉売差額率の算定について」「２．質問状回答等の内容について検討を要した事項」「(3) 在庫金利費用 (B-3-29-7)」に関する反論等に係る調査当局の見解

(315)　上記(314)の湖南華菱漣源鋼鉄からの仮の決定に関する反論等を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

(ア)　在庫金利費用とは、製品の購入又は生産・完成から販売のための出庫までの在庫として保有される期間の資金拘束コストであり、その金額は在庫保有期間に左右される。在庫保有期間は、輸送期間や引渡し条件、支払い条件等の販売条件によって影響を受けうるものであり、在庫金利費用は販売活動と密接な関連を有する費用である。

そして、協定 2.4 は、公正な価格比較を確保するため、価格の比較可能性に影響を及ぼすあらゆる差異について適切な調整を認めているところ、一般的に、輸出取引は国内販売取引と比較し、船積み等の輸送手段の確保や通関手続きの点で在庫保有に伴う資金拘束コストが高く、このような資金拘束コストの影響を排除し、輸出価格と正常価格の価格比較を行うことは協定 2.4 に整合するものである。また、在庫金利費用は、工場出荷時点における調査対象貨物の価値それ自体ではなく、構成価格を構成する調査対象貨物の生産及び販売にかかる費用にも含まれるものではない。

(イ)　そのため、湖南華菱漣源鋼鉄の不当廉売差額率の算定にあたっては代替国正常価格、具体的には代替国供給者における構成価格を用いているところ、調査当局は、代替国企業から提出を受けた様式 D において報告された生産及び販売にかかる費用について、様式 D の回答に用いた勘定科目コード等を確認の上、在庫金利費用が含まれていないことを確認している。したがって、在庫金利費用を含まない形で輸出価格と正常価格を比較しており、公正な比較の観点から問題がない。

(ウ)　また、協定 6.5 において、いかなる情報も、その性質上（その開示が情報を提供した者に対して著しい悪影響を及ぼすこと等を理由として）秘密であるもの又は調査の当事者が秘密の情報として提供したものは、正当な理由が示される場合には、調査当局により秘密として取り扱われる上、当該情報は当該当事者の明示的な同意を得ないで開示してはならないこととされている。そのため、調査当局としては、本調査において、その性質上秘密である情報及び情報の提供者から秘密の情報として提供を受け、当該情報を秘密とすることについて正当な理由が示された情報を秘密の情報として取り扱ったものである。

(エ)　したがって、上記(314)の湖南華菱漣源鋼鉄からの仮の決定に関する反論等は採用できない。

５－２－１０　「２－４－２－４　不当廉売差額率（湖南華菱漣源鋼鉄）」並びに FA 経緯書兼 DM 計算書（湖南華菱漣源鋼鉄）「Ⅱ．不当廉売差額率の算定について」「１．不当廉売差額率」、「３．輸出価格」及び「４．正常価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解

５－２－１０－１　「２－４－２－４　不当廉売差額率（湖南華菱漣源鋼鉄）」並びに FA 経緯書兼 DM 計算書（湖南華菱漣源鋼鉄）「Ⅱ．不当廉売差額率の算定について」「１．不当廉売差額率」、「３．輸出価格」及び「４．正常価格」に関する反論等

(316)　中国の供給者である湖南華菱漣源鋼鉄から、**「２－４－２－４　不当廉売差額率（湖南華菱漣源鋼鉄）」**並びに FA 経緯書兼 DM 計算書（湖南華菱漣源鋼鉄）**「Ⅱ．不当廉売差額率の算定について」「１．不当廉売差額率」、「３．輸出価格」**及び**「４．正常価格」**に関して、次の内容の仮の決定に関する反論等が提出された[320]。

附属資料「不当廉売差額率－調査当局の費用控除ルールに基づく－【数値】件」及び「不当廉売差額率－梱包コストの二重控除を行わず、かつ在庫金利費用を控除しないで算出－【数値】件」のとおり、湖南華菱漣源鋼鉄は、様式 C の国内販売価格及び様式 B に記載された取引のうち 2024 年の財務上の販売収入明細帳と完全に照合できる【財務明細と照合可能な相当数の取引】件の輸出取引を使用し、不当廉売差額率を再計算した。湖南華菱漣源鋼鉄の計算結果によれば、輸出価格からの費用控除について調査当局の現在の取扱いを全て採用した場合であっても、湖南華菱漣源鋼鉄の加重平均輸出価格は【加重平均輸出価格】であり、不当廉売差額率は【不当廉売差額率】%となる。輸出価格からの費用控除について本意見書における湖南華菱漣源鋼鉄の主張を全て採用した場合、すなわち、輸出価格から包装費を重複して控除せず、かつ在庫金利費用を控除しない場合、湖南華菱漣源鋼鉄の輸出価格は【加重平均輸出価格】であり、不当廉売差額率は【不当廉売差額率】%となる。したがって、調査当局による不当廉売差額率の算定は、湖南華菱漣源鋼鉄の不当廉売差額率を大幅に過大評価し、湖南華菱漣源鋼鉄が日本国内の鉄鋼産業と公正に競争する機会を奪うものである。

５－２－１０－２　「２－４－２－４　不当廉売差額率（湖南華菱漣源鋼鉄）」並びに FA 経緯書兼 DM 計算書（湖南華菱漣源鋼鉄）「Ⅱ．不当廉売差額率の算定について」「１．不当廉売差額率」、「３．輸出価格」及び「４．正常価格」に関する反論等に係る調査当局の見解

(317)　上記(316)の湖南華菱漣源鋼鉄からの仮の決定に関する反論等を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

湖南華菱漣源鋼鉄の主張の前提に関する調査当局の見解は、上記(305)、(307)、(309)、(311)、(313)及び(315)において既に記載のとおりであり、したがって、その前提に誤りがあることから、当該主張及び附属資料を採用することはできない。

５－２－１１　「２－４－１－１　本邦向け輸出価格」並びに FA 経緯書兼 DM 計算書（鞍鋼）「Ⅱ．不当廉売差額率の算定について」「２．質問状回答等の内容について検討を要した事項」及び「３．輸出価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解

５－２－１１－１　「２－４－１－１　本邦向け輸出価格」並びに FA 経緯書兼 DM 計算書（鞍鋼）「Ⅱ．不当廉売差額率の算定について」「２．質問状回答等の内容について検討を要した事項」及び「３．輸出価格」に関する反論等

(318)　中国の供給者である鞍鋼から、**「２－４－１－１　本邦向け輸出価格」**並びに FA 経緯書

[320] 仮の決定に関する反論等（湖南華菱漣源鋼鉄、令和８年８月４日）

兼 DM 計算書（鞍鋼）**「Ⅱ．不当廉売差額率の算定について」「２．質問状回答等の内容について検討を要した事項」**及び**「３．輸出価格」**に関して、次の内容の仮の決定に関する反論等が提出された[321]。

(ア)　協定 2.3 は「輸出価格がない場合又は関係当局が輸出者と輸入者若しくは第三者との間の連合若しくは補償取決めのために輸出価格を基準とすることができないと認める場合において、輸出価格については、輸入された産品が独立した買手に販売されるときは独立した買手に最初に販売される価格に基づいて又は、当該産品が独立した買手に販売されないとき若しくは輸入された時の状態で販売されないときは当局が決定する合理的な基礎に基づいて、決定することができる。」と規定している。そのため、本件においても輸出価格については、鞍鋼集團香港から独立第三者への販売価格を基にするべきなのは明白である。

FA 経緯書兼 DM 計算書（鞍鋼）Ⅱ.2.(4)に記載のとおり、【取引の流れと役割】という役割をそれぞれ果たしている。

上記において、【役割の法的解釈】である以上、当然に協定 2.3 における「連合」に該当し、これを無視することはできない。

(イ)　鞍鋼は、鞍鋼集團香港の役割について既に説明しているうえ、令和 7 年 12 月 25 日付け不備指摘の回答にも記載しているばかりか、その役割がゆえに鞍鋼が鞍鋼集團香港を一体のものとして考えていることは、様式 B に対する回答の仕方からも明白である。

(ウ)　鞍鋼は、現地調査において様式 B の回答の仕方について、【回答方法】回答を行った。これについて「現地調査における回答を踏まえて、調査当局において、様式 B に記載されている鞍鋼集團香港から日本の顧客への販売価格が、実際の調査対象貨物ごとのコイルごとの販売価格を正確に反映しておらず、したがって、本調査において輸出価格の算定の基礎として用いることができない」などと認定することは、不当な負荷を回答者に課することであって、協定附属書 2 6.8 に規定する入手可能な最善の情報 5 に反する。

(エ)　FA 経緯書兼 DM 計算書（鞍鋼）II.2.(10).(i)において「調査当局は、貴社と鞍鋼集團香港の一体性について、鞍鋼集團香港が【グループにおける役割】を有しているとの事実のみをもっては、直ちに貴社と鞍鋼集團香港とを一体の事業体として扱うことはできないと判断しました。」と記載されているが、なぜ「【グループにおける役割】を有しているとの事実のみをもっては、直ちに貴社と鞍鋼集團香港とを一体の事業体として扱うことはできないと判断」したのか理由が一切言及されておらず、結論先にありきの認定としか言いようがない。

そもそも、鞍鋼が質問状等に対する回答において、また現地調査において一貫して説明してきたように、本形態における調査対象貨物の輸出取引においては、当該取引に関与する一社でも欠ければ、そもそも当該取引は成立しないのであって、それこそがグループの一体性を示す何よりの証左である。当局の認定は何ら理由に基づかない実態と異なる認定である。

(オ)　当局は概要、「貴社と鞍鋼集團国貿の間で【取引関係についての説明】ものの、貴社と鞍鋼集團香港との間に【取引関係についての説明】とのことであり、また、鞍鋼集團国貿と鞍鋼集團香港との間にも【取引関係についての説明】とのこと」から一体性を否定する認定を行っているが、繰り返し説明してきたとおり、グループが一体となって活動しており、1 社でも欠ければこの取引形態は成立しないのであるし、およそ【グループにおける役割】鞍鋼集團香港を鞍鋼が取引の不可欠な一部として用いていれば、【取引の説明】のは当然である。【取引の説明】のは明白である。また「鞍鋼集團国貿と鞍鋼集

[321] 仮の決定に関する反論等（鞍鋼、令和 8 年 8 月 7 日）

團香港との間にも【取引関係についての説明】」との事実から、なぜ一体性を否定できるのかが判然としない。むしろ一体であるがゆえに【取引の状況】となっているのであり、さらに【取引の状況】のみとなる。もとより【取引の状況】が存在している。このような状況を無視してなされた認定は、あきらかに自然な解釈を放棄したものである。

(カ)　当局は「第三者たる企業に対する代理サービス料や売買差益としての性質を有している」との認定を行っているが、繰り返し回答書や現地調査において説明してきたように、また、前述のごとく、グループが一体となって活動しており、1 社でも欠ければこの取引形態は成立しないという状況を無視し、個別の取引のみをみて認定を行ったとしか考えられない。このような一連の密接不可分の取引であって、その構成部分の一つでも欠ければ取引として成立しないような場合には、取引に関連するものすべてを見て認定がなされるのは、常識である。それにもかかわらず、一部のみを殊更に取り出して実態と異なる認定を行うのは評価の誤りである。

(キ)　FA 経緯書兼 DM 計算書（鞍鋼）Ⅱ.2.(10).(iv)は、「鞍鋼集團香港を通じた顧客への実際の最終販売価格それ自体については、鞍鋼集團香港が決定しているものの、【製品販売価格及び数量の決定方法についての説明】を決定しているものであって、特段これらの機能が鞍鋼集團香港のみに存在しているといった事実も確認できませんでした。したがって、鞍鋼集團香港については、個々の顧客との販売契約の締結や請求書の発行といった独立した輸出商社が有する機能と同様の機能を有すると判断することができ、それ以上に貴社と鞍鋼集團香港を一体の事業体として扱うべき事情は確認できないものと判断しました。」などと認定しているが、「【製品販売価格及び数量の決定方法についての説明】を決定している」と認定する一方で、「鞍鋼集團香港については、個々の顧客との販売契約の締結や請求書の発行といった独立した輸出商社が有する機能と同様の機能を有すると判断する」とかたや認定しており、そもそも記載に矛盾がある（片方は独立して販売価格を決定していないとする一方で、もう片方は個々の顧客との販売契約の締結や請求書の発行といった独立した輸出商社が有する機能を有するとしている）ことはその認定の根拠が不明であるとしか言いようがない。

さらに、FA 経緯書兼 DM 計算書（鞍鋼）Ⅱ.2.(10).(vi)にあるように、鞍鋼の「支配株主は貴社の株式の 53.46%を保有する鞍山鋼鉄であり、鞍山鋼鉄の 100%親会社で鞍鋼集團が鞍鋼集團国貿の株式の 100%を保有し、さらに鞍鋼集團国貿が鞍鋼集團香港の株式の 100%を保有しているところ、鞍鋼集團国貿と鞍鋼集團香港との間には直接の 100%の株式関係があるものの、貴社と鞍鋼集團国貿及び鞍鋼集團香港の間には直接の資本関係は存在しないことが確認できました。一方で、鞍鋼集團国貿と鞍鋼集團香港とは 100%の直接の資本関係がある」と当局自身が認定しているように、同グループにおいて、同一目的の取引に役割分担をしながら関与する企業群において、一定の共通の役割（価格設定）があることはむしろ一体性を認定する根拠にこそなれ、一体性を否定する根拠とはなりようがない。さらに、本調査の開始時期に配布された「不当廉売関税の課税に関する調査への協力のお願い（利害関係者等共通）」資料 1.(4).(ア)には「関連企業とは、以下の①から③までのいずれかに該当する企業をいう。

① 一方が他方を直接又は間接に支配している場合
② 両者が同一の第三者によって直接又は間接に支配されている場合
③ 両者が共同して同一の第三者を直接又は間接に支配している場合

」と記載されており、間接支配の状況もまた関連企業に該当し、支配をしていると認められる場合があることを明示している。これらにもかかわらず、FA 経緯書兼 DM 計算書（鞍鋼）II.2.(10). (vi)は「鞍鋼集團国貿と鞍鋼集團香港とを一体として考慮する方がむしろ自然であると判断できる一方で、貴社と鞍鋼集團香港との間の資本関係を踏まえても、貴社と鞍鋼集團香港とを一体の事業体として判断することは、根拠に乏しいものと

判断しました。」などと記載し、極めて恣意的かつ不自然な認定を行っている。すなわち、当局の認定には根拠がなく失当である。

５－２－１１－２　「２－４－１－１　本邦向け輸出価格」並びに FA 経緯書兼 DM 計算書（鞍鋼）「Ⅱ．不当廉売差額率の算定について」「２．質問状回答等の内容について検討を要した事項」及び「３．輸出価格」に関する反論等に係る調査当局の見解

(319)　上記(318)の鞍鋼からの仮の決定に関する反論等を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

(ア)　第一に、協定 2.3 は、「輸出価格がない場合又は関係当局が輸出者と輸入者若しくは第三者との間の連合若しくは補償取決めのために輸出価格を基準とすることができないと認める場合において、輸出価格については、輸入された産品が独立した買手に販売されるときは独立した買手に最初に販売される価格に基づいて又は、当該産品が独立した買手に販売されないとき若しくは輸入された時の状態で販売されないときは当局が決定する合理的な基礎に基づいて、決定することができる」と規定している。

(イ)　鞍鋼と鞍鋼集團香港との間に連合の関係が認められる場合であっても、協定上は、連合のために「輸出価格を基準とすることができないと認める場合において」輸出価格については、輸入された産品が独立した買手に販売されるときは独立した買手に最初に販売される価格に基づいて決定することが「できる」と規定している。したがって、協定は不当廉売差額率の認定において調査対象国から輸出されたときの価格を基本とするものの、協定 2.3 に基づいて、連合の関係にある企業間の販売価格を基礎とせずに、独立した買手に最初に販売される価格に基づいて輸出価格を算定することを調査当局の裁量として認めている。連合の関係が認められる場合であっても、連合の関係にある企業間の販売価格が信頼できるものである場合には当該価格を基礎として輸出価格を算定することが求められている。

(ウ)　鞍鋼の鞍鋼集團香港に対する調査対象貨物の販売価格については、現地調査において、鞍鋼から、【販売価格の決定方法についての説明】との説明があった。調査当局は、当該説明を踏まえて、【販売価格の決定方法についての説明】しており、この鞍鋼が設定した輸出基準価格を踏まえて鞍鋼集團香港が顧客への販売価格を決定するという基本的な販売価格の決定構造に鑑みて、輸出価格の算出にあたって、鞍鋼の鞍鋼集團香港に対する販売価格を基準とすることができないとは認められず、鞍鋼から鞍鋼集團香港に対する販売価格を輸出価格算定の前提とすることは、輸出価格と正常価格との公正な比較を妨げるものではないと判断した。

(エ)　第二に、輸出価格と正常価格との間の公正な比較のためには、調査対象貨物の製造原価に影響を与えうる物理的特性等の要素を考慮し、同じ品種ごとに輸出価格と正常価格とを比較することが特に重要であり、その同じ品種ごとの価格比較のため、品種の異なるコイルごとの実販売価格を正確に反映することが必要不可欠である。調査項目 B-2-1-2 における様式 B の回答方法の指示においても、グロス販売価格については「インボイスに記載されたグロスの販売価格を記入」することを明示的に求めている。

(オ)　しかしながら、鞍鋼は、鞍鋼集團香港から日本の顧客への販売価格について、【様式 B に記載されている鞍鋼集團香港から日本の顧客への販売価格及び単価についての説明】を販売単価として記載して回答した。また、この様式 B に記載されている鞍鋼集團香港から日本の顧客への販売価格及び単価についての説明は、調査当局からの質問を契機として現地調査においてはじめて確認された事実であり、現地調査に至るまで鞍鋼からは回答方法やそのような回答方法を採用するに至った理由等についての説明はなかった。

(カ)　以上を踏まえると、【様式 B に記載されている鞍鋼香港から日本の顧客への販売価格および単価についての説明】との現地調査における説明のみをもって、インボイスに記載された貨物ごとの実際のグロス販売価格を記入することが鞍鋼に不当な負荷を課するものと認めるに足る事実が確認できたということはできず、したがって、鞍鋼が最善を尽くしたとは認められないため、鞍鋼の「不当な負荷を回答者に課することであって、協定附属書 2 6.8 に規定する入手可能な最善の情報 5 に反する」との主張は認められない。

(キ)　第三に、鞍鋼と鞍鋼集團香港とを不当廉売差額率の算定において一体の事業体として扱うべきと認められるかどうかについては、たとえ関連企業であっても、それぞれが独立した法人として存在し、相互に取引を行っている以上、輸出価格と正常価格との公正な比較を確保する観点から、当該企業間の関係及び取引の実態を踏まえ、両者を実質的に一体の事業体として扱うべき事情が認められる場合に限り、一体の事業体として取り扱うことができるものである。したがって、鞍鋼と鞍鋼集團香港とが別個の法人として存在する以上、両者が同一の第三者により直接又は間接に支配され、同一の企業グループに属しており、かつ相互に取引関係を有しているという事実のみをもって、当然に一体の事業体として認められるものではない。

(ク)　鞍鋼と鞍鋼集團香港とを不当廉売差額率の算定において一体の事業体として扱うべきと認めるに足りる事情の有無について、調査当局は、鞍鋼から回答のあった様々な事実を踏まえて判断した。具体的には、調査当局は、FA 経緯書兼 DM 計算書（鞍鋼）II.2.(10)以降で説明しているとおり、鞍鋼による回答を踏まえて、鞍鋼と鞍鋼集團国貿の間の資本関係、それぞれの機能・役割、取引関係、販売価格・販売数量の決定方法、システム等の共通性等の事情を考慮した上で、鞍鋼と鞍鋼集團香港とを不当廉売差額率の算定において一体の事業体として扱うべきと認めるに足りる事情は確認されなかったと判断した。

(ケ)　そのため、鞍鋼と鞍鋼集團香港とを一体の事業体として扱うべきかについては、鞍鋼集團香港が鞍鋼の属する企業グループにおいて【グループにおける役割】との回答のみをもって判断できるものではなく、鞍鋼から回答があったその他の事情も考慮したうえで、鞍鋼集團香港の果たす役割の内容も踏まえて判断すべきものである。しかしながら、鞍鋼の回答を踏まえた結果、調査当局において、鞍鋼集團香港の【グループにおける役割】としての役割が、独立した非関連企業である輸出商社の機能・役割とは異なる、鞍鋼と鞍鋼集團香港とを一体の事業体として認めるべき機能・役割であるとの事実は確認できなかった。

(コ)　また、鞍鋼と鞍鋼集團香港や鞍鋼集團国貿との間の契約書や商業インボイスの有無等の取引関係についても、鞍鋼と鞍鋼集團香港との関係性を判断するうえで考慮すべき事実であるが、調査当局は、鞍鋼と鞍鋼集團香港や鞍鋼集團国貿との間の契約書や商業インボイスの有無等に関する事実から鞍鋼と鞍鋼集團香港とを一体の事業体として扱うべき事実は確認されなかった。

(サ)　さらに、価格決定方法についても、顧客への実際の最終販売価格は鞍鋼集團香港が決定しているものの、【製品販売価格及び数量の決定方法についての説明】おり、特段価格決定の機能が鞍鋼集團香港のみに存在しているといった事実も確認できなかった。このことは、鞍鋼が設定した輸出基準価格を満たす限り、鞍鋼集團香港は鞍鋼と別途協議することなく契約締結可能であることや、一般的に輸出商社であっても仕入れ価格や輸出基準価格について供給者との協議・調整が行われることはあり得ることも踏まえれば、鞍鋼と鞍鋼集團香港とは、単に「価格」という同じ事項に関与しているだけで、同一の

価格決定権を共有しているとは言い難く、一体の事業体として扱うべき事情は確認できなかった。

(シ)　鞍鋼は、仮の決定に関する反論等においても、企業グループが一体となって活動しており、1 社でも欠ければ取引形態が成立しないとの旨を主張するのみであって、独立した企業である鞍鋼と鞍鋼集團香港とを一体の事業体として認定するに足りる主張は認められない。したがって、鞍鋼と鞍鋼集團香港との一体性に関する鞍鋼の主張は採用できない。

(ス)　以上のとおり、上記(318)の鞍鋼からの仮の決定に関する反論等は、いずれも採用できない。

５－２－１２　「２－１－９　市場経済の条件が浸透している事実に関する結論」、「２－２－１　代替国選定」及び「２－２－２　代替国の正常価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解

５－２－１２－１　「２－１－９　市場経済の条件が浸透している事実に関する結論」、「２－２－１　代替国選定」及び「２－２－２　代替国の正常価格」に関する反論等

(320)　利害関係者である中国鉄鋼工業協会から、**「２－１－９　市場経済の条件が浸透している事実に関する結論」**、**「２－２－１　代替国選定」**及び**「２－２－２　代替国の正常価格」**に関して、次の内容の仮の決定に関する反論等が提出された[322]。

(ア)　仮決定は、中国の調査対象産品の生産者が市場経済の条件を満たしていないと認定し、これに基づき【国名】を代替国として選定した上で、【国名】企業が生産する比較可能な産品の費用を基礎として正常価額を構成している。中国鉄鋼工業協会は、当該代替国の選定及び正常価額の構成方法には根本的な偏りがあり、その結果、正常価額が体系的に過大評価されていると考える。

(イ)　仮決定で選定した【国名】の参照企業である【企業名】の主力製品は、中国から日本へ輸出される調査対象産品との間に、グレード及び用途の面で顕著な相違がある。公開情報によれば、同社は日本製鉄の【国名】における子会社であり、その中核製品は食品密封缶用のぶりき（すずめっき鋼板）、自動車用高張力亜鉛めっき鋼板等の高級鋼板製品である。これに対し、中国から日本へ輸出される溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板は、主として建築用途の汎用規格品であり、汎用的な一般鋼材に属すものである。両者は製品ポジショニング、技術規格及び川下の用途において全く異なる市場階層に位置している。さらに、【企業名】は短工程（電炉等）の鉄鋼メーカーであり、その費用は基板の調達価格に加工費用を加えたものによって決まるため、当方の調査対象企業の全工程（高炉等）の鉄鋼メーカーの費用構成とは異なり、異なる生産工程を持つ鉄鋼メーカーであることから、その費用構造及び価格水準には比較可能性がない。

(ウ)　一般建築用溶融亜鉛めっき鋼板と高級表面処理鋼板との費用差は、業界において普遍的に見られるものであり、個別の事例にとどまるものではない。中核的な費用構成の観点からみると、高級ぶりきに用いられるめっき金属であるすずの市場価格は亜鉛の約 10 倍以上であり 、めっき材料費の差は顕著である。また、高級表面処理鋼板は電気めっき等、より高い精度が要求される製造工程を採用することが多く、単位当たりの工程費用は一般の溶融亜鉛めっき工程を著しく上回る。高級品の費用水準をもって汎用の大口産品の正常価額を構成することは、本質的に「高級品の価格を低級品の価格と対比す

322 仮の決定に関する反論等（中国鉄鋼工業協会、令和８年８月７日）

る」ものであり、必然的に正常価額の水準を人為的に引き上げることになる。
　仮決定は、製品の形状、エッジの状態等の物理的特性に応じて単位製造原価の調整を行ったと述べているが、当該調整は製品の物理的外観に係るパラメータのみを対象とするものであり、費用水準を決定づける中核的な相違、すなわち製品等級、製造工程ルート、品質規格等には及んでいません。物理的パラメータの表面的な微調整のみでは、高級品と汎用大口産品との間に存する費用構造上の根本的な隔たりを埋めることは到底できず、正常価額の認定における体系的な偏りを解消するには足りない。

(エ)　特に指摘すべきは、日本の不当廉売関税調査メカニズムにおける市場経済地位（MET）審査手続自体が、代替国選定の偏りのリスクをさらに増大させていることだ。韓国の鉄鋼業界が明らかにした情報によれば、日本は不当廉売関税調査において調査対象企業に対し MET 審査のプロセスを追加し、その審査範囲は価格、費用、生産・販売量等の経営データにとどまらず、政府の産業政策の影響、原材料サプライヤーの株式保有構造、政府の持株状況、取締役会の構成、労使関係及び財務会計制度等多くの側面にまで及んでおり、調査当局に極めて大きな裁量権を与えている。本件において、調査当局は中国企業が市場経済の条件を備えていることを証明できなかったことを理由に、中国のサプライヤーに対して一律に代替国の価格を適用した。しかし、当該認定基準は過度に厳格であり、かつ透明性を欠いているため、実質的に中国企業が MET 審査を通過することをほぼ不可能にし、その結果として強制的に代替国の規則が適用されることとなった。

５－２－１２－２　「２－１－９　市場経済の条件が浸透している事実に関する結論」、「２－２－１　代替国選定」及び「２－２－２　代替国の正常価格」に関する反論等・再反論等に係る調査当局の見解

(321)　上記(320)の中国鉄鋼工業協会からの仮の決定に関する反論等を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

(ア)　上記(320)の中国鉄鋼工業協会の主張は、本件の調査対象産品の範囲や品種等の分類についても、調査対象貨物である溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板と調査対象貨物には含まれていない電気亜鉛めっき鋼帯及び鋼板やぶりき（すずめっき鋼板）等の貨物とを混同しているものである。

(イ)　本調査における調査対象貨物は、上記**「１－１　調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴」**に記載のとおり、「溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板」であって、その詳細は、上記**「１－１－２　銘柄及び型式」**や**「１－１－３　特徴」**に記載のとおりであり、輸出価格と正常価格の比較にあたっては、調査対象貨物の価格同士を比較しているものであるから、調査対象貨物とそれ以外の貨物の価格同士の比較を問題とする中国鉄鋼工業協会の主張は前提としての調査対象貨物の理解に誤りがあり採用できない。

(ウ)　また、本調査においては、調査対象貨物について、輸出価格と正常価格との公正な比較の観点から、規格や原板の化学成分等を含む 12 種類の品種等の分類をもって、調査対象貨物の品種を細かく区分し、同じ品種同士の輸出価格と正常価格とを比較して、不当廉売差額率を算定している。したがって、物理的外観に係るパラメータのみを対象とするとの主張は誤りである。

(エ)　なお、中国鉄鋼工業協会は、【企業名】の製品との違いについて言及しているが、同者の製造する溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板が、他国が製造する溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板と、用途や材質、技術基準という点で異なるのかについては、調査当局は現地調査において確認し、同者から「【企業名】で製造する溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板製品は、

他国・他社で製造される溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板製品と、その使用用途・材質・技術基準という点で特段変わるものではない」との回答を得ているとともに、提出されたカタログ等の資料[323]や実際の工場確認において、当該回答の正確性を確認・検証している。

(オ)　また、代替国の選定や正常価格の構成方法については、上記(301)のとおりである。

(カ)　したがって、上記(320)の中国鉄鋼工業協会の仮の決定に関する反論等は採用できない。

５－２－１３　「２－３－２－２－２　構成価格」及び FA 経緯書兼 DM 計算書（KG Dongbu Steel）「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「２．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「A)　様式 E」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解

５－２－１３－１　「２－３－２－２－２　構成価格」及び FA 経緯書兼 DM 計算書（KG Dongbu Steel）「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「２．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「A)　様式 E」に関する反論等

(322)　韓国の供給者である KG Dongbu Steel から、**「２－３－２－２－２　構成価格」**及び FA 経緯書兼 DM 計算書（KG Dongbu Steel）**「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「２．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「A)　様式 E」**に関して、次の内容の仮の決定に関する反論等が提出された[324]。

(ア)　差異の原因は、様式 A-3-2-2 では製品期首棚卸数量と製品期末棚卸数量を報告し、様式 E では期首仕掛品と期末仕掛品を報告することと質問書に記載されていたため、KG Dongbu Steel は両様式で求められる項目が異なると当初回答時に理解していた。令和 7 年 12 月 25 日付けで調査当局から様式 E に製品期首棚卸数量及び製品期末棚卸数量を報告するよう要請を受け、「品種コード⑬（規格）」が追加された新しい様式 E にて追加報告を行った。

(イ)　上記で説明したとおり、期首仕掛品、期末仕掛品、期首在庫数量、期末在庫数量の修正ではなく、質問書に基づく追加情報の提供である。期中自家消費等は、現地調査結果報告書の項目 6 番において記載のとおり、製品受払簿のその他の入庫と出庫項目の合計（すべての項目についてフィールドを追加して個別に報告することができないため）を様式 E の期中自家消費等のフィールドに報告したものである。

(ウ)　「期末在庫数量」を求める正確な計算式は、「期首在庫＋完成品数量－期中販売数量＋期中自家消費等数量」であり、様式 E に報告した各フィールドの合計が本計算式と一致する。
【回答内容】。

(エ)　当社の製品コードと質問書で規定された 13 種類の品種コードは異なっており、当社の SAP システム上での製品受払管理は、当社製品コード単位で行われている。
したがって、様式 E における製品の期首・期末在庫数量及び金額を報告する方法として、製品コード別の生産重量を基準に配賦し、当社システムの受払資料と整合するように報告している。

---

[323] 代替国当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（【企業名】）（添付資料 A-5-3、添付資料 D-1-1-1）、現地調査提出資料 1(1-①)（【企業名】）
[324] 仮の決定に関する反論等（KG Dongbu Steel、令和 8 年 8 月 7 日）

【回答内容】ている。

(オ)　現地調査において様式 E の No.34 に関し、期首在庫、入庫、出庫および期末在庫までの製品情報資料を提出資料 5-(2)として提出した。同資料に記載のとおり、期中自家消費等数量は、上記で説明したとおりその他の入庫・出庫の合計であり、これは当社の製品を管理する受払項目である。期末製品在庫と一致させるために任意に加工した数量ではない。

(カ)　様式 E における製品の期首・期末在庫数量及び金額を報告する方法として、製品コード別の生産重量を基準に配賦し、当社システムの受払資料と整合するように報告している。【回答内容】。

(キ)　現地調査における提出資料 5-(1). コストサンプルトレース（Cost Sample Trace）に記載のとおり、個々のコイルについて、原材料の購入から製造工程、さらには製品化及び販売に至るまでの一連の情報が一貫して把握できるという前提が、現地調査において示された。ただし、調査で求められる品種コード①～⑬別に当社は SAP システム上で管理しておらず、当社固有の製品型番別に製品を管理しているため、調査で求められる品種コード①～⑬別に様式 E を報告するには、製品型番別の生産資料を配賦して品種コード①～⑬別に報告するほかない。提出資料 5-(2). 在庫移動から分かるとおり、1 つの製品型番は複数の品種コードに分割される場合があり、また、1 つの品種コードが複数の製品型番で構成される場合がある。

(ク)　月末時点で製品生産数量を調整するのではなく、生産が完了すると受払簿上に生産入庫として記録され、生産製品の位置を把握し、まだ半製品倉庫にある製品の場合は受払簿上「製品→半製品振替」すなわち【記録方法】された後、製品倉庫へ移動した後に「半製品→製品」として振替される。このような過程が発生しても、1～3 日以内に振替されるため月別受払簿上にも表れない場合が大部分であり、月末にこのような振替出庫が発生し、再び振替入庫が翌月初に発生する場合に月別受払簿上に表れる。これは生産数量及び金額の調整や配分ではなく、期首在庫から期末在庫へつながる一連の過程にすぎない。実際に同一の振替出庫数量及び金額が振替入庫される。ただし、調査対象期間が令和 6 年であるため令和 6 年 12 月 31 日に振替出庫された後、令和 7 年 1 月 1 日に振替入庫される場合は様式 E において【数値】として表れる。

(ケ)　調査で求められる品種コード①～⑬別に KG Dongbu Steel は SAP システム上で管理しておらず、KG Dongbu Steel 固有の製品型番別に製品を管理している。したがって、調査で求められる品種コード①～⑬別に様式 E を報告するためには、製品型番別の生産資料を配賦して品種コード①～⑬別に報告するほかない。現地調査における提出資料 5-(2). 在庫移動から分かるとおり、1 つの製品型番は複数の品種コードに分割される場合があり、また、1 つの品種コードが複数の製品型番で構成される場合がある。財務会計システム及び損益計算書の製造原価と様式 E で報告された製造原価の整合性は、現地調査結果報告書に記録されているとおり既に立証されている。すなわち、当社の原価を計算する製品コードと質問書上の品種コードの差異から生じる配賦であり、原価の任意の調整及び再計算ではない。

(コ)　製品の保管場所の変更に伴うその他の入庫・出庫についての説明は、上記を参照されたい。また、期中自家消費等は、製品受払簿のその他の入庫と出庫項目の合計（すべての項目についてフィールドを追加して個別に報告することができないため）を様式 E の期中自家消費等のフィールドに報告したものである。

(サ)　様式 A-3-2-2 の当期販売数量は、返品調整が反映された販売数量であり、一方、様式

E の期中販売数量は、製品受払簿上において、生産後に工場から販売出庫された製品の販売数量のみを表している。【記録方法】。したがって、様式 A-3-2-2 の当期販売数量と様式 E の期中販売数量には差異が生じる。

(シ)　様式 E に報告した期首在庫及び期末在庫を含むすべての項目は当社の SAP 製品受払簿と一致する。

(ス)　上記で説明したとおり、財務会計システム及び損益計算書の製造原価と様式 E で報告された製造原価の整合性は、現地調査結果報告書に記録されているとおり既に立証されている。

５－２－１３－２　「２－３－２－２－２　構成価格」及び FA 経緯書兼 DM 計算書（KG Dongbu Steel）「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「２．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「A)　様式 E」に関する反論等に係る調査当局の見解

(323)　上記(322)の KG Dongbu Steel からの仮の決定に関する反論等を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

(ア)　KG Dongbu Steel の反論は、調査当局による、KG Dongbu Steel の提出した様式 E における当期自家消費等数量や当期販売数量の数値の正確性を確認することができなかったことにより、完成品数量を含む製品数量に関する情報の正確性について確認することができなかったため、KG Dongbu Steel が提出した様式 E を用いて、品種ごとの単位あたり原価を適切に算出することが困難であると判断し、したがって、品種ごとの単位当たり生産費用（COP）の算定ができない以上は、KG Dongbu Steel の提出した様式 E それ自体について、正確性を確認することができなかったと判断したことに対する意見であると理解することができる。

(イ)　KG Dongbu Steel の反論においては、「期首仕掛品、期末仕掛品、期首在庫数量、期末在庫数量の修正ではなく、質問書に基づく追加情報の提供です」などとされているが、調査当局は、調査開始の時点から、一貫して、様式 E への回答を KG Dongbu Steel に対して求めていたところ、調査項目 E 及び様式 E において、調査当局は、調査対象期間における溶融亜鉛めっき鋼の原価・費用の情報を求めており、その中には、溶融亜鉛めっき鋼の製造原価を構成する「a 期首仕掛品」及び「f 期末仕掛品」や「期首在庫数量」や「期末在庫数量」が含まれている。しかしながら、KG Dongbu Steel が調査当局に対して最初に提出した様式 E においては、期首仕掛品、期末仕掛品及び期首在庫数量については、【回答内容】との回答があり、また、期末在庫数量を含む全体の数値としても、様式 A-3-2-2 と整合していなかったことから、これらを指摘したものであり、これに対して、KG Dongbu Steel から修正された様式 E の提出があった。したがって、「期首仕掛品、期末仕掛品、期首在庫数量、期末在庫数量の修正ではない」との主張は本調査の経緯に照らして事実に反する。

(ウ)　そのうえで、KG Dongbu Steel は、様式 E における自家消費等数量について、「その他の入庫と出庫項目の合計（すべての項目についてフィールドを追加して個別に報告することができないため）を様式 E の期中自家消費等のフィールドに報告したもの」等と主張したうえで、「様式 E に報告した期首在庫及び期末在庫を含むすべての項目は当社の SAP 製品受払簿と一致」するとの旨の主張であると理解する。

(エ)　しかしながら、調査当局は、現地調査において KG Dongbu Steel に対して様式 E における「期中自家消費等数量」等に記載の数値の意味について複数回説明を求めたが、この点について、KG Dongbu Steel からは最後まで明確かつ具体的な説明はなされなか

った。

(オ)　お願い紙の資料1「用語の定義」において、「自家消費」については、「自社工場等で生産されるものを、出荷することなく自社製品に使用すること等」として定義している。様式Eにおいては、溶融亜鉛めっき鋼の数量に関して、期首在庫数量、完成品数量、当期販売数量、期中自家消費等数量、期末在庫数量の報告を求めているところ、様式Eにおいて回答を求めている「期中自家消費等数量」は、期首に在庫として存在した期首在庫と期中に完成した完成品のうち、期中に販売されたものでも期首在庫でもないものの数量である。しかしながら、現地調査において、【調査当局が提出資料に関する質問】について、再三にわたって説明を求めたにもかかわらず、KG Dongbu Steelは自社のシステム上の項目を形式的に説明するのみであり、現地調査を通じて、「期中自家消費等数量」に記載された数量がKG Dongbu Steelのシステム上「その他」に分類されるものであって期中に自家消費された数量ではないことが確認できた一方で、それらが実態として、当期にそもそも完成していないものなのか、期中に販売されたものなのか、期末在庫として残ったものなのか、それ以外のものなのか、具体的かつ明確な説明はなされなかった。なお、KG Dongbu Steelは反論の中で「【記録方法】として記録され」る旨を主張しているところ、当該説明は現地調査においてされていない新たな説明である。

(カ)　さらに、これに加えて、調査当局において、KG Dongbu Steelから提出された様式B及び様式Cの取引数量と様式Eにおいて回答された販売数量との乖離や、現地調査における様式E上の「a 期首仕掛品」及び「f 期末仕掛品」と「期首在庫数量」及び「期末在庫数量」との関係性についてのKG Dongbu Steelの説明と様式E上の各項目における数値との不整合も確認された。

(キ)　調査当局は、様式Eにおける「期中自家消費等数量」等の数量に関して明確な説明がなされず様式Eにおける数量情報について検証ができなかったことや様式Eにおける数量情報に関して他の様式との乖離や不整合が確認されたことを踏まえて、様式Eにおいて各品種の単位あたりの生産費用を算出する前提となる完成品数量についてその正確性を検証することができなかったものと判断したものであって、当該判断に不合理な点はない。

(ク)　なお、KG Dongbu Steelは反論等においても繰り返し「自家消費等数量」において回答した数値について主張し、また、KG Dongbu SteelのSAP製品受払簿と様式Eの完成品数量を含む製品数量が一致することを主張する。しかしながら、現地調査において「期中自家消費等数量」として回答された数値の実態について具体的かつ明確な説明がなされず、SAP製品受払簿と様式Eとの対応関係について十分に説明がなされなかったとともに、様式Eにおける数値に関する乖離や不整合が存在することを踏まえると、直ちにSAP製品受払簿上の数値が適切に様式Eにおいて回答されているものと判断することはできず、様式Eにおける数量の回答の正確性を検証することができなかったとの点に変わりはない。

(ケ)　また、上記(322)の主張に関して、KG Dongbu Steelは証拠としてシステム画面や説明資料等を提出しているところ、反論等通知に記載のとおり、仮の決定に関する反論及び反証は、これまで調査当局が提出を求めていた証拠のうち、これまで調査当局に提出されていなかった証拠を提出する機会ではない。したがって、KG Dongbu Steel から仮の決定に関する反証として提出された当該システム画面等は、現地調査において調査当局がKG Dongbu Steelに対して求めていた証拠であり、また、その内容の正確性について検証することができないものであるため証拠として採用しない。

(コ)　以上のとおり、上記(322)のKG Dongbu Steelの仮の決定に関する反論等は採用しな

い。

５－２－１４　「２－３－２－２－２　構成価格」及び FA 経緯書兼 DM 計算書（KG Dongbu Steel）「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「４．ファクツ・アヴェイラブルを適用した手法」「A）　調査対象貨物の単位当たりの生産費用（COP）」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解

５－２－１４－１　「２－３－２－２－２　構成価格」及び FA 経緯書兼 DM 計算書（KG Dongbu Steel）「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「４．ファクツ・アヴェイラブルを適用した手法」「A）　調査対象貨物の単位当たりの生産費用（COP）」に関する反論等

(324)　韓国の供給者である KG Dongbu Steel から、**「２－３－２－２－２　構成価格」**及び FA 経緯書兼 DM 計算書（KG Dongbu Steel）**「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「４．ファクツ・アヴェイラブルを適用した手法」「A）　調査対象貨物の単位当たりの生産費用（COP）」**に関して、次の内容の仮の決定に関する反論等が提出された[325]。

(ア)　FA 経緯書兼 DM 計算書（KG Dongbu Steel）によると、「したがって、調査当局は、様式 E において適切に報告されるべき生産費用（COP）を構成する各項目のうち、特に大部分を占める製造原価（COM）については、実際にシステム画面を確認しその正確性を検証できたこれらの提出資料に記載のある製造原価情報を証拠として用いることとしました。そして調査当局は、貴社から提出された資料によって、製造原価の正確性を確認できた 2 製品の完成品 1kg あたりの製造原価を平均して、貴社の製造する溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の製造原価を算出しました。具体的には、貴社から提出された資料に記載の 2 製品。」と記載されており、現地調査において無作為サンプル調査で当社の製造原価に問題がないことが確認されている。

このように、KG Dongbu Steel の製造原価について財務会計システム及び損益計算書の製造原価と様式 E で報告された製造原価の整合性が立証され、現地調査における無作為サンプル調査 2 件により当社の製造原価に問題がないことを確認されているにもかかわらず、わずか 2 製品（全体生産量に対して 0.009%）についての単位当たり平均製造原価で全対象期間の原価を代替することは論理が成り立たず不当である。

(イ)　調査当局は、ファクツ・アヴェイラブルの結果、現地調査において確認のとれた 2 製品の単位当たり平均製造原価を用いているが、当該平均製造原価の根拠となった画像 41 と画像 42 の製造原価金額は標準原価（Standard Cost）であり、実際原価が反映されたものではないため、実際原価（Actual Cost）により再計算されるべきである。

(ウ)　調査当局は、4 つの利益勘定科目について、調査対象貨物の生産及び販売に関連しないとの理由により、金融費用及びその他費用の計算において除外した。しかしながら、当社は、現地調査でも説明したとおり、当該勘定科目が対象製品と間接的に関連するものと判断している。もっとも、このような KG Dongbu Steel の立場にもかかわらず、調査当局の判断のとおり、4 つの利益勘定が「調査対象貨物と関連がない」との理由により除外されるべきであるとするならば、同一の論理は、これに対応する損失・費用勘定に対しても例外なく適用されるべきである。対応する損失・費用勘定もまた、資金運用の過程で発生した費用にすぎず、調査対象貨物の生産及び販売に関連して支出された費用として認めることはできないためである。このような対称的な調整が行われてこそ、原価計算の歪曲を防止することができるのである。

---

[325] 仮の決定に関する反論等（KG Dongbu Steel、令和 8 年 8 月 7 日）

(エ)　上記(ウ)により除外されるべき利益勘定及びこれに対応する費用勘定は、以下のとおりである。

(a)【勘定科目】

【勘定科目】及び【勘定科目】の勘定を除外しなければならない。当該勘定の大部分の費用は熱延設備の処分から発生した費用であり、利益勘定と同様に除外されるべきである。

(b)【勘定科目】

【勘定科目】の勘定を除外しなければならない。調査対象貨物と関連のない企業投資により発生した評価損失を記録した勘定であり、当社の資金運用により得られた費用に過ぎないため、調査対象貨物の生産及び販売に関連して支出した費用として認めることはできない。当該勘定では合計 2 件の取引が発生した。（証拠 2 及び添付資料 4(A)(4)(11)、【勘定科目】参照）

(c&d)【勘定科目】及び【勘定科目】

【勘定科目】の勘定を除外しなければならない。当該勘定もまた、当社の資金運用により得られた費用に過ぎないため、調査対象貨物の生産及び販売に関連して支出した費用として認めることはできない。

上記事項を反映する場合、生産費用(COP)計算に反映すべき金融費用及びその他費用の単価は【数値】から【数値】に修正されなければならない。

５－２－１４－２　「２－３－２－２－２　構成価格」及び FA 経緯書兼 DM 計算書（KG Dongbu Steel）「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「４．ファクツ・アヴェイラブルを適用した手法」「A)　調査対象貨物の単位当たりの生産費用（COP)」に関する反論等に係る調査当局の見解

(325)　上記(324)の KG Dongbu Steel からの仮の決定に関する反論等を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

(ア)　上記(324)(ア)の主張は、現地調査において提出があった 2 つの製品の単位当たり平均製造原価で対象期間の全体原価を代替することは不当であるとの意見であると解釈できる。

(イ) そもそも、様式 E 上の各品種についての完成品数量に対する単価を算出するにあたって重要となる完成品数量を含む製品数量に関する情報の正確性について確認することができなかった以上は、様式 E の正確性について検証できたといえない中で、製造原価情報とこれと対応する完成品数量の情報が客観的資料から確認できたのは KG Dongbu Steel から提出のあった提出資料通番 23「添付資料 6.4 月 30 日追加資料#935#943 原価追跡 のコピー（注：韓国語のみ）」及び提出資料通番 24「添付資料#935#943 原価追跡_JP(和訳付き)」に記載の 2 つの製品のみであるから、知ることができた事実として、当該 2 製品の情報を用いたことは何ら不合理なものではない。

(ウ)　また、調査当局は、【様式 E の記載内容に関する説明】が確認できたことから、現地調査において、KG Dongbu Steel に対して様式 E の通番の中で【様式 E の記載内容に関する説明】と【様式 E の記載内容に関する説明】を用いて、様式 E の「b 当期製造費用 直接材料費」に記載の数値の正確性について説明することを求めた。

(エ)　これに対して、KG Dongbu Steel からは、【通番 935 及び 943 に関する説明】について説明がなされ、説明があった画面についても、提出資料通番 23「添付資料 6.4 月 30 日追加資料#935#943 原価追跡 のコピー（注：韓国語のみ）」及び提出資料通番 24「添付資料#935#943 原価追跡_JP(和訳付き)」として提出された。調査当局は、これらの資料により、2 つの製品型番コードに紐付く製品の製造原価情報とこれに対応する完成品

数量が正しく記録されていることを確認することができたものである。

(オ)　なお、当該資料をもって確認を試みたのは直接材料費の記載の正確性の検証を目的としたものであり、また、KG Dongbu Steel から示された画面において 2 つの製品型番コードに紐づく製品の製造原価情報は、調査当局が求めた様式 E 上の通番のものではないことが、現地調査における説明及び提出資料から確認された。したがって、現地調査での、これら 2 つの製品の製造原価情報に関する説明により、KG Dongbu Steel が様式 E に回答した全ての製造原価情報について問題ないことを確認できたわけではない。

(カ)　したがって、調査当局において、様式 E における数量に関する情報の正確性が検証できなかった中で、他に様式 E における数量情報について利用可能な適切な情報がない状況において、現地調査において実際にシステムの画面を確認しつつ完成品数量も含めて製造原価に関する情報の正確性を確認・検証することができた 2 つの製品の情報を、知ることができた事実として用いたものであり、当該判断は何ら不合理なものとは認められない。

(キ)　また、上記(324)(イ)の主張は、知ることができた事実に基づく生産費用の認定に際して調査当局が用いた 2 つの製品型番コードに関する提出資料における製造原価情報が、半製品原価構成を示す単純な画面であって、実際原価が反映されていないとの旨の意見であると理解できる。

(ク)　しかしながら、これらの 2 つの製品型番コードについては、現地調査において、調査当局が、様式 E の通番を指定して様式 E で報告された完成品の原価がわかる画面を示すように求めたことに対して示されたものであり、調査当局から、画面に示されたどの数値が製造原価か、最終的な原価はどの数値を見ればわかるのか、システム画面上の数値が製造原価のすべてを占めているのか、当該画面が完成した状態の原価要素を示していることでよいのかについて再三説明を求め、これに対して、KG Dongbu Steel からも、当該画面において完成品の製造原価のすべてが記載されている旨の回答があったものである。また、この現地調査におけるやり取りの間、KG Dongbu Steel から各原価要素についての説明があったものの、反論等にあるような、実際原価が反映されていないという旨の説明は一切なかった。調査当局は現地調査における説明も踏まえて、提出資料上の 2 つの製品の原価情報を知ることができた事実として用いたものであり、不合理とは認められない。また、KG Dongbu Steel によるこれらのシステム画面上の数値について「実際原価が反映されていない」という主張については現地調査における KG Dongbu Steel の説明と整合せず採用することはできない。

(ケ)　なお、上記(324)の主張に関して、KG Dongbu Steel は説明資料を提出しているところ、反論等通知に記載のとおり、仮の決定に関する反論及び反証は、これまで調査当局が提出を求めていた証拠のうち、これまで調査当局に提出されていなかった証拠を提出する機会ではない。したがって、KG Dongbu Steel から仮の決定に関する反証として提出された説明資料は、現地調査において調査当局が KG Dongbu Steel に対して求めていた、2 つの製品の製造原価情報に関する証拠であって、これまで調査当局に提出されていなかった証拠であり、また、その内容の正確性について検証することができないものであるため証拠として採用しない。

(コ)　さらに、上記(324)(ウ)及び(エ)の意見は、金融費用及びその他費用の調整に関して、調査当局が調整を行った勘定科目と対応する勘定科目についても調整すべきである旨の意見であると解される。

(サ)　調査当局は、現地調査において、改めて、【SG&A 比率の算出方法】根拠等について

説明を求めたところ、【回答内容】旨の回答があった。そこで、調査当局は、特に営業外収益・営業外費用の中でも調査対象貨物の生産費用の単価を実態に反して高くしている要因として考えられるものとして、現地調査において、様式 A-3-3②に記載のあった勘定科目の中から、金額が相当程度高く、特に調査対象貨物の製造及び販売との関連性が薄いと考えられた、【勘定科目】の 4 つの勘定科目を抽出して、説明を求めた。これに対して、KG Dongbu Steel は、【回答内容】との説明があった。

(シ)　しかしながら、調査当局は、様式 E において、溶融亜鉛めっき鋼の原価・費用について回答することを求めているところ、特定の費用が調査対象貨物の製造や販売に何らかの関係性を有しているというだけで、これらを調査対象貨物の生産及び販売にかかる費用に含めるべきではないことは明白である。調査当局は、現地調査において、上記の 4 つの勘定科目については、その詳細を確認し、いずれも調査対象期間における調査対象貨物の生産や販売に関連して発生した費用と認めるには十分な説明がなされなかったと判断したために、調査対象貨物の生産費用の算定にあたって、これらの 4 つの勘定科目を除外して計算を行ったものであって、何ら不合理なものではない。

(ス)　なお、KG Dongbu Steel はこれらの 4 つの勘定科目に関連する他の勘定科目についても同様に生産費用の算定にあたっては除外すべきと主張する。しかしながら、現地調査においてその詳細について確認することができた上記の 4 つの勘定科目については調査対象貨物に関連する費用ではないものと判断することができる一方で、その他の勘定科目に関してはその具体的な内容について調査当局において確認することができなかったものであり、これらの勘定科目を生産費用の算定に際して控除しなかったことは不合理とはいえない。なお、KG Dongbu Steel の意見においてこれらの勘定科目について説明がされているところ、その正確性について検証することができないものであって、採用することができない。

(セ)　以上のとおりであるため、上記(324)の KG Dongbu Steel の仮の決定に関する反論等は採用しない。

５－２－１５　「２－３－２－２－２　構成価格」及び FA 経緯書兼 DM 計算書（KG Dongbu Steel）「Ⅱ．不当廉売差額率の算定について」「４．正常価格」「B)　輸出価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解

５－２－１５－１　「２－３－２－２－２　構成価格」及び FA 経緯書兼 DM 計算書（KG Dongbu Steel）「Ⅱ．不当廉売差額率の算定について」「４．正常価格」「B)　輸出価格」に関する反論等

(326)　韓国の供給者である KG Dongbu Steel から、**「２－３－２－２－２　構成価格」**及び FA 経緯書兼 DM 計算書（KG Dongbu Steel）**「Ⅱ．不当廉売差額率の算定について」「４．正常価格」「B)　輸出価格」**に関して、次の内容の仮の決定に関する反論等が提出された[326]。

(ア)　調査当局は、上記(170)のとおり、利潤の額について、様式 A-3-2-2 の利潤率を構成価格の算定に適用したが、国内販売利潤率は、実際の国内販売データ（様式 C）を使用して計算されるべきであり、国内市場の利潤率【0～10】を適用すべきである。

(イ)　構成価格にはすべての販売費用が含まれているため、国内平均費用が控除されるべきである。

５－２－１５－２　「２－３－２－２－２　構成価格」及び FA 経緯書兼 DM 計算書（KG

[326] 仮の決定に関する反論等（KG Dongbu Steel、令和 8 年 8 月 7 日）

Dongbu Steel)「Ⅱ．不当廉売差額率の算定について」「４．正常価格」「B) 輸出価格」に関する反論等に係る調査当局の見解

(327) 上記(326)の KG Dongbu Steel からの仮の決定に関する反論等を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 上記(326)(ア)の主張は、知ることができた事実に基づき生産費用を認定した以上は構成価格の算定にあたって利潤率を【数値】%とすべきである旨の意見であると理解できる。

(イ) しかしながら、本調査において、上記(169)のとおり、様式における完成品数量を含む数量に関する情報の正確性を確認することができなかった結果として、様式 E における品種ごとの完成品数量あたりの生産費用単価を算定することができなくなったため、調査当局は、知ることができた事実に基づき、生産費用を算定したものである。

(ウ) 調査当局において、知ることができた事実に基づき算定した生産費用を踏まえて、様式 C において回答があった国内販売取引と比較をしたところ、全ての国内販売取引がコスト割れ価格による販売であった。したがって、通常の商取引における利潤の額を算定することができなかったために、調査当局は、利潤の額については様式 A-3-2-2 における調査対象期間における溶融亜鉛めっき鋼（調査対象貨物、国内向け同種の貨物及び第三国向け同種の貨物）の営業利益率【数値】%を採用し、これを生産費用に乗じて利潤の額を算定し、生産費用に利潤を加えた構成価格を算定してこれを正常価格としたものであり、合理的かつ適切な計算方法である。

(エ) また、上記(326)(イ)の主張は、構成価格に直接販売費が含まれているところ、それを控除して計算すべきとの意見であると理解できる。

(オ) しかしながら、調査当局は、上記**「２－３－２－２－２　構成価格」**に記載のとおり、知ることができた事実に基づき、現地調査において提出された証拠から確認することができた特定の 2 製品の原価情報をもとに、2 製品の 1kg あたりの製造原価を算出し、これを平均することで調査対象貨物の 1kg あたりの製造原価を算定した上で、当該製造原価に、様式 E において回答のあった数値と数量をもとに算定した調査対象貨物の 1kg あたりの間接販売費及び一般管理費と調整した金融費用及びその他費用を加え、これに上記(169)のとおり利潤を加えて、構成価格を算定したものである。

(カ) この点について、調査当局は、様式 E において、溶融亜鉛めっき鋼の原価・費用について、具体的には、直接材料費、直接労務費、直接経費、製造間接費等とこれらから構成される製造原価（COM）、これに間接販売費、一般管理費、金融費用及びその他の費用（製造原価、間接販売費、一般管理費、金融費用以外の費用で、例えば、溶融亜鉛めっき鋼の製造に関する残渣処理費用等）と製造原価にこれらの費用を加えた生産費用（COP）の回答を求めている。したがって回答すべき費用に直接販売費が含まれていないことは明白である。また、質問状 E においては、様式 E に回答すべき原価・費用において梱包費用が含まれないことが明記されている。

(キ) したがって、調査当局は、様式 E において直接販売費を回答に含めることを求めておらず、様式 E それ自体について正確性を確認できなかった状況において、KG Dongbu Steel から間接販売費、一般管理費、金融費用及びその他の費用として回答があった溶融亜鉛めっき鋼の原価・費用の回答を前提として生産及び販売にかかる費用を算定したことは不合理なものと認められない。

(ク)　以上のとおりであるため、上記(326)の KG Dongbu Steel の仮の決定に関する反論等は採用できない。

５－２－１６　「２－３－２－２－２　構成価格」及び FA 経緯書兼 DM 計算書（KG Dongbu Steel）「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「２．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「B)　様式 B における販売手数料（B-3-25-1)」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解

５－２－１６－１　「２－３－２－２－２　構成価格」及び FA 経緯書兼 DM 計算書（KG Dongbu Steel）「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「２．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「B)　様式 B における販売手数料（B-3-25-1)」に関する反論等

(328)　韓国の供給者である KG Dongbu Steel から、**「２－３－２－２－２　構成価格」**及び FA 経緯書兼 DM 計算書（KG Dongbu Steel）**「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「２．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「B)　様式 B における販売手数料（B-3-25-1)」**に関して、次の内容の仮の決定に関する反論等が提出された[327]。

(ア)　調査当局は、KG Dongbu Steel と【関連企業名】間の販売手数料単価の変更について、【関連企業名】が当該変更手続に関与していなかったという事実のみをもって、「合意による変更の事実を確認することができなかった」及び「したがって【数値】の販売手数料単価が引き続き効力を有している可能性を否定できない」として、当該変更の効力を否定したが、当該判断は以下の点において妥当性に欠けるものである。関連企業間の特殊性を考慮すれば、当該取引単価の変更は、黙示の合意及びその履行により、正当に変更されたものであり、KG Dongbu Steel と【関連企業名】間の販売手数料単価は、【数値】を適用して算出されるべきである。

(a)黙示の合意及び履行による契約内容の変更

契約内容の変更は、必ずしも書面による明示の合意によってのみ成立するものではない。当事者双方が変更後の条件を現実に履行し、これを長期間にわたり異議なく継続した場合には、黙示の合意による契約変更として認められるべきである。

証拠 1 により、KG Dongbu Steel は少なくとも 2020 年以降、変更後の手数料単価【数値】を適用して手数料の支払いを行っていたことが確認できる。

証拠 2 により、【関連企業名】が単価【数値】を適用して算出された手数料を実際に受領していたことが確認できる。

証拠 3 により、【関連企業名】が単価【数値】を適用して算出された手数料を帳簿上認識していたことが確認できる。

これらの事実は、【関連企業名】が変更後の単価を受容していたことを示すものであり、契約単価は実質的に【数値】に変更されたものと評価されるべきである。また、「契約書上の単価が改定されていないため効力を有している可能性を否定できない」とする判断は、調査対象期間を通じて一貫して【数値】が請求・支払われていたという客観的かつ反復的な取引記録を無視するものといわざるを得ない。さらに、「効力を有している可能性を否定できない」という表現自体が、【数値】について明確な根拠を欠いたまま推定に基づいて判断されていることを示すものである。

(b)関連企業間取引の特性の未考慮

関連企業間の取引慣行は、非関連企業間の取引とは異なり厳格な手続を伴わないことが一般的であり、実務上、簡略化された手続を経る場合が少なくない。このような関

[327] 仮の決定に関する反論等（KG Dongbu Steel、令和 8 年 8 月 7 日）

連企業間の実務慣行上の特殊性を考慮せず、単に書面契約上の文言が改定されていないことのみを理由として、従前の契約単価が引き続き有効である可能性があると判断することは、協定 2.2.1.1 が定める「利用可能なすべての証拠（all available evidence）」を考慮すべきとの原則に反するものである。

以上のとおり、販売手数料単価は実質的に【数値】に変更され、調査対象期間中、当該単価に基づき支払い及び受領が行われていたものであり、変更前の契約単価が依然として有効であることを前提として、【関連企業名】がこれに相当する役務を提供していたであろうと推定する調査当局の判断は、実際の取引実態に整合しないものであり、再検討されるべきである。

（イ） 調査当局は、販売手数料について、単に 1 回限り発生した非関係者との 1 件の取引と比較して、関係企業間の取引が適正な単価によって行われていないと判断したが、それぞれの取引の性質及び構造上の本質的な相違を十分に考慮せずに導き出されたものであり、妥当ではない。【企業名】との取引は、2024 年に初めて発生した 1 回限りの単発取引であり、15 年以上にわたり反復されてきた KG Dongbu Steel と【関連企業名】間の長期取引とは構造的に比較不可能である。単発性の新規取引と大規模かつ長期的な取引との間の手数料率の差異は、関係性の有無ではなく、「取扱経験の有無」・「取引規模」・「期間」等の要因により生じるものであり、通常、後者の場合は規模の経済により単位当たりの手数料率が低く形成されることが商取引上の一般的な慣行であり、また、関係企業であるか否かにかかわらず生じる現象である。KG Dongbu Steel と関係企業との間の契約は、【企業名】との契約と比較して、著しく大規模かつ長期的な取引構造を有している。このような構造及び取引リスク等にいかなる相違があるかについて具体的な対比を行うことなく、単に両単価の算術的差異のみを根拠として判断を下すことは、適切な比較とはいえない。したがって、販売手数料は実際の支払単価である【数値】を基準として再算出されるべきである。

（ウ） また上記意見にもかかわらず、調査当局が、非関係企業との手数料単価を使用することが妥当であるとの結論に至る場合には、令和 6 年に発生したすべての非関係企業との手数料取引を反映し、令和 6 年非関係会社の平均販売手数料単価を算出して使用すべきである。

3 日目の現地調査日で提供した販売手数料明細 【企業名】の証憑からも確認できるとおり、令和 6 年には合計 2 件の非関係企業との販売手数料取引が行われた。1 件は現地調査で確認された【企業名】との取引であり、残りの 1 件は令和 6 年 1 月 12 日に【企業名】との取引において発生した販売手数料取引である。【企業名】との取引における販売手数料は、物品インボイス金額の【数値】が提供されていた。

当該料率を適用して【関連企業名】の令和 6 年平均手数料単価を算出すると、約【数値】となる。これは、調査当局が適用した単一の非関係会社取引のみから算出された単価【数値】よりも著しく低い水準である。両単価の顕著な差異は、判定に用いられた単価の代表性が欠如していることを裏付けるものである。したがって、非関係企業間の取引を基準として単価の再計算を行うべき場合であったとしても、単一取引ではなく、令和 6 年の非関係会社取引 2 件の平均販売手数料単価（約【数値】）を適用することが妥当である。

５－２－１６－２ 「２－３－２－２－２ 構成価格」及び FA 経緯書兼 DM 計算書（KG Dongbu Steel）「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「２．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「B） 様式 B における販売手数料（B-3-25-1）」に関する反論等に係る調査当局の見解

(329) 上記(328)の KG Dongbu Steel からの仮の決定に関する反論等を踏まえ、調査当局は次

のとおり検討した。

(ア)　上記(328)の主張は、KG Dongbu Steel と【販売先名称】の間の販売手数料の単価について知ることができた事実に基づき認定を行ったことに対する意見と理解できる。

(イ)　KG Dongbu Steel と【販売先名称】との関係については、現地調査において、【販売先名称】が KG Dongbu Steel の 100%子会社であること、【販売先名称】の総従業員【1～10】名のうち、【人事の状況】が確認された。また、KG Dongbu Steel が【販売先名称】に対して日本向け輸出取引に関して支払っている販売手数料の単価についても、【数値】であるとの回答があったが、追加質問状回答や現地調査を通じて、販売手数料の支払いは KG Dongbu Steel と【販売先名称】との間の令和元年 10 月 1 日付業務委託契約書であるところ、当該契約書上は販売手数料の単価として【数値】との規定がされており、その後、KG Dongbu Steel における内規の変更によって【販売先名称】の特段の関与のないままに販売手数料の単価が【数値】に変更されたとの説明であった。このような KG Dongbu Steel と【販売先名称】との間の関係性を踏まえると、回答のあった【数値】の販売手数料単価については、KG Dongbu Steel と【販売先名称】との間の関連企業としての特殊な関係性に基づいて、KG Dongbu Steel によって一方的に決定されたものであって、当該業務委託契約書上の販売手数料単価【数値】が引き続き効力を有する可能性があると判断したとともに、仮に KG Dongbu Steel 及び【販売先名称】で【数値】に変更する合意が成立しているとしても、【数値】の販売手数料の単価が実際に提供される業務の内容を適切に反映した単価であると認めることはできないと判断したものである。

(ウ)　また、調査当局は、当該業務委託契約書において規定をされている【数値】の販売手数料単価についても上記(イ)の KG Dongbu Steel 及び【販売先名称】との間の関係性や当該契約書が約 5 年前に締結されたものであることを踏まえた場合に、当該販売手数料単価が実際に供される業務の内容を適切に反映したものであるかについて慎重に判断すべきと考えた。この点に関しては、現地調査において、KG Dongbu Steel から提出があった【販売先名称】の調査対象期間における役務収益明細において【企業名】からの仲介手数料の受領に関する記載があったため、当該仲介手数料取引の詳細について質問をしたところ、【取引に係る詳細】が確認された。これを受けて調査当局は、当該仲介手数料の単価を、KG Dongbu Steel が【販売先名称】に対して支払っている販売手数料の単価の適切性を判断するために用いることとし、【販売先名称】が非関連企業である【企業名】に対して支払った仲介手数料の単価約【数値】と比較した際に、当該業務委託契約書における販売手数料単価【数値】は【差異】ことが確認された。したがって、調査当局において、【数値】という当該業務委託契約書上の販売手数料単価についても、調査対象期間における非関連企業に対する仲介手数料単価と比較した場合に、著しく低いことが確認できた。したがって、KG Dongbu Steel が【販売先名称】に対して支払うコストに関しては、知ることができた事実に基づき認定することとしたものである。なお、【販売先名称】の役務明細からは【販売先名称】の【企業名】との間の仲介手数料取引は調査対象期間において 1 回のみであることが確認できるが、現地調査において当該仲介手数料取引について特段特殊な取引であったことが伺われる説明はなかったものであり、調査対象期間において 1 回のみであったことをもって、KG Dongbu Steel と【販売先名称】の間の販売手数料の単価の適切性を判断するにあたって比較対象とすることが特段不合理であるとは認められない。

(エ)　その上で、調査当局は、知ることができた事実として調査対象期間における非関連企業に対する鋼材の仲介手数料単価として、現地調査において確認することができた【販売先名称】の【企業名】に対する仲介手数料の単価を用いたものであって、その判断も合理的なものである。調査当局は、現地調査において、KG Dongbu Steel から提出され

た【販売先名称】の調査対象期間における役務明細に記載のあった【企業名】に対する【取引に係る詳細】についてその取引内容の説明と根拠資料の提出を求めたものであって、現地調査において検証することができた当該仲介手数料単価を用いたことは不合理なものではない。また、現地調査において当該仲介手数料取引について特段特殊な取引であったことが伺われる説明はなかったものであり、調査対象期間において１回のみであったことをもって、KG Dongbu Steel と【販売先名称】の間の販売手数料について知ることができた事実に基づき認定するに際して、当該仲介手数料の単価を用いたことが特段不合理であるとまでいうことはできない。

(オ)　一方で、KG Dongbu Steel が主張する、【販売先名称】の調査対象期間における役務明細に記載のあった【企業名】からの【取引に係る詳細】については、役務明細上の記載からは【取引に係る詳細】に関する販売手数料であるとの記載が存在するところ、KG Dongbu Steel や【企業名】に対する販売手数料や仲介手数料が調査対象貨物や【製品】が鋼材の商品の販売取引に関するものであるのに対して、【企業名】から受領した販売手数料は生産設備の販売取引に関する販売手数料であると伺われ、調査対象貨物の販売取引に関する販売手数料の適切性の検証にあたっては、比較する対象として適当ではないものであった。したがって、現地調査において、【企業名】からの【取引に係る詳細】についての販売手数料について調査当局が KG Dongbu Steel に対して説明や根拠となる資料の提出を求めなかったのであり、当該販売手数料を KG Dongbu Steel の【販売先名称】に対する販売手数料の単価の認定にあたって知ることができた事実として用いなかったことは合理的である。

(カ)　なお、上記(328)の主張に関して、KG Dongbu Steel は証拠として【販売先名称】の【企業名】に対する上記販売手数料取引に係る請求書等を提出している。しかし、当該請求書等については、反論等通知に記載のとおり、仮の決定に関する反論及び反証は、これまで調査当局が提出を求めていた証拠のうち、これまで調査当局に提出されていなかった証拠を提出する機会ではない。したがって、KG Dongbu Steel から仮の決定に関する反証として提出された当該請求書等は、現地調査において調査当局が KG Dongbu Steel に対して求めていた証拠であって、これまで調査当局に提出されていなかった証拠であり、また、その内容の正確性について検証することができないものであるため証拠として採用しない。

(キ)　以上のとおりであるため、上記(328)の KG Dongbu Steel の仮の決定に関する反論等は採用しない。

５－２－１７　FA 経緯書兼 DM 計算書（POSCO）「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「２．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「A. 様式 G における【企業名】及び【企業名】の控除費用及び利潤」及び「４．ファクツ・アヴェイラブルを適用した手法」「A. 様式 G における【企業名】及び【企業名】の控除費用及び利潤」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解

５－２－１７－１　FA 経緯書兼 DM 計算書（POSCO）「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「２．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「A. 様式 G における【企業名】及び【企業名】の控除費用及び利潤」及び「４．ファクツ・アヴェイラブルを適用した手法」「A. 様式 G における【企業名】及び【企業名】の控除費用及び利潤」に関する反論等

(330)　韓国の供給者である POSCO から、FA 経緯書兼 DM 計算書（POSCO）**「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「２．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「A. 様式 G における【企業名】及び【企業名】の控除費用及び利潤」**及び**「４．**

ファクツ・アヴェイラブルを適用した手法」「A. 様式 G における【企業名】及び【企業名】の控除費用及び利潤」に関して、大要次の内容の仮の決定に関する反論等が提出された[328]。

様式 A と様式 G は作成目的及び作成方法が異なる資料であることから、その不一致自体は様式 G の不正確性を意味しない。また、加工費入力上の誤りは特定の費用項目又は取引に限定されるものであり、当該誤りのみを理由として独立に検証可能な控除費用及び利潤を含めて控除費用全体を知ることができた事実により認定したことは不当である。

５－２－１７－２　FA 経緯書兼 DM 計算書（POSCO）「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「２．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「A. 様式 G における【企業名】及び【企業名】の控除費用及び利潤」及び「４．ファクツ・アヴェイラブルを適用した手法」「A. 様式 G における【企業名】及び【企業名】の控除費用及び利潤」に関する反論等・再反論等に係る調査当局の見解

(331)　上記(330)の POSCO からの仮の決定に関する反論等を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

(ア)　様式 G における控除費用や利潤は重要な基礎情報であるため調査当局においてもその正確性を確認する必要がある。

(イ)　この点、調査当局は、不備指摘を経て提出された様式 G①における【企業名】の利潤率（約【数値】%）が、【企業名】の監査済み財務諸表における売上高営業利益率（約【数値】%）と約【3-8】倍と大きく乖離していたことから、様式 G の控除費用及び利潤についてより慎重な確認が必要と考えた。そこで、追加質問状において、【企業名】及び【企業名】について、POSCO と同様に様式 A を作成することを求めた。これに対して、【企業名】及び【企業名】のそれぞれについて様式 A-3-2-2 等を含む様式 A が提出されたが、提出された両者の様式 A は、これまでに提出されていた様式 G の回答と様々な項目において大きな乖離があるものであった。

(ウ)　さらに、調査当局が追加質問状において、「その他費用」とは別の【企業名】の取引における購入数量と販売数量との間に差異が生じている点について指摘をして説明を求めた際には、POSCO から【その他費用の内容の誤りの説明】が判明したとして、大幅に G-3-24(1)「その他費用」を修正した様式 G①が提出された。当該修正は、不備指摘（2 回目）に対して提出された様式 G①における「その他費用」の総額が約【数値】円であったのに対して、その【2-5】倍以上の約【数値】円へと変更する大幅な増額であり、これによって、様式 G①における控除費用全体に占める「その他費用」の割合も約【25-45】%から【60-80】%に大幅に増大した。また、これに伴って様式 G①に基づき算出される【企業名】の利潤率は不備指摘（2 回目）に対する回答時点における約【数値】%から、約【数値】%へと大きく変化した。このような大幅な修正がなされたことを受けて、調査当局としては、様式 G の正確性についてより慎重な検討が必要なものと考えた。

(エ)　以上の現地調査に至るまでの経緯を前提としつつ、様式 G の正確性を検証するため、調査当局は現地調査において、様式 G①及び様式 G②に記載された各控除費用について、【企業名】及び【企業名】の様式 A-3-2-2 等との対応関係について説明するよう求めた。例えば様式 A-3-2-2 は、様式 A を構成する様式の一つであるが、監査済み財務諸表を基礎として作成されるものであることから、様式 A-3-2-2 等との対応関係や数値のつながりが示されれば、様式 G の回答内容について一定の検証が可能になると考えたためである。この点、POSCO の説明により、現地調査以前に POSCO から提出された【企業名】及び【企業名】の様式 A-3-2-2 は、調査対象貨物に限定されたものではなく、会社全体

[328] 仮の決定に関する反論等（POSCO、令和 8 年 8 月 7 日）

を基準として作成されたものであることが明らかとなった[329]。また、POSCO は現地調査で新たに提出した提出資料「3.11 報告費用別の報告方法論と費用勘定の紐づけ」を用いて、調査対象貨物に限定して改めて作成された様式 A-3-2-2 と様式 G の対応関係について説明を行った。しかしながら、POSCO は、様式 A と様式 G は作成方法が異なるため必ずしも数値が一致するものではないと説明するにとどまり、提出資料「3.11 報告費用別の報告方法論と費用勘定の紐づけ」における数値と様式 G の数値との関係について、具体的な調整過程や算定方法を示さなかった[330]。そのため、調査当局は、様式 G の各控除費用が正確であることをどのように確認できるのかを把握することができなかった。調査当局は、様式 G の控除費用が正しく報告されていることを確認したいと考えていること、様式 A との関係を示すことはそのための一つの検証方法であること、また、他に合理的な検証方法があれば提示してほしい旨を説明した。しかし、POSCO からは様式 G の数値の正確性を裏付ける根拠資料や検証可能な説明はなされなかった。以上のとおり、POSCO は様式 G の控除費用及び利潤の数値の正確性を検証するために必要な説明及び根拠資料を提示しなかったため、調査当局は当該数値の正確性を確認することができなかった。

(オ)　次に、調査当局は、様式 G①における控除費用全額に対する割合の約【数値】%を占める「その他費用」について、POSCO に説明を求めた。その際、サンプルとしてランダムに選定した様式 G①の取引通番【取引通番】を用いて説明するよう求めたところ、POSCO は、【理由】により、提出した様式 G①の回答において「その他費用」の数値が正しく報告されていなかった旨説明した[331]。調査当局は、当該誤りがどの範囲に及んでいるのかを検証することもできなかった。また、現地調査前に大幅な修正が行われていた経緯も踏まえると、「その他費用」の正確な数値を把握することは困難であった。

(カ)　以上のとおり、調査当局は、現地調査に至るまでの経緯を踏まえ、様式 G の控除費用及び利潤について慎重な検証をしようと試みた。しかしながら、様式 A やその他の方法によっても、様式 G の正確性を合理的に検証することが可能となる説明はなされなかった。さらに、控除費用全体の大部分を占める主要項目である「その他費用」についても、現地調査において誤りが発覚し、正確な数値及び当該誤りの影響範囲を確認できなかった。このため、調査当局は、様式 G①における控除費用全体について、その正確性を確認・検証することができなかった。したがって、当該控除費用を前提として算出される利潤についても、その正確性を確認・検証することができなかった。

(キ)　【企業名】における控除費用についても、様式 A やその他の方法でもその正確性が確認できなかった。POSCO から自発的に検証の方法が示されることもなかった。なお、様式 G②の控除費用全体に占める「その他費用」の割合は約【数値】%であり最も多く、様式 G①及び様式 G②の控除費用全体に占める「その他費用」の割合も約【数値】%であった。

(ク)　この点、調査当局が POSCO から提出された資料「3.14 【企業名】の請求書及びの納入内訳（【企業名】）」を精査したところ、「【項目名】」に係る【費用情報】項目の記載があることを確認した。そこで、当該データが検証に利用可能な可能性があると考えて、調査対象期間における【費用情報】の提出を求めたところ、POSCO から当該データが提出された。これにより、調査当局は、様式 G の数値の総額と【費用情報】の総額が整合していることを確認することができた。他方、POSCO の説明によれば、様式 G②において回答された【企業名】の「その他費用」については、その合計値は【資料内容】

[329] 現地調査結果報告書（POSCO）3.(11)
[330] 同上
[331] 現地調査結果報告書（POSCO）3.(18)

ことが確認された[332]。その結果、取引単位でみると、【費用の報告状況】が明らかとなった。

(ケ)　以上を踏まえて、様式 A やその他の方法によって様式 G②の控除費用の正確性が示されず、さらに、控除費用に占める割合が大きい様式 G②の「その他費用」について個別の取引に帰属する控除費用が正確ではないことが確認されたことから、様式 G②における【企業名】の控除費用項目全体について個別の取引に係る回答の正確性の検証ができなかったものと判断した。もっとも、様式 G②における「その他費用」の総額は、調査当局の指摘により【項目名】【企業名】の【費用情報】と整合しており正確性を検証できたこと、様式 G②において報告されていた利潤は様式 G①ほど監査済み財務諸表における利潤との乖離が認められなかったこと、様式 G②において報告されていた他の控除費用のうち【項目名】についても平均単価を用いた方法で報告されていたこと等を踏まえて、各控除費用項目の総額は尊重することが可能であると判断し、調査当局において、様式 G②におけるグロス販売価格を用いて個別の取引ごとに按分することとした。

(コ)　POSCO は、調査当局が、「事後的・按分的性格にとどまる様式 A との不一致という事情のみをもって、実際の記録である様式 G①を排除」したと主張する。しかしながら、上記のとおり、様式 G は現地調査に至るまでにも大幅な修正が行われたのみならず、正確性を確認するために求めた【企業名】及び【企業名】の様式 A は調査当局の求めに沿った形で作成されていなかった。その後、現地調査においても様式 A を用いた検証方法又はその他の方法によって様式 G の正確性について十分な説明がなされず、さらに、主要な控除費用項目である「その他費用」にも誤りが確認された結果、正確な金額を確認することができなかった。このため、調査当局は様式 G の控除費用の正確性を検証できなかったと判断したものであり、様式 A との不一致のみをもって様式 G①を排除したわけではない。したがって、POSCO の主張は事実に反する。

(サ)　POSCO は、様式 G における控除費用のうち「その他費用」以外の費用については供給者当初質問状に際して提出した添付資料をもって立証されている旨主張する。しかしながら、上記のとおり POSCO から様式 G の控除費用及び利潤について正確性が十分に説明されず、そのうえで、控除費用全体に占める割合が大きい「その他費用」にも誤りが発覚し、その正確性を確認することができなかった。このような経緯に鑑みれば、当初質問状に際して一部の取引に関する証憑が提出されていたとしても、それだけをもって様式 G において報告された控除費用全体の正確性が検証できたとは言い難い。

(シ)　その上で、上記のとおり、様式 G①及び様式 G②において回答された控除費用については、その全体について、現地調査において正確性を検証できなかったところ、調査当局は、POSCO から報告された情報をもとに、具体的には以下のとおり、知ることができた事実によって認定を行った。

(ス)　まず、様式 G①において報告された【企業名】の控除費用及び利潤に関し、その他費用についてはその総額も確認することができず、取引ごとの控除費用総額及び利潤率を算定することができないこととなった。そのため、知ることができた事実に基づく客観的な利潤率を用いて、取引ごとの利潤額を求めて、そこから控除費用総額を逆算する必要が生じた。

　そこで、具体的には、個別の取引に係る利潤の額が判断できず、現地調査で提出された「3.11 報告費用別の報告方法論と費用勘定の紐づけ」に記載の売上高営業利益率もその正確性を検証できていないことから、POSCO の提出した様式 A-3-2-2 における【企業名】の売上高営業利益率約【数値】%が監査済み財務諸表における売上高営業利益率

[332] 現地調査結果報告書（POSCO）3.(14)

ともおおむね整合的であったことを踏まえて、これを様式 G①において報告された取引における【企業名】の利潤率として、取引ごとにグロス販売価格に当該利潤率を乗じて利潤の額を求め、さらに、グロス販売価格と購入価格の差額から当該利潤を控除して、取引ごとの控除費用総額を求めることとした。ただし、上記(142)のとおり、【企業名】の費用については、非関連企業への販売価格と日本に入ってきた段階の価格である【企業名】の購入価格の差額から控除されるべきものであるところ、便宜上、【企業名】の利潤から控除することとして、実際には、【企業名】の利潤については、取引ごとにグロス販売価格に当該利潤率を乗じて算出した利潤の額から【企業名】の一般管理費を控除した額とした。したがって、知ることができた事実に基づく認定は、POSCO が提出した【企業名】の調査対象期間における売上高営業利益率をもとに取引ごとの利潤を算定した上で、控除費用を逆算したものに過ぎず、したがって、実態から大きく乖離するものでもないと考えられるところ、知ることができた事実に基づく認定として不合理なものということはできない。

(セ)　また、様式 G②において報告された【企業名】の控除費用及び利潤に関しては、控除費用が適切に配分されていないことが確認された。このため、知ることができた事実に基づき、各控除費用の総額については正確性を検証できたものとしたうえで、当該総額をグロス販売価格に基づき個別の取引ごとに機械的に按分することとした。この点、【企業名】の回答は費用の総額が確定しているという点で【企業名】と事情が異なることから、参考として、仮に様式 G②において回答された【企業名】の控除費用の数値が尊重できるものと捉えた場合の試算も行った。その結果、不当廉売差額率は【30-40】%となり、調査当局が仮の決定において認定した不当廉売差額率と大きな差はなく、むしろこれを上回る結果となった。このような試算結果に照らしても、調査当局が仮の決定において認定した不当廉売差額率が不合理であるとはいえない。なお、【企業名】については、控除費用総額自体の正確性を検証することができなかったため、【企業名】と同様の試算を行うことはできなかった。

(ソ)　なお、POSCO は、現地調査において、調査当局が取引通番【取引通番】をサンプルとして提示して、POSCO がより適切な別のサンプルを要請した後、直ちに詳細なデモンストレーションを完了せず、他の質問への対応を行いたい旨の要請をした経緯自体は否定しないとしつつ、これがより説明力のあるサンプル又は必要な確認時間を求めたものであって、調査に協力しないか又は説明を回避する意図によるものではない旨主張する。

しかしながら、現地調査における様式 G①の G-3-24 に記載されているその他の費用は【項目名】が含まれているとの POSCO の回答を踏まえて、調査当局はその場で様式 G①の【記号番号】をサンプルとして説明を求めた。これに対して、POSCO は「【理由】」ということを理由として別のサンプルを用いて説明する旨を申し出たが、調査当局が重ねて【記号番号】を用いて説明することを求めたところ、POSCO から初めて【理由】があった旨の説明がなされた[333]。したがって、POSCO の意図がいかなるものであったかにかかわらず、調査当局が指定したサンプルについて説明を求めた結果として、様式 G①におけるその他費用の回答に誤りが存在することが確認されたものである。

(タ)　以上のとおりであるため、上記(330)の POSCO の仮の決定に関する反論等は採用できない。

５－２－１８　FA 経緯書兼 DM 計算書（POSCO）「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「２．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「B. 様式 G②に回答された【企業名】における販売数量と購入数量の差異」及び「４．ファクツ・アヴェイラブル

[333] 現地調査結果報告書（POSCO）3.(18)

を適用した手法」「B. 様式 G②における販売数量」並びに「２－３－１－１　本邦向け輸出価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解

５－２－１８－１　FA 経緯書兼 DM 計算書（POSCO）「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「２．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「B. 様式 G②に回答された【企業名】における販売数量と購入数量の差異」及び「４．ファクツ・アヴェイラブルを適用した手法」「B. 様式 G②における販売数量」並びに「２－３－１－１　本邦向け輸出価格」に関する反論等

(332)　韓国の供給者である POSCO から、FA 経緯書兼 DM 計算書（POSCO）**「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「２．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「B. 様式 G②に回答された【企業名】における販売数量と購入数量の差異」**及び**「４．ファクツ・アヴェイラブルを適用した手法」「B. 様式 G②における販売数量」**並びに**「２－３－１－１　本邦向け輸出価格」**に関して、次の内容の仮の決定に関する反論等が提出された[334]。

購入数量と販売数量との差異の原因と販売数量自体の正確性とは別問題であり、販売数量については請求書、納品書及びシステム記録等により検証可能である。購入数量と販売数量との差異については、【理由】等の理由により説明されており、「【理由】」とされた数量について、その内訳を完全に区分することが困難であったとしても、それにより販売数量自体の正確性が否定されるものではない。また、【理由】はコイル番号等の対応関係に関する問題に過ぎず、実際の販売数量及び販売金額には影響しない。したがって、販売数量を購入数量に置き換えて構成輸出価格を算定したことは不当である。

５－２－１８－２　FA 経緯書兼 DM 計算書（POSCO）「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「２．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「B. 様式 G②に回答された【企業名】における販売数量と購入数量の差異」及び「４．ファクツ・アヴェイラブルを適用した手法」「B. 様式 G②における販売数量」並びに「２－３－１－１　本邦向け輸出価格」に関する反論等・再反論等に係る調査当局の見解

(333)　上記(332)の POSCO からの仮の決定に関する反論等を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

(ア)　調査当局は、様式 G において回答された【企業名】及び【企業名】における取引の一部について、購入数量と販売数量との間に差異が生じているものが複数確認されたことから、2 回の不備指摘を通じて、その点を指摘し、差異が生じた理由について説明や修正を求めた。これに対して、不備指摘（2 回目）において、原因の説明と合わせて、【企業名】について「添付資料 S2-42(1) 比較① 【販売数量差】kg の差異に関する内訳」が、【企業名】について「添付資料 S2-42(2) 比較②,③ 【販売数量差】kg の差異に関する内訳」が提出された。

(イ)　調査当局は、2 回の不備指摘を経た後も様式 G においては依然として購入数量と販売数量との間に差異がある取引が回答されていたところ、その差異について合理的な理由に基づくものであるかを検証する観点から、様式 G②について、POSCO の提出した「添付資料 S2-42(2) 比較②,③ 【販売数量差】kg の差異に関する内訳」において差異の理由が「【理由】」とされているものについて、当該差異が【理由】の差異によるものなのか、【理由】によるものなのかの判断基準について説明を求めた。これに対して、POSCO からは、【部分在庫の確認方法】との差異を個別に区分する明確な基準は示されず、一方で両者が合算して把握されている旨の説明や、【在庫、歩留まり、スクラップの考え方】

[334] 仮の決定に関する反論等（POSCO、令和 8 年 8 月 7 日）

旨の説明があった。また、添付資料 S2-42(2)において【在庫、歩留まり、スクラップの考え方】旨が確認されたが、【在庫、歩留まり、スクラップの考え方】との説明があった[335]。

(ウ)　さらに、現地調査においてはじめて、POSCO から【加工及び販売に関する情報】についての説明がなされた。POSCO の説明によれば、【加工及び販売に関する情報】することがあり、これによって調査当局が説明を求めたコイル番号【番号】は購入数量と販売数量との間の差異について添付資料 S2-42(2)では「【理由】」とされているにもかかわらず、実際にはその差異の一部は【加工及び販売に関する情報】に起因したコイル番号の誤りによるものとの説明がなされた[336]。これによって、現地調査において、添付資料 S2-42(2)が【加工及び販売に関する情報】を考慮せずに作成されたものであって、添付資料 S2-42(2)における差異の区分及び説明に誤りがあることが示された。この結果、添付資料 S2-42(2)において「【理由】」として報告された差異について、その理由の正確性を確認することができず、当該資料をもって購入数量と販売数量の差異の理由を確認することができなかった。

(エ)　以上の経緯を踏まえて、調査当局は、POSCO が添付資料 S2-42(2)において「【理由】」が差異の原因であると回答した様式 G②上の取引については、差異の区分及び説明が実態を正確に反映しておらず、購入数量と販売数量との差異の全量が【理由】によるものなのか、一部に【理由】が含まれているのかを確認することができない状況であった。

(オ)　これを踏まえて、調査当局は、知ることができた事実に基づいて、当該差異の全量を「【理由】」として取り扱うこととした。

(カ)　その上で、構成輸出価格の算定にあたって、本邦における輸入者において販売数量と購入数量とに差異がある場合、不当廉売差額率の算定上、販売数量を購入数量に計算上置き換えて、販売価格を購入数量（輸入数量）ベースに換算して計算を行うこととなる。

(キ)　これは、計算上の取り扱いであって、販売数量が購入数量と同じであると事実認定したものではない。調査当局は、本邦への輸入後に行われた【理由】の影響を除去して、非関連企業への販売価格を、工場出荷段階の価格に戻して算定する観点から、販売価格を購入数量（輸入数量）ベースに換算したものである。

(ク)　そもそも、不当廉売差額率を計算する際の輸出価格は、POSCO の工場出荷段階の価格、すなわち個別のコイルの工場出荷時点の数量及び金額に基づく価格である。したがって、POSCO に帰属する売上を POSCO が出荷した数量で除することによって単位当たりの工場出荷価格が求められる。

(ケ)　そして、POSCO に帰属する売上については、POSCO のような関連企業経由取引においては、日本の非関連企業への販売によって POSCO グループ全体として得られた売上から、関連企業における控除費用や利潤を控除することによって POSCO に帰属する売上を再構成することとなる。その上で、POSCO に帰属する売上を POSCO の工場出荷段階の数量で除することによって単位当たりの工場出荷価格が求められる。

(コ)　【企業名】における【理由】は本邦への輸入後の加工工程において発生したものであり、POSCO が工場出荷した時点の貨物（【企業名】が購入した時点の貨物）の数量そのものを変動させるものではない。したがって、工場出荷価格を再構成する際には、【理由】に起因する数量減少の影響を除去し、工場出荷段階の数量で POSCO に帰属する売上を

[335] 現地調査結果報告書（POSCO）3.(9)
[336] 現地調査結果報告書（POSCO）3.(9)

除することが必要である。

(サ)　これに対して、POSCO の主張するように購入数量と販売数量の差異が【理由】であるにも関わらず販売時点の数量をそのまま用いた場合、【企業名】の加工工程において発生した【理由】による数量減少の影響が考慮されないこととなる。その結果、本来輸出された貨物全体に帰属すべき販売収入が、加工後に残存した販売数量のみに配賦されるため、工場出荷段階の単位当たりの価格を適切に反映しない。

(シ)　なお、購入数量と販売数量との差分が全て【理由】である場合には、その差分の数量は将来の売上に対応する貨物として残存していることとなるため、POSCO に帰属する工場出荷時点の価格に再構成するにあたっては、【理由】分の数量を除いた販売数量を基礎とすることとなる。

(ス)　もっとも、本調査において POSCO は「【理由】」とされた差異について、どの数量が【理由】であり、どの数量が【理由】によるものであるかを示すことができなかった。また、現地調査において添付資料 S2-42(2)の内容自体にも誤りがあることが確認された。そこで、調査当局は、知ることができた事実として、当該差異について【理由】ものとは認定せず、その全量を【理由】として取り扱ったものである。

(セ)　なお、協定 2.3 は連合輸入者が存在する場合において、輸入された貨物が輸入された時の状態（condition as imported）で販売されないときは、調査当局が決定する合理的な基礎に基づいて輸出価格を決定することができるとしており、本調査における調査当局の計算方法は、協定 2.3 に照らしても許容されるものである。

(ソ)　POSCO は、「数量差の細かい分解が困難だったのは、加工・在庫システムの実際の構造に由来するもの」と主張する。しかしながら、POSCO は現地調査における当局の質問に対して、POSCO は、【在庫、歩留まり、スクラップの考え方】旨や【在庫、歩留まり、スクラップの考え方】旨を説明している[337]。したがって、POSCO において、【理由】と【理由】を区分することが困難であったとの主張は採用できない。

(タ)　また、POSCO は、この点に関連して「販売数量は請求書・納品書・システム記録で既に検証されており、【内部管理情報】の事例で示すように、初回企業向け販売の商取引実態も最後まで追跡することができました」と主張する。しかしながら、一部の取引について、請求書・納品書・システム記録等が提出されていることをもって、購入数量と販売数量との差異のうちどの数量が【理由】として残存しているのかを確認できたことにはならない。上記のとおり、購入数量と販売数量の差異を説明する添付資料 S2-42(2)に誤りがあり、当該差異について【理由】が存在するものと確認することができなかった。したがって、調査当局が知ることができた事実に基づいて、その全量を【理由】として扱ったことは、不合理とはいえない。

(チ)　以上のとおりであるため、上記(332)の POSCO の仮の決定に関する反論等は採用できない。

５－２－１９　FA 経緯書兼 DM 計算書（POSCO）「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「２．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「C.【企業名】において発生した調査対象貨物の販売に係るコスト」及び「４．ファクツ・アヴェイラブルを適用した手法」「C.【企業名】において発生した調査対象貨物の販売に係るコスト」並びに「２－３－１－１　本邦向け輸出価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解

[337] 現地調査結果報告書（POSCO）3.(9)

５－２－１９－１　FA 経緯書兼 DM 計算書（POSCO）「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「２．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「C.【企業名】において発生した調査対象貨物の販売に係るコスト」及び「４．ファクツ・アヴェイラブルを適用した手法」「C.【企業名】において発生した調査対象貨物の販売に係るコスト」並びに「２－３－１－１　本邦向け輸出価格」に関する反論等

(334)　韓国の供給者である POSCO から、FA 経緯書兼 DM 計算書（POSCO）**「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「２．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「C.【企業名】において発生した調査対象貨物の販売に係るコスト」**及び**「４．ファクツ・アヴェイラブルを適用した手法」「C.【企業名】において発生した調査対象貨物の販売に係るコスト」**並びに**「２－３－１－１　本邦向け輸出価格」**に関して、次の内容の仮の決定に関する反論等が提出された[338]。

【企業名】が【内部運営情報】という事実関係そのものは争わないが、POSCO は【企業名】が【内部運営情報】ため報告しなかった。【企業名】の一般管理費を調査対象貨物の販売に係る費用として扱う場合、その配賦は【企業名】及び【企業名】の全社売上高を基礎として行われるべきである。

５－２－１９－２　FA 経緯書兼 DM 計算書（POSCO）「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「２．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「C【企業名】において発生した調査対象貨物の販売に係るコスト」並びに「２－３－１－１　本邦向け輸出価格」に関する反論等・再反論等に係る調査当局の見解

(335)　上記(334)の POSCO からの仮の決定に関する反論等を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

(ア)　【内部運営情報】ものの、調査対象期間中において、【内部運営情報】ことは POSCO も認めるところである。これらは調査対象貨物の販売を成立・維持するための販売関連活動であり、そのために【企業名】で発生した費用は、構成輸出価格を算定する際に控除すべき日本国内の販売関連費用に該当することは明らかである。

(イ)　しかし、調査当局は、供給者当初質問状において、調査対象貨物の生産・販売において取引をしている関連企業を全て回答するように求めていたが、これに対して【企業名】や【企業名】についての回答はあったものの、【企業名】については調査項目 A-2 や様式 A-4-2 において回答がなかった。また、調査項目 B-1-7-2 等においても調査対象貨物に関連して【企業名】において発生した費用の回答はなく、様式 G においても回答がなかった。

(ウ)　その後、本調査の終盤である【企業名】における現地調査において、POSCO の日本向け輸出取引において調査対象期間に【内部管理情報】が調査対象貨物の販売関連活動に関与していたことが、はじめて明らかになった[339]。

(エ)　もっとも、【企業名】については、供給者当初質問状における調査対象貨物の生産・販売において取引をしている関連企業についての回答にも含まれておらず、調査の終盤の検証の機会である現地調査の場においてはじめて【企業名】が販売活動の一部を担っていたことが確認されたものであり、そのため、調査当局は【企業名】において発生した具体的な費用や【企業名】の行う販売活動の【企業名】や【企業名】の事業活動との関係性を明確に理解することができなかった。

---

[338] 仮の決定に関する反論等（POSCO、令和８年８月７日）

[339] 現地調査結果報告書（POSCO（【企業名】））1.(2)

(オ)　そのため、調査当局は知ることができた事実に基づき、【企業名】において発生した調査対象貨物の販売に係るコストとして【企業名】における調査対象貨物の販売に係る一般管理費を用いることとしたものである。

(カ)　具体的には、調査当局は、POSCO から提出された【企業名】及び【企業名】の様式 A-8-1 を参照し、両者の調査対象貨物の販売額の合計を、両者の全製品に係る販売額の合計で除することによって調査対象貨物の割合を算出し、上記の【企業名】の 2024 年度の一般管理費【金額】円に乗じることによって、【企業名】における調査対象期間の調査対象貨物の販売に係る一般管理費を算出して、これを【企業名】において発生した調査対象貨物の販売に係るコストとした。そのうえで、各取引への配賦に際しては、上記のとおり算出した【企業名】において発生した調査対象貨物の販売に係るコストを、グロス販売価格によって按分することによって配賦した。これは、調査当局において、【企業名】の販売機能は【企業名】における販売に等しく裨益していると考え、【企業名】及び【企業名】のそれぞれから非関連企業に対して販売される取引のいずれについても【企業名】が商流に含まれていることに鑑みて、【企業名】のグロス販売取引を基準として【企業名】の一般管理費を取引ごとに配賦したものである。

(キ)　POSCO は「【内部運営情報】」という旨主張する。しかし、対象とした取引のいずれも【企業名】を商流に含んでいることに鑑みれば、【企業名】のグロス販売価格を共通の配賦基準とすることには合理性が認められる。

(ク)　なお、上記意見においては、「調査当局が実際に【企業名】の【項目名】をどのような算式によってどの取引にどのくらい配賦したかに関する具体的な計算の内訳を、当社は提供されていないため、その正確な算定過程を事後的に推定することは困難」との旨意見が提出されているところ、FA 経緯書兼 DM 計算書（POSCO）においてその算定方法を具体的に記載しているため、POSCO の主張は認められない。

(ケ)　以上のとおりであるため、上記(334)の POSCO の仮の決定に関する反論等は採用できない。

５－２－２０　FA 経緯書兼 DM 計算書（POSCO）「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「２．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「D. 様式 G における関連企業【企業名】及び【企業名】を通じて輸入・販売した取引に係る事実」及び「４．ファクツ・アヴェイラブルを適用した方法」「D. 関連企業【企業名】及び【企業名】を通じて輸入・販売した取引に係る事実」並びに「２－３－１－１　本邦向け輸出価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解

５－２－２０－１　FA 経緯書兼 DM 計算書（POSCO）「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「２．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「D. 様式 G における関連企業【企業名】及び【企業名】を通じて輸入・販売した取引に係る事実」及び「４．ファクツ・アヴェイラブルを適用した方法」「D. 関連企業【企業名】及び【企業名】を通じて輸入・販売した取引に係る事実」並びに「２－３－１－１　本邦向け輸出価格」に関する反論等

(336)　韓国の供給者である POSCO から、FA 経緯書兼 DM 計算書（POSCO）**「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「２．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「D. 様式 G における関連企業【企業名】及び【企業名】を通じて輸入・販売した取引に係る事実」**及び**「４．ファクツ・アヴェイラブルを適用した方法」「D. 関連企業【企業名】及び【企業名】を通じて輸入・販売した取引に係る事実」**並びに**「２－３－１－**

１　本邦向け輸出価格」に関して、次の内容の仮の決定に関する反論等が提出された[340]。

現地調査において確認されたコイル番号の誤りは、特定の取引又は特定の入力項目に係るものであり、その影響範囲は限定的である。実際の販売先、販売日、販売数量及び販売金額は請求書等の証憑によって確認することが可能であり、原材料番号等の紐付けに誤りがあったことをもって、それらの販売情報全体の正確性を否定することはできない。また、誤りが確認された取引については原因及び訂正可能性を説明している以上、影響を受けた項目に限って補正すべきであり、【企業名】及び【企業名】に係る取引全体について知ることができた事実を適用したことは不当である。

５－２－２０－２　FA 経緯書兼 DM 計算書（POSCO）「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「２．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「D．様式 G における関連企業【企業名】及び【企業名】を通じて輸入・販売した取引に係る事実」及び「４．ファクツ・アヴェイラブルを適用した方法」「D．関連企業【企業名】及び【企業名】を通じて輸入・販売した取引に係る事実」並びに「２－３－１－１　本邦向け輸出価格」に関する反論等・再反論等に係る調査当局の見解

(337)　上記(336)の POSCO からの仮の決定に関する反論等を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

(ア)　不当廉売差額率の算定は、輸出価格と正常価格とを品種ごとに比較して行われるものであり、各取引がどの品種の取引であるかは重要な基礎情報であって、正確に特定されていなければならない。

(イ)　また、POSCO からは、「生産・販売データはコイル別に管理されて」おり[341]、「コイル番号は、POSCO において生産及び包装工程が完了し、最終製品として確定した時点で確定する」番号であること[342]、また、「国内販売後にコイル番号が変更されることはありません。」との回答があった[343]。そのため、調査当局は、コイル番号が各取引の目的物を特定するものであるとともに、各取引を一意に特定し、輸出から最終販売に至る商流をつなぐ基礎であって、コイル番号をもとに各取引に係る品種が管理されているものと理解した。なお、現地調査においても、【社内管理番号の附番状況】との説明がなされている[344]。

(ウ)　本調査において、POSCO は、その一部の日本向け輸出取引において、関連企業である輸出者【企業名】並びに輸入者【企業名】及び【企業名】を介して、非関連企業に対して調査対象貨物を販売していることが明らかとなった。そこで、調査当局は、様式 F において、POSCO と連合している輸入者により輸入される調査対象貨物の輸入価格についての具体的な情報を求め、また、様式 G においては【企業名】及び【企業名】により輸入された後、最初の非関連企業へ販売されるまでの調査対象貨物の日本国内販売価格についての具体的な情報を求めた。

(エ)　調査当局は POSCO から提出された各様式において回答された取引同士のつながりを確認したが、各様式においては一連の連続した取引が報告されているべきところ、各様式間において取引数量の差異や不整合がある取引が複数確認された。具体的には、様式 F における【企業名】の購入数量と様式 G①における販売数量とが一致しない取引が

340 仮の決定に関する反論等（POSCO、令和８年８月７日）
341 追加質問状回答書 J-36（POSCO）
342 追加質問状回答書 J-39（POSCO）
343 同上
344 現地調査結果報告書 3(5)（POSCO）

全【数値】件中【数値】件存在し、また、様式 G①における販売数量が様式 G②における【企業名】に対する販売数量と一致しない取引が全【数値】件中【数値】件存在していた。しかしながら、これらの購入数量と販売数量の差異の理由については何ら説明がなかった。

(オ)　そこで調査当局は、不備指摘（2 回目）において、様式 G①で関連企業販売がないのに様式 G②の販売がある取引、様式 G①で関連企業販売があるのに様式 G②の販売がない取引、様式 G①での関連企業販売に対して様式 G②の販売数量が少ない取引、様式 G①での関連企業販売に対して様式 G②の販売数量が多い取引、G②の販売日と様式 B、F 及び G①の販売日とが逆転している取引の 5 パターンについてそれぞれ 1 から 2 取引を例示して差異の理由の説明を求めるとともに、不備がある場合には網羅的に修正して再提出することを求めた。

(カ)　これに対して、POSCO は、購入数量と販売数量の差異が認められた全ての取引についてその差異の理由を添付資料 S2-42(1)及び添付資料 S2-42(2)として説明をした一方で、上記の修正の求めに対しては、調査当局があくまで例示として記載した F-S-756 及び F-S-759 の 2 件のみを【理由】を理由として様式 G①上の各取引の販売数量を修正した。調査当局は網羅的な修正を求めていたが、それ以外の取引について何ら修正は行われなかった。

(キ)　つまり、POSCO は、調査当局があくまで例として記載した 2 件の取引のみについて例外的な誤りである旨説明を行うのみで、様式全体を通した見直しは行われなかった。

(ク)　しかし、現地調査において、購入数量と販売数量との間に差異がある取引について、各様式や添付資料 S2-42(1)及び添付資料 S2-42(2)等の正確性の検証のため、いくつかの取引通番やコイル番号を挙げて質問を行ったところ、様式 G①や様式 G②においてさらなる誤りがあることが判明した。

(ケ)　例えば、現地調査において、特定の取引通番（【取引通番】）に係る一連の販売及び再販売の流れについて調査当局が POSCO に対して説明を求めた際には、POSCO から、当該取引通番のコイル番号について【社内管理番号の附番状況】旨の説明がなされた[345]。
　なお、POSCO は【社内管理番号の附番状況】旨説明をしたが、その誤りの件数を裏付ける根拠は示されず、誤りの全体的な範囲及び影響を調査当局において合理的に把握することはできなかった。

(コ)　また、添付資料 S2-42(1)に記載の取引数量の差異の理由についてコイル番号【番号】を例に挙げて説明を求めた際には、当該差異の大部分が【購入及び販売重量に関する情報】ことが確認された。また、提出された「3.15(1) 確定インボイスの原材料番号修正履歴」と題する資料によって、様式 G①においてコイル番号【番号】として回答がある取引【件数】件のうち【件数】件が実際には他のコイル番号に係る取引であることや、逆に特定のインボイス番号【番号】の取引が実際はコイル番号【番号】のみに係る取引であるにもかかわらず、様式 G①において【数値】件の別々のコイル番号の取引として回答されていることが明らかとなり、当該資料の記載の範囲でも、少なくとも【数値】件の取引に誤りがあることが確認された[346]。このことは、当該取引におけるコイル番号の誤りが単発のものではなく、コイル番号の正確性について更なる検証を要する状況にあったことを示すものであった。

(サ)　さらに、現地調査において、コイル番号【番号】を例として購入数量と販売数量の差

345 現地調査結果報告書（POSCO）3.(5)
346 現地調査結果報告書（POSCO）3.(15)

異の理由について説明を求めたところ、【企業名】が販売しているシート材について、現地調査まで一切説明がなかった【加工及び販売に関する説明】という複数コイル番号の統合に関する重要な事情について、POSCO から初めて説明がなされた。これにより、様式 G②におけるコイル番号の回答に複数の誤りがあることが判明した。加えて、購入数量と販売数量の差異の理由を説明した提出資料 S2-42(2)は【加工及び販売に関する説明】を考慮せずに作成されており、実際には【加工及び販売に関する説明】に起因する差異が他の理由として整理されているものがあることも確認された。その結果、複数のシート材の取引において同様のコイル番号の誤りがあることが確認された[347]。

(シ)　POSCO は、特定の取引通番（【取引通番】）を指定して説明を求められた際、【社内管理番号の附番状況】コイル番号の誤りが約【数値】件の取引に存在する旨を現地調査において説明したことを挙げて、これは様式 G①の取引件数全体の約【数値】%にすぎないと主張する。しかしながら、当該件数の根拠は示されておらず、また、当該【数値】件が具体的にどの取引を指すのかについても説明はされていない。さらに、POSCO によれば、その原因は【社内管理番号の附番状況】とのことであるが、本調査では、現地調査に至るまでの過程において様式 G に係る回答内容について【理由】を理由とした修正が繰り返されていた。このような事情に照らすと、誤りが約【数値】件に限られるとの POSCO の説明を採用することはできず、より広範囲に波及することが合理的に疑われた。

(ス)　上記のとおり、不備指摘（2 回目）における調査当局による網羅的な確認と修正の求めに対して、調査当局が例示した取引通番のわずか 2 件のみ販売数量を修正したものの、現地調査において調査当局がいくつかの取引やコイル番号を挙げて詳細な説明を求めた際には、実際には、サンプルとして説明を求めた取引通番やコイルについて【理由】が確認され、さらに、【加工及び販売に関する情報】という新たな事実も示され、現地調査において確認された誤りは他の取引においても複数生じていることが示されたものである。これらの誤りについては、様式 G において報告された取引のうちどの範囲に生じているのかを確認することができず、その他の取引においても生じていることが合理的に疑われた。

(セ)　したがって、調査当局は、様式 G について、回答されたコイル番号の正確性を確認することができず、その結果として、これと連動する品種情報や様式間の取引の紐付けについても、その正確性を検証することができないものと判断した。

(ソ)　もっとも、様式 G②において報告された取引については、様式 G①におけるコイル番号が信頼できない場合であっても、様式 G②における回答が【企業名】のシステムに紐づくものであるとの現地調査における説明を踏まえると、様式 G①における【理由】に起因した誤りが様式 G②に及んでいる可能性は小さいと考えた。一方で、シート材については、【加工及び販売に関する情報】に起因する別個の問題が確認されており、正確な回答がされていることを検証することができなかった。そこで、調査当局は、シート材に係る取引を除けば、一定程度、様式 G②における回答は正確性を検証できたものと評価した。

(タ)　以上を踏まえて、調査当局は、【企業名】から非関連企業に対して販売された取引と【企業名】から非関連企業に対するシート材に係る取引については、個別の取引におけるコイル番号の正確性を検証することができず、その結果としてこれと連動する品種及び様式間の取引の紐付けの正確性についても検証することができないものと判断した。したがって、これらの取引については、品種別に輸出価格を算定し、対応する品種の正

[347] 現地調査結果報告書（POSCO）3.(9)

常価格と比較することができない状態にあった。そのため、調査当局は、個別の取引ごとの品種に依拠することなく、対象となる取引をまとめて輸出価格を算定することとし、POSCO から回答があった各取引の総販売金額を総販売数量で除することにより、1kg あたりの輸出価格を算定した。

(チ)　POSCO は、不備指摘（2 回目）における対応について、調査当局の指摘を踏まえて【内部管理情報】を区別して、各事由と定量的リコンサイルを提示した旨主張する。

調査当局が不備指摘（1 回目）及び不備指摘（2 回目）において購入数量と販売数量の差異を指摘した点について、POSCO から合理的な差異の理由の説明がなされたものについてまで様式 G①及び様式 G②の修正を行わなかったことを否定するものではない。

問題は、上記(オ)及び(カ)のとおり、調査当局は確認できた差異の中から具体例としていくつかの取引を例示しつつ、同時に例示した不整合以外の類似の不整合の網羅的な修正を求めたにもかかわらず、POSCO が【理由】を理由として修正したのは、調査当局が例示した 2 件の取引のみであった点である。その他の取引について修正は行われず、添付資料 S2-42(1)や添付資料 S2-42(2)といった形で差異の理由が説明されたにとどまった。しかし、その後の現地調査において、様式 G 上の複数の取引についてコイル番号の誤りが確認された。

このように、調査当局は回答全体を見直すよう求めたにも関わらず、POSCO は調査当局が例示した取引のみを修正し、その他の取引については修正を行わなかった結果、現地調査においてさらなる誤りが明らかとなったものであり、POSCO によるこのような対応は、調査当局の要請に最善を尽くして対応したものとは認められない。

(ツ)　また、POSCO は現地調査において調査当局が修正した様式 G 全体を再提出することを質問しなかった旨主張する。また、「事前説明を意図的に誤って提示したものではなく、検証手順が機能して原因がより正確に特定されたもの」であり、「紐付けキーのエラーは無限に広がった信頼性の問題と推定すべきではなく、当該入力プロセスとその結果を点検して範囲を確定・修正すべきこと」と主張する。

しかしながら、現地調査に際して、調査当局は、調査開始後十分な期間を設けて質問状等への回答を求め、不備が疑われる点については指摘して網羅的に修正を求めてきたものであり、その上で行った現地調査は、現地調査までに提出をされた質問状回答等の内容の正確性の確認・検証のためのプロセスであって、現地調査においてそれまでに提出された質問状回答等の中身に誤りが発覚した場合に、さらなる詳細な証拠の提出や従前の証拠の修正や訂正が無制限に認められる機会ではない。

また、現地調査において確認された様式 G におけるコイル番号の誤りは、2 回の不備指摘を通じて調査当局が繰り返し修正や説明を求めてきた点に関連するものである。現地調査において説明があったコイル番号の誤りは、複数の取引において誤りがあることを示すものであるが、現地調査の段階で、調査当局において誤りが生じている具体的な取引を特定したうえで、その正確性について検証することはできない。

したがって、調査当局は、現地調査において、POSCO の説明を踏まえて、様式 G の修正を POSCO に対して求めなかったことは何ら不合理なものではない。

(テ)　なお、POSCO は、コイル別紐付けの一部エラーを根拠に「様式 G①上の取引別販売数量及び販売金額自体」を客観的に検証できなかったと結論付けたことが確認された事実よりも広い推論が適用された結果であると主張する。

しかし、上記のとおり、現地調査において確認されたコイル番号の誤りは、現地調査以前の調査手続における経緯を踏まえても、様式 G において報告された全ての取引についてコイル番号の正確性を検証することができなかったと判断するに足りる事実である。

そして、コイル番号は、品種に連動するものであったため、コイル番号の正確性が検証できないことにより品種の正確性についても検証ができないこととなった。コイル番号の誤りに連動して品種の正確性が検証できなくなった以上は、輸出価格を算定し、対

応する品種の正常価格と比較することができない状態となったため、個別の取引ごとの品種に依拠せずに、取引をまとめて輸出価格を算定することとしたものであり、より広い推論を適用したものではない。

(ト)　POSCO は、【企業名】及び【企業名】の販売データ全体をそのまま使用することや、「初回非関連企業販売が実際の資料につながる取引は個別の取引資料を使用し、紐づけが不可能と確認された取引に限り制限的に代替情報を使用」すべき旨、「独立した送り状・納入資料・会計売上で確認される顧客、販売費、販売数量及び販売金額まで共に排除することはでき」ない旨を主張する。

しかしながら、【企業名】及び【企業名】におけるコイル番号の誤りとそれに連動する様式間の紐づけや品種の誤りは、調査当局において影響範囲を確認することができないものであり、【企業名】から非関連企業に対する取引と【企業名】から非関連企業に対するシート材に係る取引についてはコイル番号の正確性を検証できなかったものと判断したものである。

したがって、現地調査において誤りが確認された取引のみについて適当な品種を認定することやこれらの誤りが確認された取引を除外すればよいというものではない。

(ナ)　なお、POSCO は、【企業名】が非関連企業である顧客に販売した【数値】件のうち、どのような基準によりシート材として報告された【数値】件を分類したのかについて調査当局の送付した FA 経緯書兼 DM 計算書（POSCO）の記載からは明らかではない旨主張する。この点について、調査当局は、様式 G②における製品型番コードの記載のうち、添付資料 G-2-8 においてシート材であるとの回答があった【項目名】の取引について、シート材の販売取引であると判断したものである。したがって、FA 経緯書兼 DM 計算書（POSCO）に記載の【数値】件との記載は誤りであり、調査当局が知ることができた事実に基づき認定することとしたシート材の販売取引の正しい件数は、【数値】件である。したがって、FA 経緯書兼 DM 計算書（POSCO）の当該記載については修正する。

(ニ)　以上のとおり、上記(336)の POSCO の仮の決定に関する反論等は採用できない。

５－２－２１　FA 経緯書兼 DM 計算書（POSCO）「２．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「E. 関連企業からの原材料調達価格」及び「３．ファクツ・アヴェイラブルを適用した手法」「E. 様式 E における直接材料費」並びに「２－３－１－２－２　構成価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解

５－２－２１－１　FA 経緯書兼 DM 計算書（POSCO）「２．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「E. 関連企業からの原材料調達価格」及び「３．ファクツ・アヴェイラブルを適用した手法」「E. 様式 E における直接材料費」並びに「２－３－１－２－２　構成価格」に関する反論等

(338)　韓国の供給者である POSCO から、FA 経緯書兼 DM 計算書（POSCO）**「２．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「E. 関連企業からの原材料調達価格」**及び**「３．ファクツ・アヴェイラブルを適用した手法」「E. 様式 E における直接材料費」**並びに**「２－３－１－２－２　構成価格」**に関して、次の内容の仮の決定に関する反論等が提出された[348]。

関連企業調達価格が非関連企業調達価格を下回る場合、その差額を調整する関係会社の調達価格に対する調整そのものは争わない。しかし、中間報告書の内容において、あたかも POSCO が必要な資料を提出していなかったか、説明を怠ったかのような印象を与える記述方式については訂正が必要である。POSCO による当該事項についての説明が不足している、協力していないという当局の判断には同意しない。

[348] 仮の決定に関する反論等（POSCO、令和８年８月７日）

５－２－２１－２　FA 経緯書兼 DM 計算書（POSCO）「２．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「E. 関連企業からの原材料調達価格」及び「３．ファクツ・アヴェイラブルを適用した手法」「E. 様式 E における直接材料費」並びに「２－３－１－２－２　構成価格」に関する反論等・再反論等に係る調査当局の見解

(339)　上記(338)の POSCO からの仮の決定に関する反論等を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

(ア)　POSCO は、【原材料名】を含む原材料を関連企業からも購入していたため、調査当局は、関連企業からの購入価格が独立企業間価格に相当し、調査対象貨物の生産費用を適切に反映しているかを確認する必要があった。

(イ)　この点について、調査当局は、供給者当初質問状の調査項目 E-2-2-2 において、非関連企業と取引した場合の費用金額との相違の有無・程度について説明する書類及びその根拠となる書類の写しを求めるとともに、比較する非関連企業との取引がなかった場合には、当該関連企業において当該原材料を調査対象者に販売するために要した全ての原価に適正な利潤を加えたものを算出したそのワークシート及び根拠となる書類の写しを提出することを具体的に求めていた。

(ウ)　これに対して、POSCO は、原材料を購入する際、原材料の市場価格を基準として価格交渉を行っており、供給者が関係企業であるか否かは原材料単価の決定に影響を及ぼすことはない旨回答した。しかしながら、非関連企業と取引した場合の費用金額の差異の有無・程度やその理由については、具体的な説明を行わなかった。また、提出された添付資料 E-2-2-2-①も、【原材料名】のみについて、かつ、特定の企業のみについて、購入金額の情報を示すにとどまるものであり、原材料の調達価格について網羅的に相違の有無・程度を説明するものではなかった。そのため、当該資料は、調査当局が原材料の購入価格を網羅的に比較・検証することを可能とするものではなかった。

(エ)　その後、提出された情報を用いて調査当局において検証を試みたところ、関連企業か非関連企業かを問わず、購入先ごとに大きな価格差が存在していた。しかしながら、どの取引をどのように比較すべきか、また、それらの価格差がいかなる理由に起因するものかについて、十分な説明や根拠資料は示されていなかった。そのため、調査当局は、関連企業からの調達価格が独立企業間価格に相当するものかを確認することができなかった。

(オ)　POSCO は、調査当局がその後の調査で追加の説明や資料提出を求めなかった以上、知ることができた事実の適用が不当であると主張する。しかし、調査当局が必要とする情報の内容は、当初質問状の段階で具体的に示されていた。POSCO も、調査項目 E-2-2-2 と質問の趣旨を同じくする調査項目 B-2-2-2 や C-2-2-2 における関連企業と非関連企業への販売単価の相違の有無・程度についての質問に対しては、関連企業ごとに平均販売単価の差異率を算定し相違の有無・程度を説明し、差異がある場合にはその理由を説明するとともに、関連資料を提出している。したがって、POSCO は、供給者当初質問状における調査当局の求めの趣旨を理解していたものと認められる。また、調査項目 E-2-2-2 への回答に当たり、その内容が不明確である旨の照会や相談等もなかった。それにもかかわらず、調査項目 E-2-2-2 については、非関連企業との取引との比較結果やその理由について具体的な説明を行わず、また、その説明を裏付ける根拠資料も提出しなかった。よって、POSCO が当該事項について十分な説明及び根拠資料の提出を行ったとは認められない。

(カ)　以上の経緯を踏まえて、調査当局は、知ることができた事実に基づき、POSCO 自身が提出した情報を用いて、関連企業ごとかつ原材料ごとの加重平均原材料調達価格単価が、対応する非関連企業からの加重平均調達単価を下回る原材料購入について、非関連企業からの加重平均調達価格を用いて再計算を行った。そして、その結果得られた全原材料の購入金額の変動率【割合】%を、様式 E 上の直接材料費に一律で乗じることとした。

(キ)　このように、供給者当初質問状の調査項目 E-2-2-2 において具体的かつ明示的に説明及び根拠資料の提出を求めたものの POSCO から十分な説明がされなかった関連企業と非関連企業との間の原材料調達価格の差異について、POSCO 自身が提出した情報を用いて限定的な調整をおこなったものであり、知ることができた事実の適用及びその方法はいずれも合理的である。

(ク)　以上のとおりであるため、上記(338)の POSCO の仮の決定に関する反論等は採用できない。

５－２－２２　FA 経緯書兼 DM 計算書（POSCO）「４．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「D. 様式 G における関連企業【企業名】及び【企業名】を通じて輸入・販売した取引に係る事実」及び「２－３－１－２－２　構成価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解

５－２－２２－１　FA 経緯書兼 DM 計算書（POSCO）「４．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「D. 様式 G における関連企業【企業名】及び【企業名】を通じて輸入・販売した取引に係る事実」及び「２－３－１－２－２　構成価格」に関する反論等

(340)　韓国の供給者である POSCO から、FA 経緯書兼 DM 計算書（POSCO）**「４．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「D. 様式 G における関連企業【企業名】及び【企業名】を通じて輸入・販売した取引に係る事実」**及び**「２－３－１－２－２　構成価格」**に関して、次の内容の仮の決定に関する反論等が提出された[349]。

【企業名】及び【企業名】による販売は多数の品種によって構成されているにもかかわらず、調査当局は実際の販売構成を考慮することなく、単一の高コスト品種を用いて正常価格を算定した。調査当局の採用した方法は、輸出価格の算定においては品種情報を考慮しない一方で、正常価格の算定においては細分化した品種区分の中から最も高い生産費用を有する品種を選択するものであり、方法論として整合性を欠く。また、実際の販売構成を反映する代表的な品種又は販売数量による加重平均を用いるなど、より適切な代替方法が存在する以上、生産費用の最も高い品種を一律に用いた正常価格の認定は不当である。

５－２－２２－２　FA 経緯書兼 DM 計算書（POSCO）「４．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「D. 様式 G における関連企業【企業名】及び【企業名】を通じて輸入・販売した取引に係る事実」及び「２－３－１－２－２　構成価格」に関する反論等・再反論等に係る調査当局の見解

(341)　上記(340)の POSCO からの仮の決定に関する反論等を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

(ア)　POSCO は、【企業名】から非関連企業に販売された取引及び【企業名】から非関連企業に対して販売されたシート材に係る取引について、調査当局が採用した正常価格の決定方法には欠陥があり、不当である旨主張する。

[349] 仮の決定に関する反論等（POSCO、令和８年８月７日）

(イ)　上記(154)に記載のとおり、調査当局は、正常価格を決定したが、その詳細な検討の経緯は以下のとおりである。

(ウ)　調査当局は、調査終盤の検証のためのプロセスである現地調査においてはじめてPOSCO が回答したコイル番号及びこれに紐づく品種に相当数誤りがあり、正確性を検証できないことが発覚した。そのため、急遽、【企業名】から非関連企業に対して販売された取引と【企業名】から非関連企業に対して販売されたシート材に係る取引については、品種ごとの比較を行うための前提となる情報の正確性を確認することができなくなったため、グロス販売数量やグロス販売価格等の各項目の合計を用いて輸出価格を算定することとした。したがって、算定した輸出価格と比較する正常価格についてどの品種の数値を用いることが適当かを、現地調査において検証できた限られた情報の中から、検討する必要が生じた。

(エ)　調査当局は、コイル番号及びこれに紐づく品種、さらに、品種ごとの輸出販売数量を把握することができなかったため、POSCO が提出した品種ごとの輸出販売数量を前提として、販売数量が多い品種を用いることや、品種ごとの販売数量による加重平均値を正常価格とする方法を採用することはできない。調査当局としては、このような状況において、知ることができた事実に基づき、現地調査において確認・検証することができた取引に係る情報を用いて認定することが適当である。

(オ)　POSCO については、現地調査の場において、調査当局の指摘に対して初めて品種の誤りや新たな【理由】の事実について説明がなされ、POSCO が現地調査以前に提出した品種の情報全体の正確性を検証できない事態となったため、現地調査において正確性を確認することができた個別販売に係る一連の書類に依拠せざるを得ないこととなった。そこで、現地調査において販売に係る一連の書類を確認・検証することができた唯一の取引として様式 B の取引通番 11106 から 11109 の取引が存在したところ、当該取引はその品種について日本向けに輸出されたことが客観的な一連の資料をもって事実として確認できたものであった。調査当局は、現地調査を進める中で、当該取引に係る品種を正常価格の算定に用いることを検討した。

(カ)　取引通番 11106 から 11109 までの 4 取引は、いずれも同一の品種であり、かつ 1 つのインボイスにより出荷されたものである。調査当局は、現地調査項目 3.(1)及び(2)において、取引通番 11107 をサンプルとして選定し、様式 B、様式 F 及び様式 G における一連の取引の紐付けを含め、実際の取引の一連の流れや購入代金・生産費用について説明を求めた。これに対し、POSCO は、「3.1 取引通番 11107 サンプル販売書類及び費用関連書類」及び「3.2(1) 購入代金又は生産金額の計算根拠（取引通番 11107）」を用いて説明を行った。調査当局が取引通番 11107 を現地調査における説明の対象として選定した理由は、追加質問状に対して輸出後にコイル番号が変更されることはないと回答があったにもかかわらず、【企業名】における現地調査において【コイル番号の説明】【コイル番号の説明】等の説明がなされ、輸出後の貨物の取扱当事者である【企業名】から、これまでの回答と整合しない事実関係が説明されたためである [350]。【企業名】における説明を踏まえると、当該取引のコイル番号は【コイル番号の特徴】ものである可能性があり、その点を検証する上で適切な取引であると考えられた。また、当該取引の販売先は、関連企業を介した日本向け輸出取引における最大の顧客であり、【企業名】及び【企業名】の双方と取引している【企業名】が販売先であった。さらに、生産原価、販売価格及び製品特性・用途を決定する基本的な要素であると POSCO 自身が回答した [351]品種コード⑬（規格）が「【品種】」・「【規格記号】」であり、日本向け輸出貨物における規格

[350] 現地調査結果報告書（POSCO（【企業名】））1.(2)
[351] 追加質問状（12 月 8 日付け）回答書 H-1-4（POSCO）

の中でも約【数値】%を占めるもっとも一般的な規格であった。以上のことから、取引通番 11106 から 11109 の取引に係る品種は、日本向け輸出取引において代表的な取引及び品種の一つであると考えられた。

(キ)　また、調査当局は、様式 E の生産費用に係る回答については、POSCO から誤りではないと説明を受けており、それを踏まえて様式 E 全体を採用することとしている。そのため、知ることができた事実に基づく認定としては、本来的には、現地調査においてその正確性を確認することができた取引通番 11106 から 11109 に係る当該品種を正常価格算定の基礎として用いることが可能であった。実際に当該品種を用いて不当廉売差額率を算定した場合、不当廉売差額率は【60-70】%となった。

(ク)　しかしながら、調査当局は、知ることができた事実に基づく認定を行う場合であっても、その結果が必要以上に POSCO に不利なものとならないよう配慮することが適当であると考えた。また、現地調査においては、すでに販売取引に係る検証を完了し、最終日に様式 E に係る確認事項を残すのみとなっていたことから、正常価格算定の出発点として検討されうる取引通番 11106 から 11109 に係る品種について、様式 E における数値の特徴を改めて分析した。その結果、当該品種の直接材料費単価は、様式 E における直接材料費の平均水準を約【数値】%上回っており、全体の水準と比較して相当に高いものであることが認められた。また、その要因を確認したところ、POSCO から提出された様式 E には【数値】種の品種について生産費用が報告されていたが、直接材料費について、その数値自体がマイナスとなっているものや、品種ごとの直接材料費の平均値を約【数値】%上回るものから約【数値】%下回るものまで存在していた。また、生産費用についても、大幅にマイナス値となっているものや、品種ごとの生産費用の平均値の約【数値】倍を超えるものから約マイナス【数値】倍に相当するものまで存在していた。調査当局は、POSCO による説明も踏まえて様式 E における数値自体に誤りがあるとは認定せず、様式 E 全体を採用することとしている。他方で、上記のような分布状況に照らすと、様式 E には個々の品種の生産費用とは別途の会計処理等の影響が反映されている可能性も否定できず、必ずしも当該品種の生産に要した実際の費用のみを反映したものではない可能性を否定できなかった。そのため、現地調査において確認することができた単一の品種の数値を、そのまま知ることができた事実に基づく正常価格の認定に用いた場合には、調査対象期間全体の生産実態を十分に反映しない可能性があると考えた。このため、調査当局は、本来的には取引通番 11106 から 11109 に係る品種をそのまま正常価格として採用することが可能であったものの、その結果が POSCO に過度に不利なものとならないよう、様式 E 自体は採用しつつ、より保守的な正常価格の認定方法がないか、更に検討を行うこととした。

(ケ)　そこで、調査当局は、現地調査において唯一一連の取引関係書類を網羅的に確認・検証することができた様式 B の取引通番 11106 から 11109 に係る品種を、正常価格算定の基礎とすることを出発点としつつ、様式 E における数値の特性や品種間の差異について更なる確認を行った。

(コ)　以上の検討を踏まえて、現地調査最終日において、様式 E の検証の中で、調査当局が様式 E の通番 7836 及び通番 7837 について両者は POSCO が重要と主張する品種コード⑬（規格）が同一であるにもかかわらず、直接材料費単価に【数値の比較】割強の差異が認められたことから、POSCO に説明を求めたところ、この程度の差異は【差異の原因】旨の説明が POSCO からなされた[352]。また、調査当局が様式 E の通番 517 の製造原価について説明を求めたところ、【製造原価の相違とその理由】等の説明がなされた[353]。これらの説明を踏まえて改めて、調査当局としては、POSCO が説明したような、

[352] 現地調査結果報告書（POSCO）5.(1)
[353] 現地調査結果報告書（POSCO）5.(2)

様式 E の作成の過程で発生した「【相違の理由】」の影響が反映されることのないよう可能な限りの配慮をすることが、知ることができた事実に基づいて正常価格を検討するにあたっては適切であると考えた。

(サ)　以上の現地調査における経緯を踏まえ、調査当局は、知ることができた事実に基づく認定に際して、様式 B の取引通番 11106 から 11109 に係る品種を用いることで POSCO に過度に不利な結果となることを避けるため、POSCO 自身の説明を一つの参考指標として用いて正常価格の算定に用いる品種を合理的に調整することとした。具体的には、様式 E における直接材料費の単価の平均値を仮の基準点として当該平均値から上下【数値】割の範囲内に直接材料費の単価が収まっていない品種については、様式 E の作成の過程で発生した「【相違の理由】」の影響が及んでいる可能性があるものと考えて、様式 G①において回答があった【企業名】から非関連企業に対して販売された取引及び様式 G②において回答があった【企業名】から非関連企業に対して販売されたシート材に係る取引における正常価格の算定のためには用いないこととした。これは POSCO による現地調査における説明を一つの目安として、様式 E の作成過程の影響を受けた可能性のある数値が知ることができた事実に反映されることを防ぐための保守的な取り扱いであった。

(シ)　そこで、調査当局は、様式 G①において回答があった【企業名】から非関連企業に対して販売された取引及び様式 G②において回答があった【企業名】から非関連企業に対して販売されたシート材に係る取引における正常価格にあたり、様式 G①又は様式 G②において報告されている全ての品種のうち、様式 E における直接材料費の平均単価から上下【数値】割の範囲内に直接材料費が収まっていない品種を除外した。この際、調査当局は、恣意的なデータ操作とならないよう、単純平均値から【数値】割以上乖離したコストは上下方向一律に控除するとの対称的な手法をとることにより、手続の中立性を確保した。その上で残った品種の中で、現地調査において唯一確実な証拠をもって確認できた事実である取引通番 11106 から 11109 の取引に係る品種の生産費用に最も近い生産費用の品種を正常価格の算定に用いることとしたものである。

(ス)　このように、調査当局は、生産費用の高い品種を恣意的に選択したものではない。調査当局は、追加質問状に対する回答と【企業名】における現地調査での説明との間に齟齬が認められたコイル番号の問題について検証するため、取引通番 11107 をサンプル取引として選定し、販売書類及び費用関連書類を含む一連の資料について詳細な説明を求めた。その結果、取引通番 11106 から 11109 に係る品種については、日本向けに輸出された事実及びこれに対応する生産費用等を客観的な資料により確認することができたため、知ることができた事実に基づく認定の出発点として用いることとしたものである。

(セ)　もっとも、調査当局は、本来的には現地調査においてその正確性を確認・検証することができた取引通番 11106 から 11109 に係る品種をそのまま正常価格算定の基礎として用いることが可能であった。しかしながら、当該品種の直接材料費が様式 E における平均水準を相当に上回っていたことを踏まえ、その結果が POSCO に過度に不利なものとならないよう、平均値から上下【数値】割の範囲内にある品種のみを候補とする保守的な調整を行った。したがって、当該基準は、POSCO に不利な正常価格を恣意的に選択するためのものではなく、むしろ知ることができた事実に基づく認定の結果が過度に POSCO に不利なものとならないよう配慮した結果である。

(ソ)　なお、現地調査において一連の取引関係資料を確認した取引通番 11106 から 11109 の取引以外にも、現地調査以前に一連の取引関係書類が提出された取引も存在した [354]。

354 「添付資料 S-46(3)販売書類 スケルプ (CRZ1246B)」、「添付資料 S-93(3) 販売書類」及び「添付資料 S-99 販売書類」

しかしながら、本調査では、現地調査において、当局が指摘をしてはじめて、本調査において特に重要なコイル番号とこれに紐づく品種、さらに品種ごとの輸出販売数量の正確性を検証できない事態となったものであり、この経緯に鑑みて、特に現地調査において確認ができた情報を用いることとした。加えて、単に書類が提出されただけではなく、現地調査において直接 POSCO から説明を受けることによって確認をした取引通番 11106 から 11109 が最も高い確度で正確性を検証することができた取引であるため、これを基礎とすることは合理的である。また、仮に現地調査以前に一連の販売関係書類が不足なく提出された取引の品種と現地調査において確認・検証された取引の品種を合わせて販売数量で加重平均した生産費用を用いて算定しても、その不当廉売差額率は結果として仮の決定における不当廉売差額率よりも高いものであった。

(タ)　POSCO は、調査当局による様式 E の直接材料費の調整に関して、現地調査における説明の趣旨や様式 E の調整の方法について主張するが、上記のとおり、調査当局においては、現地調査において一連の取引書類をもって客観的にその正確性を検証できた取引通番 11106 から 11109 の品種を正常価格の算定の基礎として用いることが可能であった。そのような中で、調査当局は、その結果が POSCO に過度に不利なものとならないよう配慮し、様式 E の直接材料費を基準として保守的な調整を行ったものである。したがって、POSCO のこれらの主張は採用できない。

(チ)　なお、POSCO は、代替案として、販売数量が多い品種を用いることや、販売数量による加重平均値を正常価格とすることを主張している。しかしながら、調査当局は、上記(エ)のとおりこれらの方法を採用することができないと判断したところ、その理由は下記のとおりである。

(ツ)　まず、POSCO は、代替案の 1 つとして、【企業名】と【企業名】が非関連企業に最も多く販売した品種の正常価格を適用することを主張する。

(テ)　しかしながら、上記のとおり、知ることができた事実に基づいて認定する必要が生じた【企業名】から非関連企業に対する販売取引及び【企業名】から非関連企業に対して販売されるシート材の取引については、個別の取引について品種情報を検証することができず、品種ごとの販売数量を調査当局において確認することができなかった。

　したがって、調査当局において品種ごとの正確な販売数量を確認することができない以上、【企業名】又は【企業名】が非関連企業に対して最も多く販売した品種が何であるかを判断することはできず、知ることができた事実の認定に際して、POSCO の主張する最も多く販売した品種を用いるとの方法を採用することはできない。

(ト)　なお、仮に POSCO の回答を前提としても、【企業名】から非関連企業に対して販売された品種は全部で【数値】品種存在しており、その中で最も多く販売された品種の【企業名】から非関連企業に対して販売された数量の合計に占める割合は約【0-5】%に過ぎない。また、これに続く販売数量の品種についても当該割合は約【数値】%や約【数値】%であり、さらに 1%未満の品種が【数値】品種（約【数値】%）を占めており、品種構成が極めて細分化されている。このような中で、そもそも品種ごとの正確な販売数量が確認できていないにもかかわらず、販売数量を根拠として特定の品種を選択することは適当ではない。

　また、仮に POSCO の回答を前提としても、【企業名】から非関連企業に対して販売されたシート材の品種は全部で【数値】品種存在しており、その中で最も多く販売された品種の【企業名】から非関連企業に対して販売されたシート材の数量の合計に占める割合は約【10-15】%に過ぎない。また、これに続く販売数量の品種についても当該割合は約【数値】%や約【数値】%であり、さらに 1%未満の品種が【数値】品種（約【数値】%）を占めており、品種構成が極めて細分化されている。このような中で、そもそも品種ご

との正確な販売数量が確認できないにもかかわらず、販売数量を根拠として特定の品種を選択することは適当ではない。

(ナ)　したがって、本調査において、正確性を検証できない POSCO の回答を前提として、特定の品種について日本向け輸出取引において輸出されている品種の販売数量が最多であることをもって、当該品種を正常価格の認定に用いるとの上記(ツ)の代替案を採用することは適当ではない。

(ニ)　また、POSCO は、【企業名】を通じて日本に販売された品種の中で最も多く販売された品種の正常価格を適用することや、【企業名】を経由して販売された品種全体の販売数量による加重平均した生産費用に通常の利潤を加算した数値を正常価格とすることを主張する。

(ヌ)　POSCO の代替案は、【企業名】の販売段階における販売構成を前提として正常価格を算出するというものである。しかしながら、当該方法を採用するためには、【企業名】の販売段階における品種構成が【企業名】及び【企業名】による非関連企業への販売段階においても維持されていたことが確認される必要がある。

しかしながら、上記のとおり、知ることができた事実に基づいて認定する必要が生じた【企業名】から非関連企業に対する販売取引及び【企業名】から非関連企業に対して販売されるシート材の取引については、個別の取引について正確な品種情報を確認することができず、品種ごとの販売数量を調査当局において確認することができなかった。また、コイル番号の誤りによって、各様式間の紐づけについても正確性を検証することができなかった。

(ネ)　調査当局は、供給者と連合していると認められる日本の関連輸入者を介した取引については、調査対象期間において実際に日本国内の非関連企業に対する販売実績に基づいて品種ごとの販売数量を認定する。このため、品種比較においても、輸出価格の認定の基礎となった日本国内販売取引に対応する情報を基礎とすべきである。他方、輸入時点の情報を用いた場合、輸入後の加工、切断、在庫移動、再分類その他の商流を経た後に実際に販売された販売数量を反映しないこととなる。

実際に、本件で報告された取引では、日本への輸入から顧客への販売まで最大【数値】日、平均【数値】日の期間が存在しており、輸入時点の情報と販売時点の情報との間には相当の時間的乖離が認められる。また、様式 B において報告された【企業名】への販売数量と様式 G において報告された日本国内の非関連企業への販売数量にも乖離が認められる。これらの事実は、輸出時点における販売構造が、その後の在庫、加工、切断その他の工程を経た後の最終販売時点において当然に維持されるものではないことを示す事情でもある。したがって、輸出価格の基礎となる販売実態をより直接的に反映する販売時点の情報を用いることが原則であるにも関わらず、これと乖離する輸出時点の情報を販売時点の品種構成として用いることは適当とはいえない。

(ノ)　さらに、【企業名】を通じて日本に販売された品種は全部で【数値】品種存在しており、その中で最も多く販売された品種であっても、その【企業名】を通じて日本に販売された数量の合計に占める割合は約【0-5】%に過ぎない。このような中で、正確性を検証できない品種ごとの販売数量が最多であることをもって特定の品種を選択することは適当ではない。

(ハ)　したがって、POSCO の主張する上記(ニ)の代替案についても採用することはできない。

(ヒ)　また、POSCO は、POSCO から非関連商社に直接販売した取引と POSCO から【企

業名】に販売した取引とを比較して、商流別の加重平均販売単価に有意差がないことや【企業名】におけるマージンの水準をもって、調査当局の採用した不当廉売差額率の計算の方法論には欠陥があると主張する。

しかしながら、そもそも、POSCO が非関連商社を通じて日本に輸出する商流と関連企業を介して日本に輸出する商流とでは、品種や取引量、取引先企業、関連企業の関与の程度等が異なる。POSCO から【企業名】を介して日本向けに輸出される取引については、【企業名】のほか、【企業名】及び【企業名】、さらには【企業名】という日本の関連企業が調査対象貨物の生産及び販売に関与しており、関連企業間における費用や利潤の配分や調整により、POSCO から【企業名】に対する販売価格を関連企業間において調整することが可能である。したがって、POSCO からの販売価格をもって単純に比較することはできず、両者を比較することは調査当局の方法論に欠陥があることの根拠にはならない。

(フ)　以上のとおりであるため、上記(340)の POSCO の仮の決定に関する反論等は採用できない。

５－３　「３　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解

(342)　利害関係者から提出された仮の決定に関する反論等・再反論等のうち、上記「**３　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項**」に関して、調査当局は以下のとおり検討した。

５－３－１　「３－１－１　本邦の産業に係る意見等の検討」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解

５－３－１－１　「３－１－１　本邦の産業に係る意見等の検討」に関する反論等

(343)　利害関係者である中国鉄鋼工業協会から、「**３－１－１　本邦の産業に係る意見等の検討**」、「**３－５－１　生産高**」、「**３－５－３　販売及び市場占拠率**」及び「**３－６　当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項についての結論**」に関して、次の内容の仮の決定に関する反論等が提出された[355]。

(ア)　仮の決定において損害の評価に用いられた生産量、販売量及び市場占拠率等の中核的指標は主として申請者 4 者のデータに由来するものであり、JFE スチール株式会社、東京製鐵株式会社及び株式会社中山製鋼所等の主要な本邦生産者は本件調査の申請を支持していないため、当該データは本邦の産業を代表するものではない。

(イ)　申請者の市場占拠率の低下は、申請に参加していない本邦生産者が申請者の市場占拠率を獲得したことに起因する可能性が十分にあり、調査対象貨物の輸入によるものとは限らない。

５－３－１－２　「３－１－１　本邦の産業に係る意見等の検討」に関する反論等に対する再反論等

(344)　申請者である日本製鉄、日鉄鋼板、神戸製鋼所及びヨドコウから、上記(343)の中国鉄鋼工業協会の仮の決定に関する反論等に対して、次の内容の仮の決定に関する再反論等が提出された[356]。

---

[355] 仮の決定に関する反論等（中国鉄鋼工業協会、令和８年８月７日）

[356] 仮の決定に関する再反論等（日本製鉄、日鉄鋼板、神戸製鋼所及びヨドコウ、令和８年８月 28 日）

(ア)　調査当局は、溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板を生産しているのは本邦生産者 9 者（日本製鉄、日鉄鋼板、神戸製鋼所、ヨドコウ、東京製鐵株式会社、株式会社中山製鋼所、JFE スチール株式会社、JFE 鋼板株式会社、丸一鋼管株式会社）であり、そのうち東京製鐵株式会社を除く 8 者を本邦の産業を構成する本邦生産者と認定しており、当該 8 者はいずれも本件調査の申請を支持している。

(イ)　したがって、JFE スチール株式会社等が本件調査を支持しておらず、申請者 4 者のみを損害分析の対象としているとの中国鉄鋼工業協会の主張は、誤った事実認識を前提とするものである。

５－３－１－３　「３－１－１　本邦の産業に係る意見等の検討」に関する反論等・再反論等に係る調査当局の見解

(345)　上記(343)の中国鉄鋼工業協会からの仮の決定に関する反論等及び上記(344)の申請者からの仮の決定に関する反論等に対する再反論等を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

(ア)　上記(202)及び(209)のとおり、調査当局は、溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板を生産するのが本邦生産者 9 者であることを確認した上で、東京製鐵株式会社を除く 8 者を本邦の産業を構成する本邦生産者と認定した。**「表 35　本邦の産業の状況（令和 6 年度）」**によれば、当該 8 者の令和 6 年度における生産高は【数値】MT であり、本邦における溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の総生産高の【80-100】%を占めている。また、当該 8 者はいずれも本調査の申請を支持している。したがって、JFE スチール株式会社、株式会社中山製鋼所等が本件調査を支持していないとの中国鉄鋼工業協会の主張は、事実に反する。

(イ)　また、**「表 42　本邦の産業の生産量の推移」**における令和 6 年度の生産量は【数値】MT であり、上記 8 者の生産高合計と一致していることから、生産量の指標が申請者 4 者のみのデータに基づくとの主張は事実に反する。販売量（**「表 38　本邦産同種の貨物の販売量の変化」**参照）、市場占拠率（**「表 39　当該輸入貨物の本邦における市場占拠率及び本邦の需要量の推移」**参照）についても同様に、指標が申請者 4 者のみのデータに基づくとの主張は事実に反する。

(ウ)　加えて、申請者 4 者の令和 6 年度における生産高合計は【数値】MT であり、本邦の産業を構成する 8 者の生産高合計の【数値】%を占める。したがって、申請者 4 者のデータだけでも国内総生産を実質的に反映する比較的高い割合を占め、損害分析に歪曲を生じさせるものではない。

(エ)　以上のことから、上記(343)の中国鉄鋼工業協会の仮の決定に関する反論等は受け入れられない。

５－３－２　「３－２－４　用途」、「３－２－６　代替性」及び「３－２－７　貿易統計上の分類」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解

５－３－２－１　「３－２－４　用途」、「３－２－６　代替性」及び「３－２－７　貿易統計上の分類」に関する反論等

(346)　輸入者である大東鉄板株式会社から、上記**「３－２－４　用途」**、**「３－２－６　代替性」**及び**「３－２－７　貿易統計上の分類」**に関して、次の内容の仮の決定に関する反論等が提出された[357]。

[357] 仮の決定に関する反論等（大東鉄板株式会社、令和 8 年 8 月 3 日）

HS7212.30 及び HS7226.99 に該当する幅 600mm 未満材は、需要分野、流通形態及び用途が一般的な広幅材とは異なる場合が多く、本調査において同一市場の商品として一括して評価されているのであれば、その妥当性について十分な検証が求められる。特に HS7212.30 及び HS7226.99 については、将来的な類似品への転換リスクを考慮して対象範囲に含めているものと理解されるが、実際の輸入実績及び国内産業損害に基づくべき不当廉売関税制度において、「将来発生する可能性」を根拠として対象範囲を拡大することは制度趣旨から逸脱するおそれがあるものと考える。仮に類似品への転換リスクを理由として対象範囲を拡大するのであれば、少なくとも以下の事項について具体的かつ客観的な証拠を示すべきである。当該品目による国内産業への具体的損害、当該品目への輸入転換の実例、国内メーカーが実際に受けた不利益の内容、申請者が提出した証拠及びその評価内容これらの説明が十分に示されない限り、幅 600mm 未満材を対象貨物に含めることの合理性について慎重な検証が必要であると考える。

５－３－２－２　「３－２－４　用途」、「３－２－６　代替性」及び「３－２－７　貿易統計上の分類」に関する反論等に対する再反論等

(347)　申請者である日本製鉄、日鉄鋼板、神戸製鋼所及びヨドコウから、上記(346)の大東鉄板株式会社の仮の決定に関する反論等に対して、次の内容の仮の決定に関する再反論等が提出された[358]。

大東鉄板株式会社は、幅 600mm 未満の製品と幅 600mm 以上の製品との間に、物理的・化学的特性、用途、販売経路、製造工程の観点から実質的な差異が存在することを何ら示していない。実際には、幅 600mm 以上か幅 600mm 未満かの違いは、スリット加工の工程を経て幅 600mm 未満の製品となる、いわば小分けでの販売となることを意味することにすぎず、物理的・化学的特性、用途、販売経路、製造工程の観点から実質的な差異をもたらさない。実際、幅 600mm 未満にスリット加工された製品は、幅 600mm 以上の製品とは異なる製品であると評価され得るほどの経済的価値の変化・機能的性質の変化が生じるものではない。したがって、幅 600mm 未満の溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板と、幅 600mm 以上の溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板を同一市場として扱うことに疑義を示す大東鉄板株式会社の主張は失当である。

５－３－２－３　「３－２－４　用途」、「３－２－６　代替性」及び「３－２－７　貿易統計上の分類」に関する反論等・再反論等に係る調査当局の見解

(348)　上記(346)の大東鉄板株式会社からの仮の決定に関する反論等及び上記(347)の申請者からの仮の決定に関する反論等に対する再反論等を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

(ア)　大東鉄板株式会社は、HS7212.30 及び HS7226.99 に分類される幅 600mm 未満材について、幅 600mm 以上材とは需要分野、流通形態及び用途等が異なる場合が多く、異なる市場の商品として別個に評価すべきである旨主張する。

(イ)　しかし、幅 600mm 未満材と幅 600mm 以上材との間でその「需要分野、流通形態及び用途等」が異なり、異なる市場を形成することや、輸入統計品目番号の分類がこれらの違いに起因することを裏付ける証拠は提出されていないため、検討できない。

(ウ)　むしろ、以下のとおり、申請者によれば、600mm 未満材と 600mm 以上材とは、物理的・化学的特性、用途、製造工程、及び販売経路の各観点において共通しており、両

[358] 仮の決定に関する再反論等（日本製鉄、日鉄鋼板、神戸製鋼所及びヨドコウ、令和８年８月 28 日）

者の間に実質的な差異はないとのことであり[359]、その主張を合理的に否定する根拠は見当たらないのであるから、両者を異なる市場の商品として別個に評価すべき合理的理由はない。

① 600mm 未満材は、鋼帯を指定幅に切断する「スリット加工」により相対的に細幅にカットされることになる。しかし、申請者によれば、そもそも鋼帯を顧客の要望に応じて適切な幅にカットすることは 600mm 以上材についても等しく行われているとのことである。600mm 未満材か 600mm 以上材かの差は、鋼帯の原寸幅から必要な幅の枚数を何枚切り出すことができるかの差（例えば幅 250mm の板を使用したい場合、600mm 幅材からは 2 枚しか取れないが、1000mm 幅材からであれば 5 枚取れる。）に過ぎないとのことである[360]。

② このように、600mm 未満材と 600mm 以上材との差異が、「いわば小分けでの販売」となることを意味するに過ぎず、かつ、「小分け」にすることにより幅 600mm 以上の製品との間で、経済的価値・機能的性質に大きな変化はないとされる以上、その物理的・化学的特性は共通していると考えられる。

また、上記のとおり「小分け」にするための「スリット加工」の工程は、600mm 未満材に特有の工程ではなく、600mm 以上材においても、顧客の要望に応じ広く行われているのとのことであるから、その製造工程にも特殊性は認められない。

さらに、調査対象貨物全体として主として建材用途に用いられ、電気機器用途等にも用いられることが確認されている[361]一方、幅 600mm を境として需要者又は最終用途が一律に区分されることや、用途を決定的に違える基準となることを示す事実は確認できない。

③ なお、申請者の再反論等[362]からは、一部の本邦生産者では、生産効率の追求や多種多様な顧客からの要請に応じるため、自社設備では製品を 600mm 未満材に加工するためのスリット加工を行っておらず、外部のコイルセンターにスリット加工を委託している場合があることが窺える。

しかし、上記申請者の意見を前提としても、本邦生産者の半数においては自社設備で 600mm 未満材への加工をすることが可能であるから、600mm 未満材に加工するためのスリット加工が、その他のスリット加工と比べて、実質的な差異をもたらすほど特殊な工程であるとまではいえない。

また、仮に、自社には 600mm 未満材への加工を行う設備がなく、コイルセンターに加工を委託していたとしても、それが委託である以上、販売の主体は本邦生産者であると考えられ、売主から最終需要者までの商流において大きな差異があるとはいえない。

さらに、コイルセンターは 600mm 未満材の製造を目的とした専門業者ではなく、むしろ広く需要家が求める適切なサイズや形状に加工する役務を提供する事業を行っており、自ら溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板を購入して製品を生産するコイルセンターも相当数存在するとのことである[363]。すなわち、コイルセンターは最終的な成果物が幅 600mm 未満材であるか否かにかかわらず、その製造可能範囲の中で客先の要求に応じたサイズに調整する工程を請け負う業者であり、幅 600mm 未満材の取引においてコイルセンターが関与することが、製品の特徴に変更を生じさせるなどして、幅 600mm 未満材との間に実質的な差異をもたらすものではない。

---

359 同上

360 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 E-3）

361 申請書 2-3(2)、本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（添付資料 A-6-2-①②）、産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）

362 仮の決定に関する再反論等（日本製鉄、日鉄鋼板、神戸製鋼所及びヨドコウ、令和 8 年 8 月 28 日）

363 申請書別紙 2

(エ)　これら事情に照らせば、600mm 未満材と 600mm 以上材との間に、その用途等の点において区別すべき違いがあることは確認できず、幅 600mm 以上材は幅 600mm 未満材の供給に対して一定の競争上の制約を及ぼしていることが認められる。すなわち、600mm を境として物理的及び化学的特性、用途、需要者、主要な流通経路又は価格形成が明確に分断されていることは提出された証拠からは確認されず、このような市場の分断の事実を裏付ける具体的かつ客観的な証拠は提出されていない。

したがって、幅 600mm 未満材と幅 600mm 以上材との間に、両者を区分すべき明確な市場の境界が存在することは確認できず、両製品を異なる市場に属する製品として別個に評価すべきとは認められない。

(オ)　なお、本調査の調査対象貨物の範囲は、将来の類似品への輸入転換の可能性を理由として拡張したものではなく、上記**「１－１－２　銘柄及び型式」**に記載した現在の物理的・技術的要件及び上記で確認した競争関係に基づくものである。したがって、将来の輸入転換の実例が示されていないことは、幅 600mm 未満材を調査対象貨物に含めることの合理性を否定するものではない。

(カ)　以上より、上記(346)の大東鉄板株式会社の仮の決定に関する反論等は受け入れられない。

５－３－３　「３－４－２　当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」及び「３－５－１４　不当廉売価格差の大きさ」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解

５－３－３－１　「３－４－２　当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」及び「３－５－１４　不当廉売価格差の大きさ」に関する反論等

(349)　中国の供給者である湖南華菱漣源鋼鉄から、**「３－４－２　当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」**及び**「３－５－１４　不当廉売価格差の大きさ」**に関して、次の内容の仮の決定に関する反論等が提出された[364]。

(ア)　協定 9.1 は、「it is desirable that the duty be less than the margin if such lesser duty would be adequate to remove the injury to the domestic industry.」と規定しており、低税原則（lesser duty rule）を適用することを強く推奨している。

(イ)　損害差額が不当廉売差額を下回り、又は大幅に下回る可能性を示す比較的明確な証拠がある場合、協定 9.1 の「desirable」は「shall」に転化し、調査当局は損害差額をさらに調査し、低税原則を適用する義務を負う

(ウ)　現在も同様に非市場経済の取扱いを適用する法域、例えば EU 及びインドは、いずれも中国の輸出価格に低税原則を適用している。代替国を使用する場合、代替国の使用によって不当廉売差額が不公正に引き上げられることから、「desirable」は「shall」に転化し、調査当局は損害差額をさらに調査し、低税原則を適用する義務を負う。

(エ)　以上より、調査当局は損害差額をさらに調査し、低税原則を適用すべきである。

５－３－３－２　「３－４－２　当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」及び「３－５－１４　不当廉売価格差の大きさ」に関する反論等・再反論等に係る調査当局の見解

[364] 仮の決定に関する反論等（湖南華菱漣源鋼鉄、令和８年８月４日）

(350)　上記(349)の湖南華菱漣源鋼鉄からの仮の決定に関する反論等を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

(ア)　上記(349)は、不当廉売差額よりも損害救済に必要な税率の方が低い場合には、税率を後者の限度に収めるといういわゆる「レッサーデューティー・ルール」を適用すべきという主張であると考えられる。協定 9.1 は、レッサーデューティー・ルールを適用することが望ましい（desirable）と規定するにとどまり、義務である（shall）とは規定していない。WTO 紛争解決手続の先例においても、協定 9.1 はレッサーデューティーの検討及び適用を義務付けるものではなく、加盟国は自国の国内法においてレッサーデューティー・ルールを設けることを義務付けられないことが確認されている[365]。

(イ)　したがって、損害差額が不当廉売差額を下回り、又は大幅に下回る可能性を示す比較的明確な証拠がある場合、協定 9.1 の「desirable」は「shall」に転化し、本調査においても低税原則を適用すべきとの湖南華菱漣源鋼鉄の主張については、合理的な根拠がなく、採用できない。

(ウ)　また、湖南華菱漣源鋼鉄は、代替国を使用する場合、代替国の使用によって不当廉売差額が不公正に引き上げられることから、「desirable」は「shall」に転化し、調査当局は損害差額をさらに調査し、低税原則を適用する義務を負うと主張する。しかし、代替国を使用することが許されている理由は、輸出国において対象貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実が確認できず、価格の適正な比較を行うことができないからであり、代替国を使用することによって不当廉売差額が「不公正」に引き上げられるわけではない。また、EU 及びインドの国内法令では、レッサーデューティー・ルールが規定されており、当該制度に基づき、損害差額を調査し、損害を除去するために必要な税率及び当該税率が不当廉売差額よりも低い場合には、前者を適用することが求められるのであって、非市場経済の取扱いに基づき代替国を使用するか否かは関係しない。さらに、湖南華菱漣源鋼鉄は、不当廉売差額が「不公正」に引き上げられることが協定 9.1 の「desirable」を「shall」に読み替える理由になることを裏付ける合理的な根拠も示していない。

(エ)　以上より、上記(349)の湖南華菱漣源鋼鉄の仮の決定に関する反論等は受け入れられない。

５－３－４　「３－５－１５　当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に係る意見等の検討」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解

５－３－４－１　「３－５－１５　当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に係る意見等の検討」に関する反論等

(351)　利害関係者である中国鉄鋼工業協会から、**「３－５－１５　当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に係る意見等の検討」**に関して、次の内容の仮の決定に関する反論等が提出された[366]。

日本製鉄の公開財務データによれば、調査対象期間中、同社の連結売上高及び国内地域の売上収益は増加し、鉄鋼製品全体の出荷量も安定していたことから、同社の経営状況は実質的な損害の兆候を示しておらず、一部の申請者の特定製品に係る指標に変動があったとしても、本邦の溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板産業全体に実質的な損害が生じたことを意味しない。

---

[365] WTO パネル報告書, *US-Steel Plate*, WT/DS206/R, パラ 7.116.

[366] 仮の決定に関する反論等（中国鉄鋼工業協会、令和８年８月７日）

５－３－４－２　「３－５－１５　当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に係る意見等の検討」に関する反論等に対する再反論等

(352)　申請者から、上記(351)の中国鉄鋼工業協会の仮の決定に関する反論等に対して、次の内容の仮の決定に関する再反論等が提出された[367]。

中国鉄鋼工業協会が指摘する日本製鉄の業績は、本邦産同種の貨物に限定されない同社全体の業績である。調査当局は、本邦の産業を構成する本邦生産者の本邦産同種の貨物に係る質問状回答等を踏まえて、調査対象貨物の輸入が本邦の産業に実質的な損害を与えたと認定しており、日本製鉄の全社的な業績は、当該認定を否定するものではない。

５－３－４－３　「３－５－１５　当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に係る意見等の検討」に関する反論等・再反論等に係る調査当局の見解

(353)　上記(351)の中国鉄鋼工業協会からの仮の決定に関する反論等及び上記(352)の申請者からの仮の決定に関する反論等に対する再反論等を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

(ア)　中国鉄鋼工業協会の上記反論等は、上記(250)及び(251)において検討した主張を繰り返すものである。日本製鉄の連結売上高、国内地域の売上収益及び鉄鋼製品全体の出荷量には、本邦産同種の貨物以外の製品、海外事業その他の事業に係る数値が含まれているため、当該数値のみをもって、本邦産同種の貨物を生産する本邦の産業の状態を判断することはできない。

(イ)　調査当局は、上記**「３－５－１　生産高」**、**「３－５－３　販売及び市場占拠率」**及び**「３－５－６　利潤」**において、上記**「表 42　本邦の産業の生産量の推移」**、**「表 44　本邦産同種の貨物の国内販売量及び自家消費量並びに市場占拠率の推移」**及び**「表 46　本邦の産業の利潤の推移」**に示す本邦産同種の貨物に係る損害指標を総合的に評価した。その結果、令和 4 年度を 100 とした令和 6 年度の指数は、生産量が 84、国内販売量が 79、本邦産同種の貨物の市場占拠率が 87、売上高が 79、営業利益が 53 及び売上高営業利益率が 66 となり、本邦の産業の状態が全体として悪化したことを確認した。中国鉄鋼工業協会は、これらの本邦産同種の貨物に係る損害指標の認定又は評価に誤りがあることを示す具体的な証拠等を提出していない。

(ウ)　以上のことから、上記(351)の中国鉄鋼工業協会の仮の決定に関する反論等は受け入れられない。

５－３－５「３－５－１５　当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に係る意見等の検討」、「３－５－１６　当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論」、「４－２－７　その他因果関係に関する証拠及び意見等の検討」及び「４－２－８　その他の意見等の検討」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解

５－３－５－１　「３－５－１５　当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に係る意見等の検討」、「３－５－１６　当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論」、「４－２－７　その他因果関係に関する証拠及び意見等の検討」及び「４－２－８　その他の意見等の検討」に関する反論等

(354)　輸入者である大東鉄板株式会社から、上記**「３－５－１５　当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に係る意見等の検討」**、**「３－５－１６　当該輸入貨物の輸入が本邦の**

[367] 仮の決定に関する再反論等（日本製鉄、日鉄鋼板、神戸製鋼所及びヨドコウ、令和 8 年 8 月 28 日）

産業に及ぼす影響についての結論」、**「４－２－７　その他因果関係に関する証拠及び意見等の検討」**及び**「４－２－８　その他の意見等の検討」**に関して、次の内容の仮の決定に関する反論等が提出された[368]。

不当廉売関税制度は国内産業保護を目的とする一方、その適用によって需要家、加工業者、流通業者及び輸入者に与える影響についても十分に考慮されるべきである。当社は国内産業保護の必要性そのものを否定するものではない。しかしながら、今回の措置が長期間継続した場合、日本国内の需要家及び輸入事業者は安定した調達先の確保が困難となり、調達コストの上昇を余儀なくされることが懸念される。特に中小規模の需要家や加工業者、輸入事業者は価格転嫁力や代替調達能力に限界があり、事業継続そのものに影響を受ける可能性がある。供給側だけでなく需要側への影響についても総合的に評価されるべきである。

５－３－５－２　「３－５－１５　当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に係る意見等の検討」、「３－５－１６　当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論」、「４－２－７　その他因果関係に関する証拠及び意見等の検討」及び「４－２－８　その他の意見等の検討」に関する反論等・再反論等に係る調査当局の見解

(355)　上記(354)の大東鉄板株式会社からの仮の決定に関する反論等を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

上記(354)の意見は、調査対象貨物に不当廉売関税を課すに際して、需要家側に対する影響についても検討すべきとの主張である。当該主張は、仮の決定の内容に対する反論等ではないことから、本調査において検討の対象としない。

５－３－６　「３－６　当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項についての結論」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解

５－３－６－１　「３－６　当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項についての結論」に関する反論等

(356)　利害関係者である中国鉄鋼工業協会から、**「３－６　当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項についての結論」**に関して、次の内容の仮の決定に関する反論等が提出された[369]。

中国の亜鉛めっき鋼板・コイル生産企業の在庫は総じて減少傾向にあり、中国国内にも安定した需要が存在するほか、中国政府は令和 3 年に一部鉄鋼製品の輸出増値税還付を廃止していることから、中国から本邦への溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の輸出が短期間に大幅に増加して本邦市場を圧迫する現実的な基礎はなく、本邦の産業が実質的な損害のおそれに直面しているとの認定は客観的な証拠に裏付けられていない。

５－３－６－２　「３－６　当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項についての結論」に関する反論等に対する再反論等

(357)　申請者から、上記(356)の中国鉄鋼工業協会の仮の決定に関する反論等に対して、次の内容の仮の決定に関する再反論等が提出された[370]。

(ア)　調査当局は、調査対象貨物の輸入が本邦の産業に実質的な損害を与えたと認定して

368 仮の決定に関する反論等（大東鉄板株式会社、令和８年８月３日）
369 仮の決定に関する反論等（中国鉄鋼工業協会、令和８年８月７日）
370 仮の決定に関する再反論等（日本製鉄、日鉄鋼板、神戸製鋼所及びヨドコウ、令和８年８月 28 日）

おり、実質的な損害のおそれを認定したものではない。

(イ)　したがって、中国鉄鋼工業協会の上記主張は、調査当局が「実質的な損害のおそれ」を認定しているとの誤った認識を前提とするものであり、失当である。

５－３－６－３　「３－６　当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項についての結論」に関する反論等・再反論等に係る調査当局の見解

(358)　上記(356)の中国鉄鋼工業協会からの仮の決定に関する反論等及び上記(357)の申請者からの仮の決定に関する反論等に対する再反論等を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

(ア)　調査当局は、上記(255)から(257)において、本邦における溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の需要が減少する中でも調査対象貨物の輸入量は増加傾向にあった一方、本邦産同種の貨物の販売量は減少傾向となり、市場占拠率が低下したこと、調査対象貨物と本邦産同種の貨物は高い代替性を有し、価格が購入先の選定における重要な要素である中、調査対象貨物が本邦産同種の貨物を常に下回る価格で販売されていたことを確認している。

(イ)　また、安価な調査対象貨物の影響により、販売機会の喪失、国内販売価格引下げ及び販売量の減少が生じ、その結果、利潤その他の指標が悪化したことから、調査対象貨物の輸入が本邦の産業に実質的な損害を実際に与えたことを認定した。

(ウ)　中国鉄鋼工業協会の上記反論等は、調査対象期間中に実際に調査対象貨物の輸入が本邦の産業に対する実質的な損害を与えたという認定を否定するものではない。また、本邦の産業に対する実質的な損害を与えた旨の認定は上記**「３　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項」**で述べたとおり客観的な証拠に基づいてなされており、認定が客観的な証拠に裏付けられていない旨の反論も具体的な裏付けを欠き、事実に反するものである。

(エ)　以上のことから、上記(356)の中国鉄鋼工業協会の仮の決定に関する反論等は受け入れられない。

５－４　「４　因果関係」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解

(359)　利害関係者から提出された仮の決定に関する反論等・再反論等のうち、上記**「４　因果関係」**に関して、調査当局は以下のとおり検討した。

５－４－１　「４－２－８　その他の意見等の検討」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解

５－４－１－１　「４－２－８　その他の意見等の検討」に関する反論等

(360)　輸入者である大東鉄板株式会社から、上記**「４－２－８　その他の意見等の検討」**に関して、次の内容の仮の決定に関する反論等が提出された[371]。

国内産業保護と需要家保護の両立を図る観点から、一定規模以下の企業や国内代替調達が困難な用途については、輸入枠制度、免除制度又は特別ライセンス制度の導入を検討すべきであると考える。また、企業規模、用途及び調達困難性等を基準とした特例措置を設けることにより、国内産業への影響を最小限に抑えつつ、中小企業の生産活動を支援することも検討に値すると考える。

[371] 仮の決定に関する反論等（大東鉄板株式会社、令和８年８月３日）

５－４－１－２　「４－２－８　その他の意見等の検討」に関する反論等・再反論等に係る調査当局の見解

(361)　上記(360)の大東鉄板株式会社からの仮の決定に関する反論等を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

(ア)　上記(360)の意見は、国内産業保護と需要家保護の両立を図るため、輸入枠制度、免除制度又は特別ライセンス制度等の導入を検討すべきという趣旨の主張であると解される。当該主張は、制度等の導入を検討すべきことを主張するものであって、仮の決定の内容に対する反論等ではないことから、本調査において検討の対象としない。

５－４－２　「４－２－７　その他因果関係に関する証拠及び意見等の検討」及び「４－２－８　その他の意見等の検討」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解

５－４－２－１　「４－２－７　その他因果関係に関する証拠及び意見等の検討」及び「４－２－８　その他の意見等の検討」に関する反論等

(362)　輸入者である大東鉄板株式会社から、上記**「４－２－７　その他因果関係に関する証拠及び意見等の検討」**及び**「４－２－８　その他の意見等の検討」**に関して、次の内容の仮の決定に関する反論等が提出された[372]。

不当廉売関税制度は国内産業の損害救済を目的とする制度であるが、その運用に当たっては、保護される産業だけでなく、措置によって影響を受ける需要家及び関連産業への波及効果についても総合的に評価されるべきである。特に、日本経済を支える中小企業の持続的な事業活動を確保する観点から、措置による影響を継続的に検証し、必要に応じて救済措置や特例制度を講じるなど、よりバランスの取れた制度設計について検討されることを強く要望する。また、保護される産業と影響を受ける産業の双方を視野に入れ、日本の製造業全体の競争力維持及び雇用確保の観点から、より均衡の取れた政策運営を行っていただきたい。

５－４－２－２　「４－２－７　その他因果関係に関する証拠及び意見等の検討」及び「４－２－８　その他の意見等の検討」に関する反論等・再反論等に係る調査当局の見解

(363)　上記(362)の大東鉄板株式会社からの仮の決定に関する反論等を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

(ア)　上記(362)の意見のうち、「保護される産業だけではなく、措置によって影響を受ける需要家及び関連産業への波及効果についても総合的に評価されるべき」との点については、仮の決定の内容に対する反論等ではないことから、本調査において検討の対象としない。

(イ)　また、上記(362)の意見のうち、制度設計や政策運営についての要望については、仮の決定の内容に対する反論等ではないことから、本調査において検討の対象としない。

５－４－３　「４－２－７　その他因果関係に関する証拠及び意見等の検討」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解

５－４－３－１　「４－２－７　その他因果関係に関する証拠及び意見等の検討」に関する反論

[372] 仮の決定に関する反論等（大東鉄板株式会社、令和８年８月３日）

等

(364)　利害関係者である中国鉄鋼工業協会から、**「４－２－７　その他因果関係に関する証拠及び意見等の検討」**に関して、次の内容の仮の決定に関する反論等が提出された[373]。

(ア)　第一に、仮の決定は、製造原価が調査対象期間中に低下したことを理由として費用上昇が産業の収益性に及ぼした影響を排斥しているが、日本の鉄鋼企業では、基本給の引上げにより人件費が増加したほか、カーボンニュートラルに向けた設備更新及び工程改造に伴い、減価償却費及び運営費用も著しく増加している。これらの費用増加は、本邦の産業の収益性を悪化させる要因であるが、その影響は調査対象貨物の輸入とは無関係である。

(イ)　第二に、調査対象期間中、日本国内及び世界の鉄鋼市場では、需要が低迷しており、業界全体で需要が縮小する環境下においては、仮に中国からの輸入産品が存在しなかったとしても、日本国内産業は同様に販売上の圧力に直面したはずである。仮決定は、この体系的な外部要因を因果関係の検討に組み入れることなく、産業の困難を単純に輸入に帰しており、これは客観的な事実に合致しない。

(ウ)　第三に、日本の主要鉄鋼企業は、総じて製品の高度化戦略を実施しており、自動車用高張力鋼板等の高付加価値製品に経営の重心を傾斜させ、一般建築用亜鉛めっき鋼板等の汎用低付加価値製品への市場投入を相対的に縮小している。このような企業の自主的な事業上の選択に基づく製品高度化及び事業転換による市場占拠率の低下が申請企業の経営指標に及ぼした影響を考慮しておらず、因果関係の帰属に明らかな脱漏がある。

(エ)　第四に、中国産溶融亜鉛めっき鋼板は主として建築資材用途の汎用品（品質規格及び付加価値は相対的に低い）である一方、本邦生産者の強みは自動車用亜鉛めっき鋼板、電気製品外装用の高規格鋼板等の高級市場に集中しており、両者は製品ポジショニング、川下の用途及び顧客層を異にするため市場の重複は限定的であって、直接的な競争関係というよりも補完関係にあるため、中国材の輸入が本邦の産業の損害の原因であると認定することはできない。

(オ)　第五に、日本製鉄は、中国の宝鋼集団との合弁会社である BNA を通じ、内部移転価格の方式により、中国から亜鉛めっき鋼板製品を本邦へ輸入することが可能であり、このような関連者取引における輸入価格は、通常、企業内部の価格設定方針の影響を受けるものであり、正常な市場価格の水準を完全に反映するものではない。仮決定は、当該関連者輸入に係る低価格取引を中国からの輸入産品の価格統計に算入していることから、中国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の輸入価格及び価格効果の分析を歪めるとともに、本邦の産業に生じた損害の別個の原因として考慮されるべきである。

５－４－３－２　「４－２－７　その他因果関係に関する証拠及び意見等の検討」に関する反論等に対する再反論等

(365)　申請者から、上記(364)の中国鉄鋼工業協会の仮の決定に関する反論等に対して、次の内容の仮の決定に関する再反論等が提出された[374]。

(ア)　人件費及び事業転換投資等の費用上昇に関する中国鉄鋼工業協会の主張（上記(364)(ア)）は、中間報告書(274)から(276)において既に検討されている。事業転換投資の点については、事業形態が異なる本邦生産者の全てで同様の投資が行われているわけではな

[373] 仮の決定に関する再反論等（中国鉄鋼工業協会、令和８年８月７日）
[374] 仮の決定に関する再反論等（日本製鉄、日鉄鋼板、神戸製鋼所及びヨドコウ、令和８年８月 28 日）

い点を踏まえていないことに加え、中国鉄鋼工業協会が主張するような事実を裏付ける数値の変動はない。また、製造原価は調査対象期間中に低下しており、中国鉄鋼工業協会が主張する事実を裏付ける変動はない。

(イ)　日本国内及び世界の鉄鋼市場における需要が低迷したという点に関する中国鉄鋼工業協会の主張（上記(364)(イ)）について、溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板のみに限定されない鉄鋼市場全体の需要状況に言及する中国鉄鋼工業協会の上記主張は、中間報告書(277)及び(278)において既に検討されており、調査当局の判断のどの部分について反論を提起するか明らかでなく、失当である。調査当局は、本邦における溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の需要量、調査対象貨物の輸入量及び市場占拠率、本邦産同種の貨物の販売量及び市場占拠率並びに本邦産同種の貨物の自家消費量の推移を分析した上で、国内需要の減少による影響を排除した後も、本邦産同種の貨物の販売量の減少が調査対象貨物の不当廉売によって生じたとの判断は否定されないと認定し、日本の市場需要の縮小の影響も適切に考慮している。

(ウ)　日本の主要鉄鋼企業が製品の高度化戦略を実施しているとの主張（上記(364)(ウ)）及び中国からの輸入産品と日本国内産品とは補完関係にあり完全な競争関係にはない（上記(364)(エ)）との主張についても、中間報告書(279)から(283)において既に検討されている。当該主張を裏付ける事実は存在せず、経営戦略の転換等を行った事実は認められない。また、申請者が販売する溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板は、店売りを中心とする建材用途等の汎用品が主であり、自動車用途が占める割合は限定的である。各社は、汎用品（建材用途等）市場の商権を維持するため、輸入品の価格攻勢に対抗するための価格対応を行うことを強いられており、また、中国材との競合・失注事例も生じていることも、当該事情を裏付けている。

(エ)　また、日本製鉄が、BNA から内部移転価格の方式により、中国から亜鉛めっき鋼板製品を本邦へ輸入することが可能との主張（上記(364)(オ)）についても、当該主張は既に調査当局により否定された主張を単純に繰り返すものにすぎず（中間報告書(279)から(283)）、これらの主張を裏付ける事実もない点で、失当である。また、日本製鉄が BNA から溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板を輸入したとの事実は存在せず、日本製鉄は、令和 6 年 8 月 29 日をもって、当該合弁を既に解消している。

５－４－３－３　「４－２－７　その他因果関係に関する証拠及び意見等の検討」に関する反論等・再反論等に係る調査当局の見解

(366)　上記(364)の中国鉄鋼工業協会からの仮の決定に関する反論等及び上記(365)の申請者からの仮の決定に関する反論等に対する再反論等を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

(ア)　まず、人件費及び事業転換投資等の費用上昇の点について、**「表 41　本邦産同種の貨物の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格の推移」**によれば、労務費が調査対象期間中に増加したにもかかわらず、製造原価は調査対象期間全体で 4 ポイント低下している。したがって、労務費の上昇は既に製造原価の分析において検討された上でなお製造原価の減少が認められる。また、カーボンニュートラルに向けた設備更新及び工程改造に伴い、減価償却費及び運営費用が著しく増加したという主張については、証拠による事実の裏付けがない。このため、費用上昇に関する中国鉄鋼工業協会の反論は受け入れられない。

(イ)　次に、日本国内及び世界の鉄鋼市場での需要が低迷したとの点について、中国鉄鋼工業協会の上記反論等は、上記(277)及び(278)において検討した主張を繰り返すものである。すなわち、中国鉄鋼工業協会が引用する世界の鉄鋼輸入又は日本の鉄鋼輸出に係る

数値は、溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の本邦市場に限定したものではないため、溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に関する需要減少を示す事実とはいえない。また、世界における市場需要については因果関係の検討には直接関連せず、日本市場における需要減少についても、調査当局は既に、上記(277)及び(278)において、本邦における溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の需要量が調査対象期間を通じて 6 ポイント減少したこと、本邦産同種の貨物の国内販売量は 21 ポイント減少し、本邦産同種の貨物の市場占拠率は 13 ポイント低下したこと、また、その間に調査対象貨物の輸入量は 518,293MT から 638,905MT へ増加し、調査対象貨物の市場占拠率は 31 ポイント上昇した事実を認定した。これらの事実から、国内需要の減少が本邦の産業に一定の影響を与えたことを考慮したうえで、なお、本邦産同種の貨物の販売量及び市場占拠率の低下の全てを需要減少によって説明することはできず、調査対象貨物による販売の代替が認められるものと判断した。このように、日本国内の需要の減少は考慮されており、日本の国内需要の減少による影響を排除した後も、本邦産同種の貨物の販売量の減少は調査対象貨物の不当廉売によって生じたものであると認められた。したがって、日本国内及び世界の鉄鋼市場での需要が低迷したとの点に関する中国鉄鋼工業協会の反論は受け入れられない。

(ウ)　次に、戦略的転換の点について、上記(235)のとおり、日本製鉄において、本邦産同種の貨物の生産ラインの構造休止及び他製品専用ラインへの改造が行われたことは確認できる。しかしながら、当該事実のみから、本邦の産業全体が溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に係る汎用品市場から戦略的に撤退し、又は同市場への供給を意図的に縮小したと認めることはできない。上記(276)、(281)及び(282)のとおり、本邦産同種の貨物は、店売りを中心とする建材用途等の汎用品が主であり、自動車用途が占める割合は限定的である。また、上記(282)のとおり、本邦の産業には十分な余剰生産能力が存在した。したがって、本邦産同種の貨物の販売量の減少が供給能力不足によって生じたものとも認められない。

(エ)　中国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板と本邦産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板との競争関係の点については、上記**「３－２－６　代替性」**、**「３－３－４　原産国の異なる溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の間の競争状態」**及び**「３－４－２　当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」**において検討したとおり、両者には高い代替性があり、価格面を含め現実に競争していたことが認められる。実際に、**「表 36 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物との代替性」**では、回答を確認できた 28 者のうち 8 割以上が、両者について代替可能又は一定の条件を満たせば代替可能と回答しており、**「表 40　当該輸入貨物（韓国及び中国）と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（全品種、庭先渡し）」**では、調査対象貨物が調査対象期間を通じて本邦産同種の貨物の販売価格を下回っていたことを確認した。したがって、両者の間には競争関係は存在し、補完関係にあることを理由として調査対象貨物の輸入と本邦の産業の損害との因果関係が否定されるものではない[375]。

(オ)　最後に、BNA に関する主張について、上記(279)から(283)のとおり、調査当局が日本製鉄に確認したところ、同社が BNA から溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板を本邦へ輸入した事実はないことを確認した。また、上記(229)の脚注に記載したとおり、**「表 40　当該輸入貨物（韓国及び中国）と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（全品種、庭先渡し）」**における価格比較は、非関連企業間取引のみを対象としている。したがって、同表に基づく価格下回りの分析が BNA に係る関連者間価格又は移転価格によって歪められたとは認められない。

(カ)　以上の事情を個別に、又は総合的に考慮しても、これらの事情は、調査対象貨物と本

[375] 本邦生産者当初質問状回答書添付資料 C-3-3（日本製鉄、日鉄鋼板、神戸製鋼所及びヨドコウ）並びに令和 7 年 11 月 13 日付け証拠の提出別添 7-1 及び 7-2-1 から 7-2-5

邦の産業に対する実質的な損害との間に因果関係が認められるとの判断を否定するものではない。

(キ)　以上のことから、上記(364)の中国鉄鋼工業協会の仮の決定に関する反論等は受け入れられない。

５－４－４　「４－２－７　その他因果関係に関する証拠及び意見等の検討」及び「４－２－８　その他の意見等の検討」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解

５－４－４－１　「４－２－７　その他因果関係に関する証拠及び意見等の検討」及び「４－２－８　その他の意見等の検討」に関する反論等

(367)　利害関係者である中国鉄鋼工業協会から、**「４－２－７　その他因果関係に関する証拠及び意見等の検討」**及び**「４－２－８　その他の意見等の検討」**に関して、次の内容の仮の決定に関する反論等が提出された[376]。

本協会は、仮に調査当局が最終決定においてなおダンピングの事実及び産業の損害が存在すると認定する場合には、高率の不当廉売関税を全額賦課することが日本の国民経済全体の利益並びに川下のサプライチェーンの安全に不可逆的な悪影響を及ぼすことを回避するため、中国の調査対象溶融亜鉛めっき鋼板の輸出業界を代表し、不当廉売関税の最終措置に代わる方策として、関税割当を正式に提案する。「割当数量内は不当廉売関税を免除し、割当数量超過分には不当廉売関税を全額賦課する」という差異化された制度設計を通じて、産業保護の目的を実現すると同時に、日本全体の公共の利益及び川下産業の正当な権益にも配慮することが可能となる。

５－４－４－２　「４－２－７　その他因果関係に関する証拠及び意見等の検討」及び「４－２－８　その他の意見等の検討」に関する反論等・再反論等に係る調査当局の見解

(368)　上記(367)の中国鉄鋼工業協会からの仮の決定に関する反論等を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

上記(367)の意見は、不当廉売関税の最終措置に代わる方策として、関税割当を提案するものであり、仮の決定の内容に対する反論等ではないことから、本調査において検討の対象としない。

５－４－５　「４－２－７　その他因果関係に関する証拠及び意見等の検討」及び「４－２－８　その他の意見等の検討」に関する反論等

５－４－５－１　「４－２－７　その他因果関係に関する証拠及び意見等の検討」及び「４－２－８　その他の意見等の検討」に関する反論等

(369)　利害関係者である中国鉄鋼工業協会から、**「４－２－７　その他因果関係に関する証拠及び意見等の検討」**及び**「４－２－８　その他の意見等の検討」**に関して、次の内容の仮の決定に関する反論等が提出された[377]。

(ア)　本協会は、調査当局が最終決定において、公共の利益の評価を重要な考慮要素と位置づけ、貿易救済措置が日本の経済全体及び社会厚生に及ぼす影響を全面的に比較衡量されるよう、切に要請する。具体的な影響等については以下のとおりである。

---

376 仮の決定に関する再反論等（中国鉄鋼工業協会、令和８年８月７日）
377 仮の決定に関する再反論等（中国鉄鋼工業協会、令和８年８月７日）

(イ)　サプライチェーンの安定性に係るリスク：中国産の亜鉛めっき鋼板は、長年にわたり日本市場における一般規格の亜鉛めっき鋼板の重要な供給源であり、日本国内の生産能力の構造的な空白を有効に埋め、川下産業への供給の安定と価格の安定を確保してきた。中国からの輸入産品に高率の不当廉売関税による制限を課した場合、日本国内産業は短期間に増産して一般製品の供給ギャップを埋めることができず、市場の供給の逼迫及び価格の大幅な変動を招き、川下のサプライチェーンの正常な運営を混乱させ、日本のサプライチェーンの強靭性及び安定性を損なうおそれがある。

(ウ)　川下産業及び消費者の厚生への影響：調査対象たる溶融亜鉛めっき鋼板は、建築資材、インフラ、家電製造等、国民経済上重要な分野に広く用いられており、国民生活に関わる基礎原材料である。高率の不当廉売関税の賦課は、建築工事及び家電生産のコストを直接的に押し上げ、そのコストは最終的に消費者へと転嫁され、国民生活の負担を増大させる。日本経済の回復基盤はなお強化を要する状況にあり、貿易救済措置により社会全体の生産コストを押し上げ、内需の回復を抑制することは、日本の経済全体の利益に適合しない。

(エ)　産業代表性の不足に対する警鐘：前述のとおり、日本の複数の主要な鉄鋼企業（とりわけ JFE スチール株式会社）は本件不当廉売関税調査の申請を支持しておらず、このことは、本件調査が日本の亜鉛めっき鋼板産業の一般的な合意に基づくものではなく、主として少数の申請企業により提起されたものであることを示している。調査当局は、申請者の産業代表性を慎重に評価し、個別の企業が貿易救済手段を利用して市場競争を抑制し、自らの経営上の圧力を転嫁しようとする傾向に警戒するとともに、貿易救済措置が個別企業の商業的利益を擁護するための道具へと変質し、不当廉売関税制度の立法趣旨から乖離することを回避すべきである。

５－４－５－２　「４－２－７　その他因果関係に関する証拠及び意見等の検討」及び「４－２－８　その他の意見等の検討」に関する反論等・再反論等に係る調査当局の見解

(370)　上記(369)の中国鉄鋼工業協会からの仮の決定に関する反論等を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

(ア)　上記(369)(ア)の意見は、調査対象貨物における不当廉売関税に係る調査に際して、公共の利益や日本の経済全体及び社会構成に及ぼす影響を考慮する旨を要請するものである。当該要請は、仮の決定の内容に対する反論等ではないことから、本調査において検討の対象としない。

(イ)　なお、上記(369)(イ)及び(ウ)における、サプライチェーンの安定性に係るリスク及び川下産業及び消費の構成への影響についての意見に関しては、上記**「４－２－８　その他の意見等の検討」**に記載のとおりであり、認められない。

(ウ)　また、上記(369)(エ)における産業代表性の不足についての意見に関しては、上記「３－１－１　**本邦の産業に係る意見等の検討**」に記載のとおりであり、認められない。

５－５　その他の反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解

(371)　中国の供給者である三井物産（香港）有限公司から、同者が溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の生産者ではなく輸出者であるとの意見が提出されたことを踏まえて、同者について**「表34　中国の供給者の不当廉売差額率」**から削除することとした。

５－６　仮の決定に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解についての結論

(372)　以上のとおり、利害関係者から提出された仮の決定に関する反論等・再反論等を検討した結果、仮の決定で示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

６　重要事実に関する反論・再反論及びこれらに係る調査当局の見解

６－１　調査の経緯に関する事項

(373)　調査開始告示で告示した法第 8 条第 5 項の調査において、政令第 15 条第 1 項の規定に基づく最終決定の基礎となる重要な事実（以下「重要事実」という。）の開示及びその後の調査の経緯等は、以下のとおりであった。

６－１－１　重要事実の開示

(374)　令和 8 年 9 月 17 日、本調査に係る重要事実の開示を行い、その旨及び重要事実を直接の利害関係人に対し書面で通知[378]するとともに、韓国政府及び中国政府に対して重要事実を書面で送付[379]した。

また、重要事実に係る政令第 12 条の 2 第 2 項の規定による意見の表明（以下「重要事実に関する反論」という。）についての期限を同年 10 月 1 日とし、これに対する反論に関する更なる反論（以下「重要事実に関する再反論」という。）についての期限を同月 15 日とし、その旨を記載した書面を、同年 9 月 17 日、利害関係者並びに韓国政府及び中国政府に対して通知した（以下、調査により判明した事実に係る政令第 12 条の 2 第 2 項の規定による意見の表明を「重要事実に関する反論」と、これらに対する更なる反論を「重要事実に関する再反論」という。また、「重要事実に関する反論」と「重要事実に関する再反論」を総称して「重要事実に関する反論・再反論」という。）。

なお、当該各書面において、上記各期限までに提出された重要事実に関する反論については、同年 10 月 8 日から利害関係者の閲覧に供する旨を明示し、また、重要事実に関する反論・再反論の機会は、証拠を提出する機会ではないことを明示した。

(375)　令和 8 年 9 月 17 日、重要事実の開示に際し、供給者に対しては、重要事実として、報告書に加え、必要に応じて、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）の適用に至った経緯及び理由、採用した証拠並びに適用した手法を示す書面及び不当廉売差額率の算定を示す書面を送付するとともに、直接の利害関係人に対して、当該各書面の開示版を閲覧に供した。

６－１－２　重要事実に関する反論・再反論

(376)　重要事実に関する反論は、調査により判明した事実に係る重要事実に関する反論の期限である令和 8 年 10 月 1 日までに利害関係者 3 者[380]から提出があった。その後、調査により判明した事実に係る重要事実に関する再反論は、その期限である同月 15 日までに、提出はなかった。

利害関係者から提出された重要事実に関する反論・再反論を検討した上での調査当局の見解については、下記**「６－３　重要事実に関する反論・再反論及びこれらに係る調査当局の見解についての結論」**のとおりである。

(377)　なお、利害関係者 1 者[381]から、重要事実に関する再反論として、自ら提出した反論を補強又は補足する意見の提出があったが、重要事実に関する反論・再反論の通知書面において記載のとおり、再反論は他の利害関係者からの反論に対する再反論の機会であり、これらの意見は他の利害関係者からの反論に対する再反論ではないため本調査において検討の対象としなかった。

---

[378] 政令第 15 条第 1 項
[379] 協定 6.9
[380] Hyundai Steel Company、POSCO、KG Dongbu Steel
[381] POSCO

６－１－３　秘密の情報

(378)　上記(376)のとおり利害関係者が提出した書面のうち、秘密情報について、調査当局は秘密扱いを求める書面の提出を求め、これを受領した。
　この際、他の利害関係者の閲覧に供するために、これらの書面に係る開示版の書面の提出を求め、これを受領した。

６－１－４　証拠等の閲覧

(379)　調査当局の求めに応じて提出された書面及び調査当局が作成した書面（ただし、これらの書面における秘密情報については開示版要約に限る。）について、利害関係者に対し、閲覧に供した[382]。

６－１－５　約束の申出等

(380)　上記(374)で送付した書面において、約束の申出[383]の期限である令和８年９月 28 日までに利害関係者（輸出者）５者[384]から約束を申し出る旨の書面がそれぞれ提出された。

(381)　調査当局は、令和８年 10 月１日、上記(380)の５者から約束の申出があった旨及び同月８日を期限として当該約束の申出に対する意見を表明する機会を付与する旨を申請者に対し書面で通知（当該申出の写し（開示版）を添付）した[385]。

(382)　令和８年 10 月８日、申請者から、上記(380)の５者からの約束の申出について、日本国政府は、５者からの約束の申出を拒否すべきである旨の意見の表明の提出があった[386]。

(383)　調査当局は、上記(382)の申請者からの意見を踏まえた上で、上記(380)の５者からの約束の申出の内容について検討した結果、当該申出がガイドライン 14.(1)「約束の受諾の要件」を満たしているとは認められないと判断した。このため、令和８年 11 月 18 日、当該５者に対して当該約束の申出は受諾困難であると判断した旨を通知した。

(384)　当該申出の書面（ただし、当該書面における秘密情報については開示版要約に限る。）、約束の申出に対する意見表明の機会付与についての通知書面、約束の申出に対する意見の表明及び約束の申出は受諾困難である旨の通知書面について利害関係者に対し閲覧に供した。

６－２　**「２　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」及び「５－２「２不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論・再反論及びこれらに係る調査当局の見解**

(385)　利害関係者から提出された重要事実に関する反論・再反論のうち、上記**「２　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」**及び**「５－２　「２　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」**に関して、調査当局は以下のとおり検討した。

382　政令第 11 条
383　政令第 14 条第１項
384　POSCO、KG Dongbu Steel、Dongkuk Coated Metal Co., Ltd.、Hyundai Steel Company、湖南華菱漣源鋼鉄
385　ガイドライン 14.(2)二
386　約束の申出に対する意見表明書（日本製鉄、日鉄鋼板、神戸製鋼所及びヨドコウ、令和８年 10 月８日）

６－２－１　「２－３－４－１　不当廉売差額率」、「５－２－３「２－３－４－１　不当廉売差額率」及び FA 経緯書（Hyundai Steel Company）に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」及び FA 経緯書（Hyundai Steel Company）に関する反論・再反論及びこれらに係る調査当局の見解

６－２－１－１　「２－３－４－１　不当廉売差額率」、「５－２－３「２－３－４－１　不当廉売差額率」及び FA 経緯書（Hyundai Steel Company）に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」及び FA 経緯書（Hyundai Steel Company）に関する反論

(386)　韓国の供給者である Hyundai Steel Company から、上記**「２－３－４－１　不当廉売差額率」、「５－２－３　「２－３－４－１　不当廉売差額率」及び FA 経緯書（Hyundai Steel Company）に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」**及び FA 経緯書（Hyundai Steel Company）に関して、次の内容の重要事実に関する反論が提出された[387]。

(ア)　Hyundai Steel Company に対するファクツ・アヴェイラブルの適用は、協定 6.8 及び付属書Ⅱの規定に不整合である。調査当局は、質問状の回答がサンプリング手続にとって「必要な情報」であることを具体的に特定・通知しておらず、付属書Ⅱ第 1 項及び第 6 項の手続的要件にも違反している。

(イ)　サンプリング通知はサンプリングの選定基準を確認票の回答及び輸出量と明示しており、質問状の回答は「必要な情報」に該当しない。調査当局の「免除していない」との消極的論法は立証責任の転換であり、不当である。

(ウ)　令和 7 年 9 月 30 日の電子メールで付与された期間は僅か 3 営業日であり、付属書Ⅱ第 1 項の「妥当な期間」の要件を充足しない。また、質問状がサンプリングに「必要な情報」である旨の特定・通知がなく、付属書Ⅱ第 1 項及び第 6 項のデュー・プロセス要件に違反している。

(エ)　調査当局の「選定される可能性がある」との論理は、協定 6.8 の下での立証責任を転換するものであり、法的に不十分である。調査当局自身がサンプリングの範囲を未確定としていた以上、質問状の回答を事後的に「必要な情報」と性質決定することは論理的に矛盾する。

(オ)　他社（KG Dongbu Steel）の不当廉売差額率の適用は、付属書Ⅱ第 7 項の「特別の慎重さ」の要件を充足せず、懲罰的な適用に該当する。サンプリングに必要な情報を全て提出した当社に対する当該適用は不当であり、比例原則にも反する。

(カ)　調査スケジュールの先後関係の合理性は、質問状がサンプリングの「必要な情報」であったか否かという法的問題に対する回答を提供しない。また、調査当局自身がサンプリング選定は確認票の回答に基づくと認めており、Hyundai Steel Company の主張を裏付ける。

６－２－１－２　「２－３－４－１　不当廉売差額率」、「５－２－３「２－３－４－１　不当廉売差額率」及び FA 経緯書（Hyundai Steel Company）に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」及び FA 経緯書（Hyundai Steel Company）に関する反論・再反論に係る調査当局の見解

[387] 重要事実に関する反論（Hyundai Steel Company、令和 8 年 10 月 1 日）

(387)　上記(386)の Hyundai Steel Company の重要事実に関する反論を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

(ア)　上記(303)に記載のとおり、調査当局は、令和 7 年 8 月 13 日に、Hyundai Steel Company を含む供給者に対して、供給者当初質問状等を送付し、供給者当初質問状回答期限を同年 9 月 19 日と明示して、これに回答することを求めた。しかしながら、Hyundai Steel Company からは、回答の延長申出期限である同月 12 日までに調査項目 B 以降の回答の延長申出がなされることもなく、供給者当初質問状回答期限である同月 19 日を経過した後もなお調査項目 A を含む供給者当初質問状への回答が提出されることもなかった。さらに、調査当局が同月 30 日に行った質問状回答の提出を求める電子メールに対しても、期限延長の要請その他何らの反応も示さなかった。

供給者当初質問状は、調査当局が調査に必要な情報を特定して回答を求めるものであるところ、Hyundai Steel Company は、調査当局の求めに反して、必要な情報を提供しなかったものである。かかる質問状を受領した者は、期限までに求められた情報を提出することに困難がある場合、その旨を調査当局に知らせるべきであるが、Hyundai Steel Company は調査当局に何らの連絡もせずに漫然と期限を徒過させたものであり、したがって、調査当局は、妥当な期間内に必要な情報の入手を許さずもしくはこれを提供しない場合又は調査を著しく妨げる場合に該当すると判断したものであって、当該判断に不合理な点は認められない。

(イ)　なお、上記(303)において既に記載したとおり、サンプリング通知により、サンプリングの実施が予定されていたとしても、サンプリング対象者が何者選定され、また誰が選定されるのかが未定であり、かつ、これまで調査当局から求められてきた資料の提出が免除される等の特段の指示もない状況である以上、本調査への協力を表明した供給者には、不当廉売差額率の算定に必要な情報を提出する必要がある。しかし、Hyundai Steel Company は、確認票を提出するのみで、それ以降、定められた回答期限までに質問状の回答を提出することはなく、また、当局から別途送付した電子メールにも応答しなかった。このような対応に照らせば、当該情報を提出する意思を有していたと認めることは困難であり、また、「妥当な期間内に必要な情報の入手を許さず若しくはこれを提供しない場合」又は「調査を著しく妨げる場合」に該当すると判断することは合理的である。

また、Hyundai Steel Company に対して別途送付した電子メールにおいて、調査当局が要求したのは、既に調査開始時に回答期限を設定して提出を求めていた供給者当初質問状への回答の提出であり、何ら新たな質問事項を含むものではない。したがって、調査当局が同メールで設定した回答期限は、本来の回答期限に加えて追加的な回答機会を付与するものに過ぎず、「妥当な期間」や「説明の機会」は十分に確保されている。

(ウ)　また、Hyundai Steel Company は、上記(386)(オ)のとおり、他者の不当廉売差額率の適用が懲罰的な適用であり、また、比例原則に反すると主張する。

しかし、知ることができた事実の適用の結果、調査当局が Hyundai Steel Company を含む非協力者に対して採用した不当廉売差額率は、サンプリング調査対象者である KG Dongbu Steel から提出された検証済みの情報に基づいて算出された率であり、推測や仮定に基づく数値ではない。したがって、KG Dongbu Steel の不当廉売差額率を Hyundai Steel Company に適用したことは、記録上存在する信頼性のある情報を知ることができた事実として適用した結果にすぎず、特別の慎重さを欠いた懲罰的措置であるとの指摘は当たらない。

また、確認票は調査協力の意思と基本的情報の概要について回答を求めるものに過ぎず、確認票回答の提出のみによって不当廉売差額率の算定に必要な情報が提出されたことにはならない。したがって、確認票回答を提出しながらも供給者当初質問状への回答を提出しなかった Hyundai Steel Company を調査に協力しなかった供給者として扱ったことは、調査当局の求めに応じて供給者当初質問状を回答期限までに提出した協力者

や求めに応じずにこれらを提出しなかった非協力者との関係において、その協力の程度に照らしても合理的なものであり、比例原則に反するものではない。

(エ)　以上のとおり、上記(386)の Hyundai Steel Company の重要事実の開示に関する反論は採用しない。

６－２－２　「５－２－１３「２－３－２－２－２　構成価格」及び FA 経緯書兼 DM 計算書（KG Dongbu Steel)「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「２．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「A)　様式 E」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論・再反論及びこれらに係る調査当局の見解

６－２－２－１　「５－２－１３「２－３－２－２－２　構成価格」及び FA 経緯書兼 DM 計算書（KG Dongbu Steel)「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「２．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「A)　様式 E」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論

(388)　韓国の供給者である KG Dongbu Steel から、上記**「５－２－１３　「２－３－２－２－２　構成価格」及び FA 経緯書兼 DM 計算書（KG Dongbu Steel)「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「２．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「A)　様式 E」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」**に関して、次の内容の重要事実に関する反論が提出された[388]。

調査当局からの要請に基づき、期限内に修正した様式 E を提出した。KG Dongbu Steel が提出した資料は、指摘された不一致事項に対する整合性検証の補足資料として検討し、様式 E と完成品在庫台帳との整合性について改めて判断いただきたい。

６－２－２－２　「５－２－１３「２－３－２－２－２　構成価格」及び FA 経緯書兼 DM 計算書（KG Dongbu Steel)「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「２．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「A)　様式 E」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論・再反論に係る調査当局の見解

(389)　上記(388)の KG Dongbu Steel の重要事実に関する反論を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

(ア)　上記(388)の意見は、上記(322)の主張を繰り返すものであって、上記(323)に記載のとおり採用することができない。

(イ)　調査当局は、調査開始の時点から一貫して溶融亜鉛めっき鋼の製造原価の検証に必要な「a 期首仕掛品」や「f 期末仕掛品」の情報並びに、在庫、生産、販売及び期中自家消費等の数量関係を確認する情報について、様式 E への回答とその説明を KG Dongbu Steel に対して求めてきた。しかし、KG Dongbu Steel は、調査当局の求めに対する十分な回答を行わなかった。また、現地調査においても「期中自家消費等数量」として報告された数量の実態や当該数量と在庫数量、生産数量及び販売数量との関係について繰り返し説明を求めたものの最後まで明確な説明を行わなかった。そのため、様式 E における数量情報の正確性を検証することができなかった。さらに、KG Dongbu Steel の提出した様式 E の数量情報については、他の様式との乖離や不整合も確認された。これらの事実から、調査当局は、様式 E における完成品数量を含む数量情報の正確性を検証できなかったと判断したものである。【システム名】の製品受払帳と様式 E との間の不一致のみをもって、知ることができた事実を適用したわけではない。

[388] 重要事実に関する反論（KG Dongbu Steel、令和 8 年 10 月 1 日）

(ウ)　なお、KG Dongbu Steel は、仮決定に関する反論に添付して提出した添付資料「2. A). (3) 完成品在庫台帳と様式 E との整合性検証」を検討し、様式 E と完成品在庫台帳との整合性について改めて判断するよう求めている。しかし、反論等通知に記載のとおり、仮の決定に対する反論及び反証は、これまで調査当局が提出を求めていた証拠のうち、これまで調査当局に提出されていなかった証拠を提出する機会ではない。そして、当該資料は、現地調査において調査当局が KG Dongbu Steel に対して求めていた証拠であり、また、その内容の正確性について検証することができないものであるため、当該資料は証拠として採用しない。

(エ)　以上のとおり、上記(388)の KG Dongbu Steel の重要事実の開示に関する反論は採用しない。

６－２－３　「５－２－１４「２－３－２－２－２　構成価格」及び FA 経緯書兼 DM 計算書（KG Dongbu Steel)「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「４．ファクツ・アヴェイラブルを適用した手法」「A)　調査対象貨物の単位当たりの生産費用（COP)」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論・再反論及びこれらに係る調査当局の見解

６－２－３－１　「５－２－１４「２－３－２－２－２　構成価格」及び FA 経緯書兼 DM 計算書（KG Dongbu Steel)「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「４．ファクツ・アヴェイラブルを適用した手法」「A)　調査対象貨物の単位当たりの生産費用（COP)」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論

(390)　韓国の供給者である KG Dongbu Steel から、上記**「５－２－１４　「２－３－２－２－２　構成価格」及び FA 経緯書兼 DM 計算書（KG Dongbu Steel)「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「４．ファクツ・アヴェイラブルを適用した手法」「A)　調査対象貨物の単位当たりの生産費用（COP)」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」**に関して、次の内容の重要事実に関する反論が提出された[389]。

KG Dongbu Steel は【システム名】上の工程別差異を全て反映した実際原価を報告しているため、標準原価と一致しないのは当然である。直接材料費の差異が大きい例外的な 2 件のサンプルの平均で全期間の原価を代替することは不当であり、報告した実際原価を基礎として算定すべきである。

６－２－３－２　「５－２－１４「２－３－２－２－２　構成価格」及び FA 経緯書兼 DM 計算書（KG Dongbu Steel)「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「４．ファクツ・アヴェイラブルを適用した手法」「A)　調査対象貨物の単位当たりの生産費用（COP)」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論・再反論に係る調査当局の見解

(391)　上記(390)の KG Dongbu Steel の重要事実に関する反論を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

(ア)　不当廉売差額率の算定は、単位当たりの輸出価格と正常価格を比較して行う。そのため、様式 E における完成品数量の情報は、様式 E において回答される品種ごとの単位当たりの生産費用を算定するために必要不可欠な情報である。しかしながら、上記(325)のとおり、KG Dongbu Steel は、調査当局が求めた数量情報に関する説明を十分に行わず、

[389] 重要事実に関する反論（KG Dongbu Steel、令和 8 年 10 月 1 日）

また、当該数量情報の正確性を検証するために必要な情報も提供しなかった。その結果、調査当局は、様式 E 上の完成品数量を含む数量に関する情報の正確性を検証することができず、様式 E を用いて各品種の単位当たりの製造原価を算定することができなかった。

(イ)　一方で、単位当たりの生産費用を算定するために必要となる品種ごとの製造原価情報とこれに対応する完成品数量の情報については、現地調査において客観的資料から確認できたものとして、KG Dongbu Steel から提出のあった提出資料通番 23「添付資料 6.4 月 30 日追加資料#935#943 原価追跡 のコピー（注：韓国語のみ)」及び提出資料通番 24「添付資料#935#943 原価追跡_JP(和訳付き)」に記載の 2 製品の情報が存在した。調査当局は、当該 2 製品については、製造原価情報及び完成品数量情報が客観的資料によって裏付けられており、その正確性を確認することができたものと認定した。そのため、知ることができた事実として、当該 2 製品の情報を用いたものである。なお、当該 2 製品は、現地調査において直接販売費が最も高いものと低いものの差異について説明を求める中で、KG Dongbu Steel より説明された 2 製品であって、恣意的に選択されたものではなく、知ることができた事実として採用することを妨げる事情も確認されなかった。

(ウ)　したがって、調査当局は、単位あたりの製造原価情報について様式 E から算定することができないこととなったために、現地調査において客観的証拠から検証できた事実を用いて算定することとしたものであって、知ることができた事実の適用として合理的なものと認められるため、KG Dongbu Steel の反論は採用できない。

(エ)　なお、KG Dongbu Steel は、当該 2 製品の情報が標準原価であると主張するが、当該主張は現地調査における KG Dongbu Steel の説明と整合しておらず、採用できない。現地調査において、調査当局による当該 2 製品の「完成品の最終的な製造原価」を確認する質問に対して KG Dongbu Steel が上記の提出資料を用いて説明を行った。当該説明に際して、KG Dongbu Steel からは、上記の提出資料上の情報について、当該情報が標準原価である旨の説明は一切行われず、「完成品の最終的な製造原価」として説明が行われたものである。したがって、調査当局が、KG Dongbu Steel の当該説明に基づき、上記提出資料の製造原価情報を完成品の原価として理解し、これを用いたことは合理的である。

(オ)　また、KG Dongbu Steel は、仮決定に関する反論に添付して提出した添付資料「添付資料 4. A).(2) 製造原価(単価)の計算誤り」を基準として、製造原価及び不当廉売差額率を再算定するよう求めている。しかし、反論等通知に記載のとおり、仮の決定に対する反論及び反証は、これまで調査当局が提出を求めていた証拠のうち、これまで調査当局に提出されていなかった証拠を提出する機会ではない。そして、当該資料は、現地調査において調査当局が KG Dongbu Steel に対して求めていた証拠であり、また、その内容の正確性について検証することができないものであるため、当該資料は証拠として採用しない。

(カ)　以上のとおり、上記(390)の KG Dongbu Steel の重要事実の開示に関する反論は採用しない。

６－２－４　「５－２－１４「２－３－２－２－２　構成価格」及び FA 経緯書兼 DM 計算書（KG Dongbu Steel)「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「４．ファクツ・アヴェイラブルを適用した手法」「A)　調査対象貨物の単位当たりの生産費用 (COP)」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論・再反論及びこれらに係る調査当局の見解

６－２－４－１　「５－２－１４「２－３－２－２－２　構成価格」及び FA 経緯書兼 DM 計算書（KG Dongbu Steel）「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「４．ファクツ･アヴェイラブルを適用した手法」「A）　調査対象貨物の単位当たりの生産費用（COP）」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論

(392)　韓国の供給者である KG Dongbu Steel から、上記**「５－２－１４　「２－３－２－２－２　構成価格」及び FA 経緯書兼 DM 計算書（KG Dongbu Steel）「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「４．ファクツ・アヴェイラブルを適用した手法」「A）　調査対象貨物の単位当たりの生産費用（COP）」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」**に関して、次の内容の重要事実に関する反論が提出された[390]。

(ア)　調査当局が除外した 4 勘定はいずれも原価を引き下げる営業外収益の勘定であり、公正な比較の原則に照らし、同じ性格の費用勘定にも同じ基準を適用しなければ、原価の過大計上を防ぐことはできない。

(イ)　当社が除外を求めた 4 つの費用勘定は、現地調査において説明や資料提出を求められたことはなく、標本検証という現地調査の性格上、検証対象として選定されなかったにすぎない。KG Dongbu Steel が情報の提供を拒否した事実がない以上、これを理由に KG Dongbu Steel に不利に扱うことは合理的とは言い難い。

６－２－４－２　「５－２－１４「２－３－２－２－２　構成価格」及び FA 経緯書兼 DM 計算書（KG Dongbu Steel）「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「４．ファクツ･アヴェイラブルを適用した手法」「A）　調査対象貨物の単位当たりの生産費用（COP）」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論・再反論に係る調査当局の見解

(393)　上記(392)の KG Dongbu Steel の重要事実に関する反論を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

(ア)　上記(392)の主張は、上記(324)における主張を繰り返すものであり、上記(325)に記載のとおり採用することができない。調査当局は、現地調査において、SG&A 比率の算出方法について説明を求めたところ、【回答内容】旨の説明があったため、多数の勘定科目の中の中から具体的に 4 つの勘定科目を抽出して説明を求めたところ、これらの 4 つの勘定科目に係る費用については、いずれも調査対象期間における調査対象貨物の生産や販売に関連して発生した費用と認められなかったため、生産費用の算定にあたって調査対象貨物の生産や販売に関連すると認められないこれらの 4 つの勘定科目を除外したものである。

(イ)　そもそも、調査当局は、様式 E において、溶融亜鉛めっき鋼の原価・費用について回答することを求めており、特定の費用が調査対象貨物の製造や販売に何らかの関連性を有しているというだけで含めることが認められるものではない。調査対象貨物の生産又は販売に係る費用として認められるためには、当該費用が調査対象貨物の生産又は販売との間に十分な関連性を有している必要がある。

(ウ)　現地調査は、調査対象企業が提出した情報の正確性及び信頼性を検証するための手続であるところ、本調査においては、特に営業外収益・営業外費用の中でも調査対象貨物の生産費用の単価を実態に反して低くしている要因として考えられる金額の相当程度大きい 4 つの勘定科目を抽出して、説明を求めたものであり、このような検証の進め方

[390] 重要事実に関する反論（KG Dongbu Steel、令和 8 年 10 月 1 日）

は合理的である。なお、上記(325)(サ)において「生産費用の単価を実態に反して高くしている要因として考えられるものとして」と記載したが、「高く」は「低く」の誤記であり、訂正する。

(エ)　その上で、当局は提出資料及び現地調査に基づき検証を実施した結果、実際に説明を受けた 4 つの勘定科目については生産費用に含めることが適当ではないと判断した。他方で、それ以外の勘定科目についてはその内容を確認することができておらず除外すべき根拠が存在しないため、KG Dongbu Steel の回答及び現地調査での説明のとおり調査対象貨物の生産・販売にかかわるものであると認めることとし、当該勘定科目を生産費用から除外することとしなかったものである。したがって、このような判断は合理的であり、KG Dongbu Steel の反論は採用できない。

(オ)　以上のとおり、上記(392)の KG Dongbu Steel の重要事実の開示に関する反論は採用しない。

６－２－５　「５－２－１５「２－３－２－２－２　構成価格」及び FA 経緯書兼 DM 計算書（KG Dongbu Steel）「Ⅱ．不当廉売差額率の算定について」「４．正常価格」「B)　輸出価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論・再反論及びこれらに係る調査当局の見解

６－２－５－１　「５－２－１５「２－３－２－２－２　構成価格」及び FA 経緯書兼 DM 計算書（KG Dongbu Steel）「Ⅱ．不当廉売差額率の算定について」「４．正常価格」「B)　輸出価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論

(394)　韓国の供給者である KG Dongbu Steel から、上記**「５－２－１５　「２－３－２－２－２　構成価格」及び FA 経緯書兼 DM 計算書（KG Dongbu Steel）「Ⅱ．不当廉売差額率の算定について」「４．正常価格」「B)　輸出価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」**に関して、次の内容の重要事実に関する反論が提出された[391]。

ファクツ・アヴェイラブルに基づく原価を適用しながら利益率のみ実際原価基準の営業利益率を乗じることは論理的に一貫しておらず、適正な原価よりも過大に計上されることになる。ファクツ・アヴェイラブルに基づく原価を維持するのであれば、利益率も同じ基準で計算し、【数値】％とすべきである。

６－２－５－２　「５－２－１５「２－３－２－２－２　構成価格」及び FA 経緯書兼 DM 計算書（KG Dongbu Steel）「Ⅱ．不当廉売差額率の算定について」「４．正常価格」「B)　輸出価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論・再反論に係る調査当局の見解

(395)　上記(394)の KG Dongbu Steel の重要事実に関する反論を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

(ア)　上記(327)に記載のとおり、調査当局は、様式 E の情報を用いて単位当たりの生産費用を算出することができない事態となったため、知ることができた事実に基づき算定した生産費用を用いて、国内販売取引が通常の商取引において行われたかを検討した結果、様式 C において回答のあった国内販売取引は全てコスト割れ販売であり通常の商取引には当たらないものと認められた。このため、当該国内販売取引から通常の商取引における利潤の額を算定することができず、そこで、KG Dongbu Steel の回答した調査対象期間における溶融亜鉛めっき鋼の営業利益率を示す様式 A-3-2-2 のデータを用いて利潤の

[391] 重要事実に関する反論（KG Dongbu Steel、令和 8 年 10 月 1 日）

額を算定したものである。

(イ)　知ることができた事実に基づき算定した生産費用は、正常価格算定の基礎となる単位あたりの生産費用を把握するために用いたものであり、他方、様式 A-3-2-2 の営業利益率は通常の商取引において期待される利潤の額を算定するために用いたものであって、そもそも、それぞれ算定の対象・目的が異なる。
　むしろ、コスト割れ販売の結果を前提として算定される利潤率は、通常の商取引における合理的な利潤の額を反映しないこととなる。そのため、通常の商取引における合理的な利潤の額として、様式 A-3-2-2 における調査対象期間中の溶融亜鉛めっき鋼の営業利益率を採用したことは合理的かつ適切である。

(ウ)　以上のとおり、上記(394)の KG Dongbu Steel の重要事実の開示に関する反論は採用しない。

６－２－６　「５－２－１６「２－３－２－２－２　構成価格」及び FA 経緯書兼 DM 計算書（KG Dongbu Steel)「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「２．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「B)　様式 B における販売手数料（B-3-25-1)」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論・再反論及びこれらに係る調査当局の見解

６－２－６－１　「５－２－１６「２－３－２－２－２　構成価格」及び FA 経緯書兼 DM 計算書（KG Dongbu Steel)「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「２．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「B)　様式 B における販売手数料（B-3-25-1)」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論

(396)　韓国の供給者である KG Dongbu Steel から、上記**「５－２－１６　「２－３－２－２－２　構成価格」及び FA 経緯書兼 DM 計算書（KG Dongbu Steel)「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「２．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「B)　様式 B における販売手数料（B-3-25-1)」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」**に関して、次の内容の重要事実に関する反論が提出された[392]。

(ア)　関連企業間の取引であるという理由のみで販売手数料単価を否認されたことは、推定に基づく判断であると考える。【企業名】との取引は、規模・期間が異なるため比較対象として不適切である。

(イ)　販売手数料の適切性は製品の種類ではなく、代理人が適用した業務を基準に判断すべきであり、【企業名】との取引も商品の取引である。したがって、【企業名】との取引のみを比較対象とされたことは不合理である。

６－２－６－２　「５－２－１６「２－３－２－２－２　構成価格」及び FA 経緯書兼 DM 計算書（KG Dongbu Steel)「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「２．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「B)　様式 B における販売手数料（B-3-25-1)」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論・再反論に係る調査当局の見解

(397)　上記(396)の KG Dongbu Steel の重要事実に関する反論を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

(ア)　上記(396)の KG Dongbu Steel の主張は、上記(328)の主張を繰り返すものであって、

[392] 重要事実に関する反論（KG Dongbu Steel、令和８年 10 月１日）

上記(329)のとおり採用することができない。調査当局は、KG Dongbu Steel と【販売先名称】との間の業務委託契約に基づく販売手数料単価について、回答された単価が契約書上の単価と異なるものであったこと、契約書上の単価が一方的に変更されたとする説明、回答された単価・契約書上の単価いずれも非関連企業と【販売先名称】の間の販売手数料単価よりも著しく低いものであったこと等を踏まえて、実際に供される業務の内容を適切に反映したものとは言えないと判断した。その上で、当該費用については、調査対象期間における非関連企業に対する鋼材の仲介手数料単価として現地調査において客観的証憑を実際に確認することができた【販売先名称】の【企業名】に対する仲介手数料の単価を、知ることができた事実として用いることとしたものである。

(イ)　調査当局が、関連企業間で設定された販売手数料が実際に供される業務の内容を適切に反映しているか否かを現地調査において確認・検証するために、現地調査で説明に用いられた資料上の、調査対象産品と同じ鋼材に係る非関連企業との取引について客観的証憑を求めたこと、及び、結果として【企業名】との取引における仲介手数料との比較等を通じて、回答された販売手数料単価が、実際の業務の内容を適切に反映した水準でないと判断したことは合理的である。したがって、調査当局が、KG Dongbu Steel が【販売先名称】に対して支払う販売手数料について、知ることができた事実に基づき認定することとしたことは適切である。

(ウ)　その上で、調査当局が知ることができた事実として、現地調査において客観的証憑を用いてその内容を確認・検証することができた【販売先名称】の【企業名】に対する仲介手数料単価を用いたことについても、上記のとおり、その取引が調査対象産品と同じ鋼材の取引にかかる仲介手数料であり、現地調査において客観的証憑に基づき確認することができた単価であることを踏まえれば、合理的である。

(エ)　一方で、【販売先名称】の【企業名】に対する販売手数料取引については、現地調査において、その内容の正確性を確認・検証するに至った情報ではない。したがって、そもそも、知ることができた事実として用いることができるものではない。なお、上記(329)(オ)に記載のとおり、現地調査において、【企業名】との間の取引について説明を求めなかったことも合理的である。

(オ)　以上のとおり、上記(396)の KG Dongbu Steel の重要事実の開示に関する反論は採用しない。

６－２－７　「５－２－１７ FA 経緯書兼 DM 計算書（POSCO）「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「２．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「A. 様式 G における【企業名】及び【企業名】の控除費用及び利潤」及び「４．ファクツ・アヴェイラブルを適用した手法」「A. 様式 G における【企業名】及び【企業名】の控除費用及び利潤」に関する反論等及びこれらに係る調査当局の見解」、「５－２－１８ FA 経緯書兼 DM 計算書（POSCO）「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「２．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「B. 様式 G②に回答された【企業名】における販売数量と購入数量の差異」及び「４．ファクツ・アヴェイラブルを適用した手法」「B. 様式 G②における販売数量」並びに「２－３－１－１ 本邦向け輸出価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」及び「５－２－２０ FA 経緯書兼 DM 計算書（POSCO）「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「２．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「D. 様式 G における関連企業【企業名】及び【企業名】を通じて輸入・販売した取引に係る事実」及び「４．ファクツ・アヴェイラブルを適用した方法」「D. 関連企業【企業名】及び【企業名】を通じて輸入・販売した取引に係る事実」並びに「２－３－１－１ 本邦向け輸出価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論・

再反論及びこれらに係る調査当局の見解

６－２－７－１　「５－２－１７ FA 経緯書兼 DM 計算書（POSCO）　「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「２．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「A. 様式 G における【企業名】及び【企業名】の控除費用及び利潤」及び「４．ファクツ・アヴェイラブルを適用した手法」「A. 様式 G における【企業名】及び【企業名】の控除費用及び利潤」に関する反論等及びこれらに係る調査当局の見解」、「５－２－１８ FA 経緯書兼 DM 計算書（POSCO）「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「２．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「B. 様式 G②に回答された【企業名】における販売数量と購入数量の差異」及び「４．ファクツ・アヴェイラブルを適用した手法」「B. 様式 G②における販売数量」並びに「２－３－１－１ 本邦向け輸出価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」及び「５－２－２０ FA 経緯書兼 DM 計算書（POSCO）「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「２．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「D. 様式 G における関連企業【企業名】及び【企業名】を通じて輸入・販売した取引に係る事実」及び「４．ファクツ・アヴェイラブルを適用した方法」「D. 関連企業【企業名】及び【企業名】を通じて輸入・販売した取引に係る事実」並びに「２－３－１－１ 本邦向け輸出価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論

(398)　韓国の供給者である POSCO から、上記**「５－２－１７　FA 経緯書兼 DM 計算書（POSCO）　「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「２．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「A. 様式 G における【企業名】及び【企業名】の控除費用及び利潤」及び「４．ファクツ・アヴェイラブルを適用した手法」「A. 様式 G における【企業名】及び【企業名】の控除費用及び利潤」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」、「５－２－１８　FA 経緯書兼 DM 計算書（POSCO）「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「２．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「B. 様式 G②に回答された【企業名】における販売数量と購入数量の差異」及び「４．ファクツ・アヴェイラブルを適用した手法」「B. 様式 G②における販売数量」並びに「２－３－１－１　本邦向け輸出価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」及び「５－２－２０　FA 経緯書兼 DM 計算書（POSCO）「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「２．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「D. 様式 G における関連企業【企業名】及び【企業名】を通じて輸入・販売した取引に係る事実」及び「４．ファクツ・アヴェイラブルを適用した方法」「D. 関連企業【企業名】及び【企業名】を通じて輸入・販売した取引に係る事実」並びに「２－３－１－１　本邦向け輸出価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」**に関して、次の内容の重要事実に関する反論が提出された[393]。

(ア)　本件におけるファクツ・アヴェイラブルの適用は過剰であり、千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定附属書２ 6.8 に規定する入手可能な最善の情報に違反する。

(イ)　様式 G①及び様式 G②の控除費用及び利潤について、報告方式の違いによる様式 A と様式 G の不一致のみを理由に、検証可能な情報の全体を排斥したことは不当である。また、現地調査で確認された「その他費用」の誤りは発生原因及び影響範囲が特定された限定的な誤りであるため、控除費用全体を排斥することは、誤りの実際の影響範囲を逸脱した過剰な措置である。

(ウ)　【会社名】の販売数量を購入数量に置き換えたことは、検証可能な販売数量を検証さ

[393] 重要事実に関する反論（POSCO、令和８年 10 月１日）

れていない仮定で代替し、部分在庫を損失と誤認したものであって、不当廉売差額を過大に計上する。

(エ)　コイル番号（原材料番号）の局地的な紐づけ誤りを理由に【会社名】・【会社名】の取引全体の品種を否認したことは、誤りの実際の影響範囲を逸脱した過剰な措置である。

６－２－７－２　「５－２－１７ FA 経緯書兼 DM 計算書（POSCO）「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「２．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「A. 様式 G における【企業名】及び【企業名】の控除費用及び利潤」及び「４．ファクツ・アヴェイラブルを適用した手法」「A. 様式 G における【企業名】及び【企業名】の控除費用及び利潤」に関する反論等及びこれらに係る調査当局の見解」、「５－２－１８ FA 経緯書兼 DM 計算書（POSCO）「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「２．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「B. 様式 G②に回答された【企業名】における販売数量と購入数量の差異」及び「４．ファクツ・アヴェイラブルを適用した手法」「B. 様式 G②における販売数量」並びに「２－３－１－１ 本邦向け輸出価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」及び「５－２－２０ FA 経緯書兼 DM 計算書（POSCO）「Ⅰ．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」「２．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「D. 様式 G における関連企業【企業名】及び【企業名】を通じて輸入・販売した取引に係る事実」及び「４．ファクツ・アヴェイラブルを適用した方法」「D. 関連企業【企業名】及び【企業名】を通じて輸入・販売した取引に係る事実」並びに「２－３－１－１ 本邦向け輸出価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論・再反論に係る調査当局の見解

(399)　上記(398)の POSCO の重要事実に関する反論を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

(ア)　上記(398)(イ)のとおり、POSCO は、様式 A と様式 G の不一致のみを理由に、検証可能な情報の全体を排斥したことは不当である旨主張する。

(イ)　しかし、(331)(コ)のとおり、調査当局が様式 A との不一致のみを理由に様式 G を排斥したとの POSCO の主張は、その前提自体が誤りである。POSCO から提出された様式 G の数値は、監査済み財務諸表の数値と大きく乖離していたため、調査当局は、様式 G に回答された控除費用及び利潤の正確性を合理的に検証するための手段の一つとして、POSCO に対し様式 A の提出や様式 G との対応関係の説明を求め、さらに他に合理的な検証方法があれば提示するように求めた。しかし、POSCO は、様式 G の正確性を合理的に基礎づける資料の提出や説明を行わなかった。そのため、調査当局は、様式 A はもちろん、それ以外の方法によっても、様式 G の数値の正確性を十分に確認・検証できない状況に置かれた。そのような中で、POSCO により特定の取引先の委託加工費の配賦漏れがあったとして、様式 G は大幅に修正された上、さらには現地調査という検証の最終局面に至って、様式 G の主要項目である「その他費用」の数字にも重大な誤りがあることが判明した。このように、調査当局は、様式 G の数値の複数回の変動や誤計上を踏まえ、様式 G の控除費用及び利潤について、その正確性を確認・検証することができないと判断したものである。また、これらの誤りは、調査当局による確認を通じて判明したものであり、POSCO 自らが様式 G 全体の整合性を検証した結果によるものではなかった。このことも、様式 G の控除費用及び利潤にかかる情報の信頼性に疑義を生じさせる事情である。このように、様式 A に関する一連の経緯は、様式 G そのものに内在する正確性への懸念が判明した端緒に過ぎず、調査当局が様式 A と様式 G の不一致のみを理由に検証可能な情報全体を排斥したとの事実はない。

(ウ)　また、上記(398)(イ)のとおり、POSCO は、現地調査で確認された「その他費用」の

誤りを理由に控除費用全体を排斥したことは不当である旨主張する。

(エ)　しかし、現地調査において発覚した「その他費用」の誤りが限定的な誤りであるとのPOSCOの主張には、何らの裏付けも示されてない。むしろ、POSCOの説明によれば、その発生原因は、【理由】という、普遍的・項目横断的な事象であり、これと同じ事象が他の項目において生じていない保証はない。実際、POSCOからは、「その他費用」の誤りの影響範囲が確実に限定されることを基礎づけ、調査当局の上記懸念を払拭するに足る具体的な説明はなされなかった。これに加え、「その他費用」は様式Gの控除費用の大部分を占める項目であるところ、そのような主要項目の数値に重大な誤りが生じていること、「その他費用」に誤りがあれば当然ながらこれを含む控除費用の総額も算定できないこと、前記(イ)のとおりそもそも様式Gについては現地調査前にも大幅な修正がなされるなど、もともとその正確性を十分に確認・検証できないとの経緯があったこと等も踏まえ、調査当局は、様式Gの控除費用全体の正確な数値を確認・検証することができないと判断し、さらにはそれを前提として算出される利潤も算定できないと判断したものである。

(オ)　したがって、上記(398)(イ)のPOSCOの重要事実の開示に関する反論は採用できない。

(カ)　また、上記(398)(ウ)のとおり、POSCOは、【会社名】の販売数量を購入数量に置き換えたことは、検証可能な販売数量を検証されていない仮定で代替し、部分在庫を損失と誤認したものであると主張する。

(キ)　しかし、そもそも問題は、【会社名】による非関連企業への販売数量が正しいか否かではなく、当該販売から生じた売上に対応するPOSCOの工場出荷時点の貨物の数量がいかほどであるかである。すなわち、単位あたりの構成輸出価格は、非関連企業に販売された貨物の売上のうちPOSCOに帰属する金額（売上額から関連企業における費用や利潤を控除した金額）を、その売上を生み出すためにPOSCOが工場出荷した数量で除することによって算定される。そして、当該販売から生じた売上に対応するPOSCOが工場出荷した数量を特定するにあたっては、日本の関連企業における購入数量と販売数量の差分が【理由】によるものなのか、又は【理由】によるものなのかが重要な事実となる。

(ク)　購入数量と販売数量との間の差異が【理由】であり【理由】として残存していない場合、当該差分は、【理由】であり、非関連企業に対する販売から生じた売上は、POSCOが工場出荷した時点の数量全てに対応すると考えられる。そのため、当該差分を含むPOSCOの工場出荷数量（すなわち日本の関連企業の購入数量）を基礎として、単位当たりの輸出価格を算定することになる。他方で、当該差分が【理由】として残存している場合、当該【理由】は、過去の非関連企業への販売による売上とは別に、【理由】ことが想定される。そのため、過去の非関連企業への販売による売上に対応するPOSCOの工場出荷数量は、実際のPOSCOの工場出荷数量（日本の関連企業の購入数量）から、当該【理由】として残存する数量を除いた数量となり、これは日本の関連企業による販売数量と一致する。

(ケ)　本調査において、POSCOは「【理由】」とされた差分について、どの数量が【理由】であり、どの数量が【理由】によるものであるかを示さなかった。また、現地調査では、当該差分の説明資料である添付資料S2-42(2)の内容自体にも誤りが確認された。そのため、調査当局は、当該差分について、【理由】の存在及び数量を確認することができなかった。そのため、知ることができた事実に基づき、当該差分について【理由】とは認定せず、その全量を【理由】として取り扱ったものである。すなわち、調査当局は、POSCO

が提出した販売数量そのものの正確性を否定し、これを購入数量で置き換えたものではなく、購入数量と販売数量の差分のうち【理由】数量について積極的な確認ができなかったため、当該差分について知ることができた事実に基づき認定を行ったものである。

(コ)　購入数量と販売数量との間の差分について、知ることができた事実に基づき【理由】によるものとして取り扱った以上、上記のとおり、当該差分の数量も、POSCO に帰属する売上を生み出すために工場出荷された数量を構成するものとして、工場出荷段階の単位当たり輸出価格の算定に際し含めることが論理的である。その結果、POSCO に帰属する売上に対応する工場出荷段階の数量は、日本の関連企業による購入数量と一致することになる。このように、調査当局は販売数量を購入数量に置き換えたものではなく、POSCO に帰属する売上に対応する工場出荷段階の数量として、日本の関連企業による購入数量をそのまま用いたにすぎない。

(サ)　したがって、上記(398)(ウ)の POSCO の重要事実の開示に関する反論は、構成輸出価格の算定方法に関する理解に誤りがあるものであり、採用できない。

(シ)　さらに、POSCO は、上記(398)(エ)のとおり、コイル番号の局地的な紐づけ誤りを理由として取引全体の品種を否認したことは、誤りの実際の影響範囲を逸脱した過剰な措置であると主張する。

(ス)　しかし、まず、POSCO は、「コイル番号は、様式間の取引を連結する補助キーにすぎ」ない旨述べ、コイル番号の誤りの問題が重大ではないかのように述べるが、それ自体誤りである。構成輸出価格は、非関連企業に対して国内において最初に販売される調査対象貨物の国内販売価格を基礎として算定されるのであるから、非関連企業での国内での販売取引（様式 G）と、その販売取引に対応する調査対象貨物が韓国から輸出され、日本に輸入された際の関連企業間の販売取引（様式 B、様式 F）とが紐づけられる必要がある。さらに、構成輸出価格の算定は品種毎に行われることから、各取引がどの品種コードにかかる取引であるかが正確に特定される必要がある。そして、上記(337)(イ)のとおり、POSCO によれば、「様式間の取引を連結」するコイル番号がその特定を行う情報であるとのことであるから、コイル番号は、各取引を一意に特定し、輸出から最終販売に至る商流を品種毎につなぐ中核的な情報に他ならない。加えて、現地調査において POSCO は、生産システム上、【生産システムの説明】、【システムと在庫管理の手法】を説明している。すなわち、コイル番号は単なる補助的な管理番号ではなく、【コイル番号の説明】として POSCO 自身が利用しているものであった。したがって、コイル番号の誤りは、個々の取引の対応関係や品種ごとの原価情報及び販売情報の検証に直接影響し得るものであり、これを単なる補助キーの誤りとして軽視することはできない。

(セ)　そのような前提の中で、本調査では、その中核的な情報であるコイル番号の記載に、重大な誤りが複数確認された。すなわち、様式 G には、コイル番号自体が誤っているものや、コイル番号自体は正しいものの、当該コイル番号が調査対象期間前の無関係の取引とで重複使用されていたため、この無関係の取引情報（販売価格、販売数量、品種コード等）が誤って記載されていたもの等、複数の誤りが確認された。

(ソ)　POSCO は、現地調査において確認されたコイル番号の誤りが約【数値】％（約【数値】件／【数値】件）に限られるかのように主張する。しかし、その根拠は何ら示されていない上、当該【数値】件が具体的にどの取引を指すのかについても説明されなかった。しかも、POSCO によれば、コイル番号の誤りが生じた原因は、【会社名】において【社内管理番号の管理状況】、【会社名】の【社内管理番号の附番状況】であるとのことである。【会社名】においてコイル番号が【社内管理番号の附番状況】との経緯からは、誤りが【数値】件に限られるとの根拠はなく、むしろ、他の取引においても生じている

ことが合理的に疑われる。さらには、現地調査において、当該最終局面に至るまでPOSCOから一切説明のなかった【加工及び販売に関する情報】という新たな事実が判明し、コイル番号の誤りのみならず、【加工及び販売に関する情報】によってもコイル番号が商流の途中で変更されて記載されていることが示唆された。そこで、調査当局は、様式Gについて、回答されたコイル番号の正確性を確認することができず、その結果として、これと連動する品種情報や様式間の取引の紐付けについても、その正確性を検証することができないと判断したものである。なお、調査当局は、様式Gのうち、上記の【発生原因】に依拠しない、【企業名】のシステムに紐づいて回答された販売数量や販売金額の情報は一定程度正確性を検証できたものとして採用するなど、実際の影響範囲に沿った合理的な対応を採っている。

(タ)　したがって、上記(398)(エ)の POSCO の重要事実の開示に関する反論は採用できない。

(チ)　以上のとおり、上記(398)の POSCO の重要事実の開示に関する反論は採用できない。

６－２－８　「５－２－２２　FA 経緯書兼 DM 計算書（POSCO）「４．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「D. 様式 G における関連企業【企業名】及び【企業名】を通じて輸入・販売した取引に係る事実」及び「２－３－１－２－２　構成価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論・再反論及びこれらに係る調査当局の見解

６－２－８－１　「５－２－２２　FA 経緯書兼 DM 計算書（POSCO）「４．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「D. 様式 G における関連企業【企業名】及び【企業名】を通じて輸入・販売した取引に係る事実」及び「２－３－１－２－２　構成価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論

(400)　韓国の供給者である POSCO から、上記**「５－２－２２　FA 経緯書兼 DM 計算書（POSCO）「４．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「D. 様式 G における関連企業【企業名】及び【企業名】を通じて輸入・販売した取引に係る事実」及び「２－３－１－２－２　構成価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」**に関して、次の内容の重要事実に関する反論が提出された[394]。

(ア)　本件において、日本国内の再販売関連会社による販売について正常価格の算定に用いられた一つの品種の選定に関し、調査当局は、現地調査で検証された POSCO の日本向け輸出品種の一つを基礎とし、これと類似の原価を有する品種として選定した旨を説明した。そして、現地調査で検証された POSCO の輸出１件が日本向け輸出において代表性を有するため、これと類似の原価を有する品種を正常価格として算定することが合理的である旨を主張した。しかし、現地調査で検証された１件の日本向け輸出品種は、実際の対日輸出販売を代表しない、例外的に原価の高い単一品種にすぎない。調査当局は、その「代表性」の根拠として、当該規格【規格】が日本向け輸出の約【数値】%を占めるとしたが、当該数値の集計に誤りがあったことが確認された。さらに、当該１件の実際の品種（12 桁の品種コード）は、当社が【会社名】を経由して日本に輸出した全【数値】品種の全輸出数量のうち約【数値】%にすぎず、代表性は全く認められない。

(イ)　そこで当社は、①原則として、既に検証された様式 B の【会社名】を通じて販売された全販売品種の販売数量加重平均生産費用に、当局が算定した通常利潤率を適用して正常価格を再算定するか、②やむを得ず資料の代替が必要な場合であっても、実際の販売構成を反映する代表品種、又は（品種別数量の検証が不要な）実販売品種群の単純平均原価を用いられるよう要請する。

394 重要事実に関する反論（POSCO、令和８年 10 月１日）

(ウ)　正常価格の算定には「明白かつ重大な」誤謬があるので違法であり、また、本件におけるファクツ・アヴェイラブルの適用は過剰であり、千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定附属書 2 6.8 に規定する入手可能な最善の情報に違反する。

６－２－８－２　「５－２－２２　FA 経緯書兼 DM 計算書（POSCO）「４．ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」「D．様式 G における関連企業【企業名】及び【企業名】を通じて輸入・販売した取引に係る事実」及び「２－３－１－２－２　構成価格」に関する反論等・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に関する反論・再反論に係る調査当局の見解

(401)　上記(400)の POSCO の重要事実に関する反論を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

(ア)　調査当局は、POSCO が回答するコイル番号の正確性を確認することができず、これと連動する品種情報や様式間の取引の紐付けが困難な状況に置かれた。このような場合、調査当局は、知ることができた事実に基づいて認定を行うことが可能であり、例えば、現地調査において確認・検証することができた取引に係る情報を用いて認定することも合理的である。そして本件では、調査当局が一連の取引に係る書類を確認・検証することができた唯一の取引が、様式 B の取引通番【取引番号】の取引であったのであるから、調査当局が、これら取引にかかる品種を正常価格算定の基礎として用いることは合理的である。

(イ)　POSCO は、調査当局が用いた取引通番【取引番号】に係る品種に「代表性」が必要である旨を述べた上で、その規格【規格】が日本向け輸出に占める割合（【数値】%）や、当該取引の品種（12 桁の品種コード）の POSCO が【会社名】を経由して日本に輸出した全品種に占める割合（【数値】%）を参照しつつ、当該品種に「代表性」がない旨を縷々述べる。しかし、前記のとおり、品種間の紐づけ自体が出来ない以上、調査当局として、調査当局が確認・検証することができた取引に係る情報を「知ることができた事実」として用いることは何ら不合理でなく、本件では、それが取引通番【取引番号】の取引であったに過ぎない。さらに、POSCO が主張する「代表性」は、いずれも、品種ごとの輸出販売数量の情報という、まさにコイル番号の正確性が確認できないことにより信頼できないと判断された情報そのものに依拠して主張されるものであるから、採用する余地がない。なお、念のため述べれば、POSCO は、取引通番【取引番号】について、調査当局が当該規格【規格】が日本向け輸出の約【数値】%を占めるとした旨述べ、当該数値の集計に誤りがあったことが確認されたと述べるが、事実ではない。調査当局は、取引通番【取引番号】の規格【規格記号】の割合ではなく、当該規格が属する品種コード⑬が「【品種】」として日本向け輸出の約【数値】%を占める旨指摘している（その限りにおいて上記(341)(カ)の記載を訂正する。）。

(ウ)　以上から、調査当局は、本来、取引通番【取引番号】の取引に係る品種を正常価格の算定の基礎として用いることができ、その場合に算定される不当廉売差額率は【60_70】%であった。調査当局は、このままの数字を用いることもできた中で、POSCO に対する合理的な配慮として、POSCO 自身の説明を一つの参考指標としつつ、正常価格の算定に用いる品種を合理的に調整することとした。具体的には、様式 E における直接材料費の単価の平均値を仮の基準点として当該平均値から上下【数値】割の範囲内に直接材料費の単価が収まっていない品種については、様式 E の作成の過程で発生した「【相違の理由】」の影響が及んでいる可能性があるものと考えて、保守的に、正常価格の算定のためには用いないこととした。このように、調査当局は、コイル番号の正確性が確認できず、そのため品種ごとの販売数量の正確性が検証できない状況の中で、限られた検証済

みの情報の中から知ることのできた事実に基づき、かつ、POSCO にも合理的な配慮を行った上で適切な認定を行ったものである。POSCO は、調査当局があたかも「ダンピング率を高めようとする意図」で上記認定を行った旨を述べるが、そのような事実はない。

(エ)　なお、POSCO は、加工を経ても品種は変わらないため、比較対象品種は POSCO の出荷基準の品種（様式 B の【会社名】販売品種）に還元されるべきであり、POSCO の日本向け輸出取引に関する情報を用いて、POSCO が【会社名】に販売した品種構成に基づいて、正常価格を算定すべきであると主張するが、採用できない。供給者と連合していると認められる日本の関連輸入者を介した取引について、輸出価格の基礎となる販売実態をより直接的に反映する販売時点の情報を用いることが原則であるところ、その原則に反して、販売実績との対応関係を確認することができない輸出時点の情報を販売時点の品種構成として用いることはできない。

(オ)　また、POSCO は、様式 E の生産費用を単純平均する方式による正常価格の算定を要請するが、これも採用できない。前記のとおり、調査当局は、「知ることができた事実」として、調査当局が実際に確認・検証することができた取引に係る情報を用いて認定するべきである。本件では、そのような取引として取引通番【取引番号】が存在するにもかかわらず、これを捨象して単純平均に依拠する理由はない。しかも、仮に、その数値の正確性を確認・検証できない場合には単純平均を用いるべきとなれば、事業者は、調査に際し、本来の数値と単純平均値とを比較し、単純平均値が有利と考える場合には本来の数値を調査当局に回答しないインセンティブが生じ、適正な調査を阻害しかねない。そもそも単純平均による方法は、各品種の販売数量又は販売構成比が等しい場合でなければ実態を反映するものではないところ、コイル番号の正確性が確認できないことにより品種ごとの輸出販売数量自体が信頼できない以上は、そのような前提を採用すべき客観的根拠も見いだせない。

(カ)　以上のとおり、調査当局は、POSCO が提出した情報のうち検証可能であった情報を可能な限り活用し、不足又は検証不能な部分についてのみ知ることができた事実に基づく認定を行ったものであるから、上記(400)の POSCO の重要事実の開示に関する反論は採用できない。

６－３　重要事実に関する反論・再反論及びこれらに係る調査当局の見解についての結論

(402)　以上のとおり、利害関係者から提出された重要事実に関する反論・再反論を検討した結果、重要事実で示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

７　結論

(403)　以上のとおり、不当廉売がされた溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が認められた。

（別添）

主要証拠等目録

番号	標目	提出者
1	中華人民共和国及び大韓民国産の溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯に対する不当廉売関税を課することを求める書面	日本製鉄株式会社、日鉄鋼板株式会社、株式会社神戸製鋼所、株式会社、淀川製鋼所（以下「申請者」という。）
2	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答	POSCO Co.,LTD.
3	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答	Hyundai Steel Company
4	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答	KG Dongbu Steel Co., Ltd.
5	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答	GS GLOBAL Corp.
6	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答	HYOSUNG TNC CORPORATION
7	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答	SW CO.,LTD.
8	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答	SeAH Coated Metal Corporation
9	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答	Samsung C&T Corporation
10	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答	Dongkuk Coated Metal Co., Ltd.
11	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答	POSCO Steeleon Co., Ltd.
12	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答	POSCO International Corporation
13	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答	鞍鋼股分有限公司
14	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答	武**汉钢铁**有限公司
15	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答	湖南华菱涟钢鋼鉄有限公司
16	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答	宝山钢铁股份有限公司
17	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答	宝钢湛江钢铁有限公司
18	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答	金遠国際金属有限公司
19	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答	臨清市恒泰金属材料株式会社
20	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答	本钢浦项冷轧薄板有限責任公司
21	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答	本钢板材股份有限公司
22	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答	包鋼集団国際経済貿易有限公司
23	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答	冠县创晟新材料有限公司
24	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答	内蒙古包鋼稀土鋼板材有限責任公司
25	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答	包港展博国際商貿有限公司
26	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答※ ※市場経済条件が浸透している事実の有無に関するもの	天津市徳材冷間圧延鋼板工業有限会社
27	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答※ ※市場経済条件が浸透している事実の有無に関するもの	内蒙古包鋼稀土鋼板材有限責任公司
28	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答	GSジャパン株式会社

番号	標目	提出者
29	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答	株式会社暁星ジャパン
30	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答	ヤングスチール株式会社
31	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答	阪和興業株式会社
32	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答	小野建株式会社
33	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答	大東鉄板株式会社
34	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答	JFE商事株式会社
35	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答	【輸入者A】
36	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答	POSCO INTERNATIONAL ジャパン株式会社
37	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答	現代ジャパン株式会社
38	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答	パナソニックオペレーショナルエクセレンス株式会社
39	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答	株式会社トピア
40	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答	日鉄物産株式会社
41	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答	伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社
42	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答	株式会社東国
43	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答	新東亜交易株式会社
44	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答	フジデン株式会社
45	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答	鐵商株式会社
46	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答	豊栄通商株式会社
47	本邦生産者に対する確認票の回答	日本製鉄株式会社
48	本邦生産者に対する確認票の回答	日鉄鋼板株式会社
49	本邦生産者に対する確認票の回答	株式会社神戸製鋼所
50	本邦生産者に対する確認票の回答	株式会社ヨドコウ
51	本邦生産者に対する確認票の回答	東京製鐵株式会社
52	本邦生産者に対する確認票の回答	株式会社中山製鋼所
53	本邦生産者に対する確認票の回答	JFEスチール株式会社
54	本邦生産者に対する確認票の回答	JFE鋼板株式会社
55	本邦生産者に対する確認票の回答	丸一鋼管株式会社
56	本邦生産者に対する確認票の回答	三和実業株式会社
57	本邦生産者に対する確認票の回答	福栄鋼材株式会社

番号	標目	提出者
58	本邦生産者に対する確認票の回答	日鉄物産コイルセンター株式会社
59	本邦生産者に対する確認票の回答	藤田金属株式会社
60	本邦生産者に対する確認票の回答	株式会社小山コイルセンター
61	本邦生産者に対する確認票の回答	高田鋼材鋼業株式会社
62	本邦生産者に対する確認票の回答	東洋コイル工業株式会社
63	産業上の使用者に対する確認票の回答	日鉄神鋼建材株式会社
64	産業上の使用者に対する確認票の回答	日鉄建材株式会社
65	産業上の使用者に対する確認票の回答	三菱電機株式会社
66	産業上の使用者に対する確認票の回答	リンナイ株式会社
67	産業上の使用者に対する確認票の回答	日鉄めっき鋼管株式会社
68	産業上の使用者に対する確認票の回答	JFE建材株式会社
69	産業上の使用者に対する確認票の回答	富士電機株式会社
70	産業上の使用者に対する確認票の回答	八潮建材工業株式会社
71	産業上の使用者に対する確認票の回答	トーケン工業株式会社
72	産業上の使用者に対する確認票の回答	千代田鋼鉄工業株式会社
73	産業上の使用者に対する確認票の回答	【産業上の使用者A】
74	産業上の使用者に対する確認票の回答	八千代建工株式会社
75	産業上の使用者に対する確認票の回答	光宗通商株式会社
76	産業上の使用者に対する確認票の回答	POSCO JAPAN PC株式会社
77	産業上の使用者に対する確認票の回答	紅忠コイルセンター関西株式会社
78	産業上の使用者に対する確認票の回答	堺鋼板工業株式会社
79	産業上の使用者に対する確認票の回答	関包スチール株式会社
80	産業上の使用者に対する確認票の回答	信和鋼板株式会社
81	産業上の使用者に対する確認票の回答	大裕鋼業株式会社
82	産業上の使用者に対する確認票の回答	株式会社桐井製作所
83	産業上の使用者に対する確認票の回答	紅忠コイルセンター関東株式会社
84	産業上の使用者に対する確認票の回答	月星商事株式会社
85	産業上の使用者に対する確認票の回答	七福鋼業株式会社
86	産業上の使用者に対する確認票の回答	株式会社中西製作所

番号	標目	提出者
87	産業上の使用者に対する確認票の回答	城東テクノ株式会社
88	「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」における「調査対象貨物に係る正常価格算定のための代替国候補の選定」に係る意見（回答）	申請者
89	「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」における「調査対象貨物に係る正常価格算定のための代替国候補の選定」に係る意見（回答）	湖南华菱涟钢鋼鉄有限公司
90	「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」における「調査対象貨物に係る正常価格算定のための代替国候補の選定」に係る意見（回答）	日鉄物産コイルセンター株式会社
91	「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」における「調査対象貨物に係る正常価格算定のための代替国候補の選定」に係る意見（回答）	株式会社小山コイルセンター
92	「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」における「調査対象貨物に係る正常価格算定のための代替国候補の選定」に係る意見（回答）	株式会社会社空見スチールサービス
93	「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」における「調査対象貨物に係る正常価格算定のための代替国候補の選定」に係る意見（回答）	サミットスチール株式会社
94	「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」における「調査対象貨物に係る正常価格算定のための代替国候補の選定」に係る意見（回答）	現代ジャパン株式会社
95	令和7年10月24日付け「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査における「調査対象貨物に係る正常価格算定のための代替国の選定」に係る意見（2回目）（回答）	申請者
96	令和7年10月24日付け「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査における「調査対象貨物に係る正常価格算定のための代替国の選定」に係る意見（2回目）（回答）	株式会社空見スチールサービス
97	令和7年10月24日付け「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査における「調査対象貨物に係る正常価格算定のための代替国の選定」に係る意見（2回目）（回答）	五十鈴株式会社
98	溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査における非市場経済国の代替国としての生産者及び輸出者に対する確認票の回答	JFE鋼板株式会社
99	溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査における非市場経済国の代替国としての生産者及び輸出者に対する確認票の回答	NS-Siam United Steel Co., Ltd.
100	溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査における非市場経済国の代替国としての生産者及び輸出者に対する確認票の回答	PT. JFE STEEL GALVANIZING INDONESIA
101	溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査における非市場経済国の代替国としての生産者及び輸出者に対する確認票の回答	JFE Steel Galvanizing (Thailand) Ltd.
102	溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査における非市場経済国の代替国としての生産者及び輸出者に対する確認票の回答	China Steel And Nippon Steel Vietnam Joint Stock Company
103	溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査における非市場経済国の代替国としての生産者及び輸出者に対する確認票の回答	MARUICHI SUN STEEL JOINT STOCK COMPANY
104	溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査における非市場経済国の代替国としての生産者及び輸出者に対する確認票の回答	日本製鉄株式会社
105	溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査における非市場経済国の代替国としての生産者及び輸出者に対する確認票の回答	China Steel Corporation
106	溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査における非市場経済国の代替国としての生産者及び輸出者に対する確認票の回答	株式会社中山製鋼所
107	溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査における非市場経済国の代替国としての生産者及び輸出者に対する確認票の回答	JFEスチール株式会社
108	溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査における非市場経済国の代替国としての生産者及び輸出者に対する確認票の回答	TOSYALI TOYO CELIK. A.S
109	溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査における非市場経済国の代替国としての生産者及び輸出者に対する確認票の回答	明治鋼業株式会社
110	溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査における非市場経済国の代替国としての生産者及び輸出者に対する確認票の回答	NS BlueScope Vietnam Co., Ltd
111	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	POSCO Co.,LTD.
112	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	KG Dongbu Steel Co., Ltd.
113	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	HYOSUNG TNC CORPORATION
114	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	SeAH Coated Metal Corporation
115	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	Samsung C&T Corporation

番号	標目	提出者
116	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	DONGKUK COATED METAL CO., LTD.
117	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	POSCO International Corporation
118	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	鞍钢股份有限公司
119	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	武汉钢铁有限公司
120	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	湖南華菱漣源鋼鉄有限公司
121	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	宝山钢铁股份有限公司
122	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	宝钢湛江钢铁有限公司
123	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	金遠国際金属有限公司
124	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	本钢浦项冷轧薄板有限责任公司
125	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	天津市徳材冷間圧延鋼板工業有限会社
126	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	本钢板材股份有限公司
127	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	包鋼集団国際経済貿易有限公司
128	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	冠县创晟新材料有限公司
129	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	内蒙古包鋼稀土鋼板材有限責任公司
130	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	包港展博国際商貿有限公司
131	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	鞍鋼集團香港有限公司
132	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	鞍钢集团国际经济贸易有限公司
133	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	BENXI IRON AND STEEL (GROUP) INTERNATIONAL ECONOMIC AND TRADING CO.,LTD
134	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	本鋼集團香港有限公司
135	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	GUANXIAN CHUANGYU NEW MATERIALS CO., LTD
136	調査対象貨物の輸入者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	GSジャパン株式会社
137	調査対象貨物の輸入者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	株式会社暁星ジャパン
138	調査対象貨物の輸入者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	阪和興業株式会社
139	調査対象貨物の輸入者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	小野建株式会社
140	調査対象貨物の輸入者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	大東鉄板株式会社
141	調査対象貨物の輸入者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	JFE商事株式会社
142	調査対象貨物の輸入者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	【輸入者A】
143	調査対象貨物の輸入者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	POSCO INTERNATIONALジャパン株式会社
144	調査対象貨物の輸入者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	パナソニック オペレーショナルエクセレンス株式会社

番号	標目	提出者
145	調査対象貨物の輸入者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	株式会社東国
146	調査対象貨物の輸入者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	新東亜交易株式会社
147	調査対象貨物の輸入者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	鐵商株式会社
148	調査対象貨物の本邦生産者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	日本製鉄株式会社
149	調査対象貨物の本邦生産者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	日鉄鋼板株式会社
150	調査対象貨物の本邦生産者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	株式会社神戸製鋼所
151	調査対象貨物の本邦生産者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	株式会社ヨドコウ
152	調査対象貨物の本邦生産者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	JFEスチール株式会社
153	調査対象貨物の本邦生産者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	JFE鋼板株式会社
154	調査対象貨物の本邦生産者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	丸一鋼管株式会社
155	調査対象貨物の産業上の使用者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	日鉄神鋼建材株式会社
156	調査対象貨物の産業上の使用者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	日鉄建材株式会社
157	調査対象貨物の産業上の使用者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	三菱電機株式会社
158	調査対象貨物の産業上の使用者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	日鉄めっき鋼管株式会社
159	調査対象貨物の産業上の使用者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	JFE建材株式会社
160	調査対象貨物の産業上の使用者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	トーケン工業株式会社
161	調査対象貨物の産業上の使用者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	千代田鋼鉄工業株式会社
162	調査対象貨物の産業上の使用者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	POSCO JAPAN PC株式会社
163	調査対象貨物の産業上の使用者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	堺鋼板工業株式会社
164	調査対象貨物の産業上の使用者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	関包スチール株式会社
165	令和7年10月29日付け大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査への協力依頼についての回答	日本製鉄株式会社
166	令和7年10月29日付け大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査への協力依頼についての回答	株式会社中山製鋼所
167	令和7年10月29日付け大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査への協力依頼についての回答	JFEスチール株式会社
168	令和7年10月29日付け大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査への協力依頼についての回答	JFE鋼板株式会社
169	令和7年12月8日付け「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」のための追加質問状等の送付についての回答	POSCO Co.,LTD.
170	令和7年12月8日付け「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」のための追加質問状等の送付についての回答	KG Dongbu Steel Co., Ltd.
171	令和7年12月8日付け「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」のための追加質問状等の送付についての回答	湖南華菱漣源鋼鉄有限公司
172	令和7年12月8日付け「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」のための追加質問状等の送付についての回答	GSジャパン株式会社
173	令和7年12月8日付け「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」のための追加質問状等の送付についての回答	株式会社暁星ジャパン

番号	標目	提出者
174	令和7年12月8日付け「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」のための追加質問状等の送付についての回答	阪和興業株式会社
175	令和7年12月8日付け「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」のための追加質問状等の送付についての回答	大東鉄板株式会社
176	令和7年12月8日付け「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」のための追加質問状等の送付についての回答	【輸入者A】
177	令和7年12月8日付け「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」のための追加質問状等の送付についての回答	POSCO INTERNATIONALジャパン株式会社
178	令和7年12月8日付け「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」のための追加質問状等の送付についての回答	パナソニック オペレーショナルエクセレンス株式会社
179	令和7年12月8日付け「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」のための追加質問状等の送付についての回答	株式会社東国
180	令和7年12月8日付け「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」のための追加質問状等の送付についての回答	鐵商株式会社
181	令和7年12月8日付け「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」のための追加質問状等の送付についての回答	日本製鉄株式会社
182	令和7年12月8日付け「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」のための追加質問状等の送付についての回答	日鉄鋼板株式会社
183	令和7年12月8日付け「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」のための追加質問状等の送付についての回答	株式会社神戸製鋼所
184	令和7年12月8日付け「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」のための追加質問状等の送付についての回答	株式会社ヨドコウ
185	令和7年12月8日付け「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」のための追加質問状等の送付についての回答	JFEスチール株式会社
186	令和7年12月8日付け「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」のための追加質問状等の送付についての回答	JFE鋼板株式会社
187	令和7年12月25日付け「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」のための追加質問状等の送付についての回答	KG Dongbu Steel Co., Ltd.
188	令和7年12月25日付け「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」のための追加質問状等の送付についての回答	POSCO Co.,LTD.
189	令和7年12月25日付け「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」のための追加質問状等の送付についての回答	鞍钢股份有限公司
190	令和7年12月25日付け「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」のための追加質問状等の送付についての回答	湖南華菱漣源鋼鉄有限公司
191	令和7年12月25日付け「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」のための追加質問状等の送付についての回答	GSジャパン株式会社
192	令和7年12月25日付け「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」のための追加質問状等の送付についての回答	株式会社暁星ジャパン
193	令和7年12月25日付け「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」のための追加質問状等の送付についての回答	阪和興業株式会社
194	令和7年12月25日付け「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」のための追加質問状等の送付についての回答	大東鉄板株式会社
195	令和7年12月25日付け「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」のための追加質問状等の送付についての回答	JFE商事株式会社
196	令和7年12月25日付け「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」のための追加質問状等の送付についての回答	POSCO INTERNATIONALジャパン株式会社
197	令和7年12月25日付け「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」のための追加質問状等の送付についての回答	パナソニックオペレーショナルエクセレンス株式会社
198	令和7年12月25日付け「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」のための追加質問状等の送付についての回答	鐵商株式会社
199	令和7年12月25日付け「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」のための追加質問状等の送付についての回答	NS-Siam United Steel Co., Ltd.
200	令和7年12月25日付け「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」のための追加質問状等の送付についての回答	JFEスチール株式会社
201	令和7年12月25日付け「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」のための追加質問状等の送付についての回答	JFE鋼板株式会社
202	令和7年12月25日付け「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」のための追加質問状等の送付についての回答	日本製鉄株式会社

番号	標目	提出者
203	「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」のための追加質問状等の送付について及び回答	日本製鉄株式会社
204	「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」のための追加質問状等の送付について及び回答	日鉄鋼板株式会社
205	「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」のための追加質問状等の送付について及び回答	株式会社神戸製鋼所
206	「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」のための追加質問状等の送付について及び回答	株式会社ヨドコウ
207	令和8年1月29日付け「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」のための追加質問状等の送付についての回答	鞍钢股份有限公司
208	令和8年2月6日付け「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」のための追加質問状等の送付についての回答	湖南華菱漣源鋼鉄有限公司
209	証拠の提出（8/27）	申請者
210	証拠の提出（9/19）	申請者
211	意見の表明	POSCO Co.,LTD.
212	意見の表明	申請者
213	証拠の提出（11/7）	申請者
214	証拠の提出（11/13）	申請者
215	証拠の提出	三和実業株式会社
216	証拠の提出及び意見の表明	中国鉄鋼工業協会
217	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する現地調査結果報告書及び提出資料	POSCO Co.,LTD.
218	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する現地調査結果報告書及び提出資料	KG Dongbu Steel Co., Ltd.
219	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する現地調査結果報告書及び提出資料	鞍钢股份有限公司
220	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する現地調査結果報告書及び提出資料	湖南華菱漣源鋼鉄有限公司
221	調査対象貨物の本邦生産者に対する現地調査結果報告書及び提出資料	日本製鉄株式会社
222	調査対象貨物の本邦生産者に対する現地調査結果報告書及び提出資料	ヨドコウ株式会社
223	調査対象貨物の代替国に対する現地調査結果報告書及び提出資料	【代替国企業】
224	確認票回答書（開示版）に対する「秘密として取り扱うことを求める旨の適切性についての意見」について	申請者
225	「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」の確認票回答書（開示版）に対する「秘密として取り扱うことを求める旨の適切性についての意見」に係る意見（回答）	KG Dongbu Steel Co., Ltd.
226	「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」の確認票回答書（開示版）に対する「秘密として取り扱うことを求める旨の適切性についての意見」に係る意見（回答）	POSCO Co.,LTD.
227	「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」の確認票回答書（開示版）に対する「秘密として取り扱うことを求める旨の適切性についての意見」に係る意見（回答）	POSCO JAPAN PC株式会社
228	「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」の確認票回答書（開示版）に対する「秘密として取り扱うことを求める旨の適切性についての意見」に係る意見（回答）	鞍钢股份有限公司
229	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	GS Global Corp.
230	「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」のための追加質問状等及び調査当局からの指摘事項に対する回答	NS-Siam United Steel Co., Ltd.
231	「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」のための追加質問状等	KG Dongbu Steel Co., Ltd.

番号	標目	提出者
232	「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」のための追加質問状等	POSCO Co.,LTD.
233	仮の決定に関する反論等（仮の決定の内容に関する反論及び反証に係る書面の提出について）	大東鉄板株式会社
234	仮の決定に関する反論等（仮の決定の内容に関する反論及び反証に係る書面の提出について）	湖南華菱漣源鋼鉄有限公司
235	仮の決定に関する反論等（仮の決定の内容に関する反論及び反証に係る書面の提出について）	Hyundai Steel Company
236	仮の決定に関する反論等（仮の決定の内容に関する反論及び反証に係る書面の提出について）	三井物産（香港）有限公司
237	仮の決定に関する反論等（仮の決定の内容に関する反論及び反証に係る書面の提出について）	中国鉄鋼工業協会
238	仮の決定に関する反論等（仮の決定の内容に関する反論及び反証に係る書面の提出について）	POSCO Co.,LTD.
239	仮の決定に関する反論等（仮の決定の内容に関する反論及び反証に係る書面の提出について）	KG Dongbu Steel Co., Ltd.
240	仮の決定に関する反論等（仮の決定の内容に関する反論及び反証に係る書面の提出について）	鞍钢股份有限公司
241	仮の決定に関する再反論等(仮の決定の内容に関する反論及び反証に対する再反論及び再反証に係る書面について)	申請者
242	最終決定の基礎となる重要な事実に関する反論（重要事実の内容に関する反論に係る書面の提出について）	Hyundai Steel Company
243	最終決定の基礎となる重要な事実に関する反論（重要事実の内容に関する反論に係る書面の提出について）	KG Dongbu Steel Co., Ltd.
244	最終決定の基礎となる重要な事実に関する反論（重要事実の内容に関する反論に係る書面の提出について）	POSCO Co.,LTD.
245	約束の申出について	POSCO Co.,LTD.
246	約束の申出について	KG Dongbu Steel Co., Ltd.
247	約束の申出について	Dongkuk Coated Metal Co., Ltd.
248	約束の申出について	Hyundai Steel Company
249	約束の申出について	湖南華菱漣源鋼鉄有限公司
250	約束の申出に対する意見の提出について	申請者
251	調査当局が収集及び分析した関係証拠	調査当局